



第2次 全国 総合計画 画

KUNISAKI

悠久の歴史と
賑わいの空間で織りなす
ハイブリッド都市「くにさき」



悠久の歴史と賑わいの空間で織りなす ハイブリッド都市「くにさき」の 実現に向けて



本市は、平成の大合併により平成18年3月31日に誕生し、平成20年に第1次総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりました。

その間の本市を取り巻く状況は、少子高齢化や地方分権の進展、長期化する景気低迷による雇用情勢の悪化、国・地方を通じた厳しい財政状況や行政ニーズの多様化など、めまぐるしい変化をみせております。また、平成23年3月11日には、これまでの日本社会の根幹を今なお揺さぶり続けている東日本大震災が発生しています。さらに、本市も合併以来懸案であった本庁舎の位置が決定し、平成27年度内には市役所本庁舎が建設される予定となっています。

今回、第1次国東市総合計画を部分的に変更する予定となっておりましたが、本市内外の情勢の大きな変化から、「国東市」の総合的な新しい計画が必要であるとの方針により全面改訂版として第2次国東市総合計画を策定いたしました。

新しい計画は、将来像として、悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市「くにさき」を掲げ、「地元力」、「定住力」、「新活力」をキーワードに「三つの力」をさらに高めることで「人口増加都市くにさき」を目指すことを基本目標としています。この将来像は、「これまで1300年以上続いてきた国東らしい自然や文化」と「人々が集う新しい賑わいの空間の創出」を組み合わせ、市民、企業、団体、行政がお互いに協働して市の全体像を織り上げ、多様な要素をシステムとしてバランス良く利用することで人口増加の実現を図り、心豊かで活気あふれるまちづくりに向かう都市をイメージしたものとなっています。今後は、この計画に基づき国東半島の中核を担う都市としてダイナミックに飛躍し、市民の皆さまが生き生きと輝いて暮らすことのできる、ハイブリッド都市「くにさき」の実現に向けた取り組みを進めてまいり所存です。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、アンケートや意見募集、地域審議会、総合計画懇話会や各種団体への意見照会等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました皆さまを初め、国東市議会や国東市総合計画審議会並びに多くの関係者の皆さまに対し厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

国東市長 三河 明史

【市 章】

【制定日 平成18年 3月31日】

「くに」の平仮名を組合せデザイン化し、合併した貴重な歴史・風土や産業・文化と新市の将来像の自然（人〈市民〉・緑〈台地〉・水〈海〉）に包まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、将来に向けて飛躍・発展・繁栄する明るい元気な姿を力強く表しています。



【市の花】菜の花

【制定日 平成19年 7月 3日】

「菜の花」は、春を告げる花であるとともに昔は、なたね油を取るために市内全域で広く栽培されており、私たちの生活になじみの深い花でした。近年は観賞用としても、市内の道路沿い等に植えられており、春先には、まるで国東市民の皆さんが、幸せになるのを願うかのように黄色い花を咲かせます。菜の花は、市勢に新しい芽吹きを呼び起こし、国東市に春を運ぶ花であるということで市花に選定されました。



【市の木】くすのき

【制定日 平成19年 7月 3日】

くすの木は、暖地に野生し国東市でも社寺林等としてよく植樹されており、武蔵町三井寺には、樹齢千年以上と伝えられるくすの木があります。枝葉はよく繁り害虫が少なく育成しやすくて長命の樹木です。くすの木は、市民の皆さんがいつまでも健康で長寿であるようにとの願いを込めて、市木として選定されました。



【市の鳥】きじ

【制定日 平成19年 7月 3日】

日本の国鳥でもあるキジは、昔から童話や文学・芸術等で広く国民に親しまれており、国東市にも多数生息しています。また、キジは勇気と母性愛に富んだ鳥であり、市民の皆さんの国東市建設への心意気（勇気・行動力）と、国東市に対する深い愛情を象徴する鳥として選定されました。



【市民憲章】

【制定日 平成25年 4月 1日】

この市民憲章は市民の皆様がふるさとへの愛着を持ち、合併後の国東市の一体化を図り、明るく住みよいまちづくりを進めていくための宣言書であります。

わたしたち国東市民は、豊かな自然と先人から受け継いだ文化を尊び、誇りと責任を感じ、さらに心豊かで活気あふれるまちづくりをめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 一、 自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくります。
- 一、 伝統に学び教養を高め、文化のかおり高いまちをつくります。
- 一、 人権を尊重し、平和で住みよいまちをつくります。
- 一、 働くことによるこびをもち、活力あるまちをつくります。
- 一、 絆を深め、心身とも健康で明るいまちをつくります。



国東市PRマスコットキャラクター プロフィール

- 名前 さ吉くん (さきちくん)
(くにさきの「さき」と縁起の良い「吉」を合わせて大吉より上の最大吉を意味する。)
- 年齢 1000歳 (推定)
- 性別 たぶん男の子
- 住所 大分県国東半島自然ノ中其処彼処
(おおいたけんくにさきはんとうしぜんのなかそこかしこ)
- 特技 大きな風呂敷を広げて空を飛ぶ事も、海の中をスイスイ泳ぐ事もできる。
- 特徴
- ◎国東半島に太古の昔より住む妖精。
 - ◎いたずら好きだが礼儀正しく、挨拶などはきちんとする。
 - ◎お世話になったり感謝すると風呂敷に国東の特産品 (魚・野菜・加工品) などを詰めてごあいさつに行きます。
 - ◎さ吉くんの丸いシッポに触ると大変縁起が良いとされている。
 - ◎行く先々で木の葉型の「お札名刺」を配り、それをもらうと良い事があると伝えられています。
 - ◎自然の中にゴミを捨てたり、汚したりすると「さ吉くん」の姿が薄くなってしまう、最後には消えてしまうので、海・山・里を美しく保つべし!

第Ⅰ部 序論

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | |
| 第1節 | 背景 | 003 |
| 第2節 | 意義 | 003 |
| 第2章 | 計画の枠組み | |
| 第1節 | 位置づけ | 004 |
| 第2節 | 計画の構成 | 005 |
| 第3節 | 計画の特徴 | 007 |
| 第3章 | 国東市のすがた | |
| 第1節 | 位置及び地勢 | 008 |
| 第2節 | 歴史、沿革 | 009 |
| 第3節 | 人口の推移に見る国東 | 011 |
| 第4節 | 就業人口の推移に見る国東 | 012 |
| 第5節 | 産業の推移に見る国東 | 013 |
| 第4章 | これからの国東市のための住民アンケート | |
| 第1節 | 調査の概要及び回答者の属性 | 020 |
| 第2節 | 調査の結果 | 022 |

第Ⅱ部 基本構想

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| 第1章 | 国東市の現在と資源の特徴 | |
| 第1節 | 国東市の現在 | 029 |
| 第2節 | 国東市の潜在力となる資源 | 030 |
| 第3節 | 国東市の課題となる資源 | 033 |
| 第2章 | 国東市の将来像 | |
| 第1節 | 将来像 | 038 |
| 第2節 | 基本目標と重点戦略プロジェクト | 039 |

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 第3章 | 目標人口とまちづくり振興（土地利用）方針 | |
| 第1節 | 目標人口 | 040 |
| 第2節 | まちづくり振興（土地利用）の基本方針 | 040 |
| 第4章 | 目的達成のための重点戦略プロジェクト（政策大綱） | |
| 第1節 | 福祉・安全・子育て『地元力充実』プロジェクト | 044 |
| 第2節 | 出会い・移住・担い手『定住力促進』プロジェクト | 046 |
| 第3節 | 新産業・賑わい・観光『新活力創出』プロジェクト | 048 |
| 第5章 | 地域づくりと行政経営方針 | |
| 第1節 | 地域づくり | 050 |
| 第2節 | 行政経営 | 053 |
| | 第2次国東市総合計画の全体概要図 | 055 |

第Ⅲ部 基本計画

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| 第1章 | 基本計画の考え方 | |
| 第1節 | 基本計画の概要 | 058 |
| 第2節 | 基本計画の構成 | 058 |
| 第2章 | 分野別計画と市民満足度 | |
| 第1節 | 分野別計画 | |
| | I 医療福祉・防災・人権分野（安全・安心をつくる） | 059 |
| | II 子育て・教育・文化財分野（未来を担う人・文化をつくる） | 079 |
| | III 都市計画・生活基盤分野（住みやすいまちをつくる） | 094 |
| | IV 産業・観光・定住分野（活気と元気をつくる） | 115 |
| | V 行政経営分野（政策と経営の市役所をつくる） | 134 |
| 第2節 | 市民満足度 | 144 |
| | 参考資料 | 149 |



第2次国東市総合計画

第I部 序論

I 序論

KUNISAKI

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 計画の枠組み
- 第3章 国東市のすがた
- 第4章 これからの国東市のための住民アンケート

第1章 | 計画策定の趣旨

第1節 背景

国東市は、平成18年3月31日に東国東郡の姫島村を除く国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併して誕生しました。この間、人口減少時代への突入、厳しい国や自治体の財政状況、リーマンショックによる大規模な雇用情勢の悪化や東日本大震災など、我が国の社会経済構造は、その根幹を揺るがすようなかつてないほど大きな変化をみせています。半島先端・中央部に位置する本市は、交通基盤や産業基盤、生活環境の整備等の面で多くの課題が残されており、急激な人口減少が予想されています。

総合計画策定の重要な背景として、平成20年の地方分権改革第2次勧告により「義務付け・枠付け」の見直しが勧告され、平成23年8月には「総合計画策定義務化」が撤廃されたことが挙げられます。義務化が撤廃されたということは、市政の灯火の役割を果たす「総合計画」を策定する

第2節 意義

一般的に現在は、人口減少時代や経済低成長時代の到来からある一定の時間が経過し「成長社会」から「成熟社会」、そして本格的な「超人口減少社会」が到来していると言われています。高度成長社会においては、増加する人口、成長する経済を前提に、あらゆる分野の課題に対応すべく、施策を網羅的に展開して行くことが求められてきました。公共サービスは、主に自治体が担い、画一的なものが求められ、量的な充足が重視されてきました。そのような時代にあっては、課題積上型の総花的な「総合計画」が必要でした。しかし、成長社会から成熟社会を迎えて、これまでのような「成長」を前提とした計画策定手法では、対応が難しくなっています。また、社会の成熟化に伴い、地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化し、「画一的な公共サービス」から「きめの細かい公共サー

ことこそが、自治体の一つの政策宣言となっています。平成25年3月に二代表制の一翼を担う議会により、総合計画策定が議決事件と定義されていることも大きな背景となっています。

また、東日本大震災等の影響により合併特例債の期限が5年間延長され、財源確保の上からも「新市建設計画」の変更が必要となっています。本市としても合併以来懸案であった本庁舎の位置が決定し、平成27年度内には本庁舎が建設されます。

今回「第1次国東市総合計画くにさき創造プラン」を部分的に変更する予定としていましたが、このような時代背景や情勢に鑑み、新しい時代に相応しい本市の総合的な指針を示した計画が必要との判断から、部分改訂の方針を変更して、全面改訂版として第2次国東市総合計画を策定することといたしました。

ビス」へ、「量的な充足」から「質的な満足」へと求められるものが変化して来ています。そのようなニーズに対し、限りある経営資源で対応して行くためには「総合計画」ではなく、「施策の選択と資源の集中」を明らかにした「戦略的総合計画」が必要となっています。

このようなことから、本市は現在の「超人口減少社会」を冷静に分析して新しい時代に的確に対応し、かつ、これまでの総合計画の弱点を克服できるような新たな計画として、本市の戦略的総合計画を策定することとしました。戦略的総合計画とは、本市が地域全体で目指す将来像や地域別（ゾーン）振興方針を明確にする計画を言います。第2次国東市総合計画は、次の8年間において、その構想の実現を図るための、より戦略的で実効性の高い経営の実現を目指す指針となります。

第2章 | 計画の枠組み

第1節 位置づけ

第2次国東市総合計画は、旧地方自治法第2条第4項の規定（平成23年8月1日施行前）に基づき策定されていた総合計画の定義（※）に則し、国東市議会基本条例第9条（平成25年4月1日施行）により議会の議決を経て策定されるものがあります。この計画は、国東市と国東市議会が義務化撤廃の後も、地方分権改革の精神に則り自らの決定と責任で策定することを選び取った総合計画となっており、本市の「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針」と位置づけられます。ただし、この計画は「市役所の運営指針」とあるとともに「これからの国東市のための住民アンケート」や「国東市地域審議会」、「国東市総合計画有識者懇話会」、「国東市総合計画審議会」、「国東市総合計画策定庁内委員会」、「市民への素案に対する意見募集」等を通じて多くの市民や専門家の意見とともに策定されたものとなっています。よって、「市役所の運営」はもとより、本市が地域全体で目指す将来像や地域別（ゾーン）の振興

方針を定める「これからの国東市の振興方針とその指針」という視点を取り入れた計画となっています。このような観点から、「第2次国東市総合計画」は、以下の2つの機能を併せ持つ計画として位置づけることとします。

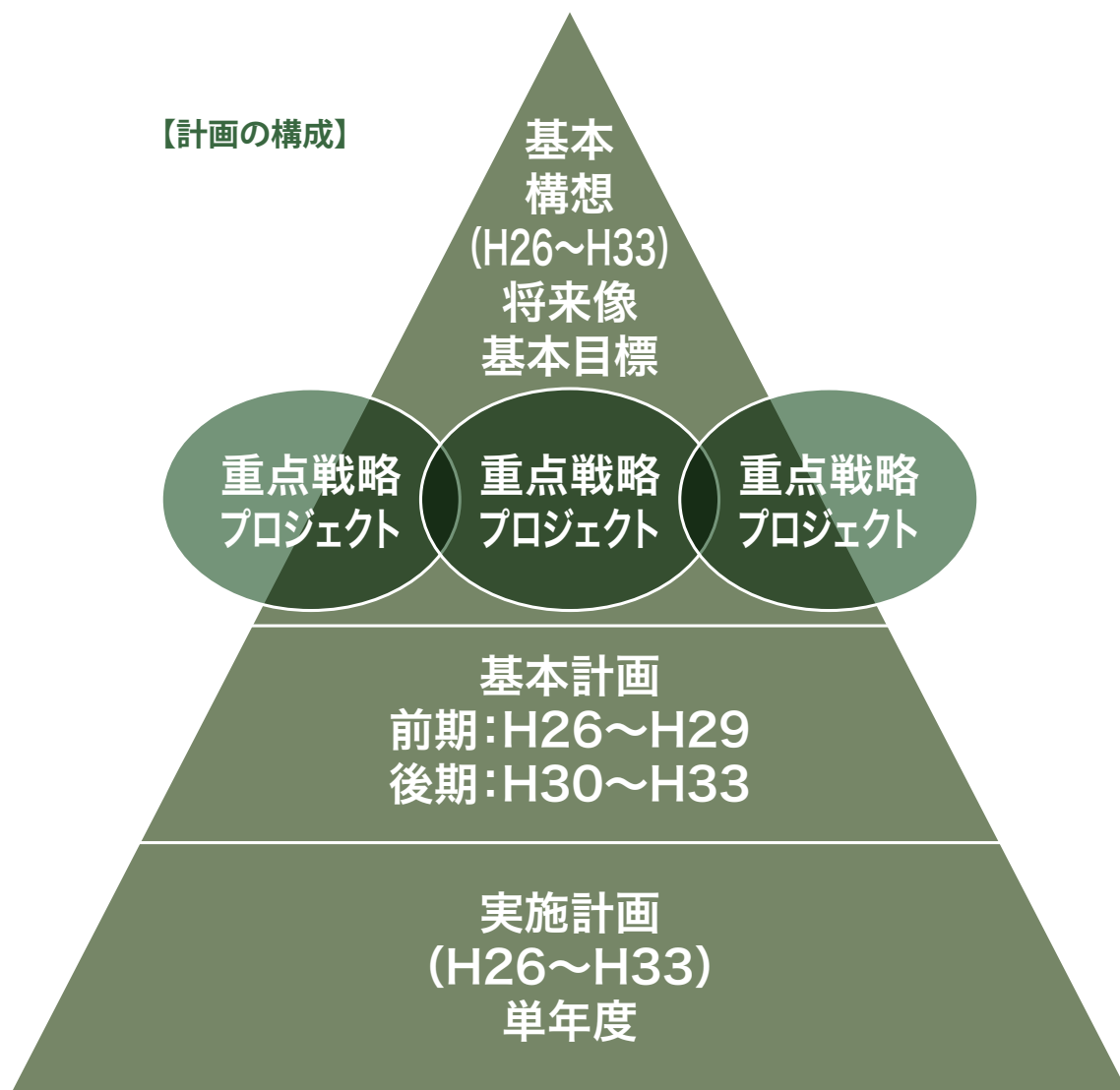
※地方自治法改正前の定義（現在は撤廃）：市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

- ① 本市として、地域全体の将来像や地域別（ゾーン）の振興方針を明らかにし、その方針を官民一体となって共有するための『国東市振興の指針』
- ② 市役所として、基礎的公共サービスの提供を前提とした上での、施策の選別・選択をする指標としての『行政経営の指針』



第2節 計画の構成

「第2次国東市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。



◆基本構想

基本構想は、長期的視点から本市の地域全体で目指す「将来像」や「基本目標」とその実現に向けた3つの「重点戦略プロジェクト」を明らかにするものです。また、目的達成に向けた「まちづくり振興（土地利用）方針」や本市の新たな「地域づくりと行政経営方針」も併せて記述いたしました。3つの「重点戦略プロジェクト」については、その指針に沿った事業であれば弾力的に検討・実施することとします。

この総合計画は、「第1次国東市総合計画くにさき創造プラン」の全面改訂版としての性格（平成20年度～平成29年度）と、従来10年計画としてきた計画期間を短縮し現在の情勢変化に弾力的に対応できる期間とを併せ持った計画として、その期間を平成29年度での前期計画終了、平成33年度での後期計画終了の「8年計画」といたしました。

（次ページ 第2次国東市総合計画の構成概要図を参照）

◆基本計画

基本計画は、基本構想に掲げられる本市の地域全体の「将来像」や「基本目標」の実現に向けて、基礎的公共サービスの提供を前提とした上で、5つの分野（「医療福祉・防災・人権分野」、「子育て・教育・文化財分野」、「都市計画・生活基盤分野」、「産業・観光・定住分野」、「行政経営分野」）ごとにそれぞれを施策として具体化し、39の主要施策により行政の役割を明らかにしています。全体の計画期間は8年とし、社会経済の変化や進行管理の結果を踏まえて4年ごとに見直しを図り、前期

4年・後期4年の計画とします。また、基本計画には各施策に成果目標を掲げ、成果主義の導入を図るとともに、成果目標の定期点検を行って本計画の達成度を確認することとします。

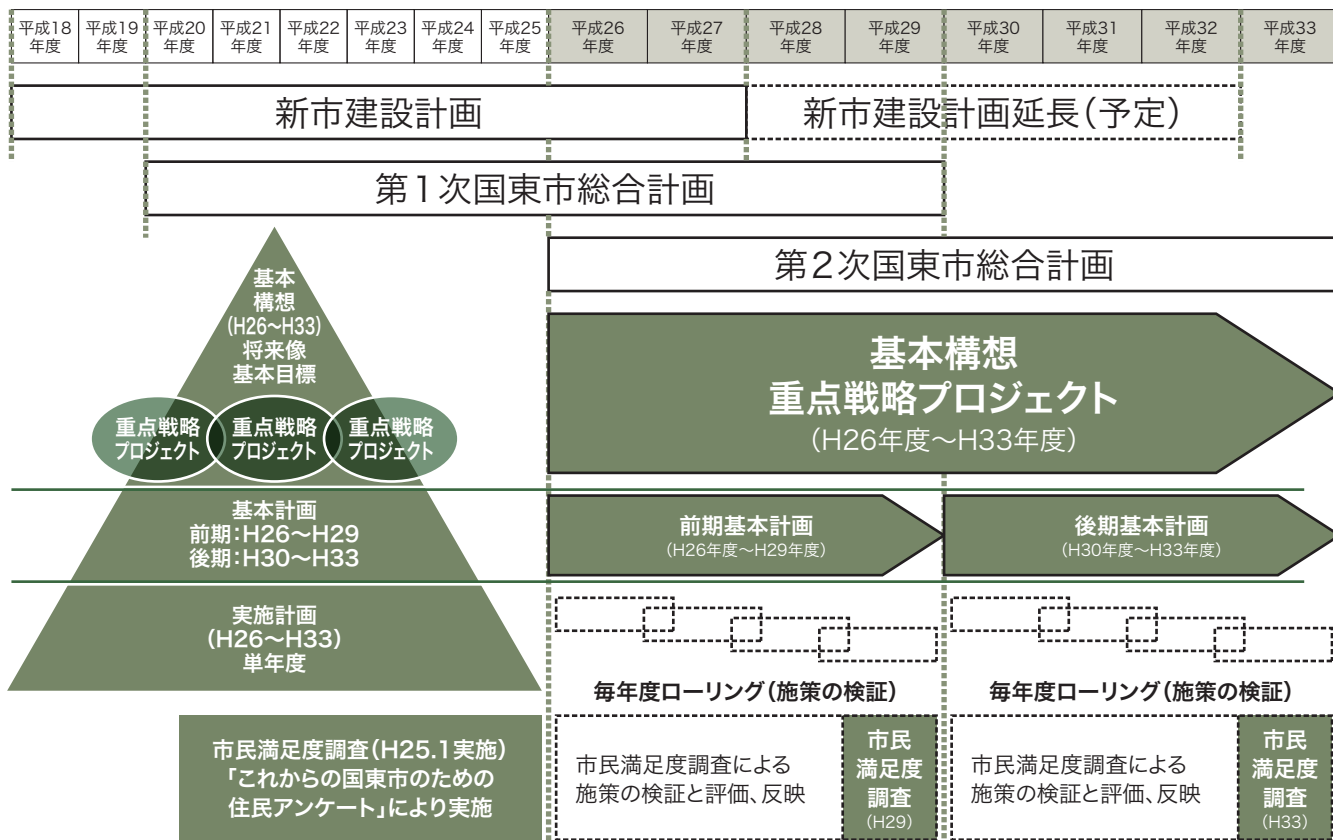
また、施策本来の目的を図る指標として、市民満足度調査について追跡調査することとし、前期基本計画の終了年度（平成29年度）に実施するアンケート調査の満足度の数値と今回調査した満足度の数値を比較して、施策の検証と評価を実施し、後期基本計画等に反映することとします。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に掲げられる行政が行う活動について、短期的視点から、施策展開や経営資源の投入方針を明らかにするものです。実施計画については毎年、見直しを図ることとします。

なお、実施計画については情報量や内容等多岐にわたるため従来通り、この計画内では提示いたしません。

第2次国東市総合計画の構成概要図



第3節 計画の特徴

◆国東市の将来像や基本目標を共有するための計画

本市の将来像、そのイメージから、緩やかな地域別の土地利用振興方針を明らかにして、これからの本市の市民や移住者、企業、団体や行政が共有できる、「道標（みちしるべ）」を提案しています。

◆「地域づくり」と「行政経営」の二つの視点を盛り込んだ計画

合併自治体として誕生して8年が経過する現状を分析し、国東市役所と地域への関与の方針を再定義して「地域づくり」（市役所と地域の協働）と「行政経営」（市役所の運営）の、二つの視点を盛り込んだ計画となっています。

◆市民と市役所が関与した、共有できる計画

計画策定過程においては、「これからの国東市のための住民アンケート」や「国東市地域審議会」、「国東市総合計画有識者懇話会」、「国東市総合計画審議会」、「国東市総合計画策定庁内委員会」、「市民への素案に対する意見募集」などを通じて、市民や各種関係者の意見を取り入れ、市民と市役所が関与した、共有できる計画となっています。

◆国東市議会基本条例により議決された初めての計画

地方分権改革の流れに即し、本市の二元代表制を担う執行部と市議会が、自主的に、相互に、議決事件として定めた「国東市議会基本条例」（平成25年3月制定）の規定により議決された初めての計画となります。

◆政策選択の方向性を明らかにした計画

地域全体として、また市役所としての振興方針を明らかにし、施策の選択の尺度や、地域及びゾーン別の施策の作成過程や政策選択の方向性を明らかにした計画となっています。

◆目指す目標を指標化し、進行管理ができる計画

目指す目標を指標化して表し、策定後に目標達成度を検証し、進行管理ができる計画となっています。

◆職員の手作りによる計画

専門業者への委託業務ではなく、国東市総合計画策定庁内委員会や専門部会、担当課の職員が手作りで製作しており、独自の視点による地域課題の分析や職員間での十分な議論によって作成された計画となっています。

第3章 | 国東市のすがた

第1節 位置及び地勢

■位置



国東市は、瀬戸内海に突き出ている国東半島の概ね東半分を占めており面積は317.84km²（合併時317.76km²：国見町72.93km² 国東町112.28km² 武蔵町41.8km² 安岐町90.75km²）、北は周防灘、東は伊予灘に面し、西側は豊後高田市、南側は杵築市に接しています。

■地勢

国東半島の中央部に位置する両子山、文珠山、伊美山を中心とする放射谷からなり、山の間をぬって水量の少ない小河川が流れ、いわゆる国東二十八谷を刻み、そこに狭長な平地が形成されています。また、火山特有の奇岩景勝に富み、多様な植生など独特の環境を形成しており、本市の一部は、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園に指定されています。夏は瀬戸内海式気候の特徴として降水量が少なく晴れの日が多いのですが、冬は関門海峡からの北西の季節風の影響を受けるため日本海側気候に近く、曇りや雨・雪の日も多

現在の国東市役所のある位置は、北緯33度33分55秒 東経131度43分54秒です。本市の北端は国見町伊美の亀崎、東端は国東町小原の黒津崎、南端は安岐町大添の松川、西端は国見町竹田津の大高島となっています。

く、ひと冬に数回ほどの積雪があります。本市の大部分は、東側に瀬戸内海を擁しているため一年を通じて水平線から昇る日の出が見られます。

本市の外環を走る国道213号（国東市全長41.7km）を基幹道路とし、中央部には通称オレンジ道路（国東市全長46.4km）が走り、住民生活の利便性向上と産業の発展に役立っています。一方、南部には本市で最長の安岐川（全長21.2km）、中部には田深川（全長14.1km）、北部には伊美川（全長13.6km）が流れ、各流域農地の貴重な灌漑用水源となっています。

第2節 歴史、沿革

■歴史

国東市の歴史は古く、最古の人の足跡は、安岐町の「塩屋伊豫野原遺跡」での出土品で約1万5千年～2万年前の後期旧石器時代のものと推定されています。

奈良時代末頃より、宇佐宮・弥勒寺の勢力との関わりにより国東半島に次々と天台宗系の山岳寺院が建立され、鎌倉時代から、1600年大友吉統（よしむね）が別府の石垣原の戦いで敗れるまで鎌倉・南北朝・室町時代と中世の400年近くを大友氏が豊後国を支配することとなります。この頃、国東半島は海上交通の要所として栄え、「海東諸国記」という書物には、北浦部衆と言われる武士団である水軍（海上自衛の武力を持った氏族集団）として活躍した岐部（木部）氏が、1468年対馬の宗助国の仲介により朝鮮半島と貿易をしていたとの記述も見られます。その後、1550年大友義鎮（よししげ）＝宗麟が第21代当主となり、フランシスコ・ザビエルとの謁見をきっかけとして、キリシタン大名となりました。1587年、日本で初めて聖地エルサレムを訪れた信念の人「ペトロカスイ岐部」が国見町で生まれています。

徳川時代を迎え細川家、小笠原家を経て松平家で杵築（木付）の藩制が定まり、幕府の直轄領（10か所）を除き、市内全域が杵築藩領となっています。また、江戸時代には、世界的哲学者三浦梅園が1723年に安岐町で生まれています。この頃から豊後表（七島筵一むしろー）の栽培が

本格的に奨励され、本市の良港を起点に関西・東海方面へと出荷されるようになっていきます。明治22年に大日本帝国憲法が公布、近代的な法体系の一環として「市制・町村制」が公布され新町村が発足しました。この時、本市内にあった72村が、18村となっています。明治5年に日本で初めての鉄道が開通し本格的に「海上交通」の時代から「陸上交通」の時代を迎える中、本市でも明治45年から大正3年にかけて国東鉄道株式会社が設立され、昭和10年の11月に杵築駅から国東駅までの全線30.3kmが開通しています。この鉄道は災害により昭和41年に全線が廃止されています。

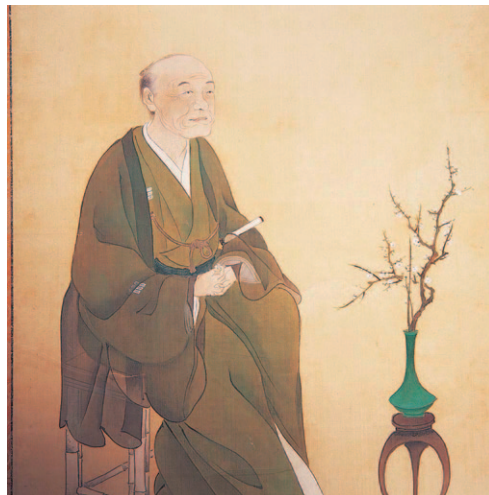
昭和43年には周防灘フェリー（国東市⇄山口県周南市）が就航し、昭和46年には、大分県の空の玄関である大分空港が開港いたしました。また、昭和59年には県北国東地域テクノポリス計画地域（高度技術工業集積地域）に指定され、平成3年には大分空港道路（平成22年10月に無料化）が開通し、その後、北大道路（高速道）と接続されました。さらに、昭和57年には、安岐町に大分キャノン株式会社、昭和59年には、国東町に現ソニーセミコンダクタ株式会社大分テクノロジーセンターをはじめとする先端技術産業の企業誘致が進みました。

その後、平成18年3月31日には平成の大合併により4町（国見町・国東町・武蔵町・安岐町）が合併して国東市が誕生して現在に至っています。

ペトロカスイ岐部神父像



三浦梅園



第3節 人口の推移に見る国東

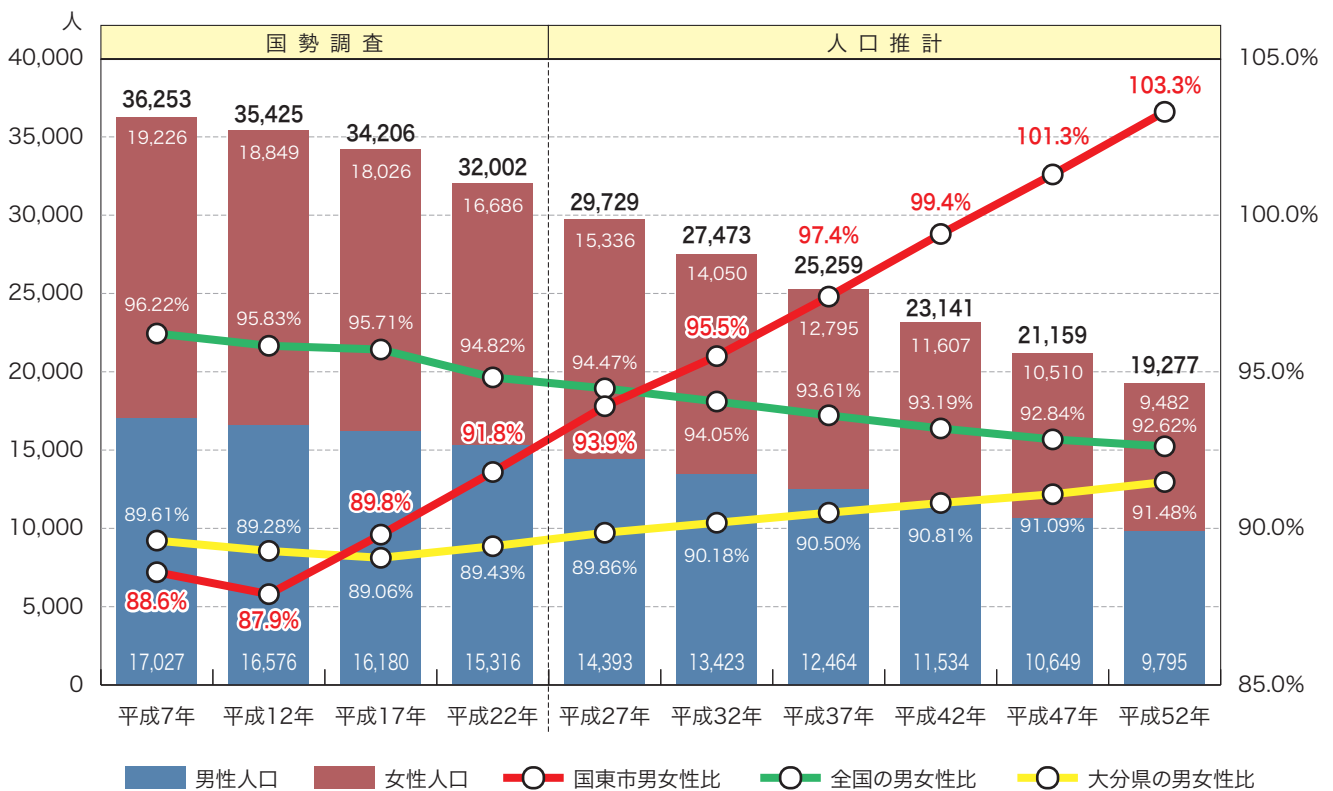
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（出生中位 死亡中位 平成24年1月）によると日本の人口は、平成22年の国勢調査人口1億2805万人から平成52年には1億727万人まで減少、平成60年には、1億人を切って9913万人（減少率16.23%）まで減少すると予測されています。同研究所の平成25年3月推計によると、大分県の人口も平成22年119万人から平成52年には95万人（減少率20.15%）、本市の人口は平成22年3万人から平成52年には2万人を割り込んで1万9千人（減少率39.76%）になると予測されています。この

推計は、本市にとっては衝撃的な数値となっており、地方にとっては急激すぎる人口減少時代の到来を予感させるものとなっています。

特に下記グラフに表れているように本市の人口減少の特徴は、女性の人口が大きく減少することにあります。全国や大分県でも人口が減少する傾向に変わりはありませんが、平成47年の推計では男女の人口が逆転しており、これは大分県内でも本市が唯一の自治体となっています。この現象は、本市出身の女性が男性に比べて市外へ出ることが多く、市外の女性が市内に来ることが少ないと推測できます。

国東市の人口と将来推計人口の推移と男女性比（女性人口を100とした男性指数）

出典：国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月推計



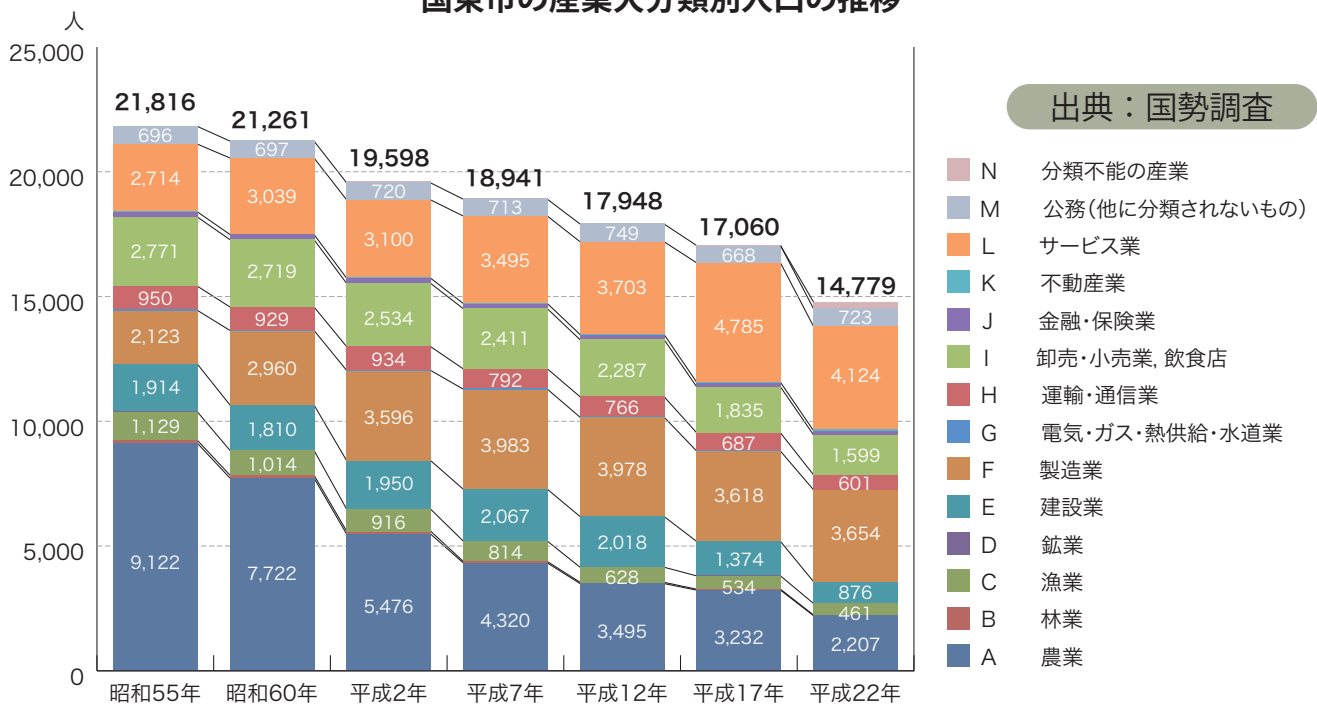
第4節 就業人口の推移に見る国東

本市の就業人口は、総人口の減少に伴い減少傾向にあり昭和55年に「21,816」人あった就業人口は平成22年には「14,779」人まで減少しています。総人口の減少率が20.99%（40,504人→32,002人）であるのに対して、就業人口の減少率は32.26%（21,816人→14,779人）となっており、本市の就業年齢層の人口が加速度的に減少している様子が見てとれます。

本市の就業人口を産業大分類別に見ると、第

二次産業についても、「建設業」については「1,914」人から「876」人まで減少していますが、「製造業」は、「2,123」人から「3,654」人まで増えており、本市の産業を製造業が支えている様子が見てとれます。また、第三次産業についても「卸売・小売業、飲食店」は、「2,771」人から「1,599」人に減少していますが、「サービス業」については「2,714」人から「4,124」人と増えています。

国東市の産業大分類別人口の推移

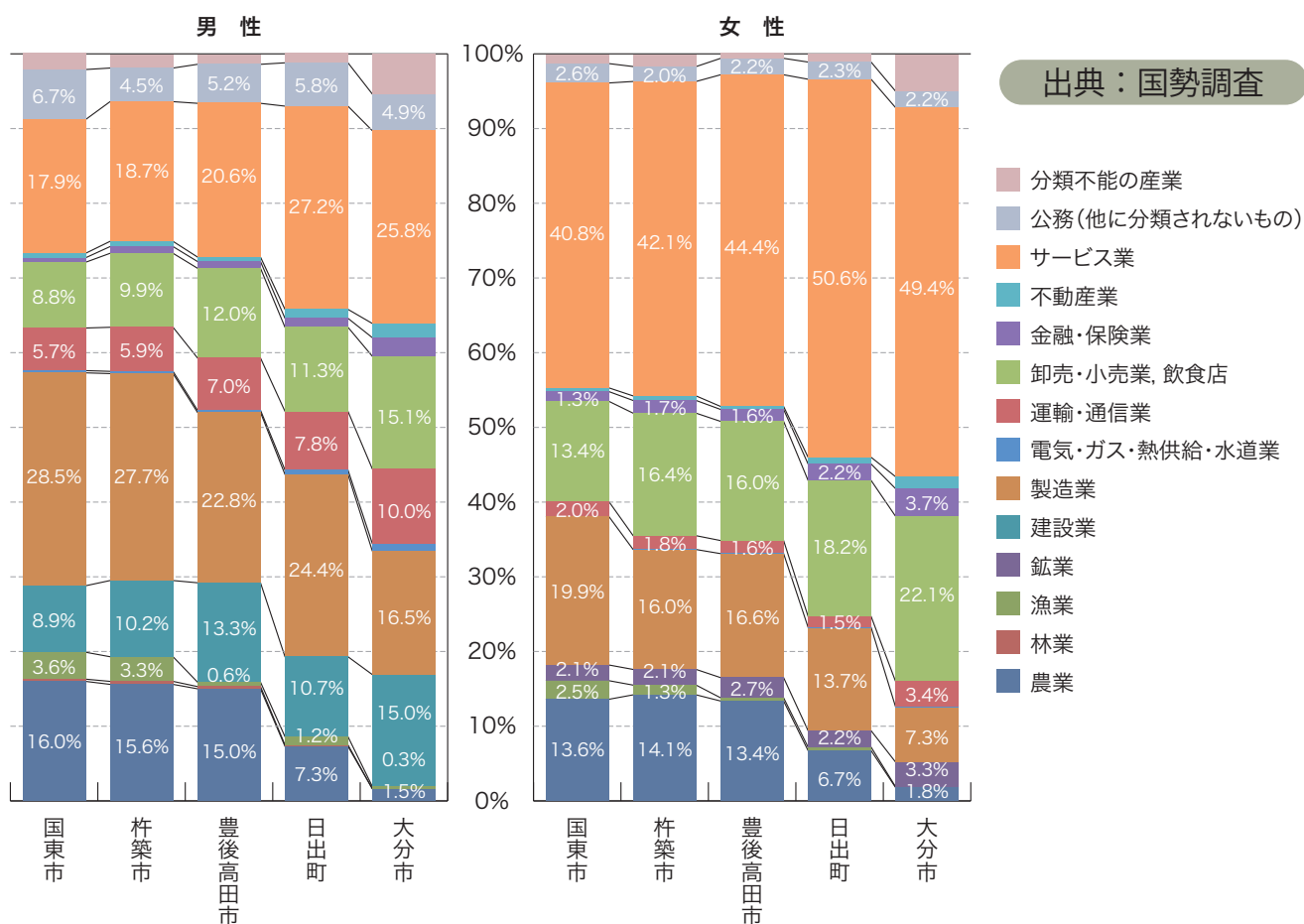


※この表の産業大分類は比較のため、昭和60年～平成12年まで国勢調査で使用されていた産業大分類を使用し、昭和55年、平成17年、平成22年についてはある一定の法則により適合させたデータを使用している。

ただし、他の近隣自治体と男女別に比較すると本市は、構成比として男性では、「農業」、「漁業」、「製造業」、女性では、「漁業」、「製造業」が高くなっています。第3節の「人口の推移に見る国東」で触れたように本市に定住する女性が少な

い原因として、一般的に女性の雇用を支えると考えられる「卸売・小売業、飲食店」、「サービス業」等についての雇用の場が他市と比較しても確保できていない状況にあると予測できます。

自治体別男女別産業大分類別割合の比較（平成 22 年）



※この表の産業大分類は、前頁と同じ基準により適合させた産業分類を使用している。

第 5 節 産業の推移に見る国東

(1) 市内経済活動の概要

本市の平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 年間の経済活動別総生産額は 1 兆 3,016 億円で 1 年の平均にすると約 1,301 億円となります。第一次産業が市内の 4.8%、第二次産業が 44.1%で、その内「製造業」が 36.2%を占めています。第三次産業が最も多く 51.4%で「サービス業」や「政府サービス業」、「不動産業」が高い比率を占めています。単独の業種として「製

造業」が、総生産額 4,711 億円と最も高い額となっています。製造業についても、ここには例示していませんが、詳しく見ると 10 年で金額が大きく変動しており、景気の動向や事業所の再編等の影響を受けていることが予想できます。

また第一次産業は減少の傾向を辿っており 10 年で約 4 割総生産額が減少しています。

国東市経済活動別市内総生産

出典：平成21年度大分県の市町村民所得

(単位：百万円)

| 経済活動 | 国東市内 総生産 (実績) | 国東市内 総生産 (構成比) | 大分県内 総生産 (実績) | 大分県内 総生産 (構成比) | 大分県に占める 国東市の総生産 (構成比) |
|--------------|---------------------------|----------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------|
| | 平成12年度～21年度までの 10力年の合計 | | 平成12年度～21年度までの 10力年の合計 | | 平成12年度～ 21年度までの 10力年の合計 |
| 農 業 | 42,302 | 3.2% | 1,164,058 | 1.9% | 3.63% |
| 林 業 | 3,405 | 0.3% | 156,039 | 0.3% | 2.18% |
| 水産業 | 16,279 | 1.3% | 344,175 | 0.6% | 4.73% |
| 第1次産業計 | 61,986 | 4.8% | 1,664,272 | 2.7% | 3.72% |
| 鉱 業 | 1,770 | 0.1% | 282,491 | 0.5% | 0.63% |
| 製造業 | 471,194 | 36.2% | 14,880,330 | 23.9% | 3.17% |
| 建設業 | 101,200 | 7.8% | 4,593,382 | 7.4% | 2.20% |
| 第2次産業計 | 574,164 | 44.1% | 19,756,203 | 31.8% | 2.91% |
| 電気・ガス・水道業 | 11,177 | 0.9% | 2,116,676 | 3.4% | 0.53% |
| 卸 売・小売業 | 52,259 | 4.0% | 6,150,373 | 9.9% | 0.85% |
| 金 融・保険業 | 30,757 | 2.4% | 2,869,396 | 4.6% | 1.07% |
| 不動産業 | 133,226 | 10.2% | 6,121,070 | 9.8% | 2.18% |
| 運 輸・通信業 | 88,740 | 6.8% | 3,894,006 | 6.3% | 2.28% |
| サービス業 | 165,340 | 12.7% | 12,545,060 | 20.2% | 1.32% |
| 政府サービス | 163,757 | 12.6% | 7,230,937 | 11.6% | 2.26% |
| 対家計民間非営利サービス | 23,465 | 1.8% | 1,407,445 | 2.3% | 1.67% |
| 第3次産業計 | 668,721 | 51.4% | 42,334,963 | 68.0% | 1.58% |
| (控除) 帰属利子等 | 3,245 | 0.2% | 1,536,294 | 2.5% | 0.21% |
| 総 額 | 1,301,626 | 100.0% | 62,219,144 | 100.0% | 2.09% |

(2) 経済活動別産業の動向

I 第一次産業

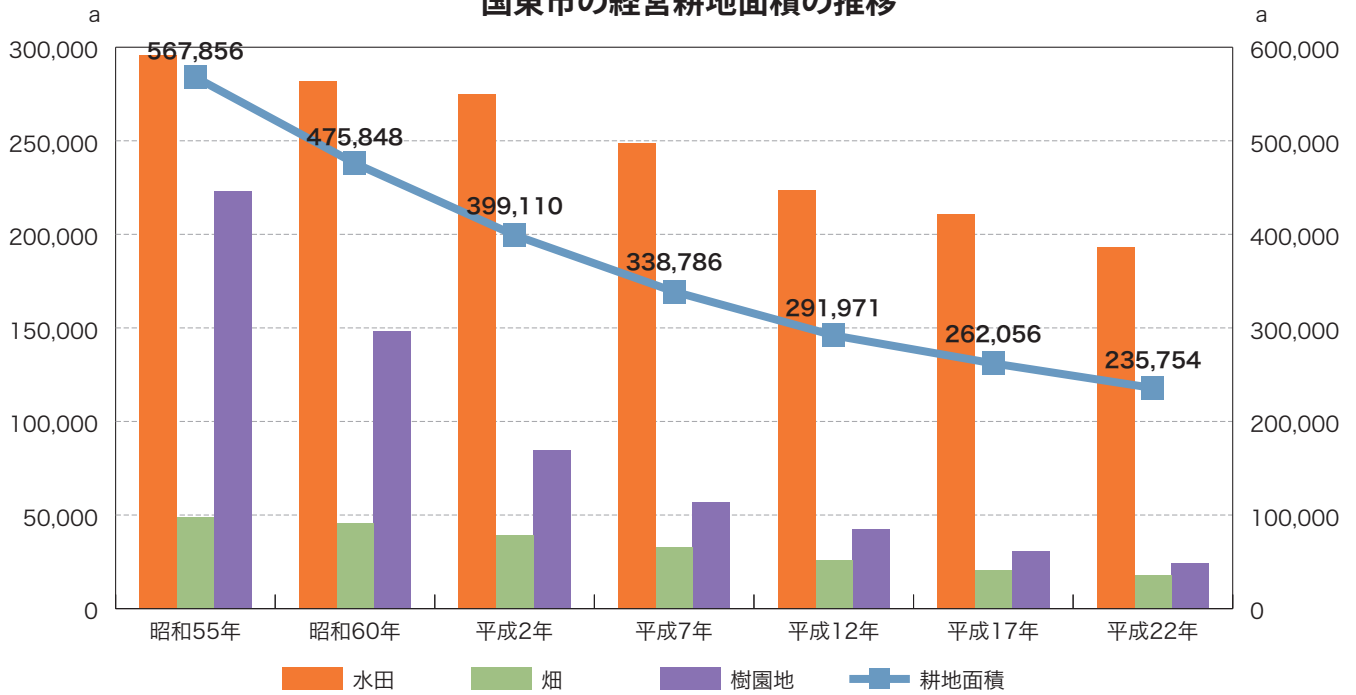
本市は、比較的温暖な瀬戸内海式気候に属し、田畑では水稻、麦、大豆、樹園地ではミカン、キウイ、梨、施設栽培では小ネギ、花きなど、多品目にわたり生産が行われて来ました。しかしながら、産業構造の転換や農産物の価格低迷や従事者の高齢化により、担い手不足や耕作放棄地の増大が深刻な課題となっています。農家戸数も、昭和55年から3,651戸の農家が減少、経営耕地

面積は5,679haから2,358haに減少しています。耕地種類別に見ると水田・畑の減少に加えて樹園地面積は著しく減少しています。

農業粗生産額については、2010年世界農林業センサスでは作付け・飼養別の農家数を全国、大分県、本市で比較すると水稻・麦・豆類・果樹販売農家戸数の比率が高く、野菜類や花き類の構成割合も高くなっています。

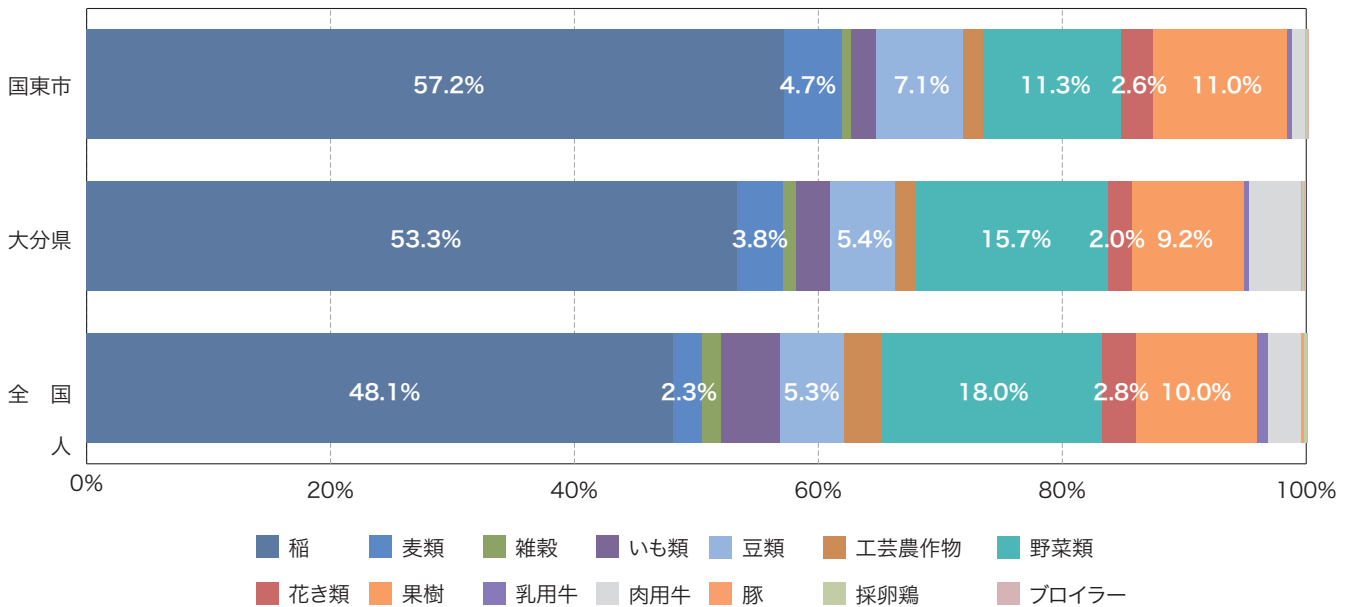
出典：農林業センサス

国東市の経営耕地面積の推移



出典：2010年世界農林業センサス

国東市作付・飼養別販売農家数の構成割合



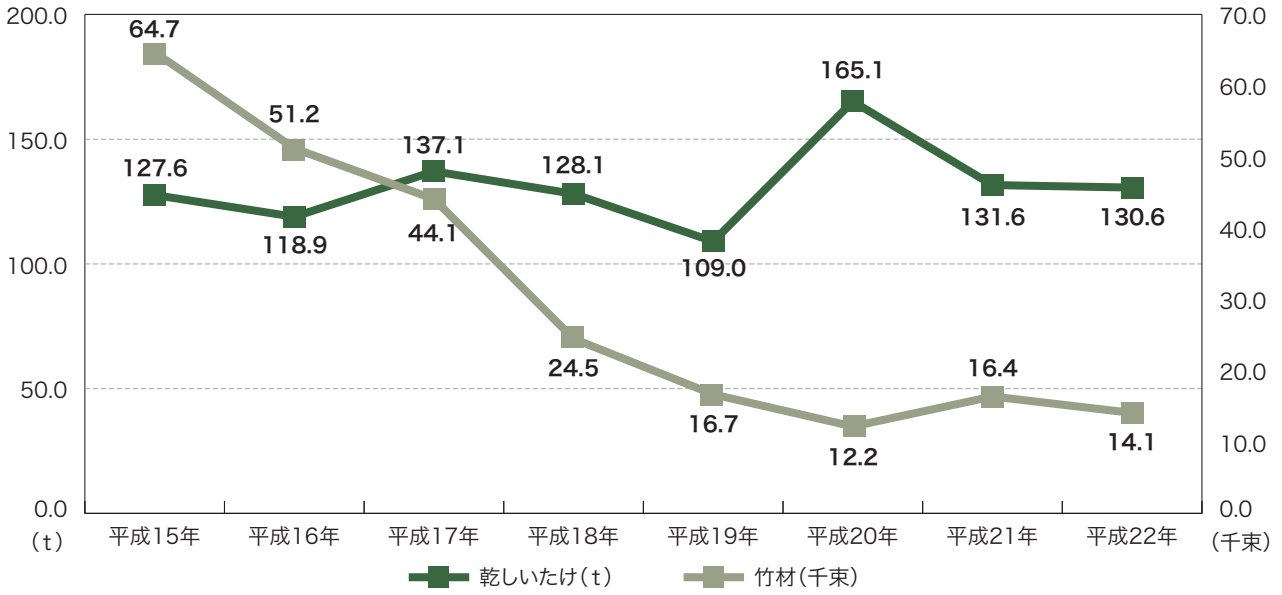
国東半島の特徴である谷筋を形成する山々では、伝統的に原木乾しいたけが栽培されており、特に低温菌乾しいたけ（天然種菌である121）は、大分県の生産量の約90%を国東半島が占めています。林業分野においても生産者の高齢化が顕著なため、担い手の育成・確保が急務であり、加えて東北地方太平洋沖地震による風評被害等により

価格の下落傾向から上昇に向けての取り組みが求められています。平成25年に国東半島・宇佐地域が世界農業遺産に認められた基準には、しいたけ栽培のクヌギを中心とした循環性が大きく関わっています。また、近年は農林業での猪や鹿の被害が甚大で「有害鳥獣駆除」対策が実施されています。

第1部序
論
第2部 基本構想
第3部 基本計画

特用林産物生産量の推移

出典：大分県統計年鑑 大分県林業統計



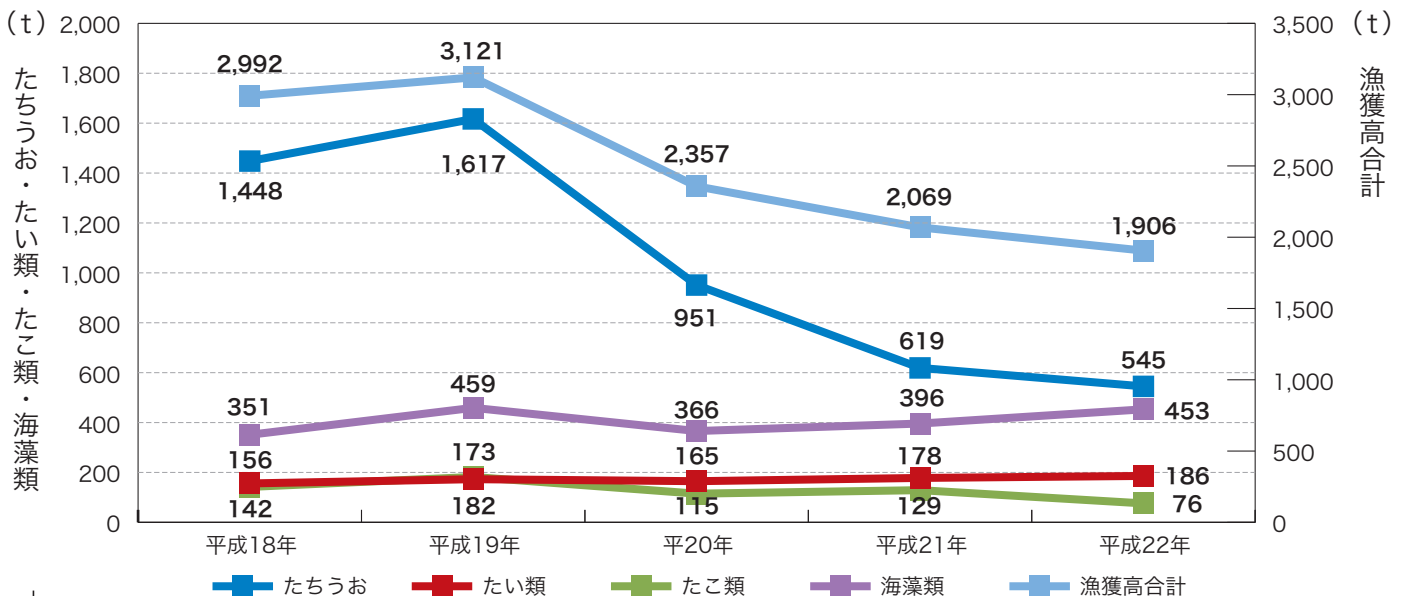
周防灘と伊予灘にまたがる瀬戸内海に隣接する本市では、「たちうお」や「たこ類」、「たい類」を主要魚種として漁業経営がなされて来ましたが、地球全体での気候変動による生息魚種の変化や高度な漁獲技術の発達により主要魚種の漁獲高が減少しており、魚価の低迷、さらに円安による漁船用燃料の高騰などにより漁業経営は困窮しています。漁場は、磯焼け等により荒廃が進んでおり、藻場の再生等による漁場の回復が早急に必要になっています。近年は、本市北部での「ひじき」の採取や新たな取り組みもなされており、育てる漁業の育成や学術的な研究と並行した漁業振興策

が求められています。

第一次産業の現状は人口減少と同時進行の担い手不足が深刻であり、特に農業において典型的な中山間地域である本市は、認定農業者を中心とした大規模経営体の育成、集落営農組織の法人化を推進して来ましたが、担い手並びに法人化した構成員自体も高齢化しており、今後は、従来の後継者に限定しない新たな従事者の確保が必要となっています。また、第一次産業は本市の基幹産業でありますので新たな担い手不足対策と併せた総合的な振興策も必要となっています。

国東市主要魚種漁獲高の推移

出典：海面漁業生産統計調査



II 第二次産業

本市の第二次産業と言えは戦後「建設業」が長い期間、地域の雇用や安全・安心を支えて来ました。公共事業自体の減少は続いていましたが、近年特に小泉構造改革から民主党政権に至る時期の「公共事業」抑制策等により本市を含めた多くの地方自治体で建設業の再編が始まり現在までも続いています。

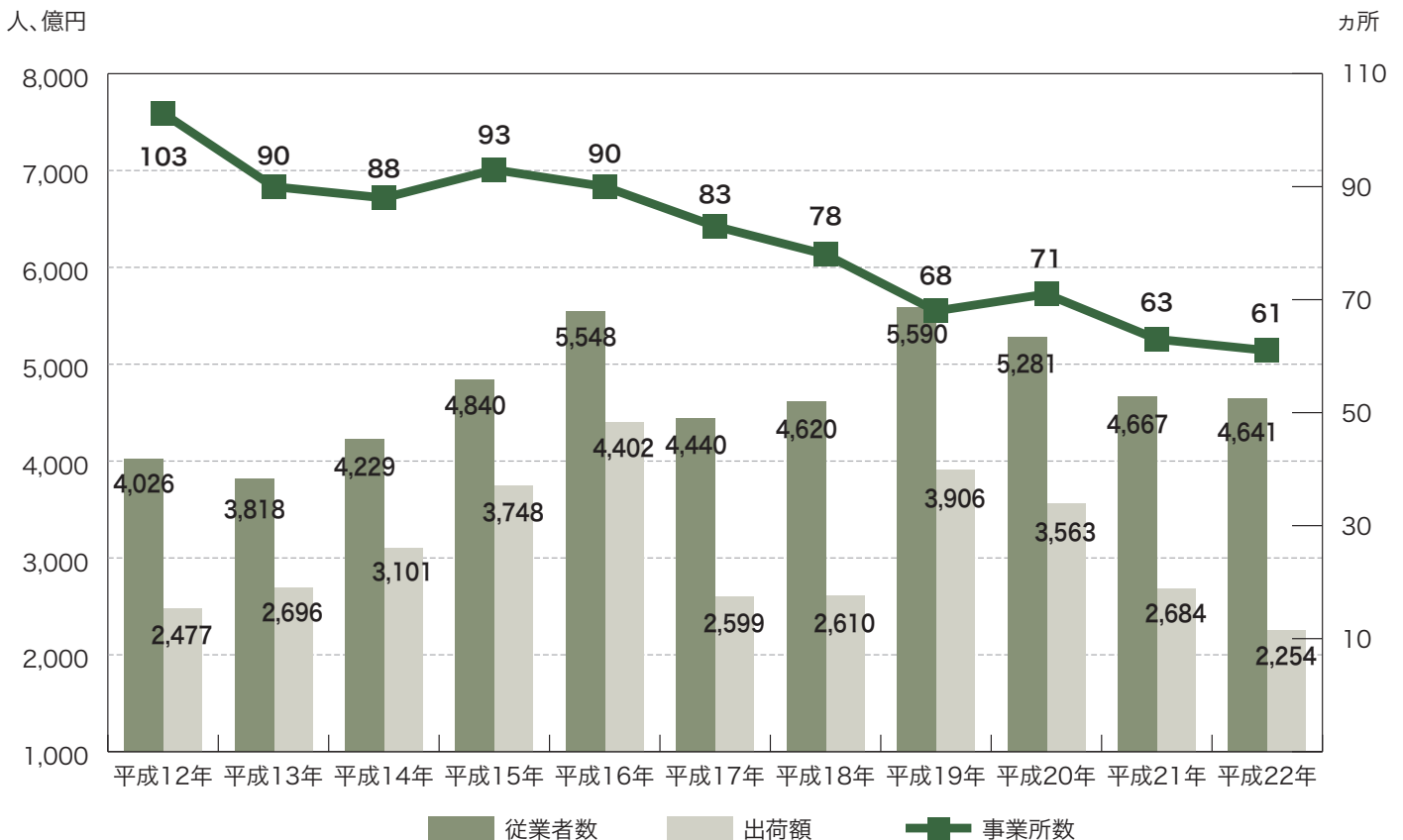
本市の製造業については、昭和59年の県北国東地域テクノポリス構想に基づき、大分空港が立地するメリットを生かした先端技術産業の集積を進め、地域経済の活性化に大きく貢献して来ました。

平成22年の工業統計調査によると、事業所数

(従業員4人以上)は61事業所、従業者数は「4,641」人、年間出荷額は2,254億円となっています。本市においてはこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めて来たものの、長期にわたる景気の低迷や国際間競争の激化等を背景に、製造品出荷額は平成16年をピークに減少傾向にあり、平成19年に上昇に転じましたが、平成20年9月リーマンショックによる世界同時不況の影響を受けて翌年から下降気味に推移しています。また、出荷額の減少の原因として本市自体の過疎化による立地企業の撤退や他地域への事業分散化の影響も考えられています。

国東市製造業の推移

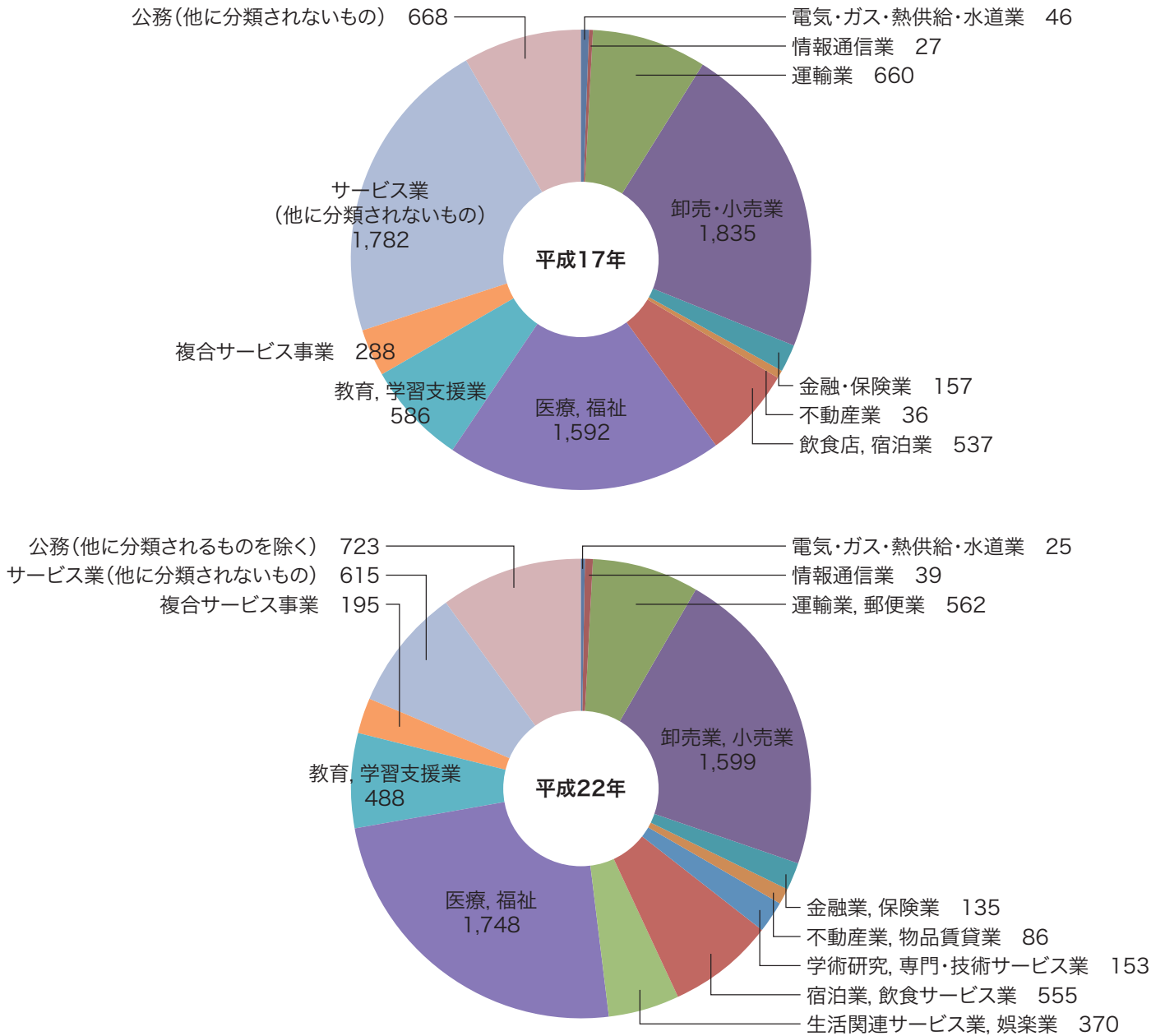
出典：工業統計



Ⅲ 第三次産業

国東市第三次産業の産業大分類別就業人口

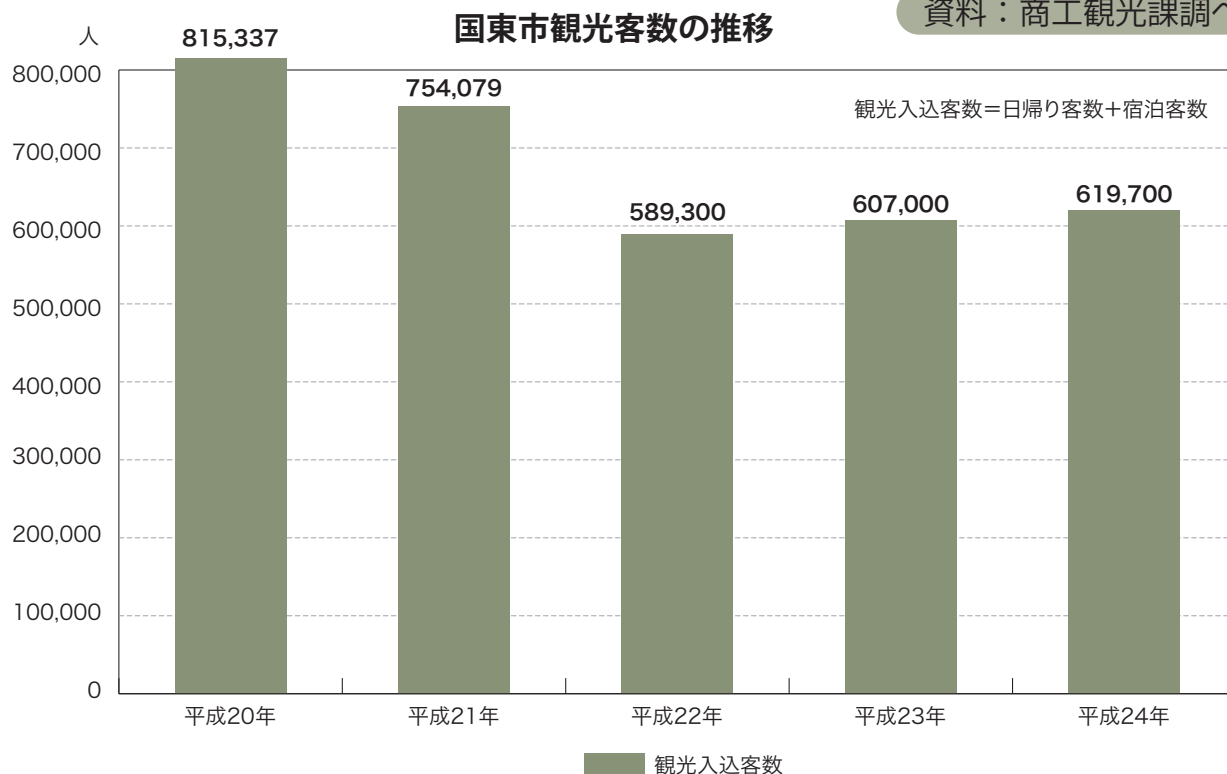
出典：国勢調査



本市の第三次産業就業人口は、平成17年までは増加傾向にありましたが、平成17年の「8,214」人をピークに減少傾向にあります。第一次産業と第二次産業の「建設業」等の受け皿としての第三次産業は、近年の急激な人口減少の影響を受けています。詳しく見ると、「医療・福祉」分野の人口が顕著に増加していますが、「卸売業・小売業」や「運輸業」について減少傾向にあります。また、観光業とも連関する「宿泊業、飲食サービス業」についても微増傾向にはありますが、就

業人口の受け皿としての機能は弱まっています。

商業については、多くの谷筋に分断された半島特有の地形から既存商店街も零細な店舗が多く、大きな商業集積が少ない地域となっています。モータリゼーションの進展や核家族化など、消費者ニーズの多様化により購買圏が大きく変わって来ており、他地域への大型商業施設の進出や道路網の整備により購買力の流出が勢いを増し、高齢化や人口減少と相まって取り巻く環境は一層厳しさを増しています。



本市には市の宿泊施設や旅館、民宿を含め25の宿泊施設（平成24年現在）が営業を行っています。また、大分県下他地域との連携により、「グリーンツーリズム」いわゆる農家民泊が推進され、平成24年度は13の受け入れ家庭が加わり33世帯の受け入れ体制が整い、農村体験での都市住民との交流が実施されています。

また、近年の自然・健康志向の高まりや「いやし」を求める傾向など、観光ニーズは多様化・高度化傾向にあり、観光地はこのような変化に対応したリピーター客の増加に向けた魅力づくりが求められています。しかしながら、交通基盤の多様化の遅れや観光地の分散配置が顕著である本市は、日帰り客が多く、まだまだ十分な観光産業の育成が図られていると言える状況にはありません。しかしながら、最近では、「別府八湯オンパク」や「長崎さるく」など分散型の観光提供事業も増えて来ており、今後は、観光の方法（移動ツール）も含めた観光産業の再組織化や、観光業を担う主体と

しての国東市観光協会の役割が重要となっています。

広域的連携の強化として「大分県北部地域観光圏（千年ロマン観光圏）」が組織され、圏内8市町村との連携強化により本市だけではなく関係自治体を含んだ魅力ある観光ルートの開発や観光の情報発信、隣県の福岡市や首都圏・関西圏などへのプロモーション活動が行われています。また、平成24年度には、本市と豊後高田市の修験行事「峰入り」の名所を各所に織り交ぜたウオーキングコースが日本ロングトレイル協議会の認定コースとなっています。さらに、大分市から豊後高田市までの別府湾岸・国東半島関係6市町村自治体とパートナーシップ団体により本市213号線を含む街道が「日本風景街道（シーニックバイウェイジャパン）」に登録されており、道路基盤整備や圏域での交流事業に対しての期待が高まっています。

第4章 | これからの国東市のための住民アンケート

第1節 調査の概要及び回答者の属性

(1) 調査の概要

I 調査の名称

「これからの国東市のための住民アンケート」

II 調査の目的

平成25年度全面改訂する「第2次国東市総合計画」の策定にあたり、国東市民の意見を収集するとともに、一部「国東市まちづくり住民アンケート（主管 東国東地域町村合併協議会：平成16年7月に実施）」と比較することにより以下の資料として活用することを目的として実施しました。

- 「第2次国東市総合計画」の基本構想及び基本計画策定に向けての資料
- 本市の「まちづくり」や市政全般にわたる政策立案のための資料

III 調査の方法

調査地域：国東市内全域

調査対象：国東市内に在住する満20歳以上の男女5,000人
(住民基本台帳による)

抽出方法：層化抽出方法（※1）による

人口比例割り当て人数を下記の階層により任意に抽出する。

階層区分表：層化変数は以下の年代別とする。

| 階層区分（層化変数） －年齢はH24.12.25の満年齢－ | 国東市の階層人口 (H24.12.25現在) | 割当人数 |
|----------------------------------|---------------------------|--------|
| 20歳以上－34歳以下 | 3,998人 | 742人 |
| 35歳以上－44歳以下 | 3,196人 | 594人 |
| 45歳以上－54歳以下 | 3,429人 | 637人 |
| 55歳以上－64歳以下 | 4,775人 | 887人 |
| 65歳以上 | 11,527人 | 2,140人 |
| 合計 | 26,925人 | 5,000人 |

抽出理由：本市の政策立案に活かすため、国東市民のライフステージに併せた多様な意見を幅広く求めるため。

※1：統計調査で、母集団から標本を抽出する時、母集団をいくつかの層(群)に分け、適切な比率で標本を任意に抽出する方法。

IV 調査の期間

| | |
|-------|------------|
| 開始年月日 | 平成25年1月23日 |
| 終了年月日 | 平成25年2月6日 |

V 回収結果

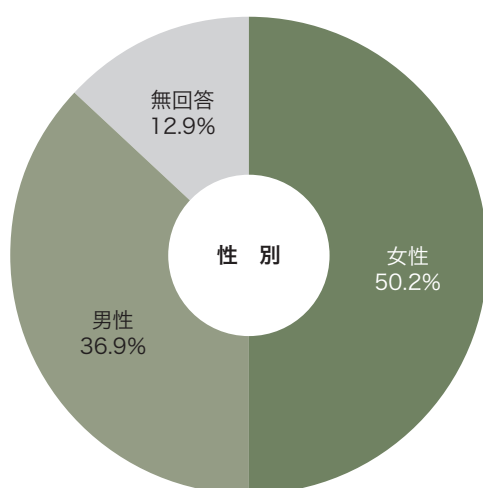
| 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|
| 5,000 | 2,390 | 47.8% |

(2) 回答者の属性

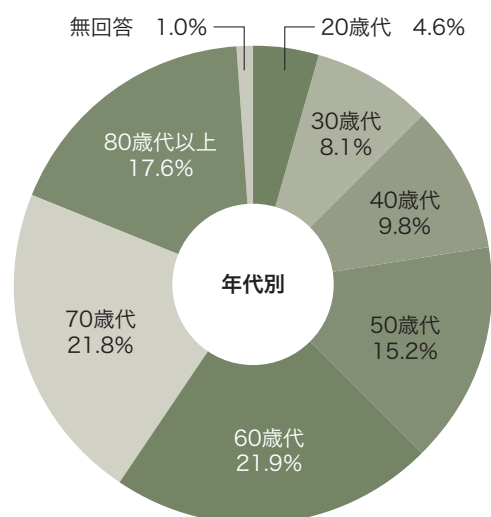
有効回答のあった2,390人の属性は、以下の通りです。性別は、「女性」が50.2%、「男性」が36.9%です。年代は、「60代」の割合が、21.9%と最も高く、「70代」21.8%、「80代以上」17.6%、「50代」15.2%、「40代」9.8%、「30代」8.1%、「20代」が4.6%となっています。

また、年代を男女別に分析しても、40代以下の回答率は男女ともに23.9%となっており、回答率としては、男女別に大きな違いは見られません。

性別 (N = 2,390)



年代別 (N = 2,390)



(注)「N＝」は回答者数を表します。パーセントの母数となる数字です（以下、同様）。

第2節 調査の結果

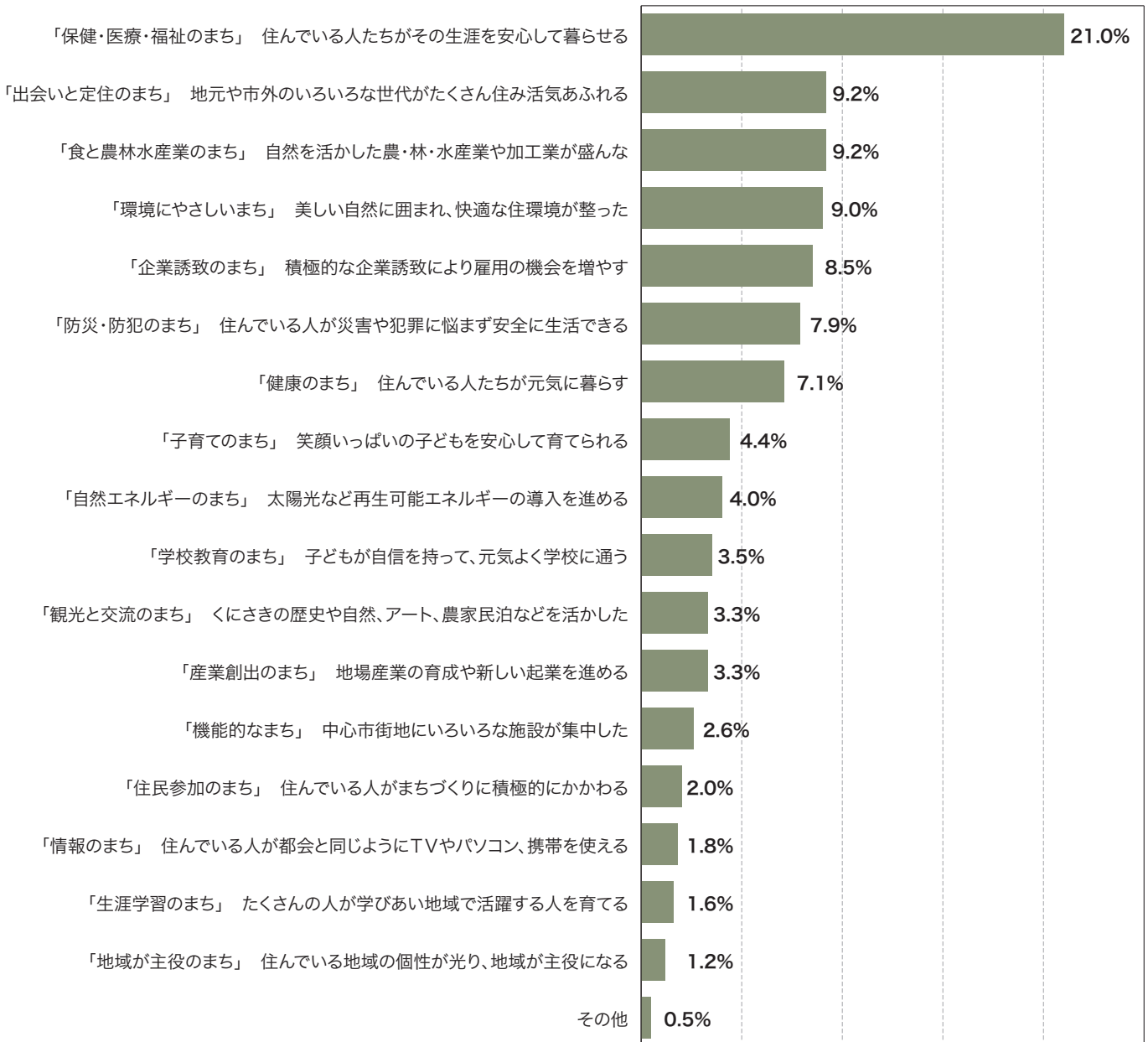
(1) これからのまちづくりについての調査結果について

国東市の将来像で最も望むイメージは「保健・医療・福祉のまち」で21.0%、他の項目を大きく引き離して最も高くなっています。次に「出会いと定住のまち」「食と農林水産業のまち」(9.2%)「環境にやさしいまち」(9.0%)「企業誘

致のまち」(8.5%)と続いています。詳しく見ると、「住民参加のまち」をイメージする数値がかなり低下しておりコミュニティ力や協働意識の減退が、懸念されます。

将来のイメージ (H24) (N=2,390 複数回答 T=6,563)

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0%



平成16年度調査時点での新市のイメージとの比較について

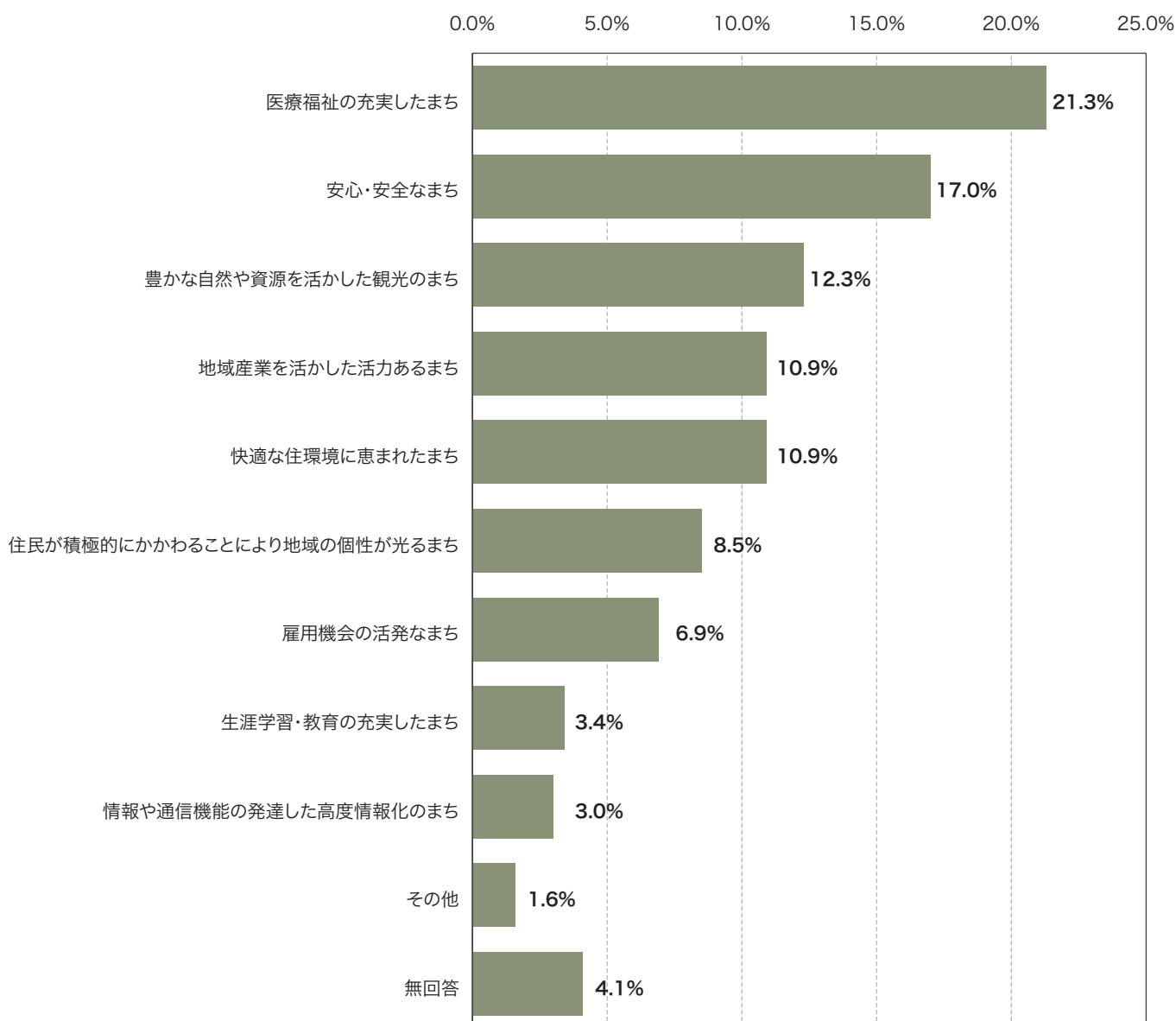
合併前の新市イメージとしては、「医療・福祉の充実したまち」が21.3%と最も高くなっています。次いで、「安心・安全なまち」(17.0%)、「豊かな自然や資源を活かした観光のまち」(12.3%)、「地域産業を活かした活力あるまち」、「快適な住環境に恵まれたまち」(10.9%)となっています。

平成16年調査時点と比較しても「医療・福祉」の充実を望む意見が多いことがわかります。前回の質問になかった項目とは言え、新しいイメージ

の「出会いと定住のまち」が、同率ですが2番目に多い意見となっています。また、雇用に関わる「企業誘致のまち」を望む意見が前回より多い傾向にあります。「住環境に優しく、地域産業を活かした活力あるまち」については、前回に引き続き、今回の調査でも堅調な支持を得ています。

反対に、「住民が参加のまち」「豊かな自然や資源を活かした観光のまち」のイメージについては、低下傾向にあるとも言えます。

新市のイメージについて (H16)
(N=9,786 複数回答 T =24,404 姫島村含まず。)



(2) 暮らしの満足度と重要度の調査結果について

I 現在の暮らしの「満足度」の調査結果

今回のアンケートでは、43項目にわたる項目について暮らしの満足度調査を実施いたしました。満足度の高い項目のベスト10と不満足度の高い項目のベスト10は下表の通りになっています。「健診・相談・健康教室など日常の保健活動について」が最も高く、次に「ケーブルテレビやインターネット環境の整備について」が続きます。逆に「就職の機会について」や「病院や医療の充

実について」、「夜道の安全対策などの防犯について」、「空き家バンクなどの移住や雇用、婚活の支援について」の不満足度が高くなっています。また、満足度と不満足度の両方にランクインしている項目は、「病院や医療の充実について」、「夜間・休日の救急医療体制について」となっており、この2つの項目が、市民にとって最も身近で、関心の高い政策であることが予想できます。

| 満足度ベスト10 | |
|--------------------------|-------|
| 健診・相談・健康教室など日常の保健活動について | 16.5% |
| ケーブルテレビやインターネット環境の整備について | 16.0% |
| 市の広報誌などの広報活動について | 14.7% |
| 夜間・休日の救急医療体制について | 14.1% |
| 病院や医療の充実について | 14.0% |
| ごみ・し尿の収集・処理について | 13.2% |
| 市道等の整備について | 13.0% |
| 高齢者に対する福祉や施設について | 12.6% |
| 図書館や公民館、スポーツ施設について | 12.5% |
| 上水道・簡易水道の整備について | 12.3% |

| 不満足度ベスト10 | |
|--------------------------|-------|
| 就職の機会について | 50.7% |
| 病院や医療の充実について | 38.8% |
| 夜道の安全対策などの防犯について | 37.0% |
| 空き家バンクなどの移住や雇用、婚活の支援について | 36.6% |
| 商業の振興について | 32.9% |
| 公園・子どもの遊び場等について | 32.6% |
| 路線バス・コミュニティバス・タクシー等について | 31.1% |
| 観光の振興について | 29.0% |
| 夜間・休日の救急医療体制について | 28.9% |
| 農業・林業・水産業の振興について | 28.5% |

II 現在の暮らしの「重要度」の調査結果

重要度の高い項目は以下の通りで、「不満足度」の高い項目と重なっている項目が多く見られます。

それ以外では、災害時の対策について市民の重要度が高いことがわかります。

| 重要度ベスト10 | |
|--------------------------|-------|
| 就職の機会について | 72.2% |
| 病院や医療の充実について | 69.7% |
| 空き家バンクなどの移住や雇用、婚活の支援について | 68.5% |
| 夜間・休日の救急医療体制について | 67.5% |
| 夜道の安全対策などの防犯について | 62.8% |
| 高齢者に対する福祉や施設について | 61.0% |
| 災害時の避難場所や避難路について | 59.1% |
| 観光の振興について | 58.4% |
| 農業・林業・水産業の振興について | 57.4% |
| 地震や水害への対策や消防について | 55.9% |

Ⅲ 合併前（H16年）と今回（H24年）の満足度と不満足度調査との比較

概ね、合併前に比べて満足度が低くなっている傾向にありますが「満足度」と「不満足度」で大

きく合併前と変化している項目は以下の項目となっています。

| 合併前よりも「満足度」が増えている項目 |
|---|
| (24) ケーブルテレビやインターネット環境の整備について (H16 質問 情報・通信体制の整備について) |
| (39) 男女共同参画社会の実現について |
| (26) 災害時の避難場所や避難路について |
| (38) 人権が尊重される地域社会づくりについて |
| (16) 観光の振興について |
| (12) 幼稚園や小・中学校の教育内容、施設について / (23) 路線バス・コミュニティバス・タクシー等について (H16 質問：バス・船の便と路線網について) |

| 合併前よりも「不満足度」が増えている項目 |
|--|
| (3) 病院や医療の充実について |
| (17) 就職の機会について |
| (7) 高齢者に対する福祉や施設について (H16 質問：老人福祉センターなどの高齢者に対する福祉について) |
| (15) 工業の振興について |
| (5) 乳幼児や児童に対する福祉や施設について (H16 質問：保育所・児童館など乳幼児や児童に対する福祉や施設について) |
| (14) 商業の振興について |

※満足度調査の詳細は、145Pに掲載しています。





第2次国東市総合計画

第Ⅱ部 基本構想

Ⅱ 基本構想

KUNISAKI

- 第1章 国東市の現在と資源の特徴
- 第2章 国東市の将来像
- 第3章 目標人口とまちづくり振興（土地利用）方針
- 第4章 目的達成のための重点戦略プロジェクト（政策大綱）
- 第5章 地域づくりと行政経営方針

第1章 | 国東市の現在と資源の特徴

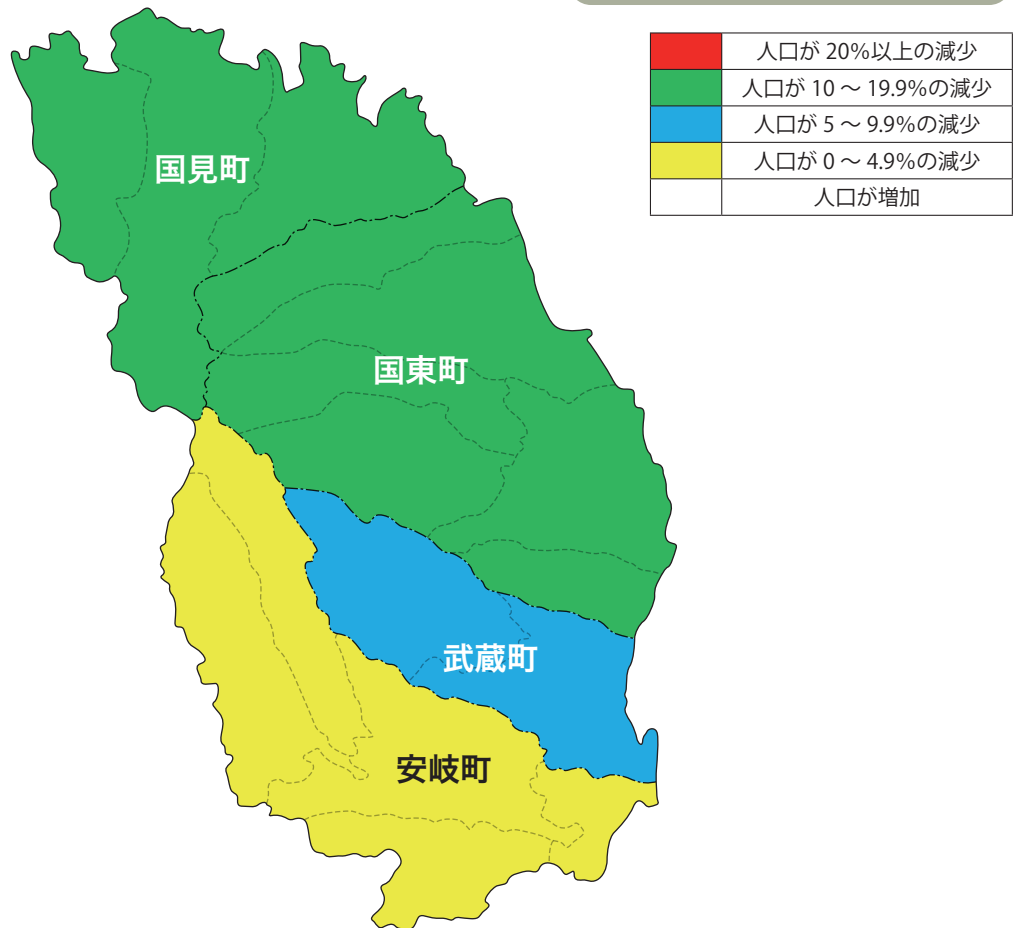
第1節 国東市の現在

平成18年3月31日に国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併して誕生した本市は、今年で合併8年目を迎えています。本市は、「陸の孤島」と呼ばれた時代が長く、日出～杵築（山香）～宇佐を走る国道10号線から海側に突き出た国東半

島の東半分を占めています。いわゆる半島先端・中央部に位置する本市は、市役所を起点として大分市まで車で1時間半、中津市まで1時間半程の距離にあり大分県のどこからも遠い距離にあると言われています。

旧4町別人口減少率

資料：国東市住民基本台帳



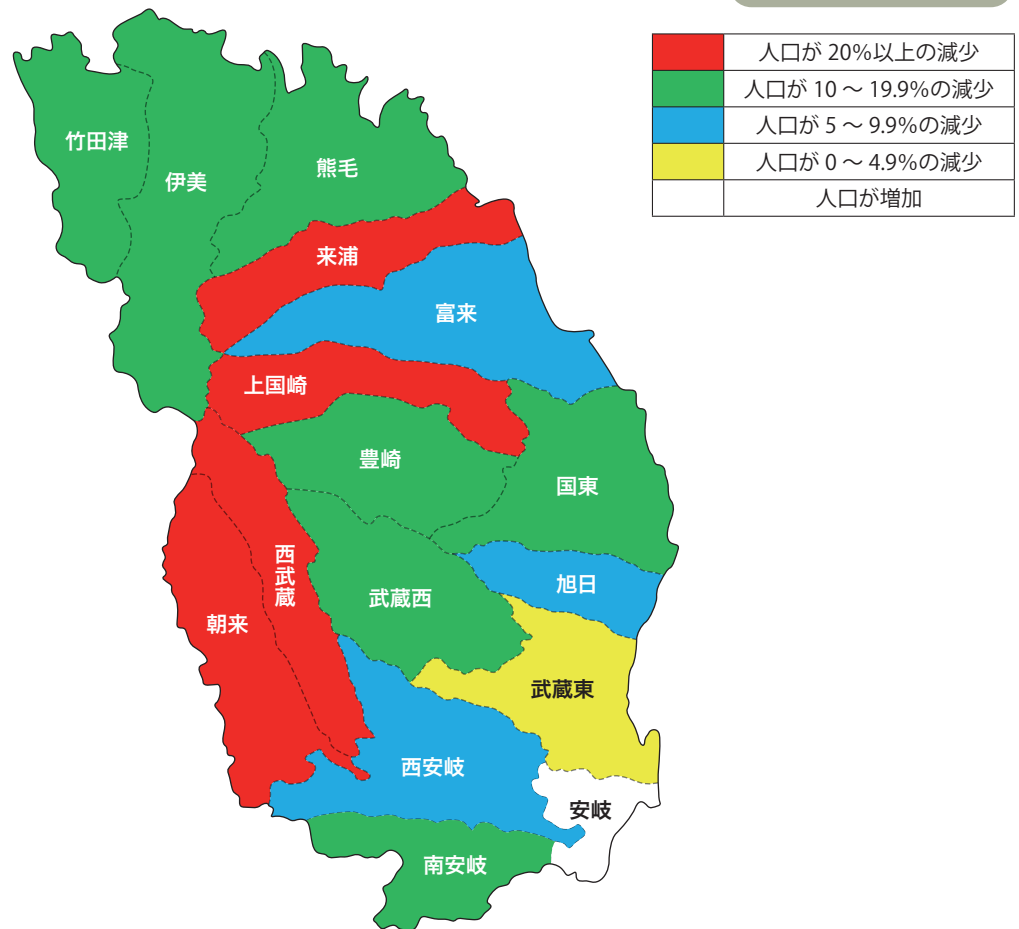
$$\text{旧4町別人口減少率(\%)} = \{(\text{H24年度末住民基本台帳人口} - \text{H18年度末住民基本台帳人口}) / \text{H18年度末人口}\} \times 100$$

また、紀伊半島のように、大きく突き出した半島であれば先端部までの距離があるため一定の地域経済圏が成立しますが、半島を国道213号まわりで一周しても2時間弱の半島ですので、大分市や別府市、宇佐市への行動圏等の流出が顕著に

見られます。豊後高田市が、宇佐市・中津市等と定住自立圏構想を締結していることや日出町が、大分県の道路の結節点（ハブ）として発展しているようなモデルは本市としては困難な地勢を抱えていることも事実です。

地区公民館地域別人口減少率

出典：国勢調査



$$\text{地区公民館地域別人口減少率(\%)} = \{ (\text{H22年国勢調査人口} - \text{H12年国勢調査人口}) / \text{H12年国勢調査人口} \} \times 100$$

全体的に人口が激しく減少しており、本市の人口推計は平成52年には2万人を割る推計が出ています。本市は、女性の人口が減少しており大分県内自治体の人口推計で唯一、男性の人口が女性の人口を上回ることが予想されています。市内の地域別に見ると、北部の国見町・国東町は人口減少が激しく南部の武蔵町・安岐町は一定程度人口

減少が抑制されています。本市内にある16の地区公民館別に人口減少率を見ると国東市民病院のある安岐地区で唯一人口が増えています。比較的に減少率が低い地区は、武蔵東地区(△2.0%)、旭日地区(△8.8%)、西安岐地区(△9.4%)、富来地区(△9.9%)、国東地区(△11.1%)となっています。

第2節 国東市の潜在力となる資源

(1) 災害の少ない穏やかな気候と豊かな自然

「これからの国東市のための住民アンケート」の自慢できることの3位となっているように本市は、比較的穏やかな気候で災害が少ない地域とされています。近年は自然災害等皆無ではありません

せんが、文献学的にも、防災的な観点からも、他地域に比べて災害の少ない地域と言えます。国東市防災計画によりますと「国東市において津波及びそれに伴う被害に関する歴史古文書の確認

はできていない」との報告もなされています。

国東の自然は多様性（少量多品目）にあふれており海や山、川等の自然が揃い海岸部の食や文化と山間部の食や文化とが混合しています。谷々が形成する狭長な空間の中心を川が流れ、その両側で農業と居住空間が混在、里山では、農業用水のため池が造られ、しいたけ栽培や林業が営まれています。その川が流れ出る海洋では、あさりをはじめとする貝類や海藻、魚が生息しており、調和のとれた豊かな自然が国東にあることがわかります。

（2）歴史に彩られた国東半島の文化

本市は、指定文化財の数が大分県で最も多く、国東半島は歴史の里として知られています。1万年前と推定される足跡から現代に至るまでの歴史が深く刻みこまれており、国東半島独特の「六郷満山文化」や「神仏習合」等の文化が見られます。

芸術家の岡本太郎は、友人の写真集に寄せた文で次のように語っています。「～略～朝鮮半島から南下してくる大陸の先進文化は北九州、次いでこの出っ張りにまともに打ち寄せ、上陸する。オセアニアから流れ寄る海上の道も。そしてまた畿内と結ぶ瀬戸内海という大動脈も、真正面にこの「国の崎」に対しているのだ。いわば文明の交通路。～以下略 下記参照」

国東は、長い時間とともに悠久の歴史空間が堆積しており、この地は、外から見ても十分魅力的

近年、本市近郊の豊かな自然や営みが改めて見直されています。新たな観光資源としてグリーンツーリズム＝農家民泊についても取り組みがなされており北九州や広島地方からの修学旅行や教育旅行が実施されています。また、平成25年5月には国東半島宇佐地域が「世界農業遺産」にFAO（国連食糧農業機関）から認定されており、同年3月には大分市～豊後高田市までの国道10号線から国道213号線までの道路路線が「別府湾岸・国東半島海への道」として日本風景街道（シーニックバイウエイジャパン）に登録されています。

に映る部分があることがわかります。

また、本市は長い歴史を通じて世界に通用する多くの偉人を輩出しています。具体的に本市出身の偉人を挙げても、「燈守に生涯を捧げた僧 清虚」、「高潔の衆議院議長 元田 肇」、「初志を貫く数学者 末綱 恕一」、「激動の日本を支えた外務大臣 重光葵」等々枚挙にいとまがありません。国東の歴史と一体となった偉人を地域振興に活かすとともに、機会を捉えて、地元住民や子どもにその偉業を知らせる必要があります。特に、子どもたちに郷土の偉人の偉業を教育することで郷土愛を育み、将来市外へ出て、市内で生活しても「国東市での生活を誇れる」人づくりが求められています。

聖なる自然「石」 岡本太郎

国東には不思議なのびやかさがある。

略

これは半島の位置を見ればうなずける気がする。朝鮮半島から南下してくる大陸の先進文化は北九州、次いでこの出っ張りにまともに打ち寄せ、上陸する。オセアニアから流れ寄る海上の道も。そしてまた畿内と結ぶ瀬戸内海という大動脈も、真正面にこの「国の崎」に対しているのだ。いわば文明の交通路。さらに海洋民としての交流は古くからのこと。遠く離れた熊野修験が力をもったのも、海賊衆を通してだろう。

さまざまの文化が、次から次と流れ込み、合流し、この山々谷々に積み重なって行った。とざされている、と同時にはひらかれた土地なのである。

略

「日本の美 現代日本写真全集

2 国東紀行」

著者名…石元泰博 出版社…集英社

出版年…昭和53年11月 より抜粋

(3) 現代文明の交通路としての大分空港とテクノポリス構想

昭和46年に開港した大分の空の玄関「大分空港」が本市にあります。年間の利用者数は、平成24年度が148万8千人、ピークの平成9年度の208万7千人からは減少していますが、平成18年度以降では初めて前年度を上回りました。これまで、大分空港も空港利便性の向上として、LCC航空会社の誘致、平成22年の大分空港道路の無料化や空港バスの増便等、空港までのアクセス向上が実現されています。

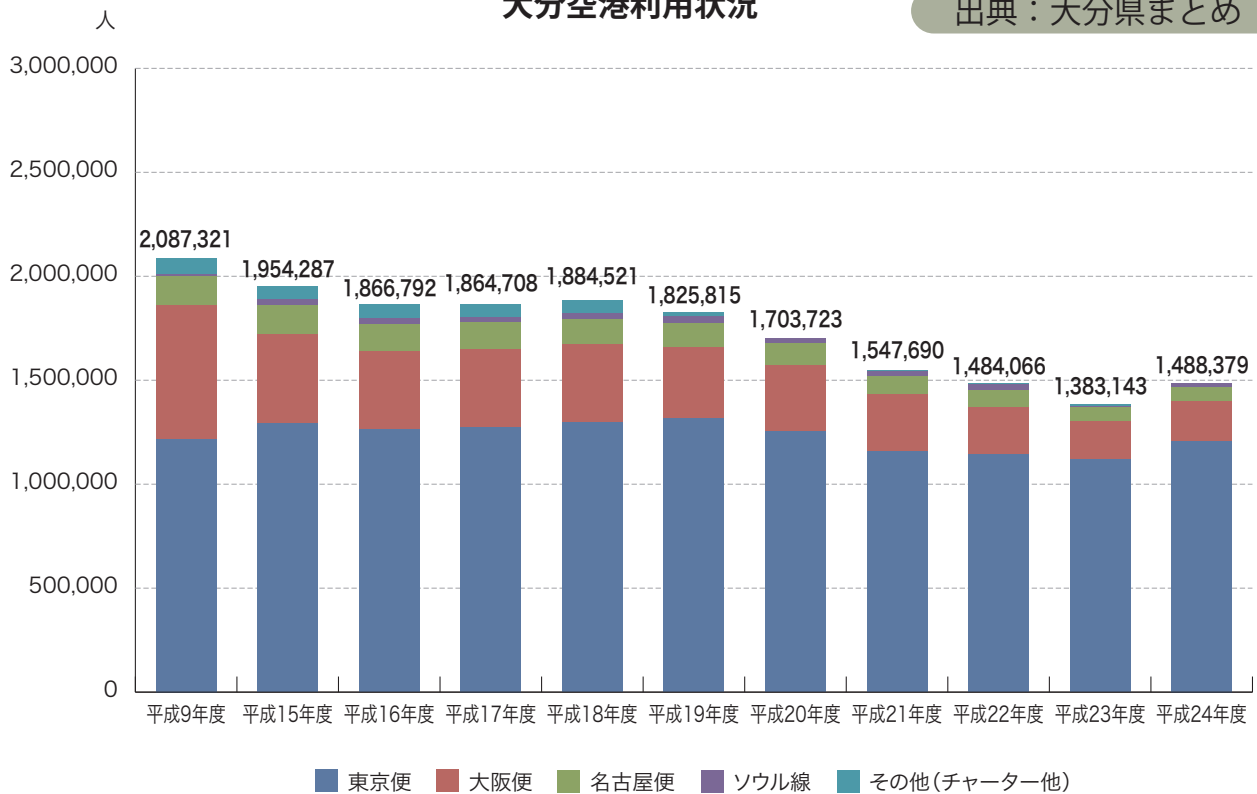
本市にとっては、最も潜在力のある公共的施設で、これまでも約40年間地域振興の核としてその活用が図られて来ました。テクノポリス構想に基づく先端技術産業の集積化として、昭和50年代半ば以降「大分キャノン」や「現ソニーセミコンダクタ株式会社大分テクノロジーセンター」が立地、関連産業も含めて一定の経済圏域が確立されました。また、空港に近い立地を活かしたハイ

テクニュータウン向陽台が大分県土地開発公社(当時)により開発されています。

しかしながら、空港開港42年を迎えた現在でも大分空港周辺の開発は大きくは進まず、近隣地域には未開発の土地が数多く存在しています。元々大分空港は安岐町と武蔵町の町境に立地しているため自治体同士の調整等が必要でありましたが、今回の合併により自治体として一体的な対応が可能となっています。本市も参加している大分空港利用促進期成会でもさらなる利便性の向上や利用促進策(空港周辺への企業誘致、空港の賑わいづくり、空港の運用時間延長、空港アクセス道路の整備)などが求められています。本市としても、地域住民と身近に接する自治体として、「振興」と「環境」の両面から大分空港に関与し人口増加対策としても「大分空港」を積極的に活用する必要があります。

大分空港利用状況

出典：大分県まとめ



(4) 市外からの移住者

人口減少時代の到来を迎え、多くの過疎自治体では移住による活性化を政策として実施しています。本市も合併以来「空き家」情報の提供をしていましたが、平成22年度に現在のような体制で「空き家」バンクをホームページ上に掲載して、国見町のNPOとの協働で本格的に移住政策を実施しています。

元々国見町では、行政指導ではない形で芸術家や工芸家が移住しており、これは潜在的に国東半島が移住者にとって魅力的な土地と映っているのではないかとの予測ができます。

また、従前からの居住者にとっては、不便に思えることや、当たり前の習俗が、移住者にとっては魅力的に映る何かが「国東（くにさき）」にあるのも事実のようです。また、他地域と比較して災害が少ないのも移住を希望する方にとっての追い風にもなっています。

本市は日本で最も巨大な都市東京に、大分県で最も近いまちで、大都市の文明と悠久の歴史文化が、近距離で出会えるまちとなっています。移住・定住政策の市民との協働による推進が、本市の人口増加対策の重要な柱となっています。

(5) 国東市役所の本庁舎建設

平成18年3月31日に合併した本市は、旧4町が対等合併して誕生しています。本庁舎の建設は、合併時には決定されておらず合併後に決定することとされてきました。平成25年3月の国東市議会の議決により「アストくにさき現地（国東町鶴川149番地）」を新庁舎の位置として決定いたしました。新庁舎建設地は、大分県東部振興局・国東警察署・大分県立国東高等学校などの行

政組織や大分県農協国東事業部、大分県椎茸農協国東支店などの団体組織が集積しており、今後の行政活動の拠点としての機能が期待されています。

また本庁舎周辺地域は、悠久の歴史を継承する国東文化の入り口として、国東地方の拠点となる役割も担っており、都市的な機能を併せ持ったコンパクトな集積地として、新たなまちづくりを検討して行く段階に来ています。

第3節 国東市の課題となる資源

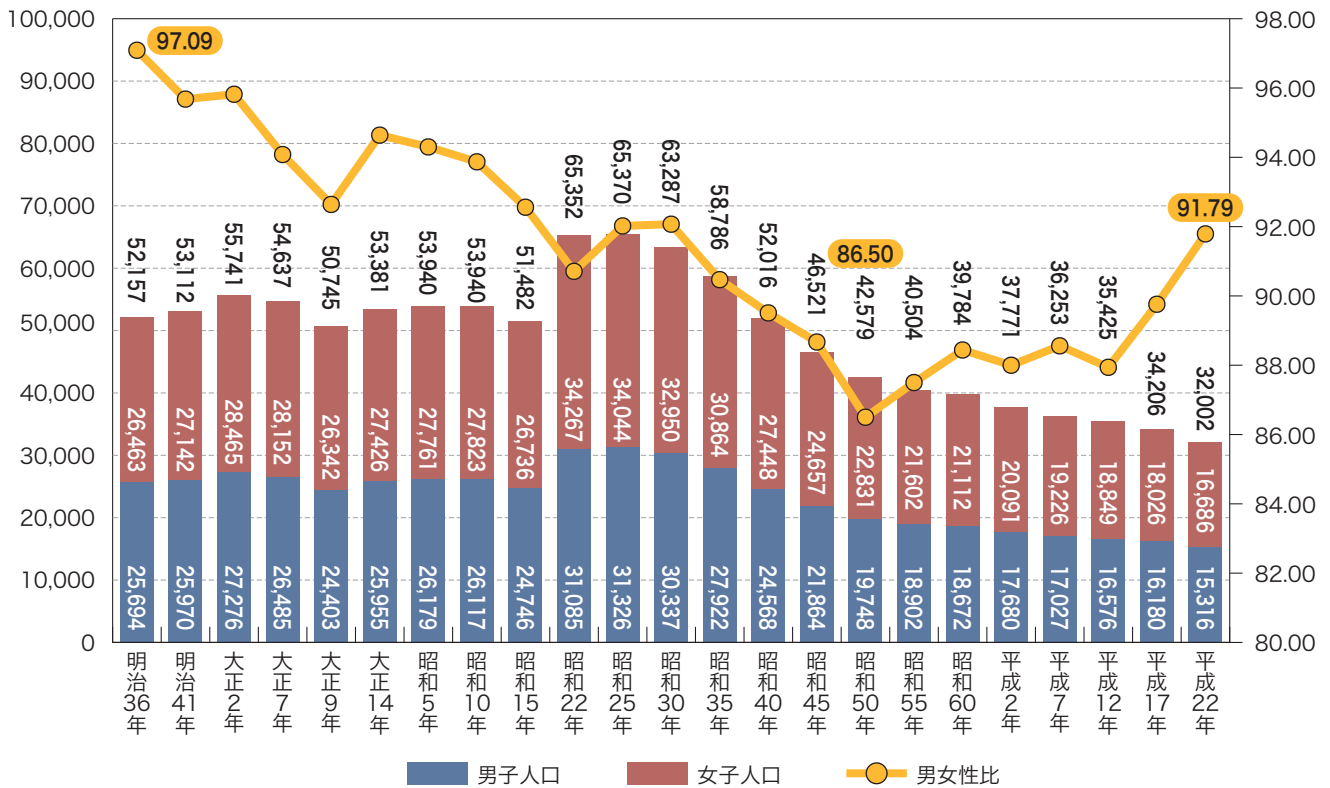
(1) 厳しい人口減少社会

国東市の最大の課題は、急激な人口減少でありこれからの本市にとって最も困難な課題となっています。人口減少社会は、国全体に関わる課題であり一朝一夕で解決する問題ではありません。しかし、本市は、何回も触れて来ましたが男性人口と女性人口の逆転現象（男性人口が女性人口を上回る）が大分県内で唯一予想されているように特異な減少形態を取っていることを自覚しなければ

なりません。地方自治体にとって人口は、「出生数の減少」、「死亡者数の増加」、「転出者の増加」、「転入者の減少」の4つの組み合わせにより減少いたします。一部には人口減少社会が日本を豊かにするという論もありますが、本市にとっては、この急激な人口減少予測は、看過できない大きな課題として横たわっています。

国東市の人口推移と男女性比（女性人口を100とした男性指数）

出典：大分県の統計より 国勢調査 日本帝国人口静態統計



(2) 企業誘致の現在

現在の日本の経済状況では、本市に大規模な企業誘致が実現することは困難であり、平成24年度に成立した安倍政権によるいわゆる「アベノミクス」による好景気予測についても、現在のところ地方まで波及しているとは言えません。何より、少子・高齢化による本市の労働人口の減少が、大規模企業の誘致を困難にしています。「これからの国東市のための住民アンケート」でも、市民の「企業誘致」に対する期待度が高く、本市としても企業誘致専門の部局を設置して最大限の体制で対策にあたっていますが、劇的な雇用が生まれる大企業の誘致には成功していません。今後も大分

県や各種団体とも協力して企業誘致に努めるとともに既存立地企業とも連携して地場産業の育成・強化を図ることが必要となります。また、今後は国東の地域ブランド力を向上させて高い技術力を持った中小企業やベンチャービジネス、コンテンツ産業等の誘致や女性の雇用が期待できる情報サービス業、商業・娯楽関連施設の誘致も実施する必要があります。賑わいの空間や国東文化の発信等、戦略的かつ複眼的な視点での総合的なまちづくりの一環としての企業誘致に取り組む必要があります。

(3) 分散型少量多品目の悩みとその可能性

本市は、狭長な谷間に居住地域や農地が広がっており農産物についても少量・多品目の悩みが付

きまとって来ました。国東には特産品が少ないと言われており、典型的な中山間地域である本市は

大量生産に不向きな土地柄にあると言えます。しかし、現代は質の時代とも言われており、高品位の農産物であれば取り扱う高級店等も増えています。「くにさき」産としてブランド化し、商品情報をトータルで扱う仕組みが構築できれば、より一層市内産業の活性化が期待できます。

また、本市は生活や文化の面でも分散型少量多品目の地域であり、多様な文化遺産や、お祭り、習俗が集積することなく空間的にも時間的にも混在・散在しています。分散型であったからこそ、それぞれが独自に伝承されて来たという指摘もありますが、観光資源の量に比較して観光産業が飛躍しない原因とも考えられています。

現代は「量と規模から質と多様性へ」の転換期

であり「集中型社会」から「分散型（分権型）社会」へ移行するとの見方も存在しています。「世界農業遺産認定の基準」が地域の農業システムそのものに対する認定であるという視点や「別府八湯オンパク」、「長崎さるく」、「国東おだやか博」のように分散型の観光メニューの展開等、集中型から分散型への構造の転換も見受けられます。これまでの社会では、分散型少量多品目であることは不利な条件でありましたが、これからは、それぞれの商品や観光地、習俗をシステムとして連携させることができれば、分散型少量多品目の新たな展開の可能性が見えてきているのも事実となっています。

国東半島宇佐地域の農業遺産システム
 『クヌギ林とため池群によって維持されている
 日本一の原木乾しいたけをはじめとする農林水産業システム』



出典：国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会作成（国東市 一部改変）

(4) 市内での移動手段

自動車輸送統計調査（国土交通省）によると、昭和35年に全国で約340万台あった自動車保有台数は、平成18年には約7,920万台を記録しており、国東市においても自家用車が圏域内移動手段の中心となっています。

公共交通に目を向けて見ると、昭和41年に国東鉄道が廃止されて以来、市内を通る公共交通機関はバス・タクシーのみとなりました。

大分空港からは大分市、別府市に向かう空港アクセスバスが多数運行されているものの、市内の地域間を運行するバス路線は充足されておらず、合併以前は、路線バスの運行のない地域が多数見受けられました。合併直後より、本市は、「国東

方式」と呼ばれる取り組みにより、これまで路線バスの運行のなかった地域にコミュニティバスを導入するなど公共交通空白地域の解消に努めて来ました。

今後は、これまで免許を所持していた方が高齢化等により運転できなくなるケースも増えると考えられますので、生活を守る公共交通は益々重要となっています。

さらに、免許を所持しない都市圏の移住者や観光客にとっては、現在の市内公共交通は快適な環境とは言えず、新たな観光需要等を喚起する意味でも不断に市内の移動手段について多方面から検討して行く必要があります。



(5) 厳しい財政状況

本市は自主財源に乏しく、地方税の収入能力と交付税への依存度を示す「財政力指数」は0.30（平成23年度決算）と大分県内18市町村で5番目に低く周辺市町村と比較しても財政力が強いとは言えません。また、平成19年から財政健全化判断比率として導入された、市町村の借金の度合いを示す「実質公債費比率」は12.5%（平成24年度決算）で前年度に比較して改善の傾向は見られますが県内2番目となっており、将来財政を圧迫する度合いを示す「将来負担比率」は32.4%で県内9番目となっています。財政構

造の弾力化を示す「経常収支比率」も91.6%で県内7番目となっています。

今後、合併の特例により支払われていた普通交付税は、平成28年度から段階的にその特例が廃止され、平成33年度にはその特例措置は完全に廃止される予定となっています。また、独自財源である市税等も平成19年の税源移譲により個人住民税は増加しましたが近年では現役世代の減少や企業の景気や事業所の分散化等により合併当時の水準まで低下しています。本市としては依然として、厳しい財政運営が続いています。

平成24年度実質公債費比率の市町村別状況

出典：大分県総務部市町村振興課

(単位：%)

| 市町村名 | 実質公債費比率 | | | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|-----------|---------|--------|-------|-------------|------------|
| | 平成24年度 | 平成23年度 | 差引 | | |
| 大分市 | 10.0 | 10.7 | △ 0.7 | 25.0 | 35.0 |
| 別府市 | 3.2 | 3.2 | 0.0 | 25.0 | 35.0 |
| 中津市 | 7.4 | 8.3 | △ 0.9 | 25.0 | 35.0 |
| 日田市 | 7.6 | 8.1 | △ 0.5 | 25.0 | 35.0 |
| 佐伯市 | 12.0 | 12.9 | △ 0.9 | 25.0 | 35.0 |
| 臼杵市 | 13.4 | 14.5 | △ 1.1 | 25.0 | 35.0 |
| 津久見市 | 12.1 | 12.1 | 0.0 | 25.0 | 35.0 |
| 竹田市 | 7.4 | 9.0 | △ 1.6 | 25.0 | 35.0 |
| 豊後高田市 | 11.5 | 12.9 | △ 1.4 | 25.0 | 35.0 |
| 杵築市 | 10.7 | 10.8 | △ 0.1 | 25.0 | 35.0 |
| 宇佐市 | 6.3 | 7.5 | △ 1.2 | 25.0 | 35.0 |
| 豊後大野市 | 8.9 | 9.8 | △ 0.9 | 25.0 | 35.0 |
| 由布市 | 7.2 | 8.0 | △ 0.8 | 25.0 | 35.0 |
| 国東市 | 12.5 | 14.1 | △ 1.6 | 25.0 | 35.0 |
| 姫島村 | 10.8 | 12.6 | △ 1.8 | 25.0 | 35.0 |
| 日出町 | 9.6 | 10.0 | △ 0.4 | 25.0 | 35.0 |
| 九重町 | 6.0 | 5.7 | 0.3 | 25.0 | 35.0 |
| 玖珠町 | 6.4 | 6.7 | △ 0.3 | 25.0 | 35.0 |
| 県計(加重平均) | 9.0 | 9.8 | △ 0.8 | — | — |
| 市計(加重平均) | 9.1 | 9.9 | △ 0.8 | — | — |
| 町村計(加重平均) | 7.8 | 8.1 | △ 0.3 | — | — |

※実質公債費比率：財政構造の弾力性を示す。低い方がよい。

(参考)

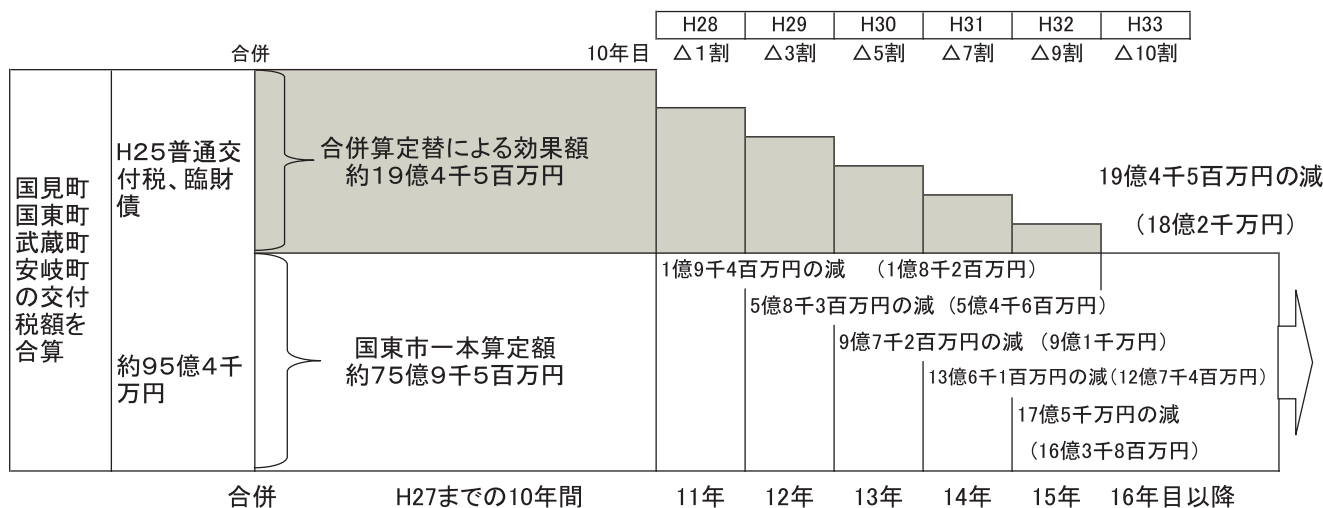
(単位：%)

| 全国市町村平均 | 平成23年度 | 平成22年度 | 差引 |
|---------|--------|--------|-------|
| | 9.9 | 10.5 | △ 0.6 |

合併算定替のイメージ図

出典：財政課まとめ

※H25の算定台帳数値で試算、()は8カ年平均で合併算定替効果額を試算



第2章 | 国東市の将来像

第1節 将来像

これまで国東市は、歴史に彩られた文化や伝統を中心にしたイメージで語られて来ました。一面では、そのイメージは、現在でも本市の持つ最大の魅力となっています。しかし、本市の現状を見るに厳しい人口減少社会を迎えているのも事実と

なっています。そこで、新しい国東市の将来像は、これまでの本市のイメージを大事にしながらも新しいイメージにも挑戦する宣言として、市の現状やこれまでの計画の視点、市民の意向や最新の社会・経済の動向を踏まえ、以下の通り設定します。

悠久の歴史と賑わいの空間で織りなす ハイブリッド都市「くにさき」

近年、ハイブリッドという言葉は、「異なる方式を一つの組織の中うまく組み込むこと。(新明解国語辞典)」という意味で使われることが多く、神仏習合の文化や半導体産業と第一次産業、ケベスとトウバが出現するお祭り、航空機と峯入り行事等に見られるように「くにさき」は、元々多様なものが混在し、受け継がれてきたハイブリッドな場所であると言えます。

この将来像は、「悠久の歴史」という、これまで培ってきた穏やかな自然に彩られた歴史や伝統の魅力を縦糸に、「賑わいの空間」という商業・産業・文化が集積した新たな都市的拠点空間の魅力を横糸に、名産の「豊後表」(七島筵—むしろ—)を織り上げるように市民や企業、団体、行政が協働(※)により「くにさき」を織り上げることで、それぞれの魅力が同時に輝いている全体像を成すさまを表現しています。

加えて、ハイブリッド都市という言葉で、元々ハイブリッドな場所である「くにさき」をより深化させる意味からも、エンジンとモーターの両方で自然環境に優しく前進する「ハイブリッドカー」のように、「悠久の歴史」や「賑わいの空間」、地元の住民と新しい移住者、第一次産業と6次産業、世界農業遺産とアートなど、異なる多様な要素や方式を同時にバランス良く利用して「人口増加」という目標に向かって前進する「くにさき」の都市像も同時に表現しています。

さらに市民憲章の「豊かな自然と先人から受け継いだ文化」を「悠久」に「心豊かで活気あふれる」を「賑わい」として表現し、市民憲章の精神をも反映させる将来像となっています。

※協働…目的を達成するためお互いが補完・協力しあうこと。

第2節 基本目標と重点戦略プロジェクト

この計画は、「戦略的総合計画」の位置づけにありますので政策個別分野ごとの基本目標ではなく、簡素でわかりやすく政策の立案の灯火になりやすい基本目標を掲げます。これからの数年間、全国的な情勢や財政の観点からも、本市は自治体としての分水嶺を迎えます。そのような時代にあっては、何よりも自治体の基本である人口に焦点をあてて考える必要があります。本市は、何としても人口減少を逆転させ、あらゆる政策を動員して人口を増加させる必要があります。

また、個別の分野別計画は基本計画に譲り、基本構想である「将来像」や「基本目標」達成のためには、個別の分野政策ではなく部局横断的な政

策こそが効果的でありますので、今回、部局横断的な「重点戦略プロジェクト」を政策大綱として掲げました。

基本計画に記述される事業には、現段階での国・県と連携して実施する事業や現在進行形の事業、あるいは今回の計画による新規の事業を掲載していますが、以下に記述した重点戦略プロジェクトに示した方向性で毎年の実施計画等検証しながら絶えず既存事業を取捨し、新たな政策について事業展開することとします。この重点戦略プロジェクトを基に実施される事業についてはこの重点戦略の方向性との整合性を図るものであればこの計画の事業としての積極的に展開することとします。

基本目標

地元力充実、定住力促進、新活力創出で
人口増加都市「くにさき」を目指します。

重点戦略プロジェクト（政策大綱）

福祉・安全・子育て
地元力充実プロジェクト

出会い・移住・担い手
定住力促進プロジェクト

新産業・賑わい・観光
新活力創出プロジェクト

第3章 | 目標人口とまちづくり振興（土地利用）方針

第1節 目標人口

本市の人口は、平成22年の国勢調査で32,002人となっています。第Ⅰ部第3章第3節(11P)で詳しく述べたように本市の人口は、総人口の減少に加えて平成47年(2035年)には男性の総人口が女性の総人口を上回る大分県内で唯一の自治体となる予測がされています。本市としては、この8年間で先に掲げた将来像を実現し、何としても人口減少予測とは違う結果を出さなければなりません。本市の年齢予測は男女・年齢別に見ますと15歳～44歳までの人数で女性の人口が極端に減る傾向にあることがわかります。

本市としては、基本構想に掲げた、悠久の歴史と賑わい空間を組み合わせた将来像を実現させて、第Ⅱ部第2章に掲げた「基本目標」(39P)により、本市の人口を増加に転じさせることを最大の目標といたします。



第2節 まちづくり振興（土地利用）の基本方針

国東市は、国東半島の先端・中央部に位置し半島のほぼ東半分を占めています。面積は山香町、大田村と合併した杵築市よりも広く半島最大の面積を占める自治体となっています。本市は、平成18年に東国東郡内の4町が、対等合併して誕生しています。元々「市制」を敷いていた自治体はなく、これまでは4つの町がそれぞれの特徴を持ち寄って合併した寄り合い所帯の面が少なからず見受けられました。現在は、合併後8年が経過して平成24年度に懸案であった新庁舎の位置も決定し、これからの本市は今回決定した将来像である「ハイブリッド都市くにさき」を目指して新たな道を歩んで行かなければなりません。

こうした状況を踏まえ、将来像に相応しい土地利用を進めるため一定のゾーニングに沿ってまち

づくりを進めて行くこととします。本市としては、先に掲げた基本構想の「悠久の歴史」と「賑わいの空間」をうまく配置させることを目指すとともに、耕地や林野の環境保全に果たす役割の重大性や文化保全の意味からも大規模な開発を抑制し、一定の選別による最小限度の土地開発による賑わいの空間づくりを検討して行きます。市外にあるよりも市内に賑わいの空間があることで、その地域以外の土地に住む市民にも新たな力が生まれるものと確信しています。

ここでは、これらのゾーンの基本的な方針を示すこととし、具体的な土地利用等については、「まちづくり計画」や「都市計画マスタープラン」、「景観計画」等で明確化して行くものとします。

◆「賑わいのゾーン」

本市としては、人口フレームや「これからの国東市のためのアンケート」分析、立地条件等総合的に勘案し、本市の目指す将来像に近づけるため、本市の都市的魅力を生み出す拠点(賑わいのシンボル)となる地域を指定して「賑わいのゾーン」の形成を検討・推進いたします。

国東市役所の新庁舎建設地周辺地域

新庁舎建設地周辺地域は、国東町の時代から「都市計画区域」として選定されており国東地域の中心的な役割を担って来ました。ここには、大分県東部振興局や国東警察署、国東高等学校があり行政中心の地域として特に昼間人口の多い地域となっています。また、文化施設「アストくにさき」が立地し、近くには公共交通である路線バスのターミナルがあります。今回の新庁舎建設を機に行政、企業、市民が協働してまちづくりを進め、本市の中心地として賑わいの都市機能集積を高め「国東市・国東半島」に来る方の入り口としての役割を果たす必要があります。

大分空港背後地を中心とした地域

本市の地域資源として最大の施設は、大分空港であることは明白であります。大分空港周辺には「大分キャノン」をはじめとして先端技術産業や「向陽台」などの住宅地域等が開発され一定の地域振興策が既に実施されています。しかし、空港が開港して42年経過しましたが、140万人が、利用する大分空港に相応しい十分なまちづくりが図られているとは言い難い面があります。この地域については、その立地条件から、関係機関との連携のもと、本市の都市的魅力を生み出す拠点へと誘導して、新しい賑わいのまちづくりを行政、企業、市民が協働して検討・推進する必要があります。

◆「企業・起業ゾーン」

市内における企業誘致や起業の場となる活力ある集積ゾーンで、従来の「テクノポリス」ゾーンと重なる地域となります。現在の労働力人口の推移等から大企業の誘致は厳しい環境にありますが、先端産業の誘致による集積化によって本市の雇用政策にとっては、この地域は重要なゾーンとなっています。また、安岐総合支所付近は「空港道路」の無料化により杵築市や日出町からのアクセスが改善されていますので、公共施設の利活用によるインキュベーション（自治体等による育成施策：起業等）施設の整備等を検討・推進することで新産業や起業の新たな集積地としての可能性が出て来ています。

◆「文化・スポーツゾーン」

国東市内を代表する文化やスポーツ施設が立地しているゾーンで、既存の「アストくにさき」を中心に、本市の文化政策やスポーツ大会等を開催する地域となっています。この地域は、「賑わいのゾーン」とも連携して、文化・スポーツ関連の政策を計画的に推進する集積ゾーンとしての役割を果たす必要があります。平成32年には「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されることが決定しており、東京に大分県で一番近いまちとしてスポーツ関連産業の誘致等、新しい政策を検討する地域となっています。

◆「アート・工芸・交流ゾーン」

このゾーニング地域は、「くにみギャラリー通り」のある地域で、多くの「芸術家」や「工芸家」が移住しており、国見町は、アート・工芸の中心地となっています。また、平成24年から始まった「国東半島芸術祭」でもギャラリーが整備され、地元住民のギャラリーと併せて「アートギャラリー」の集積地となっています。

さらに、「道の駅くにみ」や「くにみ海浜公園」、「国東市国見B&G海洋センター」「国見生涯学習センターみんなかん」、「周防灘フェリー竹田津港」などが立地し、この地域は、本市北部地域の観光・文化施設の集積地にもなっています。

このゾーニング地域は、本市北部地域の振興に資するため、新しい国東の魅力である「アート・工芸」と従来の観光・文化関連施設を連携させた官民一体となった取り組みを検討・推進する地域となっています。

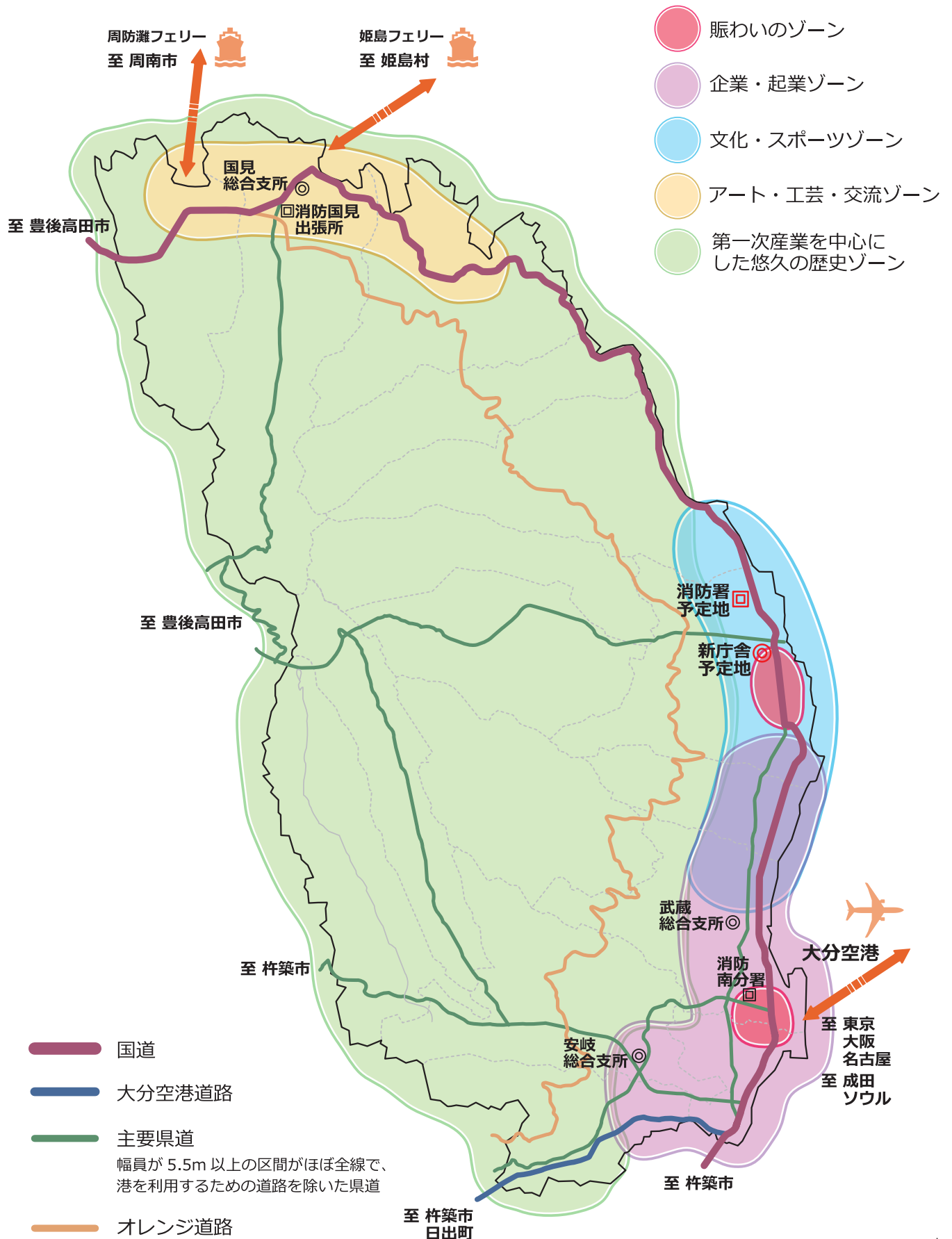
◆「第一次産業を中心にした悠久の歴史ゾーン」

一般的に国東の多くの地域が、このゾーンであり国東の環境、自然、文化を享受しながら生活している地域です。この「ゾーニング地域」の古層には悠久の歴史や文化が引き継がれています。

このゾーニング地域は、まちづくり協議会やNPO法人との協働により、移住・定住者が多い地域でもあります。また、この地域は「グリーンツーリズム（農家民泊）」にも積極的に取り組んでおり、都市との交流事業が盛んな地域です。「世界農業遺産」認定に見られるような循環的な農林業が盛んな地域であり、国東の農林業を全般的に支えている地域です。今後は厳しい人口減少社会が予想されますが、社会福祉政策や国・県の第一次産業政策や本市の移住・定住政策と連携して、自然豊かな国東の文化や景観を未来へつなぐ地域としての振興を図る必要があります。

さらに、この地域は、「第一次産業関連産業」「コンテンツ産業」、「クリエイティブ産業」、学校法人、個人のアーティスト等の誘致を積極的に推進する地域として活用する必要があります。

「これからの国東市のための」まちづくり振興(土地利用)方針



第4章 | 目的達成のための重点戦略プロジェクト(政策大綱)

第1節 福祉・安全・子育て『地元力充実』プロジェクト

本市に住む人の健康や福祉、防災、教育、人権、環境政策を中心としたプロジェクト戦略で、住民が最も興味のある分野です。

何より「人口増加」対策は、地域に住む人々が元気になることが第一です。地域に住む人が元気になるには、医療・福祉・保健政策だけではなく子育て、教育、防災、人権、環境など地域とともに寄り添うような政策を推進する必要があります。

現在、介護保険事業に「地域包括ケアシステム」という考え方があります。地域ごとに住民や行政、福祉施設、病院等が連携して主に高齢者福祉を实践する制度で「自助・互助・共助・公助」(*)の役割分担を定めて、地域での福祉活動を取り組むこととされています。本市としては、この地域包括ケアシステムという考え方を福祉政策に実践

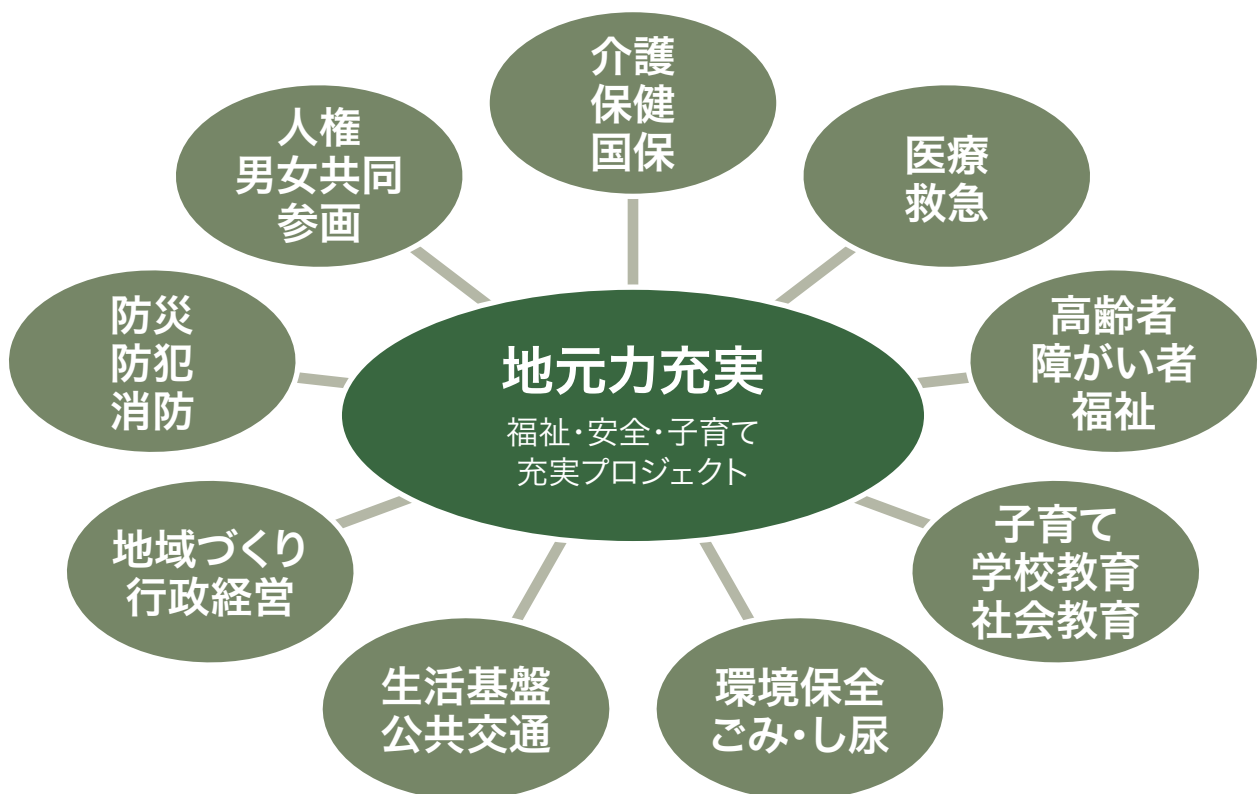
するとともに地域づくりにも活用する必要があると考えています。

また、市内にある総合病院である国東市民病院を財産として活用して医療政策分野を確立し新たな福祉・健康政策を推進して安心な体制づくりを推進いたします。

さらに、防災、防犯、減災、人権、環境分野の各種政策を推進して安全で、安心な本市を実現するとともに子どもたちに対する教育力の向上を實現いたします。

このプロジェクトを推進することで本市に現在住んでいる方々の地域の「地元力充実」をさまざまな分野で促進して、住民が自信の持てる国東市を目指します。

地元力充実プロジェクト概念図



■重点プロジェクト主要施策

① 医療政策の確立

医療政策推進を市政の第一目標として国東市民病院と連携した医療政策推進体制を確立します。

② 医療・救急・福祉政策の一体的推進

地域コミュニティ行政会議（仮称）や「地域包括ケアシステム」を活用して、医療政策分野を中心に救急・福祉・介護・保健・防災・交通・社会教育分野等で実施している各種事業の連携を図り、住民・行政・社会福祉協議会・福祉施設・病院・公民館等の協働による安心体制の確立を推進します。

③ 防災・防犯・減災政策の一体的推進

地域コミュニティ行政会議（仮称）を活用して、防災・防犯・減災政策分野を中心にした各種事業を連携させるとともに、防災行政無線のデジタル化や各種公共事業を推進し住民・行政・地域の協働による安全体制の確立を推進します。

④ 子ども・子育て環境の整備と教育力向上のための各種政策の推進

市内に住む子育て世帯の安全・安心のため子育て環境について整備して、子どもに寄り添った体制を構築し、幼児期の保育や健康、教育委員会部局と連携した取り組みを推進して、「子育てがしたいまち国東市」を目指します。

また、社会教育や人権教育及び地域との協働による「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む学校教育を推進するとともに、国東の自然や、穏やかな地域性に相応しい体験活動を実施して、国東の教育力を向上させます。さらに、教育委員会部局及び首長部局と連携した取り組みにより、教育ブランド力を高め国東市で子育てしたい教育環境の整備を推進いたします。

⑤ 「差別のない国東市」を目指す人権・男女共同参画政策の推進

人権尊重や男女共同参画社会の実現に向け「国東市人権教育及び人権啓発基本計画」や「男女共同参画計画」を通じた施策を推進します。また、全ての人が基本的人権を尊重し、多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の形成を促進し誰もが安全で、安心して暮らせる「差別のない国東市」を目指します。

⑥ ごみ減量化運動の推進と新広域ごみ処理場の円滑な稼働

ごみ減量化運動を再構築して環境保全活動を推進するとともに、農業や下水、し尿施設と連携した事業を検討し、新しい広域ごみ処理場の稼働に備えます。

- ※「自助」……自分自身で生活を支え、健康な体を維持する。
- ※「互助」……近隣の助け合いやボランティア活動等による相互扶助
- ※「共助」……社会保険や介護保険のような制度化された相互扶助
- ※「公助」……自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況の対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

第2節 出会い・移住・担い手『定住力促進』プロジェクト

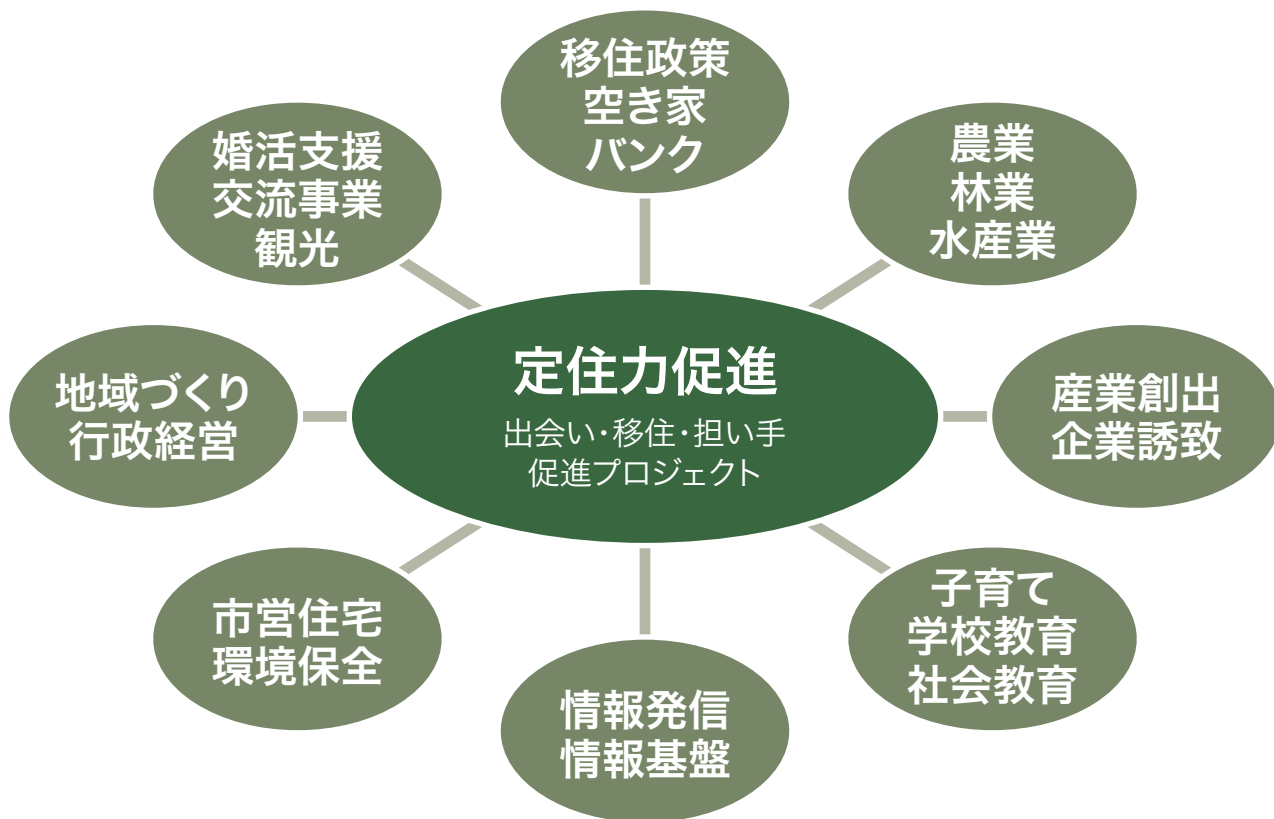
基本目標である、人口増加都市「くにさき」を目指すには、移住や定住、結婚、出産等最も直接的な施策を実施するとともに、効率よくその情報を市内外に発信する必要があります。幸い本市は、移住者が少ない地域ではなく、行政が主導する前から移住者の多い地域も存在しています。本市としては、地域の人口が増加するとともに、地域住民が、住んでいる地域の良さを再確認する機会となるような「移住政策」を積極的に推進いたします。

一方、本市の婚姻率や出生率については、厳しい統計数値が出ておりこのまま看過することはできません。婚活や出生についてはナイーブな面もありますが、そのような面に配慮を欠かすことなく婚活に関する事業を積極的に実施いたします。

また、定住政策とは移住者だけではなく現在住んでいる方々の定住化という側面があります。第一次産業の担い手確保については、移住者だけでなく市内在住就労希望者も併せた施策を推進する必要があります。さらに、市内出身者や移住者に家族での移住を推進する意味からも、出産や子育て環境についても整備し、市内の子育て・就労情報を積極的に情報提供いたします。

このプロジェクトを推進することで、国東での出会いを演出し、移住による定住化や新規就労による定住化、婚姻による定住化などを通じて「定住力促進」を図り人口が増加する国東市を目指します。

定住力促進プロジェクト概念図



■重点プロジェクト主要施策

① 移住者ニーズに応える庁内体制の整備と移住政策の開発

移住者の要望や、ニーズに応えるため市役所内に「移住・定住促進プロジェクトチーム」を結成して会議の定例化を図る体制の整備を検討します。また、市内の民間業者や既存移住者との連携による新たな移住政策の開発体制を構築します。

② 「空き家バンク」制度の充実

移住するための住居について情報提供を行う「空き家バンク」制度の充実を図ります。また、制度の周知を進め、「空き家」所有者への広報を充実し、地域おこし協力隊や国・県の政策を総動員して「移住」対策に臨みます。

③ 第一次産業担い手や起業人材とのマッチング政策の検討・推進

農地・樹園地・ほだ場・漁船バンクの整備や環境保全型農業の促進を検討・推進し、インキュベーション（自治体等による育成施策：農林業、起業）施設やアーティスト・イン・レジデンス（アーティストを一定期間滞在させて作品を制作する）施設等の整備など検討して、移住者や市内在住就労希望者の多様なニーズに応えられるような体制を構築します。

④ 子育て・教育・居住環境の充実・発信による定住化政策の推進

市内出身者等のU・Iターン（※）奨励施策等を検討、家族での移住を促すため「子育て・教育・居住」環境の整備を推進し、市内の子育て環境や就労情報、居住環境を積極的に発信します。

⑤ 婚活支援政策の推進

本市の婚姻率は、大分県下で低い位置にあるため、本市に居住してくれるための婚活支援策を積極的に推進します。

⑥ 各種情報の一元化による活用策と情報発信基盤整備の検討・推進

観光やイベント、移住、産業、居住情報等を「くにさき情報」として一元化して提供する体制や、Wi-Fi環境（※）など市内の情報発信基盤整備を検討します。

※ U・Iターン…… Uは出身者で、Iは出身者以外が移住（ターン）すること。

※ Wi-Fi環境…… 無線環境で大容量のインターネットが可能となる。

公衆無線 LAN

第3節 新産業・賑わい・観光『新活力創出』プロジェクト

本市は、これまでもテクノポリス構想により「先端技術産業」の誘致が実現していますが、近隣市町村に比較しても、都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）となる地域がなく、商業消費が市外へと流出している傾向が見られます。

一方、市内には年間140万人が利用する大分空港が立地しており、新庁舎建設により資本投下される地域には、行政機能集積地や文化施設等があります。本市としては、悠久の歴史を活かしながら、「ハイブリッド都市くにさき」の将来像を実現し、人口増加都市を目指すには、本市の都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）としての賑わいの空間を創出する必要があります。賑わいの空間の創出は各種団体や民間企業の力を借りながら実施することになりますが、本市としては、「悠久の歴史」と併せて「賑わいの空間」というもう一つの新しい空間を創造することが、国東市を人口増加都市に転じさせる切り札になると構想していることを表明いたします。

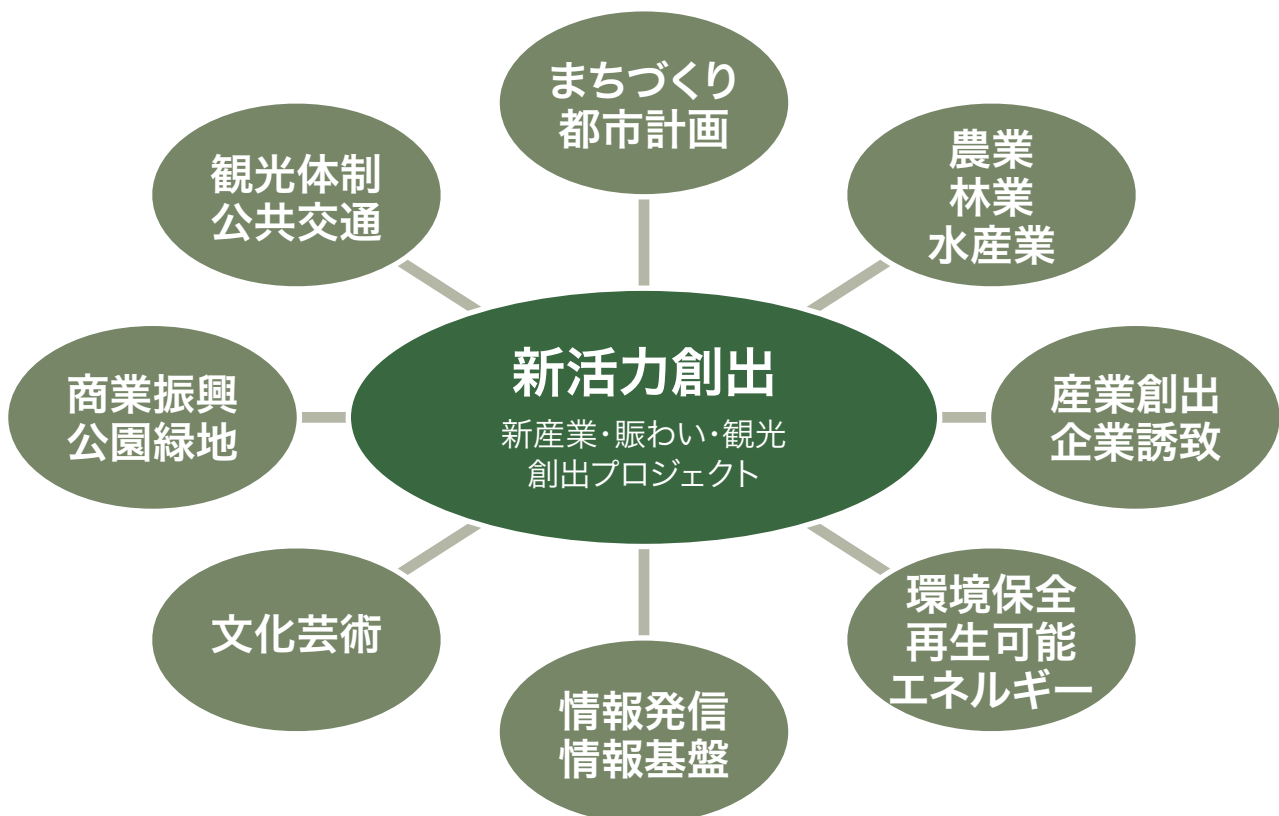
また、新産業創出による活力を生み出すために

も従来からの企業誘致や起業の支援についての施策を促進させるとともに、情報通信サービス業やコンテンツ産業、アート産業など新たな可能性の産業の誘致についても検討いたします。加えて、悠久の歴史にあった多様な産業や、学校法人、個人の誘致にも積極的に取り組むとともに、産業としての観光を創造して官民一体となった政策により新たな組織による「観光自立都市 くにさき」を実現する必要があります。

さらに、本市の伝統的産業である第一次産業についても、新規就農者の確保や既存産品の振興を図るとともに、官民との連携による新しい産品の奨励や養殖事業の推進、世界農業遺産認定による産品のブランド化等を推進する必要があります。

このプロジェクトを推進することで、新産業や賑わいの空間、産業としての観光業に関する施策を、各種団体や企業、民間業者との連携によりダイナミックに推進し市内に「新活力」を創出して「人口増加都市くにさき」を目指します。

新活力創出プロジェクト概念図



■重点プロジェクト主要施策

① 賑わいの空間創出政策の検討・推進

庁内連携によるプロジェクトチームを発足させて、各種団体や企業、民間事業者との連携により、市役所新庁舎一帯と大分空港背後地での都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）となる「賑わいの空間」創出を検討・推進します。

② 新産業創出と起業を支援する施設整備の検討・推進

新産業創出のための委託事業等、各種ソフト事業や第一次産業の6次産業化を推進するとともに、起業や企業誘致を支援するため、市有財産の利活用により起業のインキュベーション（自治体等による育成施策：農林業、起業）施設の整備を検討・推進いたします。

③ 第一次産業の再生と市内産品の販路開拓支援策の検討・推進

これまでの第一次産業の振興策を国・県の政策と連携して推進するとともに、第一次産業の再生を目指して、官民協働による環境・移住政策とも連携した農業団地事業や「七島イ」、「オリーブ」、「バジル」などの新規産品の奨励、新たな養殖事業の検討及び「国東産乾しいたけ」のブランド化を推進します。また第一次産業や市内企業を支えるため、官民連携による、高品質の産物を効率よく提供する組織や販路開拓に向けた事業を検討・推進します。

④ 多様な企業の誘致活動の推進

企業誘致については、大企業、中小企業問わず積極的に推進するとともに、製造業や、情報サービス業、旅館業、商業娯楽関連業、スポーツ関連業等、多様な雇用が実現できる企業の誘致に努めます。また、「クリエイティブ」な企業や学校法人（全寮制等）、芸術家等の個人の誘致について検討いたします。さらに、第一次産業関連企業やレストラン等の食に関する企業等の誘致についても検討いたします。

⑤ 官民一体となった国東市観光体制の構築

国東市観光協会などの各種団体と連携して官民一体となった観光体制を構築し国東観光のユビキタス化（※）を目指します。また、本市観光に適した「分散・体験型」観光を推進し市内での移動手段を視野に入れた観光理念を構築します。

さらに、世界農業遺産認定や日本風景街道（シーニックバイウエイジャパン）の登録等新しい観光開発事業を大学や民間団体と協働で推進します。

⑥ アート、工芸等新しい文化政策の推進

国東半島芸術祭や芸術家・工芸家の移住を活用して新しい文化政策を推進し、現代芸術やアート、工芸等の新しい文化を積極的に取り入れ、従来为国東文化との共存を実現し、「アート・工芸のまち国東市」を目指します。

※ユビキタス……「いつでも、どこでも、だれでも」がサービス等を享受できる体制

第5章 | 地域づくりと行政経営方針

第1節 地域づくり

I 地域づくりの課題

国東半島の地形は、中央にある山々を中心として放射状に谷々が形成されています。本市はその東半分を占めており、全域にわたり多くの谷々があります。明治22年には18の村がありましたが、昭和の大合併により4つの町となり、平成の大合併により1つの国東市となりました。丸い地形の関係上、方位的にも一様ではなく市の南では東側に海が広がっていますが、市の北では北側に

海が広がっています。

このように一様でない国東半島の自然が、一面では多様な文化が長い年月をかけて堆積した国東らしい原動力になっているとも言えます。このような地形から、それぞれの地域に対しての愛着が強く、本市としても急激な人口減少の中、地域づくりを推進して行く地域の範囲選定が大きな課題となっています。

II 地域づくりの背景

現在は、市民参加の時代や地域力の時代と言われています。自治体としても国や県の関与に極度に依存することなく、自治体としての責任に基づいた自立が求められる時代となっています。本市としても、この地域の過疎性から市役所の一定の関与は当然の事として、公的サービスの提供を前提にした自治体経営を目指すとともに、従来のような市役所主導の地域づくりだけではなく、地域と市役所が寄り添った地域振興を図る必要があります。

ます。

また、本市の歴史を見ると行政区の果たしてきた役割は大きく行政区と本市との関係はこれまで以上に重要となっています。しかしながら、現在は過疎・高齢化の影響で小規模な行政区が増えており、地域づくりを考える上で一定の規模を範囲として従来から福祉、地域振興、社会教育政策等が展開されている現状にあります。

III 地域づくりの方針

本市としては、住民のまちづくり意識を向上させるために、住民のコミュニティ意識の範囲での地域づくりを図って行く必要があります。従来通り行政区が、本市の地域単位の基礎としての位置にあることに変わることはありませんが、急速な少子・高齢化を鑑みるに、これまで実施されてきた地域づくり政策の範囲を検証して、地域の歴史や文化、過疎対策等を背景にした複数の行政区を横断的に振興する地域づくり体制を確立する必要があります。

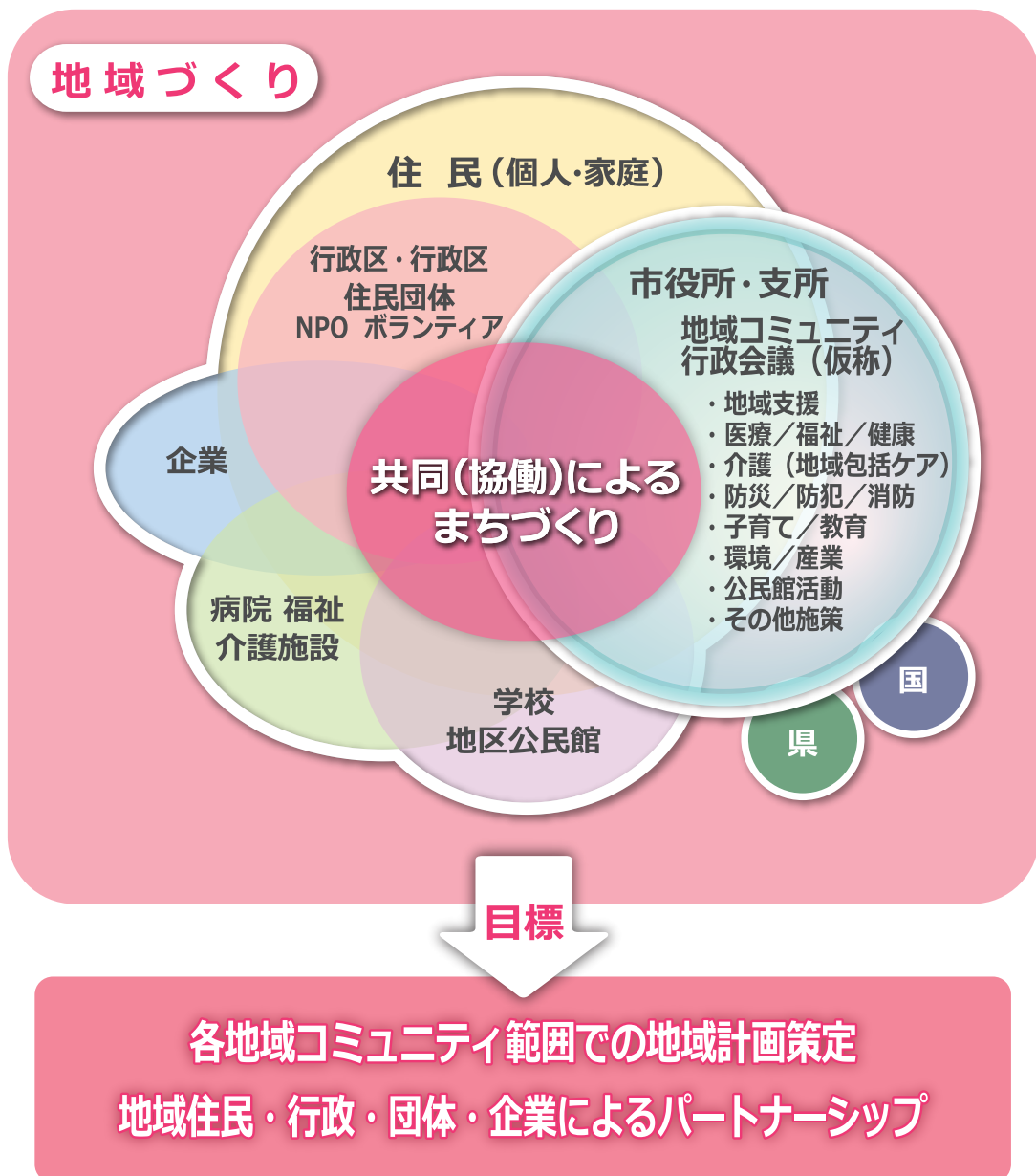
この地域づくり体制は、地域ごとの課題を地域の方々自らが行政や各種団体と一緒に解決することを基本に据えた体制となります。そのために、地域づくりのパートナーとして市役所は、本庁の各部局や総合支所との共同で地域コミュニティ行政会議（仮称）を設立し、これまで実施している政策を一元的に検証して、行政分野での地域づくり政策やその範囲を検討・推進する体制を構築いたします。

最終的には、地域住民、行政、団体と共同（協

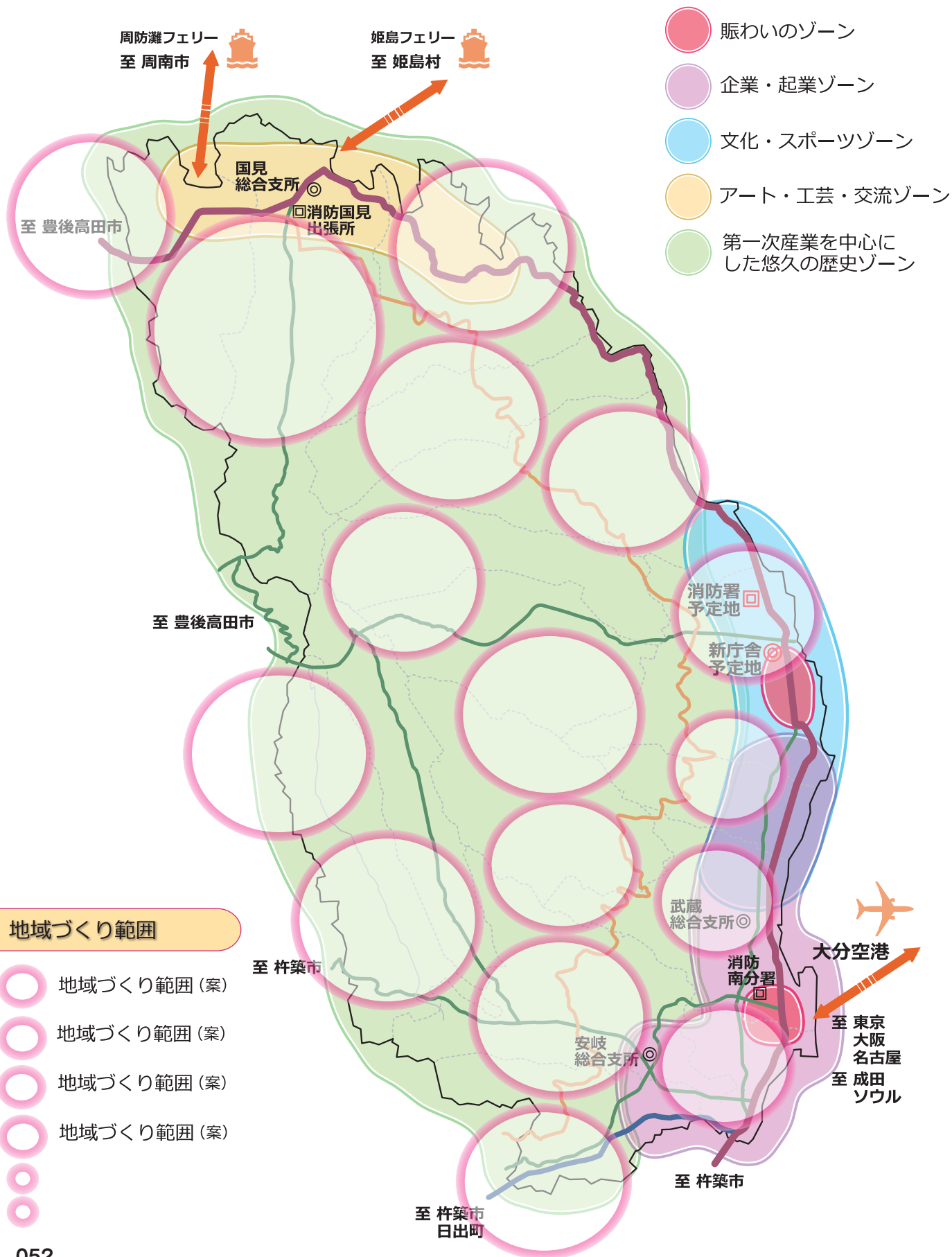
働)して地域ごとの「地域づくり推進計画」を策定、住民自らが主体的に地域づくりに参画する体制整

備や支援策を計画的に実施し、活気あふれる地域づくりを推進いたします。

「これからの国東市のための」地域づくりのイメージ



「これからの国東市のための」地域づくり範囲のイメージ



- 賑わいのゾーン
- 企業・起業ゾーン
- 文化・スポーツゾーン
- アート・工芸・交流ゾーン
- 第一次産業を中心に
した悠久の歴史ゾーン

地域づくり範囲

- 地域づくり範囲 (案)
- 地域づくり範囲 (案)
- 地域づくり範囲 (案)
- 地域づくり範囲 (案)
-
-

第I部 序
論

第II部 基本構想

第III部 基本計画

第2節 行政経営

(1) 行政経営の基本方針

I 行政経営の責務

市役所は、この地域を構成する主役である住民同様、重要な一主体です。一方で、民間の企業・団体等が厳しい経済活動状況で活動しており、地場産業も含め多くの企業・団体もこの地域を構成する重要な一主体であります。

本市は国東半島最大の面積を有し、市役所は、広範囲の地域に基礎的な公共サービスを提供する

責務を負っています。また、特に本市のような過疎自治体の市役所としては、市内の産業や経済活動全般に関与し、新たな「賑わいの空間づくり」や、「地域づくり」、雇用の受け皿である「産業振興」や、「新産業創出」など住民や企業と連携して本市そのものを振興する責務も有しています。

II 行政経営の背景

地方分権の推進により自治体は、国・県と対等の関係となり一定の自由な裁量が認められました。しかしながら、本市は依然として地方交付税等に依存した経営を余儀なくされており、未だ国・県の協力が必要な地域にある自治体であることに変わりありません。しかし、市町村合併による特例により猶予されていた財政措置が終了する時期を迎え本市としても自立する必要に迫られています。

今後は、自治体独自の戦略的経営が必要となっています。既に本市でも、戦略的な経営が実践されており、平成24年度より開始した公金運用改革は、前例踏襲主義からの脱却を目指し先進的自治体から学ぶことで自立した施策を推進して、公金運用収入を飛躍的に増大させており、本市の中にも自立した経営の萌芽が見られています。

III 行政経営の方針

本市の「行政経営」は、経済低成長や三位一体改革、人口減少などにより、財政状況が厳しくなる中、自らの努力により健全で持続可能な財政基盤を確保し、自らの判断で地域の実情にあった政策展開を図り、魅力ある地域社会づくりにつなげて行くことが求められています。この財政難の中、魅力ある地域づくりを実施するためにも、今回計画を策定し地域の状況を勘案した選択と展開によ

る行政政策の方針を明確に定義付けいたしました。今後は、市役所の各組織が、目指すべき展望や目標、使命を明確にし、それを効果的に実現することのできる新しい仕組みを構築することが必要となります。さらに、それを動かす職員が常にチャレンジ精神を持ち、自らの経営能力を向上させる努力を惜しまず、最大限の力を発揮して業務遂行を図ることが求められます。

(2) 国東市役所の新庁舎と総合支所体制

I 新庁舎体制

平成25年度に国東市役所の新庁舎の位置が「アスト現地（国東市国東町鶴川149番地）」と決定、現在平成27年度末の本庁舎完成を目指して準備が進んでいます。本庁舎建設は、合併後8年目にしてようやく位置が決まり完成までに10年の年月を要することとなりました。本市は、今回の位置決定を「これからの国東市のまちづくり」の契機と捉え、新たな総合計画を策定することとした大きな要因にもなっています。本市としては、

市役所新庁舎を高度化する自治体業務や自治体間競争、地域づくり政策に対応するための拠点として有効に活用いたします。また、「新庁舎建設地一帯」を「大分空港背後地」とともに本市の都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）としても位置づけています。今後は、新庁舎を拠点として本市の行政事業を総合支所とともにより効果的に推進して行く必要があります。

II 総合支所体制

市役所としては、前節の地域づくりで触れた通り地域コミュニティ行政会議（仮称）の立ち上げ、地域計画の策定を市役所の地域づくりの柱と位置づけておりますのでその拠点として、現在の総合支所を活用し、本庁各部局と総合支所一体となった地域政策の遂行を実施して行きたいと考えています。そのためにも、耐震性に問題がある国見、武蔵総合支所及び国見図書館については、建て替

えや他の公共施設の利活用を含め整備を検討することとします。耐震性に問題のない安岐総合支所については、議会機能の本庁移転を見据え、新たな利活用について検討することとします。本市としては、これからも総合支所体制を効率的に堅持して地域コミュニティ行政会議（仮称）等の活用も踏まえ、市内の一体感等の醸成に努めるものとします。



第2次国東市総合計画の全体概要図

国東市の将来像
悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市「くにさき」

基本目標
地元力充実、定住力促進、新活力創出で人口増加都市「くにさき」を目指します。

目標達成のための重点戦略プロジェクト(政策大綱)

福祉・安全・子育て
充実プロジェクト
(地元力=じもとりよく)

■重点プロジェクト主要施策

- ① 医療政策の確立
- ② 医療・救急・福祉政策の一体的推進
- ③ 防災・防犯・減災政策の一体的推進
- ④ 子ども・子育て環境の整備と教育力向上のための各種政策の推進
- ⑤ 「差別のない国東市」を目指す人権・男女共同参画政策の推進
- ⑥ ごみ減量化運動の推進と新広域ごみ処理場の円滑な稼働

出会い・移住・担い手
促進プロジェクト
(定住力=ていじゅうりよく)

■重点プロジェクト主要施策

- ① 移住者ニーズに応える市内体制の整備と移住政策の開発
- ② 「空き家バンク」制度の充実
- ③ 第一次産業担い手や起業人材とのマッチング政策の検討・推進
- ④ 子育て・教育・居住環境の充実・発信による移住・定住政策の推進
- ⑤ 婚活支援政策の推進
- ⑥ 各種情報の一元化による活用策と情報発信基盤整備の検討・推進

新産業・賑わい・観光
創出プロジェクト
(新活力=しんかつりよく)

■重点プロジェクト主要施策

- ① 賑わいの空間創出政策の検討・推進
- ② 新産業創出と起業を支援する施設整備の検討・推進
- ③ 第一次産業の再生と市内産品の販路開拓支援策の検討・推進
- ④ 多様な企業の誘致活動の推進
- ⑤ 官民一体となった国東市観光体制の構築
- ⑥ アート、工芸等新しい文化政策の推進

基本構想
(H26～H33
8年間)

前期基本計画(H26～H29
4年間)

| 分野 | I 医療福祉・防災・人権分野 安全・安心をつくる | | | | | | | | | II 子育て・教育・文化財分野 未来を担う人・文化をつくる | | | | | | | III 都市計画・生活基盤分野 住みやすいまちをつくる | | | | | | | | | | IV 産業・観光・定住分野 活気と元気をつくる | | | | | | | | | V 行政経営分野 政策と経営の市役所をつくる | | | |
|----|--------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--|-------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|---|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|--|---------------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---|---|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 施策 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 医療資源を有効に活用し、地域医療体制の構築に努めます。【医療・救急体制】 | 統計的な資料を駆使し、健康づくり体制の構築に努めます。【健康づくり】 | 社会保障制度の健全な運営に努め、安心・活力を作ります。【社会保障】 | 高齢者の住み慣れた地域での生活や自立を支援します。【高齢者福祉】 | 障がい者や難病者の生きがいを育み、安心な生活を確保します。【障がい者福祉】 | 万全な備えにより、安全・安心な国東市を目指します。【防災・防犯・交通安全】 | 災害時や火災時の命綱、消防体制の充実を図ります。【消防活動】 | 人権啓発と教育活動を実施し、人権尊重社会の実現を目指します。【人権尊重】 | 女性も男性も健やかに暮らせるまち国東市を目指します。【男女共同参画】 | 国東で「子育てをしたい・させたい」と思う体制を確立します。【子ども・子育て】 | 地域や保護者と対話しながら良好な教育環境を整備します。【教育環境整備】 | 連携協働による「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育を推進します。【学校教育】 | 社会教育活動により地域人材を育成し、学びの空間を創造します。【社会教育】 | 社会体育を多方面に活用し、スポーツ政策を計画的に推進します。【社会体育】 | 国東の新たな可能性としての文化・芸術政策を推進します。【文化・芸術】 | 悠久の歴史のまち国東に相応しい文化財政策を推進します。【文化財】 | 情報基盤整備を活用し、情報に強い国東市を目指します。【情報基盤整備】 | 安全・安心な住環境を確保し、市営住宅を効率的に運用します。【住環境・市営住宅】 | 公園を効率的に運用し、新しい公園・緑地政策を確立します。【公園・緑地】 | 健全な簡易水道事業経営と安全な水を安定的に供給します。【簡易水道】 | 健全な下水道事業経営と合併処理浄化槽設置を推進します。【下水道】 | 国東の自然と調和した快適な生活環境を確保します。【環境保全】 | 広域処理場稼働に備え、ごみ・し尿の適切な処理を推進します。【ごみ・し尿処理事業】 | 災害の少ない国東市に向けた計画的な整備を推進します。【道路・河川・急傾斜】 | 住民や観光客にとって利便性の高い交通政策を確立します。【公共交通】 | まちづくり指針を示し、賑わいの空間創出を目指します。【都市計画・景観・まちづくり】 | 国東に相応しい農業を推進し、新規就農者を確保します。【農業振興】 | 農業経営体に相応しい基盤整備を計画的に推進します。【農業基盤整備】 | 国東に相応しい林業の振興と鳥獣害対策を推進します。【林業】 | 国東に相応しい漁業を再生し、経営と資源管理を両立します。【漁業】 | 多様な企業の誘致を促進し、企業・起業を応援します。【企業誘致・産業創出】 | 国東に相応しい観光政策を構築し、国東ブランドを推進します。【観光】 | 商業活性化や消費者行政を推進し、賑わいと安心を創ります。【商業・消費者】 | 国東の地域ブランド力を向上させ、移住・交流者を増やします。【移住・定住(婚活)・交流】 | 地域づくり計画の策定を目指し、住民参加のまちを創ります。【地域活性化と地域づくり】 | 国東市の広報の魅力化を推進し、地域ブランド力を高めます。【広報・広聴】 | 市民に寄り添い、市民とともに挑戦する自治体を目指します。【行政経営】 | 将来を展望して、利便性・効率性の高い行政体制を構築します。【行政体制】 | 公平な課税・債権政策を推進し、行政経営の効率化に寄与します。【課税・徴収】 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |

第2次国東市総合計画

第Ⅲ部 基本計画

Ⅲ 基本計画

KUNISAKI

第1章 基本計画の考え方

第2章 分野別計画と市民満足度

第1章 | 基本計画の考え方

第1節 基本計画の概要

国東市総合計画は、基本構想、基本計画の2つの計画で構成されており、このうち基本計画は、基本構想に掲げられる本市の将来像実現に向けて、基礎的公共サービスの提供を前提とした上で、5つの分野（「医療福祉・防災・人権分野」、「子育て・教育・文化財分野」、「都市計画・生活基盤分野」、「産業・観光・定住分野」、「行政経営分野」）ごとにそれぞれを施策として具体化し、39の主要施策により市役所の役割を明らかにするものです。

全体の計画期間は8年とし、社会経済の変化や進行管理の結果を踏まえて4年ごとに見直しを図り、前期4年・後期4年の計画とします。基本計画には、施策ごとに成果目標を掲げ、成果主義の

導入を図るとともに、成果指標の定期点検を行って本計画の達成度を確認することとします。

また、施策本来の目的を図る指標として、市民満足度調査について追跡調査することとし、前期基本計画の終了年度（平成29年度）に実施するアンケート調査の満足度の数値と今回調査した満足度の数値を比較して、施策の検証と評価を実施し、後期基本計画等に反映することとします。ここでは、今回調査した「これからの国東市のためのアンケート」の満足度の数値を掲載し、前期基本計画終了年度までの満足度向上に向けた施策展開の灯火として活用することとします。

第2節 基本計画の構成

基本計画は、5つの分野（「医療福祉・防災・人権分野」、「子育て・教育・文化財分野」、「都市計画・生活基盤分野」、「産業・観光・定住分野」、「行政経営分野」）により構成されており、分野毎に

39の施策を柱立てし、「現状分析や施策の目的」や「施策別の分類と主要な事業」及び「成果指標」を記述しました。

◆ 「現状分析や施策の目的」

全国的な情勢や本市の現状や課題を整理するとともに今後の施策分野の方向性を明らかにしました。

◆ 「施策別の分類と主要な事業」

柱立てした39の施策を主要事業ごとに分類したもので、できるだけ具体的な記述となるよう配慮しました。

◆ 「成果指標」

柱立てした39の施策ごとに成果指標を記載しました。基準値や説明の項を設け目標年度は原則として計画初年度（平成26年度）、前期最終年度（平成29年度）後期最終年度（平成33年度）としました。

第2章 | 分野別計画と市民満足度

第1節 分野別計画



I 医療福祉・防災・人権分野 安全・安心をつくる

- 1 医療資源を有効に活用し、地域医療体制の構築に努めます。
- 2 統計的な資料を駆使し、健康づくり体制の構築に努めます。
- 3 社会保障制度の健全な運営に努め、安心・活力を作ります。
- 4 高齢者の住み慣れた地域での生活や自立を支援します。
- 5 障がい者や難病者の生きがいを育み、安心な生活を確保します。
- 6 万全な備えにより、安全・安心な国東市を目指します。
- 7 災害時や火災時の命綱、消防体制の充実を図ります。
- 8 人権啓発と教育活動を実践し、人権尊重社会の実現を目指します。
- 9 女性も男性も健やかに暮らせるまち国東市を目指します。

医療・救急体制

健康づくり

社会保障

高齢者福祉

障がい者福祉

防災・防犯・交通安全

消防活動

人権尊重

男女共同参画

医療・救急体制

■現状分析と施策の目的

人口3万人の規模の自治体である本市には、国見町3、国東町9、武蔵町4、安岐町4か所の計20か所（平成24年医師会調べ）の病院・診療所があり、市内には第二次救急医療機関（24時間365日の救急搬送受入）としての国東市民病院が開院しています。また、大分・別府市内にある第三次救急医療機関（複数の診察領域にわたる重篤な患者受入）との役割分担・連携を図りながら本市の医療体制が構築されています。

平成24年5月には、大規模改修により最新の施設や医療機器を導入して新しい国東市民病院が完成いたしました。しかし、少子・高齢化の影響は医療の面にも襲いかかっており、市内医師の高齢化や市民病院での非常勤診療科の常勤化など多くの課題が指摘されています。

救急医療体制については、国東市消防本部の現場平均到着時間が7.6分、収容平均所要時間が44.0分となっており、収容平均所要時間は、県内で竹田市消防本部の47.9分に続いて最後から2番目となっています。これは、本市の地形や市民病院の位置などの面があり簡単には短縮することはできませんが、平成24年10月から運行されている「ドクターヘリ」の活用や「救急救命士」の増員、道路整備などを効率的に推進して救急医療体制の整備を図る必要があります。

医療・救急分野は市民の安全・安心の拠り所です。国や県、関係団体と協力して現在ある医療資源を活用して、地域医療制度の構築を図ることが求められています。



■施策別の分類と主要な事業

(1) 地域医療体制の構築

- 地域医療体制の構築に向けて取り組みます。
 - ・国東市医師会や東国東地域保健委員会との連携及びその活用
 - ・医療政策専門部局の設置の検討
 - ・医療・保健・福祉・介護の連携による「地域包括ケアシステム」の推進
 - ・出身者及び市外国東高校卒業生への医学生奨学金貸付事業の推進
 - ・関係機関と協力して医療政策に関する広報・周知活動の促進

(2) 国東市民病院のさらなる充実

- 国東市民病院の診療体制の確立や人員の確保を積極的に推進します。
 - ・医師を確保し、整形外科、産婦人科、泌尿器科の常勤化の実現
 - ・昭和51年から続いている「へき地巡回診療」を実施
 - ・訪問看護、訪問リハビリを強化して在宅患者の支援を実施
 - ・最新の設備を広報・周知して積極的な人員の確保
 - ・国東市民病院の役割や実績の広報・周知活動の促進
- 国東市民病院の経営改善を積極的に取り組みます。
 - ・平成21年の公立病院改革プランの実行と新規プランの策定

(3) 救急医療体制のさらなる充実

- 救急医療体制のさらなる充実を推進します。
 - ・高度な救急医療体制確立のため「救急救命士」の増員
 - ・高度な救急搬送を支える「救急車」の効率的で適正な配備
 - ・大分県のドクターヘリ体制との緊密な連携
 - ・第二次救急医療機関である市民病院との緊密な連携

第2表 各消防本部における現場平均到着所要時間及び収容平均所要時間

出典：大分県における救急の現況

| 消防本部 | 現場到着 平均所要時間(分) | 収容 | | |
|----------------|-------------------|-------|-----------|-------|
| | | 前年比 | 平均所要時間(分) | 前年比 |
| 大分市消防局 | 6.4 | △ 0.6 | 26.1 | △ 0.9 |
| 別府市消防本部 | 7.4 | 2.2 | 27.1 | 2.5 |
| 中津市消防本部 | 9.0 | 0.1 | 36.9 | 0.6 |
| 佐伯市消防本部 | 9.5 | 0.5 | 38.4 | 2.2 |
| 臼杵市消防本部 | 7.5 | 0.2 | 31.4 | 0.1 |
| 津久見市消防本部 | 6.3 | 0.3 | 33.2 | 0.7 |
| 竹田市消防本部 | 8.3 | 0.1 | 47.9 | 0.0 |
| 豊後高田市消防本部 | 7.0 | 0.1 | 35.3 | △ 1.3 |
| 宇佐市消防本部 | 8.5 | 0.4 | 37.4 | 1.4 |
| 豊後大野市消防本部 | 6.9 | 0.2 | 41.1 | 1.5 |
| 由布市消防本部 | 6.6 | 0.1 | 35.7 | 1.2 |
| 国東市消防本部 | 7.6 | △ 0.3 | 44.0 | △ 0.2 |
| 日田玖珠広域消防組合消防本部 | 8.7 | 0.0 | 36.7 | 0.6 |
| 杵築速見消防組合消防本部 | 9.9 | 0.6 | 40.1 | 2.0 |
| 県 計 | 7.6 | 0.2 | 32.8 | 0.5 |

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------|----|-------------|--------|--------|--------|---------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 年間外来患者数 | 人 | 71,017(H24) | 73,200 | 75,400 | 76,900 | 年間外来患者数 |
| 年間入院患者数 | 人 | 69,802(H24) | 70,445 | 70,810 | 70,810 | 年間入院患者数 |
| 救急救命士の数 | 人 | 14(H25) | 15 | 18 | 22 | 年1人の任用 |

I - 2

統計的な資料を駆使し、健康づくり体制の構築に努めます。

健康づくり

■現状分析と施策の目的

現代社会は、食生活の乱れ、ストレスの増加などに伴い生活習慣病が増加しています。そのため社会保障費が増大しており、これを抑制するために予防医療に対する関心が高まっています。年間3万人と言われる「自殺者」対策も、政府は重点的に実施しており人口減少社会における健康に対する政策への関心は益々高まっています。

本市は、平成22年の大分県公衆衛生年鑑によると「糖尿病」、「高血圧性疾患」「脳血管疾患」の死因による死亡率（人口10万人）が大分県市町村で1位であり「心疾患」、「肺炎」、「肝疾患」についても高い順位にあります。また、厚生労働省発表の平成22年市区町村別生命表によると0歳児の平均寿命は男性が7位（80.0歳）女性が15位（86.4歳）となっており、他の市町村

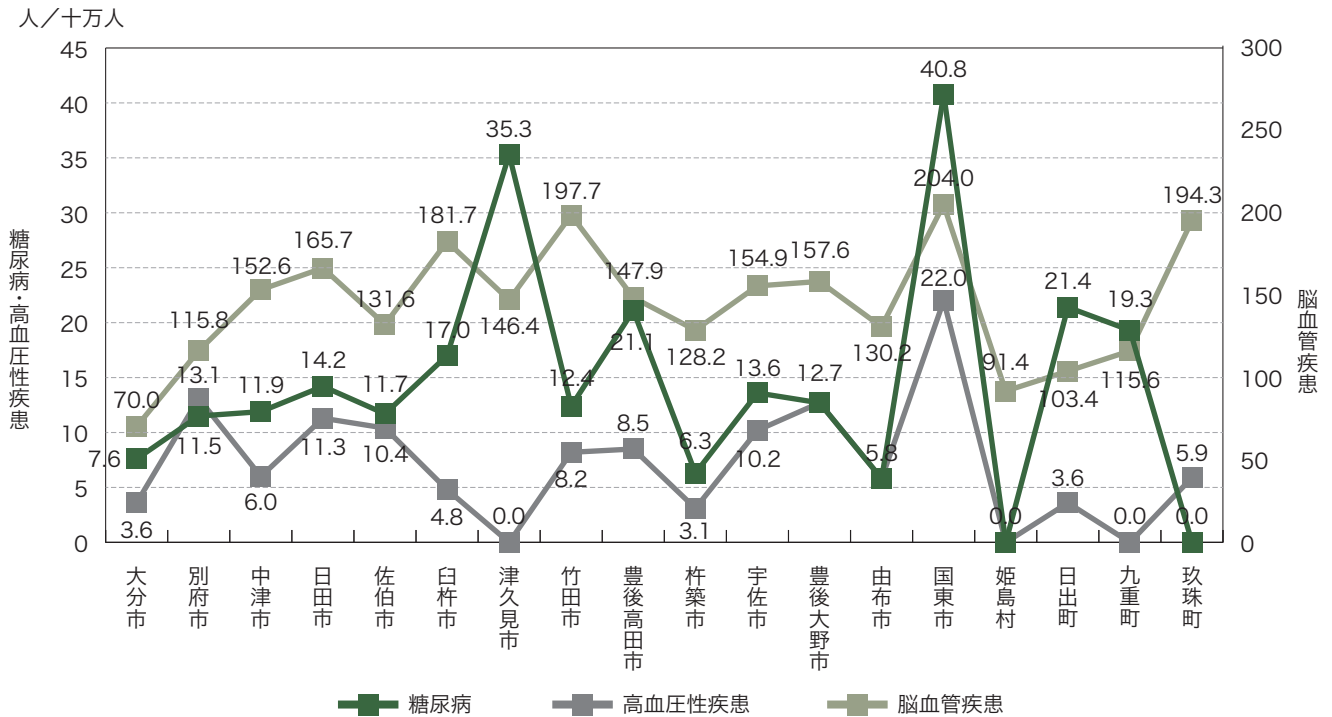
に比べて女性の平均寿命が短くなっている結果が出ています。本市としても医師会と協力して、従来の健康診断や各種がん検診等の健診施策の充実を図るとともに、健康に対する関心を喚起する政策や、医療、介護や福祉政策と連携した地域毎の取り組みなどよりきめ細かい事業の実施が必要となっています。

今後は、「ラジオ体操」や「転倒予防体操ちよるちよる音頭」等活用しながら、新たな健康推進策の目玉となる運動の提唱や、二次医療機関である国東市民病院との連携や社会教育、生涯スポーツ、福祉、介護との連携を推進して、市民の健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが求められています。



選択死因別死亡率（人口10万対）表（国東市が第1位分）

出典：平成22年大分県人口動態調査



■施策別の分類と主要な事業

(1) 健康づくり体制の再構築と各種事業の推進

- 健康づくり体制の再構築に向けて取り組みます。
 - ・健康づくり計画を検証し、健康づくり事業を計画的に推進
 - ・市民が健康に関心を持つようになる運動の構築
 - ・保健推進委員、愛育班等の地域健康づくり活動組織の充実
 - ・地域コミュニティ行政会議（仮称）活用による健康づくりの推進
 - ・医療政策部局の設置に向けた関係機関との連携

(2) 各種健診事業の円滑な運用と
精神保健・自殺予防・感染症対策の強化

- 健診事業や予防事業を実施、早期発見、病気予防を推進します。
 - ・医師会等と協力して各種健診事業のさらなる充実
 - ・健康教育、健康相談、個別訪問等の健診後対策の推進
 - ・メタボリックシンドローム等生活習慣病対策の推進
 - ・適正な予防接種方法の推進と任意接種補助事業の推進と追加策の検討
- 精神保健・自殺予防・感染症対策に積極的に取り組みます。
 - ・保健所や医療機関と連携、精神保健施策に関する広報・周知活動の促進
 - ・自殺対策を各方面から総合的に推進
 - ・結核検診、肝炎、エイズなどの感染症に関する広報・周知活動の促進

平成 22 年市区町村別生命表

出典：厚生労働省ホームページ

| 市 町 村 | 男性 | 順位 | 女性 | 順位 |
|------------|--------------|----------|--------------|-----------|
| 大分市 | 80.90 | 1 | 87.40 | 1 |
| 別府市 | 78.80 | 18 | 86.90 | 6 |
| 中津市 | 79.30 | 17 | 86.90 | 6 |
| 日田市 | 79.90 | 10 | 86.60 | 14 |
| 佐伯市 | 79.80 | 12 | 87.30 | 2 |
| 臼杵市 | 80.20 | 5 | 86.40 | 15 |
| 津久見市 | 79.60 | 15 | 87.10 | 5 |
| 竹田市 | 80.20 | 5 | 86.90 | 6 |
| 豊後高田市 | 79.40 | 16 | 86.00 | 18 |
| 杵築市 | 79.90 | 10 | 86.80 | 10 |
| 宇佐市 | 79.80 | 12 | 86.90 | 6 |
| 豊後大野市 | 80.00 | 7 | 86.80 | 10 |
| 由布市 | 80.80 | 2 | 86.70 | 13 |
| 国東市 | 80.00 | 7 | 86.40 | 15 |
| 姫島村 | 79.80 | 12 | 86.20 | 17 |
| 日出町 | 80.80 | 2 | 86.80 | 10 |
| 九重町 | 80.50 | 4 | 87.20 | 4 |
| 玖珠町 | 80.00 | 7 | 87.30 | 2 |

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------|----|-----------|------|------|------|--------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 乳幼児健診の受診率 | % | 97.2(H24) | 100 | 100 | 100 | 100%をめざす |
| 特定健診受診率 | % | 56.7(H24) | 59.0 | 60.0 | 60.0 | 受診率の向上をめざす |
| 特定保健指導受診率 | % | 28.3(H24) | 30.0 | 60.0 | 60.0 | 健診後対策の充実をめざす |



I-3

社会保障制度の健全な運営に努め、安心・活力を作ります。

社会保障

■現状分析と施策の目的

現在の日本社会は、高齢化が進み、団塊の世代の大量退職時代を迎え、社会保障制度に対する不安が取り沙汰されています。本市でも、医療の高度化や加入者の高齢化に伴い、医療費を含め社会保障費が増加傾向にあります。平成25年10月には、政府は、消費税を5%から8%とする決定をしました。また、年々増加する社会保障費を負担する税収として、さらに消費税を10%まで増税するかどうかの可否を今年末までに判断する予定となっています。

国民健康保険事業政策としては、住民が安心して、活力を保つためにも健康づくり対策が急務となっており、保健推進部局と連携し住民健診で特

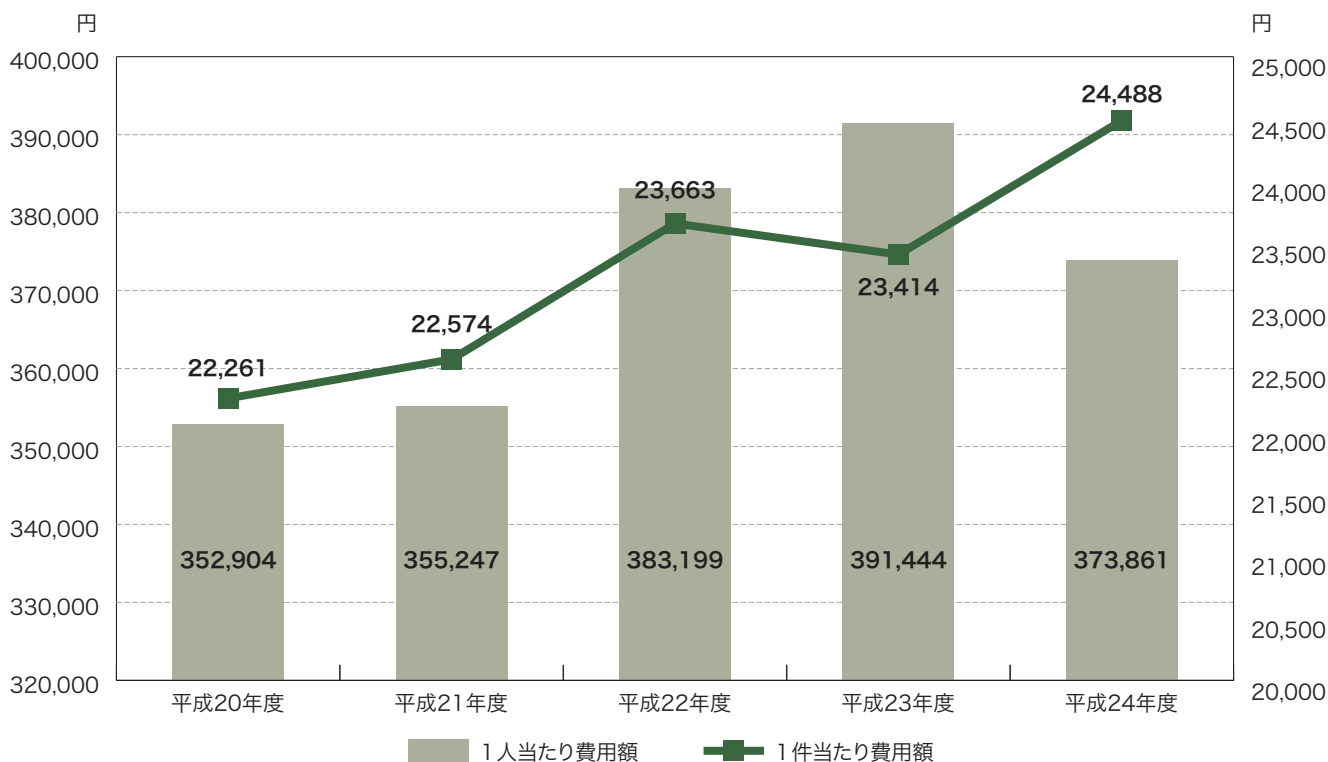
定健診を行うことにより、医療費の適正化を図ることとしています。

また、生活困窮者対策として「最後のセーフティネット」である生活保護政策は、現代の不安定な経済状況にあっても、最低限の生活を保障する重要な政策であります。本市としても、保護受給者の自立助長への支援を行いながら制度の円滑な運営を図ります。

社会保障政策は、「安全・安心」を支える柱でありますので、国・県の政策を注視しながら制度の健全な運営を図ることとします。また、国民年金窓口、後期高齢者医療制度や介護保険制度との連携も含め住民の福祉向上に努めます。

国東市国民健康保険関連医療費の推移

資料：市民健康課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 国民健康保険の予防事業の推進

- 特定検診や特定保健指導の実施率の向上を図ります。
 - ・未受診者に対する個別訪問も含めた広報・周知活動の促進
 - ・未治療、治療中断の確実な防止と重症予備群対策の推進
 - ・死因率の高い「糖尿病」対策の推進

(2) 国民健康保険の医療費適正化の推進

- 国民健康保険の給付事業の適正化を図り、保険料を抑制します。
 - ・受診全世帯に対して年6回の医療費通知の実施
 - ・レセプト点検調査の精度向上の推進
 - ・ジェネリック医薬品使用の推進
 - ・介護給付費との給付調整体制の構築

(3) 生活保護制度の適正な運用の推進

- 受給者の自立支援と医療・福祉・介護施策との連携を図ります。
 - ・生活保護世帯の生活状況及び健康状況把握のための訪問調査の実施
 - ・就労支援員の活用による受給者の自立支援
 - ・受給者の8割を占める高齢者と傷病障害者部局の連携策を推進

(4) 後期高齢者医療・介護保険制度・国民年金との連携

- 大分県後期高齢者医療広域連合や介護保険部局との連携を図ります。
 - ・広域連合への職員派遣や介護保険課との情報共有
 - ・国民年金窓口としての適切な情報提供
 - ・他団体や他制度と協力して社会保障制度の広報・周知活動の促進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------------|----|-----------------|------|------|------|---------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 国民健康保険 医療費総額 | % | 100.00 (H25) | 99.0 | 96.0 | 92.2 | 医療費を毎年1.0%減らす。 |
| 生活保護受給者 の減員 | 人 | 320 (H25.8) | △3 | △5 | △10 | 就労等による自立で受給者を減少させる。 |

I-4

高齢者の住み慣れた地域での生活や自立を支援します。

高齢者福祉

■現状分析と施策の目的

国勢調査によると昭和50年に16.1%だった本市の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、平成22年には36.4%となっています。また、住民基本台帳（H25年3月31日現在）によると市内130行政区のうち25区が50%を超えており、本市の過疎・高齢化は深刻な事態を迎え、一人暮らし高齢者、高齢の夫婦のみ世帯の増加により食料品などの日常の買い物に困難を感じる買い物弱者も増加しています。

従来高齢者福祉は、比較的元気な高齢者と介護・支援が必要な高齢者とを区別して各種施策を展開してきました。しかし、現在は介護保険サービス利用者の増加により社会保障費がかさみ、介護保険制度の理念である自立支援を念頭に置いた介護予防や重症化予防策が推進されています。また、高齢者が住み慣れた地域や在宅で生活でき、自立できるような施策も従来の福祉政策だけでなく、介護保険事業においても積極的に実施されるようになっていきます。

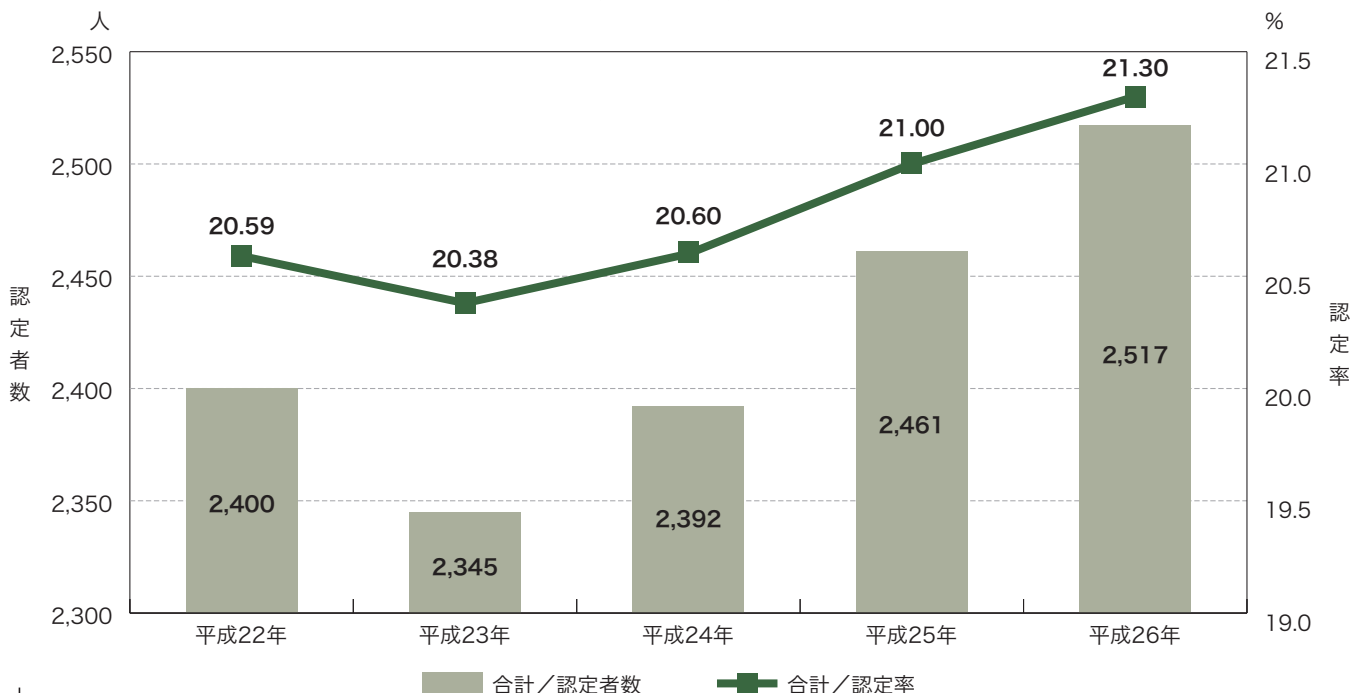
高齢者福祉の目的は、これまで日本社会、本市

を支えてこられた方々への敬意を払うとともに、元気な高齢者を一人でも増やす事により、本市に住んでよかったと思える環境を創ることにあります。そのためには、従来の保健福祉事業のスクラップアンドビルドを含め、少子・高齢化と人口減少に対応した地域システム（＝地域包括ケアシステム）を構築していくことが重要となっています。そのシステムにおいては、医療・介護・福祉・住宅等の各領域のサービスが、日常生活圏域において、適切に組み合わせられて提供されることにより、生活上の安全・安心・健康が確保されることを実現していくことが求められています。

また、今後も増加傾向が予想される認知症高齢者を地域で支えていく取り組みも重要課題と位置づけ、若年性認知症も視野に入れた施策もシステムに組み込む必要があります。このようなシステムを構築していくうえでは、地域基盤の強化はもとより、行政が担う部分と住民自身が担う部分を区分して適切な組み合わせを住民とともに洞察していくことが重要です。

要介護認定者と認定率の推移

資料：介護保険課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 包括的ケアマネジメントを推進します。
 - ・高齢者の自立を支援する介護関係者のスキルアップの推進
 - ・地域包括ケアシステム構築に向けた「地域ケア会議」の実施
 - ・介護保険サービス事業者との連携による効率的な制度の運用
 - ・関係機関と協力して政策の理念や詳細の広報・周知活動の促進
- 介護予防及び要介護度の重症化予防を推進します。
 - ・さかしなろう会や元気高齢者健やかサロンの推進
- 地域密着型サービスの効果的な整備を行います。
 - ・圏域ごとの地域密着型の介護施設への介護予防拠点化の推進
- 認知症高齢者（若年性認知症者を含む）及びその家族への支援を推進します。
 - ・認知症の予防・早期発見・早期受診・認知症ケアの推進
 - ・地域づくり・普及啓発・相談体制の推進

(2) 高齢者の生きがいづくりや自立支援、保護施策の推進

- 高齢者の孤立防止や就労支援の場を提供します。
 - ・組織率の低下している老人クラブ、同連合会の活性化
 - ・シルバー人材センター支援による高齢者の雇用確保
 - ・「ねりんピック」など的高齢者対象の大会等への積極的な参加
 - ・高齢者対象サービスの広報・周知活動の促進
 - ・高齢者福祉の増進のために既存施設の効率的な提供

(3) 高齢者への災害や、緊急時の支援体制の整備

- 緊急時の支援体制について整備します。
 - ・緊急通報システムの効果的な運用
 - ・安心ボタン（救急医療情報キット）の普及活動の推進
- 災害時の支援体制について整備します。
 - ・各種機関と連携した福祉避難所の指定と更新
 - ・災害時援護者台帳登録制度の普及活動の推進

(4) 高齢者福祉政策の効率的な運営

- 各種事業との連携による高齢者福祉政策を推進します。
 - ・「公助」の高齢者福祉と「共助」の介護保険事業の連携
 - ・地域包括ケアシステムと地域コミュニティ行政会議（仮称）との連携
 - ・介護保険・地域支援・保健福祉・社会教育を組み合わせた事業の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-----------|------------|-------|-------|-----------------------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 老人クラブ加入率 | % | 58.8(H24) | 58.8 | 60.0 | 60.0 | 老人クラブ加入率 |
| 災害時要援護者登録数 | 人 | 307(H24) | 1,000 | 2,400 | 2,400 | 制度登録者数 |
| 介護保険給付費 | % | 100(H26) | 100 | 96.7 | 92.9 | H 26 35.88 億円内 H27 1.3% 以後 1%減 |
| 地域支援事業 | % | 標準 給付費 | 343 百万円 | 4% | 4% | 事業費の 標準給付費に占める割合 |

I-5

障がい者や難病者の生きがいを育み、安心な生活を確保します。

障がい者福祉

■現状分析と施策の目的

地域社会での障がい者に対するノーマライゼーション（※）や、施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化が進む時代の中で、平成18年度から実施されていた障がい者の自立を目指す「障害者自立支援法」が改正され、障がい者と社会との広い共生を目指し、難病者の支援も可能にした「障害者総合支援法（正式名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月から施行されました。

本市では、高齢化の進行や、「こころ」の病の増加等により、障がい者数は増える傾向にあります。市内地域でも、「ノーマライゼーション」の意識が深まりつつありますが、公共施設などでもユニバーサルデザイン、バリアフリー化をさらに

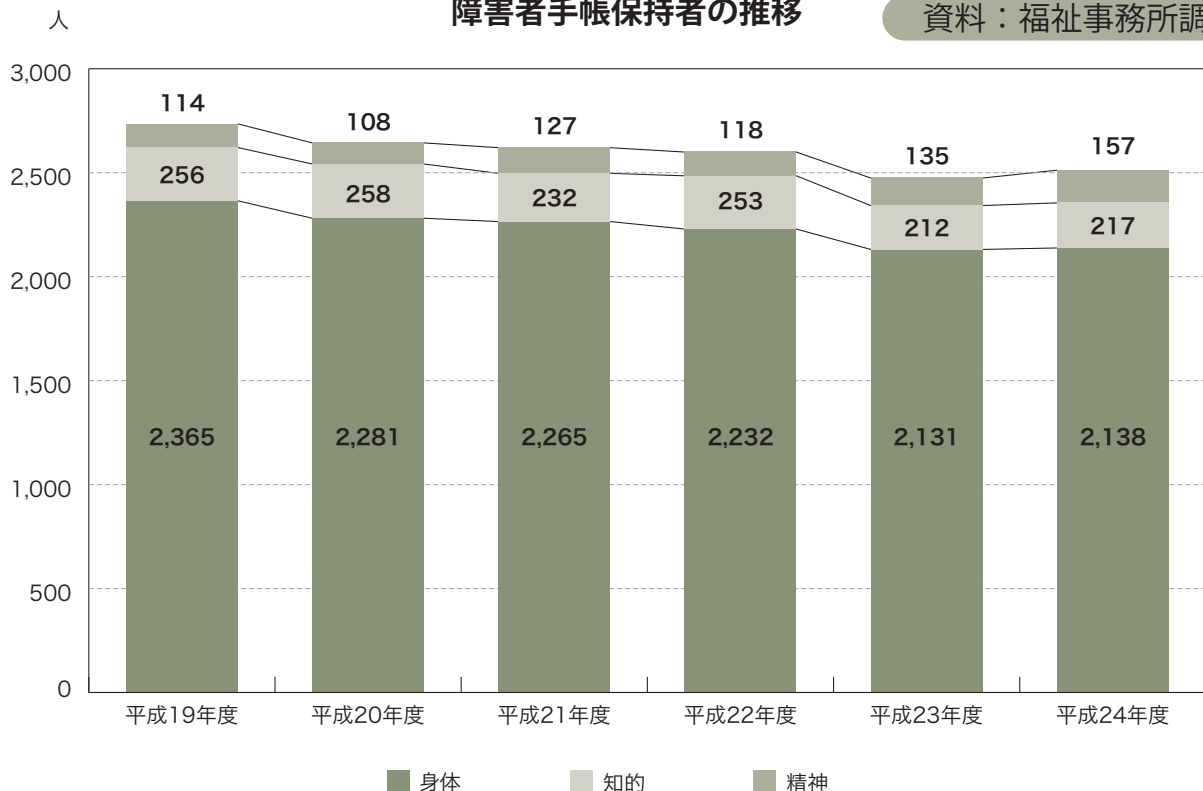
進める必要があります。また、障がい者雇用の面からも企業、雇用主の理解と障がい者の自立への意欲等の両面を推進する必要があります。

今後は、医療や福祉、介護等との連携を図り地域社会での障がい者に対する全体的な意識喚起や「ノーマライゼーション」の意識の定着を図るとともに、新しい「障害者総合支援法」の障がい者との共生を目指す理念の実現に向けた取り組みが求められています。

※ノーマライゼーション：障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

障害者手帳保持者の推移

資料：福祉事務所調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 障がい者への総合的支援体制の推進

- 新しい「障害者総合支援法」の理念に沿った施策を実行します。
 - ・障がい者地域自立支援協議会の活用
 - ・全ての障がい福祉サービス利用者へのケアマネージメントの推進
 - ・相談支援専門員や特定相談支援事業所の不足対策
- 新たに障がい福祉サービスの適用を受けた難病者を支援します。
 - ・新たな支援内容についての関係団体との連携
 - ・難病者のサービス利用についての広報・周知活動の促進

(2) 障がい者への就労支援の推進

- 障がい者の自立を目指した就労支援の取り組みを推進します。
 - ・就労支援部会による具体的支援
 - ・地域住民や企業・団体等への障がい者就労支援制度の広報・周知
- 障がい者雇用の工賃向上につながる支援施策を実施します。
 - ・障がい者支援施設の整備等に関する経費の一部補助
 - ・障がい者支援施設の受注機会の増大を図るための情報提供

(3) 障がい児への支援の推進

- 発達障がい児に対する早期発見と療育支援を推進します。
 - ・子育て支援施設への専門員の巡回支援の実施
 - ・「気になる児」の保護者への助言や啓発活動の実施
 - ・5歳児相談会等との連携を通じて、就学部局との情報共有化
 - ・「児童発達支援」等の障害児通所支援サービス利用の促進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------------------------|----|-----------|-------|-------|-------|---------------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 利用者のケアプラン・モニタリング作成率 | % | 41(H25) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 適切なサービス利用に向けたケアマネージメントの実践 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する交通費助成券交付率 | % | 38.8(H25) | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 利用率の向上 |

I-6

万全な備えにより、安全・安心な国東市を目指します。

防災・防犯・交通安全

■現状分析と施策の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する意識は急激に高まり、さらに近年全国各地で想像を超える豪雨による災害等が発生していることから災害への対応に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

今後30年以内に発生する確立が、60～70%とされている南海トラフ地震については、大分県が公表した最大予想津波高は、安岐町塩屋で5.23mとなっており、今後とも不断の備えが必要となっています。

本市では、大分県防災計画と整合性を図るため「国東市地域防災計画」を改正し、災害への対応について取り組みを進めることとしています。

災害発生時等に最も重要な情報伝達手段である防災行政無線については、4町合併前において整

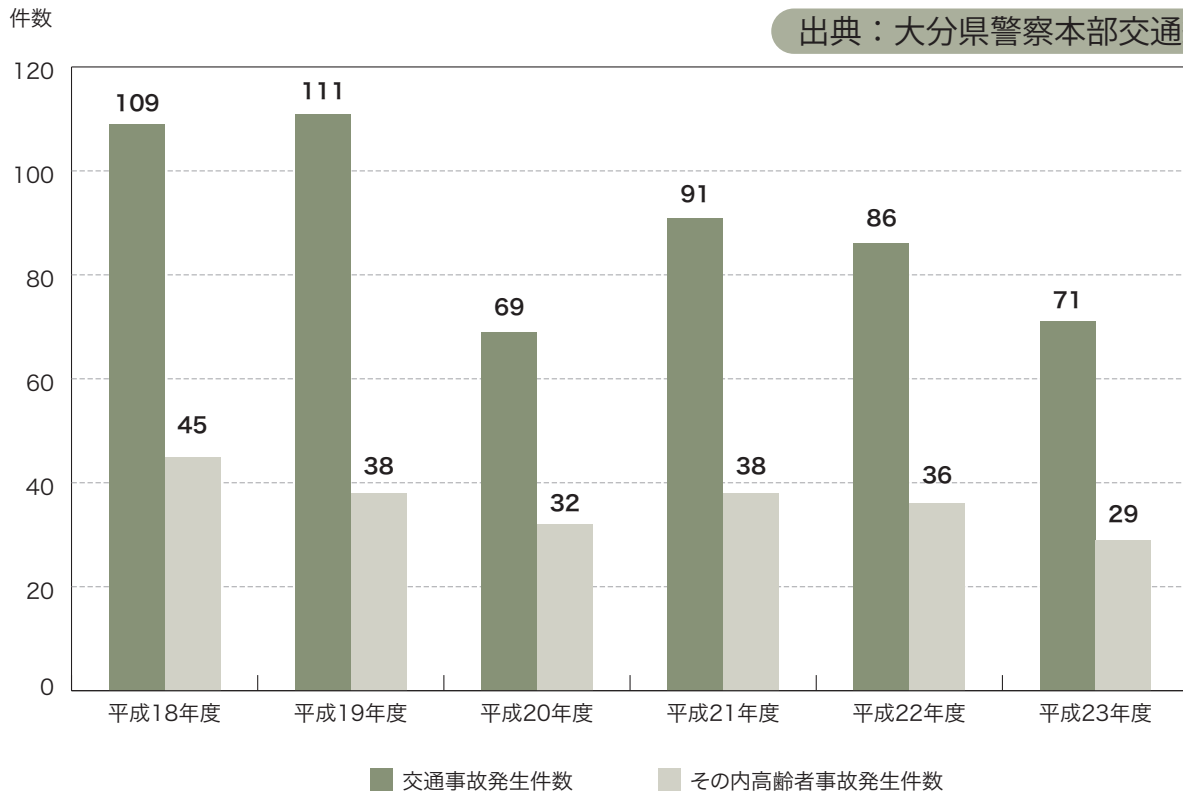
備されたものであることから設備の老朽化が顕著であり、J-アラートとの自動接続も行えない状況となっています。平成27年度までに施設設備の更新を図り、設備の統合デジタル化、J-アラートとの接続を実施していく予定です。

平成24年度には地域の防災リーダーとして防災士を育成し、77行政区に（130行政区）配置し、防災、減災の取り組みや自主防災組織の活性化を図っています。引き続き市内全ての行政区への防災士の配置を目標に防災士の育成とスキルアップに取り組んで行く必要があります。

また、防犯や交通安全に対する対策も不可欠であり、青少年健全育成からの取り組みとしての補導対策や過疎高齢化による交通事故、特に重傷死亡事故対策が急がれています。

国東市の交通事故発生件数

出典：大分県警察本部交通統計



※高齢者事故とは65歳以上の方が事故に関係した件数

■施策別の分類と主要な事業

(1) 安全・安心の地域づくりを目指す防災（減災）事業の推進

- 国東市地域防災計画を推進します。
 - ・災害予防、災害応急及び災害復旧対策等の計画的推進
 - ・防災ハザードマップの活用による避難所、福祉避難所の指定・更新
- 防災行政設備を更新し、Jアラート対応のデジタル化を推進します。
 - ・平成27年度までに防災行政無線の統合・デジタル化の推進
 - ・平成19年3月策定の国東市国民保護計画の推進
- 自主防災組織の活性化を推進します。
 - ・防災士の活用による自主防災組織の構築
 - ・防災避難訓練の着実な実施や防災情報の広報・周知活動の促進
- 国東市空き家等の適正管理に関する条例の活用を行います。
 - ・老朽危険家屋について所有者等への適正管理についての指導

(2) 安全・安心の地域づくりを目指す交通安全事業の推進

- 交通事故ゼロ運動を推進します。
 - ・関係機関と連携して交通事故ゼロ運動の実施
 - ・ガードレール・カーブミラーの改修及び新規設置の推進

(3) 安全・安心の地域づくりを目指す防犯事業の推進

- 関係機関と連携して防犯事業を推進します。
 - ・国東地区防犯協会連合会との連携の推進
 - ・青少年健全育成事業との連携による青少年非行の防止
 - ・防犯灯の設置

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------------|----|---------|----------|-----|-----|----------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 防災無線の統合 デジタル化 | — | — | 平成27年度完成 | | | |
| 防災訓練参加行政区数 | 区 | 96(H24) | 100 | 110 | 120 | |
| 防災士配置行政区数 | 区 | 77(H24) | 90 | 100 | 110 | |
| 交通事故発生件数 | 件 | 84(H24) | 80 | 75 | 70 | 減少を目指します |
| 犯罪発生件数 | 件 | 92(H24) | 85 | 80 | 75 | 減少を目指します |

I-7

災害時や火災時の命綱、消防体制の充実を図ります。

消防活動

■現状分析と施策の目的

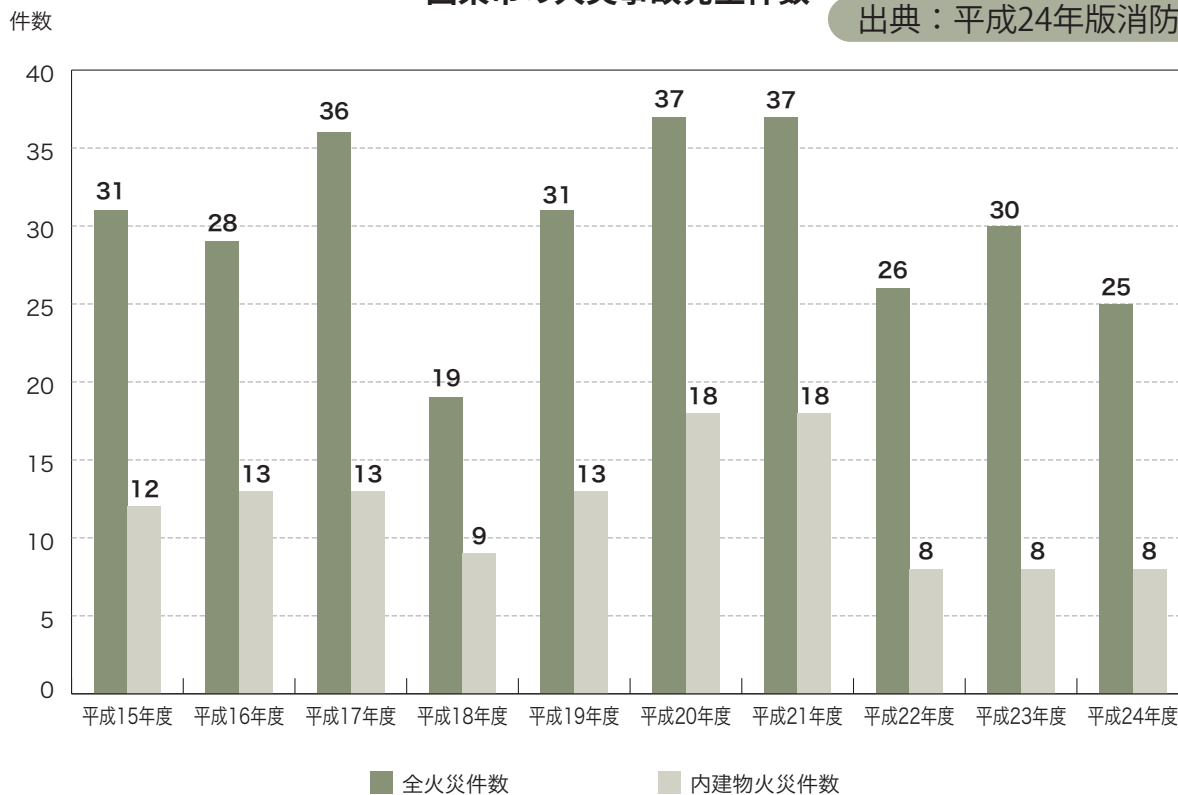
現代社会では、防災に関する備えは重要であり、災害が起こった時のために様々な準備や、被害を拡大させないためのインフラ整備を積み上げて行くことも大変重要となっています。また、「災害は忘れた頃にやってくる」の言葉通り、災害が発生した場合の体制整備としての消防署や地域の消防団の役割が、これまで以上に重要となっています。

本市では、電磁調理器（IHクッキングヒー

ター）の普及や平成23年6月からの住宅用火災警報器の一般家庭への設置義務化等の影響で、火災件数は減少傾向にあります。これは、大変良い事であり今後もこの傾向が続くように啓発を続けて行く必要があります。いずれにしても市民の生命と財産を守るために消防署や地域の消防団の体制を充実し、市民の防火意識や減災意識の向上を図ることが求められています。

国東市の火災事故発生件数

出典：平成24年版消防年報



■施策別の分類と主要な事業

(1) 国東消防署の施設整備や設備の充実

- 消防本部や老朽化、耐震性に問題のある出張所を整備します。
 - ・消防本部の効率的な施設整備の推進
 - ・国見・姫島出張所の効率的な施設整備の検討
- 更新計画に沿って消防設備を整備します。
 - ・平成28年6月1日に向けた消防無線デジタル化の推進
 - ・各種消防車両や救助工作車等の計画的な更新と整備

(2) 国東市消防団の適正規模での活性化の推進

- 消防団の効率的な施設整備や機器導入を推進します。
 - ・合併後の部制（40部）に基づく一定の基準による機庫の整備
 - ・小型動力ポンプ及び積載車、防火貯水槽の計画的な更新と整備
- 消防団の組織を育成、強化します。
 - ・国の整備指針に基づく団員基準値の維持（920名）
 - ・あらゆる災害を想定した訓練の実施
 - ・将来世代の団員確保対策としてのハイスクール消防クラブの育成

(3) 防火意識向上の推進

- 防火思想の普及に努め「火災の少ない国東市」を目指します。
 - ・防火思想や火災警報器の設置の広報・周知活動の促進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------|----|----------------|-------------------------------------|-------|-------|--------------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 消防団員数 | 人 | 969 (H24) | 920 国の整備指針による基準値 920人を割り込まない。 | | | |
| 消防訓練参加者数 | 人 | 2,835 (H25) | 2,300 | 2,300 | 2,300 | 訓練参加者が2,300人を 割り込まない。 |



I - 8

人権啓発と教育活動を実践し、人権尊重社会の実現を目指します。

人権尊重

■現状分析と施策の目的

21世紀は人権の世紀と言われて13年が経過いたしました。昭和44年には、我が国で最初の総合的な人権政策となる「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、政府は「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成9年に国内行動計画を策定しました。その後、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定いたしました。大分県も平成17年には、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として新たに「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

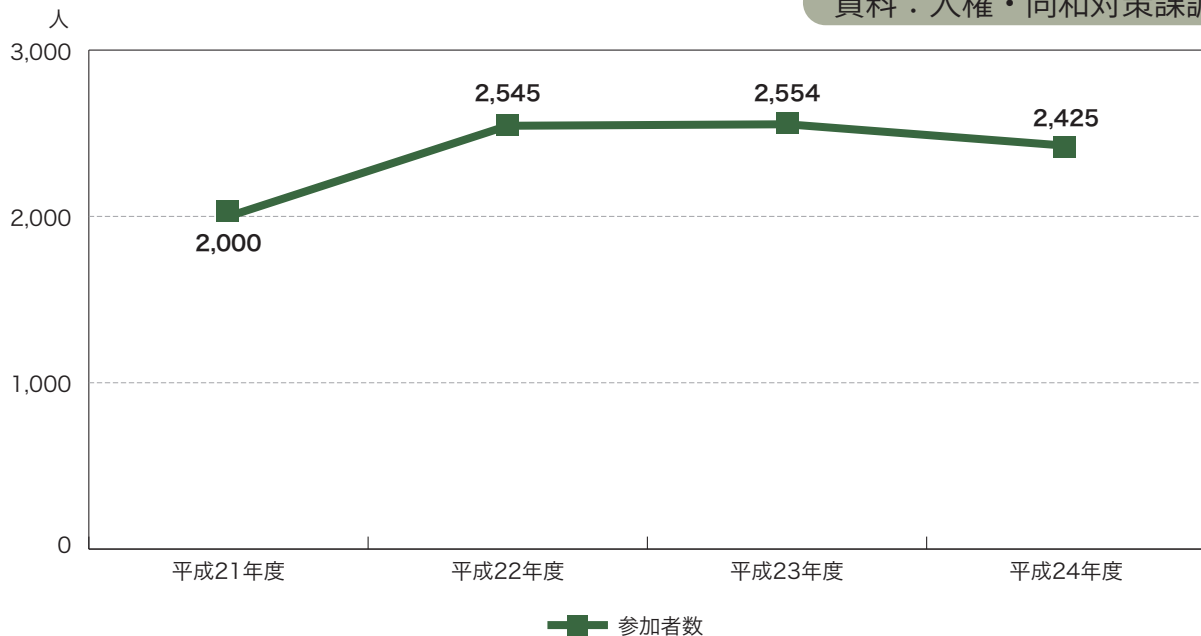
本市においても平成19年12月に、人権施策

を進める指針として「国東市人権教育及び人権啓発基本計画」を策定、平成21年4月には「国東市人権教育及び人権基本計画に係る実施計画」を公表いたしました。しかしながら、依然として同和問題をはじめとする様々な人権問題が未解決のまま存在し、新たな人権に関する課題も生じて来ています。

本市としても、「人権尊重社会の実現」、「あらゆる差別の解消」の理念実現のために不断に、人権に関する「教育と啓発」の実践活動を実施し、地方自治体としての責務を果たす必要があります。

行政区別地区人権学習会参加者数

資料：人権・同和対策課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 人権啓発活動に関する取り組みの充実

- あらゆる機会を通じて、人権啓発活動を推進します。
 - ・国東市人権・同和教育啓発推進協議会の充実
 - ・行政区別地区人権学習会の行政区単位での開催
 - ・人権フェスティバルの旧町単位での開催
 - ・人権講演会や人権に関する企業訪問の実施
 - ・人権問題や啓発活動等に関する広報・周知活動の促進
 - ・隣保館を拠点とした「福祉と人権のまちづくり」活動の推進

(2) 人権教育活動に関する取り組みの充実

- 人権啓発・教育活動を実践する人材を育成・派遣します。
 - ・人権活動に精通する人材の育成と指導者の資質向上の推進
 - ・PTAや学校、企業・団体等へ講師情報の提供及び派遣
 - ・啓発用資料の作成や学習会用教材・メニューの開発
- あらゆる機会を通じて、人権教育活動を推進します。
 - ・学校教育や社会教育における公民館等での「人権教育」の実施
 - ・市内小学校による「人権の花」運動の実施
 - ・中学生人権コンサートや中学生福祉体験学習の開催

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-------------------|----|-------------|-------|-------|-------|----|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 行政区別地区人権学習会への参加人数 | 人 | 2,425 (H24) | 2,500 | 2,600 | 2,700 | |
| 上記以外の学習会参加人数 | 人 | 7,955 (H24) | 8,100 | 8,400 | 8,700 | |



I-9

女性も男性も健やかに暮らせるまち国東市を目指します。

男女共同参画

■現状分析と施策の目的

「男女雇用機会均等法」に続き平成11年に「男女共同参画基本法」が成立し、国は、「男女共同参画社会」の実現に向けた理念を明らかにしました。また、平成13年には「配偶者からの暴力の阻止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、「男女共同参画社会」実現の妨げとなっている配偶者からの暴力の根絶に向けた動きも本格化しています。政府としても、平成23年のポジティブアクション（2020年度までに指導的地位に社会のあらゆる分野で女性が占める割合が少なくとも30%に達する）という目標が掲げられており、平成25年6月の白書には、「成長戦略の中核である女性の活躍に向けて」という特集が組まれています。これは、男女共同参画社会の実現が理念的なものから経営戦略として捉えられており、ダイバーシティ・マネジメント（※）の重要性が説明されています。

本市としても、平成18年の「国東市男女共同参画推進条例」から平成19年の「国東市男女共

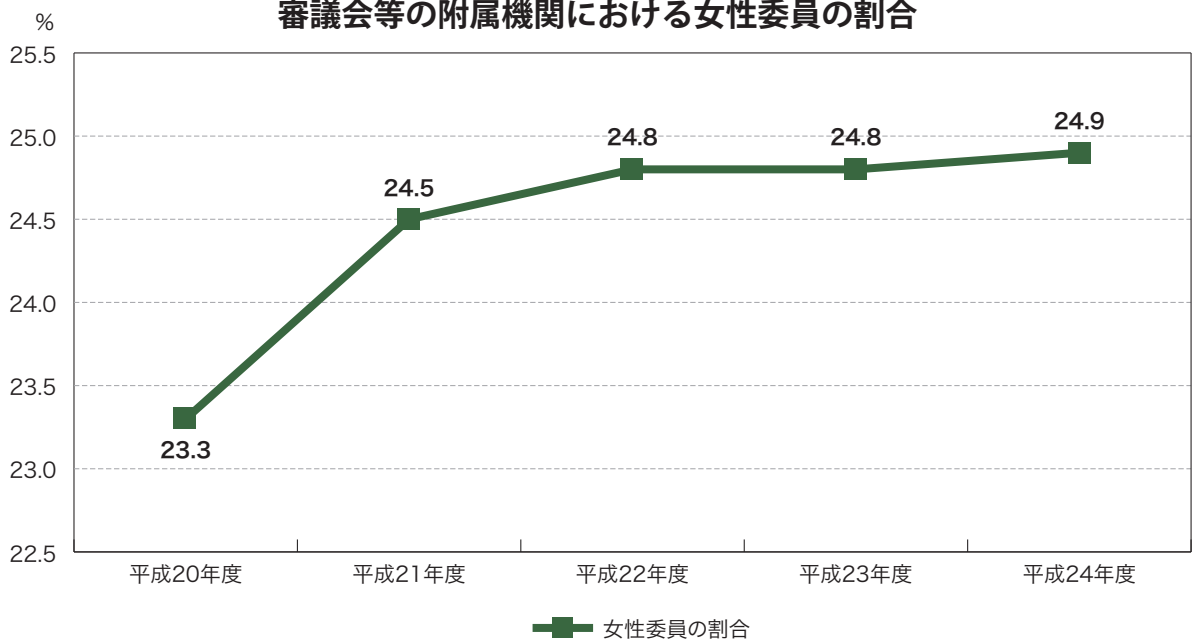
同参画計画」そして平成24年の「国東市男女共同参画計画改訂」までの施策により男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがなされて来ましたが、しかし、男女共同参画社会実現に向けた課題は多く残っており、本市の女性人口が激しく減少していることも見逃せない現実として横たわっています。

本市は、女性も男性も健やかに暮らせるまちを目指してその一歩を踏み出しており、これまで以上の「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みが必要となっています。

※ダイバーシティ・マネジメント：多様な人材あるいは人材の多様性（ダイバーシティ 性別・年齢・人種等）を生かすことができる組織の構築を目指すことで、背景には、「多様な人材あるいは人材の多様性を生かすことが組織の活力や創造性を高めることに貢献する」との前提がある。

資料：政策企画課調べ

審議会等の附属機関における女性委員の割合



■施策別の分類と主要な事業

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

- あらゆる機会を通じて、男女共同参画社会の実現を推進します。
 - ・男女共同参画の理念や啓発活動等に関する広報・周知活動の促進
 - ・男女共同参画講演会の開催による意識改革の推進
 - ・配偶者の暴力の根絶に向けた啓発
 - ・男女共同参画に関する企業・団体訪問の実施
 - ・「ワーク・ライフ・バランス」(※)の理念に関する広報・周知活動の促進

(2) 男女共同参画社会の実現を目指す団体の育成と活動の充実

- 男女共同参画社会育成のための団体のあり方を検討します。
 - ・男性が参加する啓発活動団体の立ち上げの検討と育成
 - ・「国東女性塾」の活動の充実と他団体との連携

※ワーク・ライフ・バランス…ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------------------|----|---------------|------|------|------|--------------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 男女共同参画講演会参加者数 | 人 | 400 (H25) | 500 | 600 | 600 | 講演会参加者数 |
| 審議会等の附属機関における女性委員の割合 | % | 24.9 (H24) | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 女性委員の割合 (57機関：907名対象) |





Ⅱ 子育て・教育・文化財分野 未来を担う人・文化をつくる

- 1 国東で「子育てをしたい・させたい」と思う体制を確立します。
- 2 地域や保護者と対話しながら良好な教育環境を整備します。
- 3 連携協働による「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育を推進します。
- 4 社会教育活動により地域人材を育成し、学びの空間を創造します。
- 5 社会体育を多方面に活用し、スポーツ政策を計画的に推進します。
- 6 国東の新たな可能性としての文化・芸術政策を推進します。
- 7 悠久の歴史のまち国東に相応しい文化財政策を推進します。

子ども・子育て

教育環境整備

学校教育

社会教育

社会体育

文化・芸術

文化財

Ⅱ－１

国東で「子育てをしたい・させたい」という体制を確立します。

子ども・子育て

■現状分析と施策の目的

少子・高齢化が進み、日本の人口減少が進んでいる一方で、都市部では、多くの待機児童が存在しているという矛盾が問題となっています。また、過疎地では、幼稚園や保育所の統廃合による教育・子育て格差が問題となっており、日本社会における子育ての問題は複雑化して来ています。

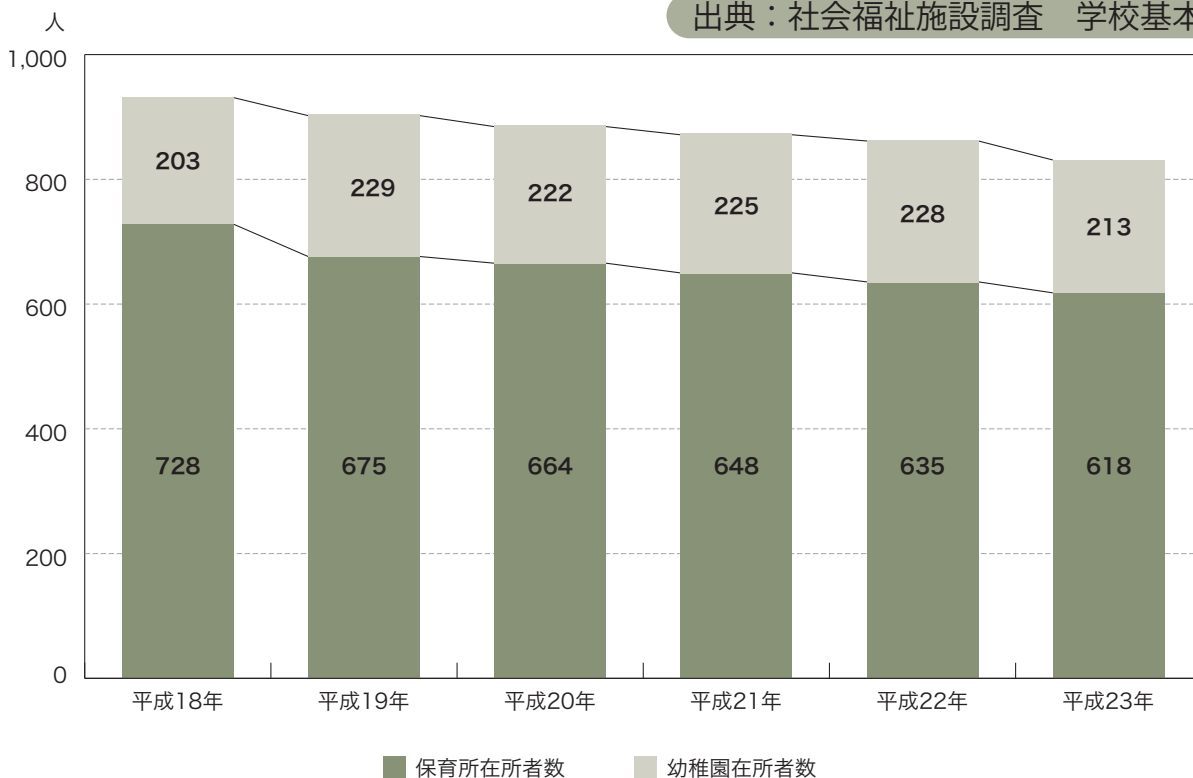
政府は、平成18年の認定子ども園制度の創設、平成19年少子化担当相の創設、平成22年1月の子ども・子育てビジョンの発表等の政策を順次実施して来ています。今回、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、新しい子ども・子育て制度を市町村主体という地方分権の流れに沿った施策を確立し、新法の理念にあった政策の推進を求めています。

本市も幼稚園7、保育所5、保育園3、こども

園4、こども館1の計20の学校教育・保育の施設と地域子育て支援センター4、放課後児童クラブ13などの子育て支援施設が運営されています。本市でも教育委員会部局と福祉部局、保健部局がそれぞれの子育て政策を担っており、相互に連携を図りながら施策を実施しています。今後は、これまで以上に、子ども・子育て関連3法の本質である「子ども」を中心に据えた部局横断的な施策の検討により、市内・外の子育て世帯が、国東で子育てしたいと言ってもらえるような施策を実施することが重要となっています。そのためにも、平成27年度に本格スタートが想定されている子ども・子育て支援制度の実施に向けた庁内体制の整備や民意あふれる計画の策定が求められています。

保育所及び幼稚園の在籍者数

出典：社会福祉施設調査 学校基本調査



■施策別の分類と主要な事業

(1) 子ども・子育て支援制度の円滑な推進

- 子ども・子育ての総合的な政策を国・県と連携して推進します。
 - ・国東市子ども・子育て支援事業計画の策定
 - ・子ども・子育て計画の策定に向けた状況・需要の効果的な調査
 - ・子ども・子育て計画策定から事業実施に向けた庁内体制の整備
 - ・子ども・子育て支援新制度の広報・周知活動の促進

(2) 幼児教育の効果的な推進

- 幼児教育を推進し、円滑な就学環境を整備します。
 - ・国東市幼児教育振興プログラムの点検・評価の推進
 - ・市教委主催の幼稚園教諭等研修会の充実
 - ・くにさき地区教育研究会幼稚園部会の充実
 - ・小学校入学に向けた国東市幼保小連携協議会の充実

(3) 保育に係る事業や子育て支援に係る事業の推進

- 保育所や保育園を計画的に運営し、円滑な保育環境を整備します。
 - ・既存保育所、保育園の計画的な運営の支援
 - ・保育の資質向上に向けた国東市保育園協議会による研修会や会議内容等の充実
- 少子化解消に向けて子育て世帯に対して経済的な支援をします。
 - ・国・県と連携して児童手当、児童扶養手当支給事業の推進
 - ・母子・父子家庭医療費助成の効果的な推進
 - ・子ども医療費助成制度のさらなる充実
 - ・未熟児療育医療給付制度の推進
 - ・県と連携した保育所に通う保護者への支援策の推進
 - ・適正な予防接種方法の推進と任意接種補助事業の推進と追加策の検討
 - ・出産祝金制度内容の広報・周知活動の促進
- 子育てに関する様々な施策を実施、子育て環境の向上を図ります。
 - ・市内4か所の子育て支援センターのさらなる充実
 - ・市内全小学校区にある放課後児童クラブの支援
 - ・民生・児童委員によるハッピーメール活動の推進
 - ・保健師による乳児家庭全戸訪問のさらなる充実
 - ・乳幼児前・後期・1歳半・2歳・3歳児健診の充実
 - ・5歳児相談会における学校教育・福祉部局との連携を強化
 - ・思春期保健対策の充実

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------------------|----|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 子ども・子育て支援事業計画の策定 | — | — | 完成 | — | — | 計画の策定 |
| 出産祝金件数 | 件 | 176(H24) | 200 | 200 | 200 | 出産祝金受取件数 |
| 小学校と幼稚園・保育園等の交流活動の実施 | % | 0 | 90 | 100 | 100 | 年3回以上実施の割合 |

Ⅱ－２

地域や保護者と対話しながら良好な教育環境を整備します。

教育環境整備

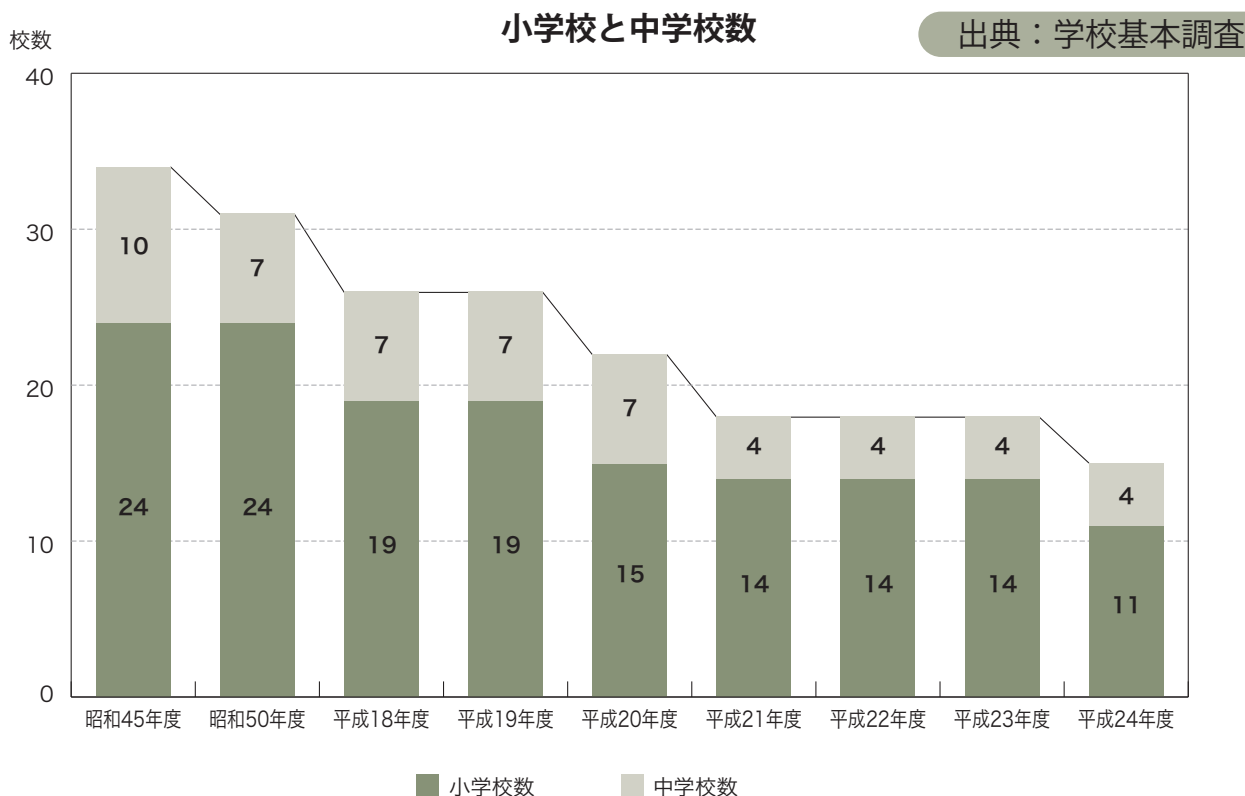
■現状分析と施策の目的

全国的には、少子化に伴う教育環境の整備は、十分な条件整備による統合化への政策が推進されており、過疎化、小規模校化による極端な少人数化は、友達関係の希薄化や競争力の低下など、子どものその後の生活にとって決してプラスではないとの見方があります。一方で、地域社会における学校の重要性や40人学級という過密化による弊害も指摘されています。

本市でも、合併前から小学校や中学校の統廃合は、地域住民にとって非常に繊細な問題でありま

した。合併後は、旧町ごとのバランスや様々な要素から「国東市学校・園教育環境整備計画」を策定し、その指針に基づいて現在まで学校の整備が進んでいます。また、平成24年度から武蔵給食センターと国東給食センター合併して市内での給食センターは、3か所での運営となっています。

今後は、就学する児童・生徒を中心に据えた、未来を担う人材を育てる使命を持つ学校施設整備や学校環境の改善に向けた取り組みが求められています。



■施策別の分類と主要な事業

(1) 市内教育環境整備の計画的な推進

- 「国東市学校・園教育環境整備計画」に沿った事業を推進します。
 - ・全校児童数30名程度の学校についての統合の検討
 - ・学校環境に対する保護者や地元住民への十分な説明と理解の醸成
 - ・学校施設や備品の計画的な改修、整備
 - ・スクールバス運行と通学バス援助の実施と統一策の検討
 - ・市内3か所の給食センターの計画的、効率的な運営
 - ・給食センターと地域との連携による学校給食の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|---------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 小学校整備箇所数 | 箇所 | — | 1 | 3 | 6 | 小学校整備箇所数 H26から累計 |
| 中学校整備箇所数 | 箇所 | — | 1 | 2 | 4 | 中学校整備箇所数 H26から累計 |



II-3

連携協働による「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育を推進します。

学校教育

■現状分析と施策の目的

近年の教育を取り巻く状況は、高度情報化・科学技術の進展によるネットワーク社会の到来、産業や経済のグローバル化、少子・高齢化社会の進行など、急速に変化しています。さらに、家庭・地域の教育力や規範意識の低下をはじめ、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の問題など、多くの課題が指摘されています。同時に、教育に寄せる市民の期待は、益々大きくなって来ています。

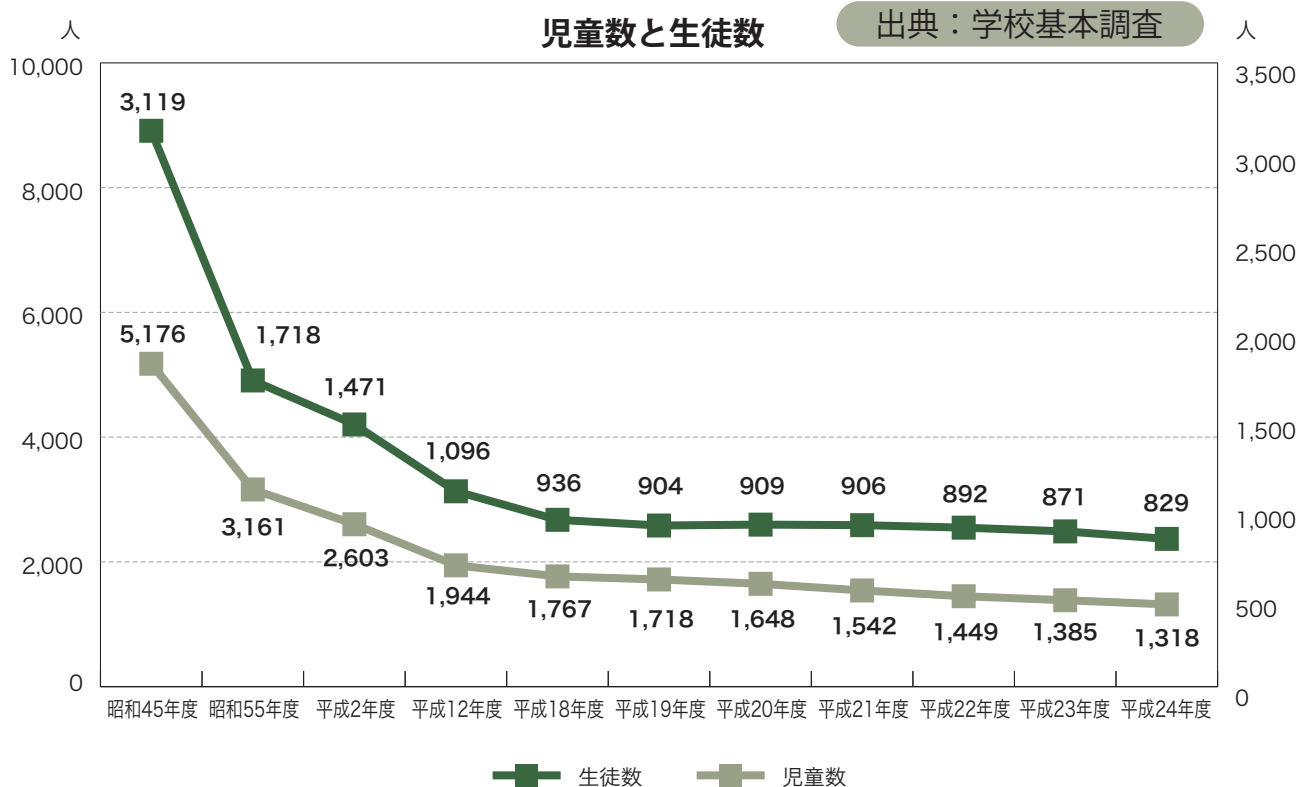
また、平成14年度から開始された「ゆとり教育」は、平成23年度の学習指導要領の全面改訂により脱却する方向となっており、平成19年から実施された「全国学力・学習状況調査」により全国的な学力水準が公表され、現在では、学力データ数値を基礎とした学力の定着が全国的に求められるようになってきました。

このような時代の要請に応え、本市では、『『地域の子どもは、地域で育てる』～地域総ぐるみの協育の創造～』を目指し、学校・家庭・地域・行政が一体となった具体的な施策を計画的に推進してまいりました。しかし、豊かな自然があるにも

かかわらず、それを体験活動などに活かし切れていない現状もあり、学力向上や豊かな心の育成のためには自然体験を通して学ぶ教育が有効であると考えています。

また、教育の地域間格差が言われていますが、都市部の中学校への流出などを抑制するため「公営塾」など学校外教育への関心も高まっており検討する必要があります。さらに、国東で教育を受けた子どもたちが、たとえ将来国東に住まなくても国東を愛し、支援することを願う教育も大切であり、国東の自然や偉人、歴史を学習することも重要になって来ています。

今後は、本市の将来を市内外で支える人材を育成するために、学校はもとより、家庭・地域がそれぞれの役割を發揮し「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を持った主体的にたくましく生きる子どもの育成に向け今まで以上に、より質の高い教育の創造を目指すことが不可欠となっています。



■施策別の分類と主要な事業

(1) 学校の組織力や教育力向上の推進

- 学校組織力の適正化を図り、総合的な学校力の向上を推進します。
 - ・学校長の認めた主任等による運営委員会の開催と内容の充実
 - ・各種主任のスキル向上のための研修会の実施
 - ・学校評価の十分な分析と効果的な運用
 - ・複式や大規模教育困難校へ市が雇用する学習支援教員を配置
 - ・必要とする学校へ市が雇用する特別支援教育支援員を配置
- 保護者や教職員との情報共有を図り、学校の教育力を向上します。
 - ・「学校だより」の発行やHPの更新を推進
 - ・教育の指針を確認するため、市主催によるフォーラムの開催

(2) 学力向上に向けた各種施策の推進

- 学校組織や地域の力を活用した学力の向上を図ります。
 - ・学力向上プランを活用し、各種学力調査における成績の向上
 - ・市の学習のきまり「くにさきっ子学習十ヶ条」の推進
 - ・教職員の資質向上のため公開授業への参観の促進と授業力の向上
 - ・学力向上に向けた保護者への意識改革関連の広報・周知活動の促進
 - ・ALTを活用した外国語教育の推進とさらなる体制の整備

(3) 豊かな心の育成や体力向上のための施策の推進

- 生きるために必要な豊かな心を醸成します。
 - ・命の大切さ等を学ばせる道徳教育の推進
 - ・各種人材や適応指導教室を活用、登校しやすい環境を整備
 - ・各種団体と連携した自然体験活動の促進
- 生きるために必要な体力向上の取り組みを推進します。
 - ・体力向上策について「一校一実践」の推進
 - ・体力・技能の向上を図るための効果的な指導方法の検討・実践
 - ・家庭での縄跳びタイム（家縄）の効果的な推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------------|----|-----------|-----|-----|-----|-------------------|
| | | | H26 | H27 | H33 | |
| 学校評価結果の公表 | % | 0 | 80 | 100 | 100 | 公表した学校の割合 |
| 全国学力学習状況調査（小学校） | 校 | 0 | 6 | 11 | 11 | 全教科平均を上回った学校（11校） |
| 全国学力学習状況調査（中学校） | 校 | 0 | 2 | 4 | 4 | 全教科平均を上回った学校（4校） |
| 不登校児童の割合 | % | 0.88(H24) | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 児童生徒に占める割合 |
| 体力向上一校一実践（小・中学校） | % | 0 | 90 | 100 | 100 | 全学年3日以上実施の学校割合 |

社会教育

■現状分析と施策の目的

情報化、国際化等の急激な社会変化に伴い「いつでも、だれでも、どこでも」学ぶことのできる環境づくりを目指した社会教育（生涯学習）に対する意識は、一定の需要に支えられています。しかしながら、社会教育を支える年代が高齢者に偏っており、レジャーや学びの分野の多様化により若い世代の社会教育活動に対する参加が少なく、成年層の学びに対するニーズの把握が喫緊の課題となっています。また、社会教育活動の一環として成年層を中心に市民図書館のニーズは高まっており、市民の住居環境の指標として「図書館」の果たす役割は益々重要となっています。

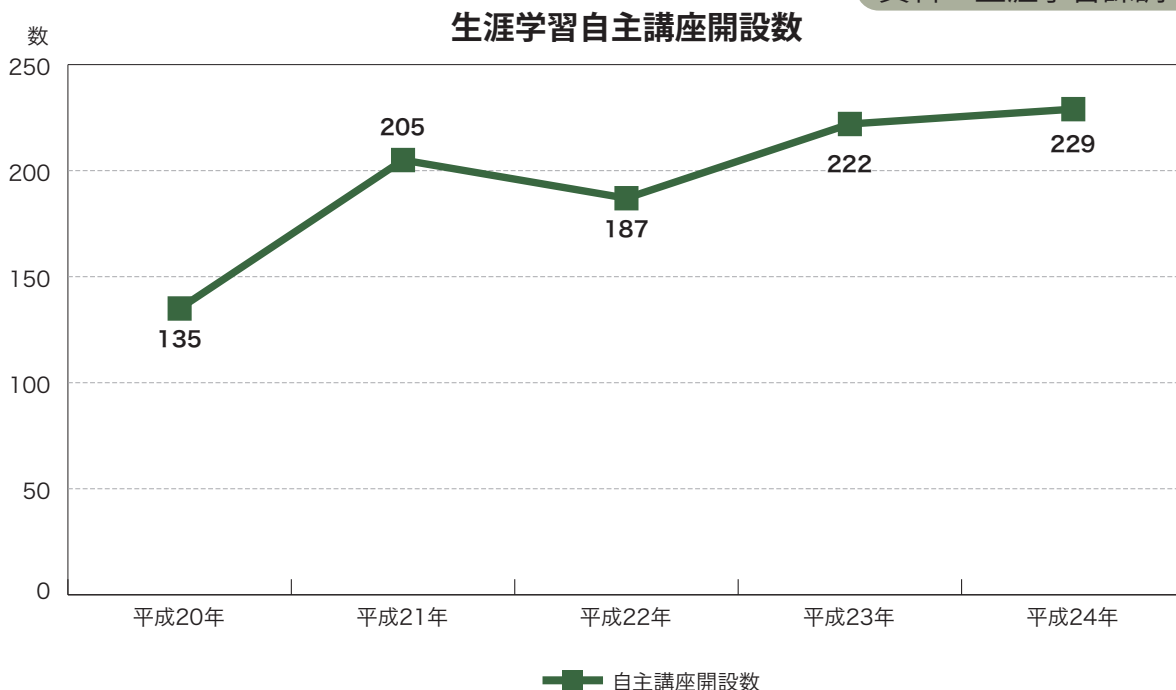
本市でも、アストくにさきやみんなかん、武蔵中央公民館、安岐中央公民館で社会教育活動が実践されており、様々な講座や教室、事業が展開されています。また市内16地区公民館は講座や

教室、事業において、それぞれ独自の活動を実施しており、今後の地域コミュニティ活性化を図る基盤としての役割が期待されています。

青少年健全育成については、地域と一体となった取り組みとして実施されて来ましたが、現在の課題に対応した青少年健全育成の取り組みを強化する必要があります。

地域の生活環境改善のための人材を育成する社会教育活動の果たす役割は、重要となっており、今後は、学んだ事を地域課題の解決に役立てることができる仕組みや、住みやすい地域を目指したより幅の広い講座の開設など、住民のニーズにあった事業の推進が求められています。また、地域力を計る鏡とも言われている「図書館」についても市内全域での図書環境を整備し、4館の特色ある図書館づくりが求められています。

資料：生涯学習課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 社会教育（生涯学習）事業の計画的な推進

- 社会教育（生涯学習）活動の基盤である学習活動の促進を図ります。
 - ・各種機関と連携して家庭教育のさらなる充実
 - ・青少年教育として協育ネットワーク事業のさらなる充実
 - ・国際社会を担っていく海外交流事業の推進
 - ・成年の学びのニーズを調査して新しい講座開設の検討
 - ・夏開催の成人式のさらなる充実
 - ・各種団体と連携して女性教育のさらなる充実
 - ・福祉部局等とも連携して高齢者教育のさらなる充実
- 青少年健全育成を推進し、地域人材への登用を図ります。
 - ・青少年健全育成会議を中心にした健全育成施策の推進
 - ・子ども会組織を支援し、ジュニアリーダーの養成
 - ・青少年の社会性や人間性を育成するボランティア活動の支援
 - ・学校と連携した青少年に対しての体験活動の推進
- 地区公民館活動を促進し、地域コミュニティ再生を図ります。
 - ・地域コミュニティ行政会議（仮称）を通じたまちづくり活動の拠点化の検討
 - ・市内16地区館ごとの事業への支援

(2) 地域ブランド力の指針となる図書館事業の充実

- 市内全域の図書環境の整備を図り、特色ある図書館を目指します。
 - ・図書館の開館時間の延長についての検討
 - ・耐震性の低い国見図書館の整備を支所整備と一体的に推進
 - ・図書の共有と地域振興のため4館の特色ある図書館づくりを推進
 - ・ユニバーサルデザインの見点を取り入れた読書環境の整備
- 各種図書館事業のさらなる充実を図って、地域力向上を目指します。
 - ・乳児検診時の絵本の提供等、ブックスタート事業のさらなる推進
 - ・本と向き合える0歳時からの「おはなし会」の開催
 - ・年齢に配慮した図書を選定したコーナーの設置
 - ・障がい者・高齢者向きの本の宅配サービス事業の推進
 - ・「図書館まつり」や「クリスマス会」等行事の開催・開発
 - ・移動図書館や施設・学校等への配本・資料提供サービスの充実

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------|----|-----------|-----|------|------|------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 成人式出席率 | % | 78.3(H25) | 80 | 80 | 80 | 8割以上の出席率 |
| 自主講座開設数 | 講座 | 229(H24) | 230 | 230 | 230 | 自主講座開設数の維持 |
| 図書館利用登録率 | % | 39(H24) | 48 | 52 | 56 | 登録者／国東市人口 |
| 図書館蔵書回転率 | 冊 | 1.09(H24) | 1.2 | 1.28 | 1.36 | 貸出冊数／蔵書数 |

社会体育

■現状分析と施策の目的

平成25年9月のI O C総会で平成32年に「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されることが決定いたしました。現代の社会では、スポーツは、エンターテインメントの面からも、健康の面からも注目されており、政府でも、スポーツを一体的に取り扱う「スポーツ庁」の創設が検討されており、今後益々スポーツの社会に果たす役割は大きくなっています。

本市でも、スポーツは盛んに行われており、体育協会や総合型スポーツクラブを中心にして様々な大会が開催されています。しかし、旧4町で整備した施設は老朽化しており今後大きな改修費用が予想される局面にあります。今後は、長寿命化

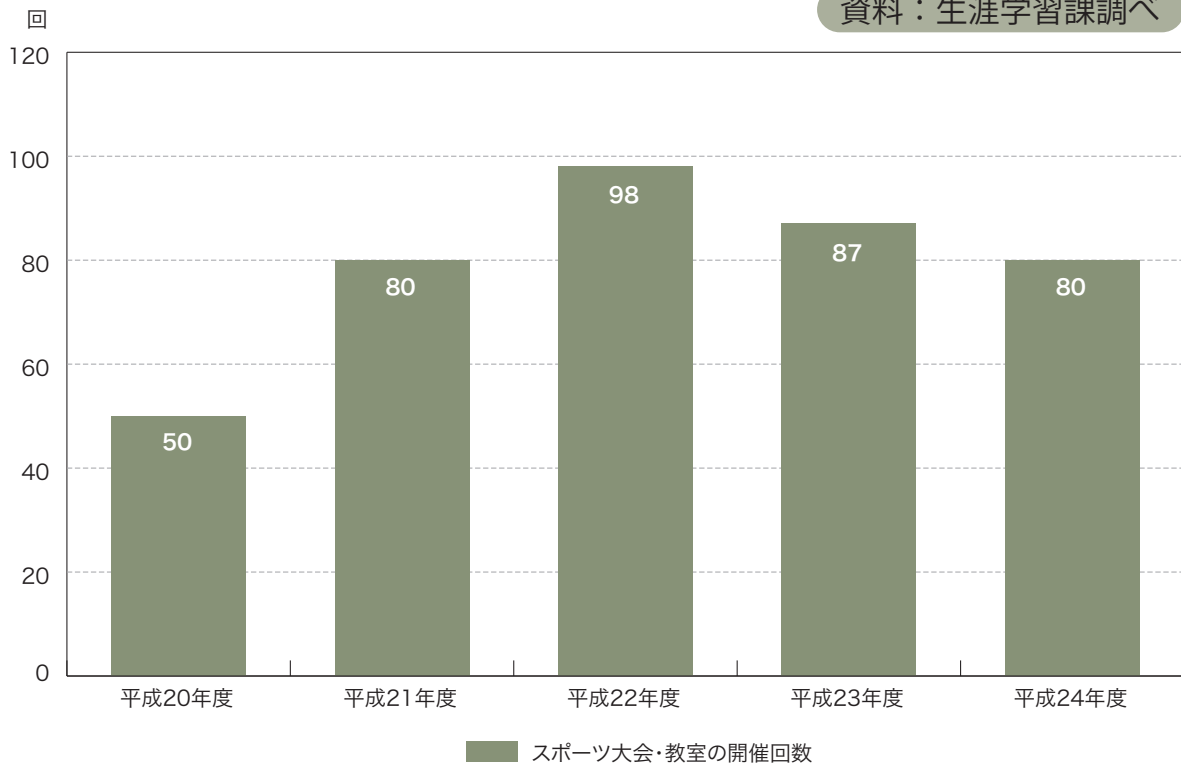
も併せた体育施設の整備改修計画を策定する必要があります。

既存スポーツも高齢化の影響で様々な課題が指摘されていますが、スポーツ競技の選択的・段階的手法による計画的な推進を図る必要があります。地域福祉向上や健康増進のためにも高齢者やスポーツ初心者が参加しやすい「ニュースポーツ」を推進する施策を検討する必要があります。

今後は、「国東市スポーツ推進計画」に基づき市内のスポーツ政策の推進を図り、全国的な大会となった「とみくじマラソン」や「九州瀬戸内高等学校駅伝大会」とも連携した本市の新たなスポーツ推進策の総合的な提供が求められています。

スポーツ大会・教室の開催回数

資料：生涯学習課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 社会体育事業の計画的な推進

- スポーツ事業を推進、スポーツによる地域の活性化を目指します。
 - ・「スポーツ施設建設計画」を策定、計画的な補修・整備を推進
 - ・総合型地域スポーツクラブの支援とクラブ基盤の強化を推進
 - ・減少傾向にある地域スポーツ指導者の育成
 - ・国東市体育協会との連携による総合的なスポーツ政策の推進
 - ・地域間・世代間交流や青少年健全育成を目的とした各種大会の開催
 - ・福祉部局と連携して高齢者でも楽しめるニュースポーツの検討・推進
 - ・とみくじマラソンや九州瀬戸内高等学校駅伝大会の支援・活用策の検討

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------------|----|----------|-----|-----|-----|---------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| スポーツ大会・教室の開催回数 | 回 | 80 (H24) | 85 | 90 | 95 | 小学生水泳・陸上教室、体協スポーツ大会 |
| スポーツ施設利用者数 | 千人 | 268(H24) | 280 | 290 | 300 | スポーツ施設利用者数 |



文化・芸術

■現状分析と施策の目的

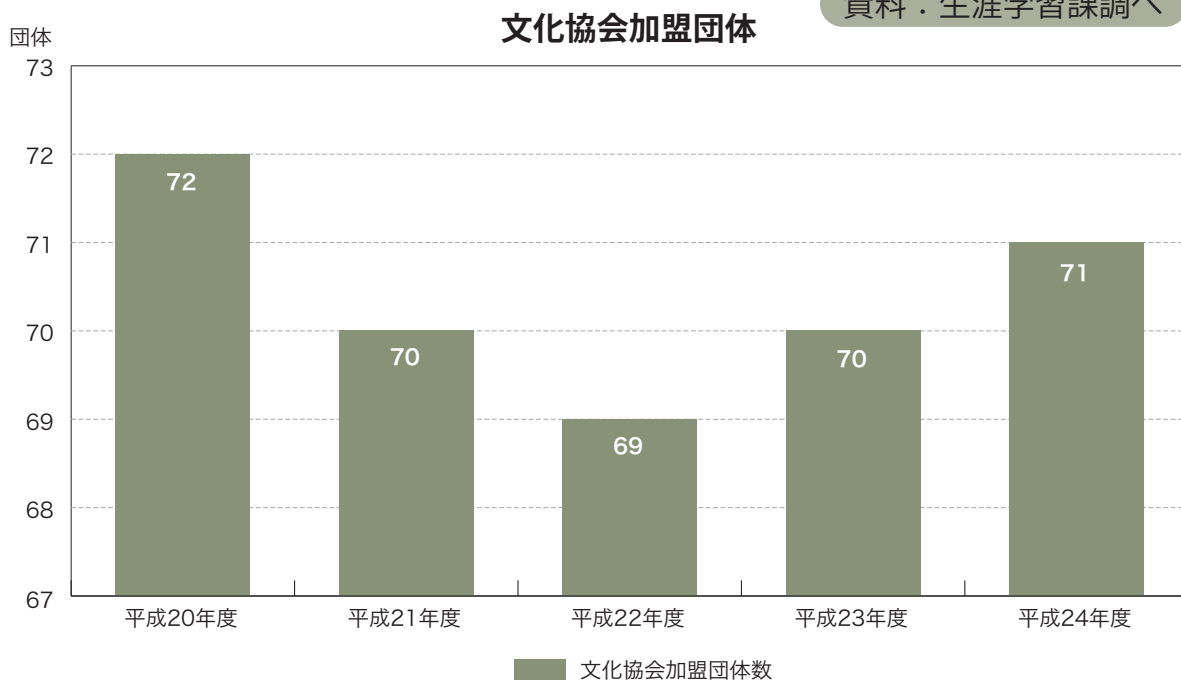
平成13年に策定された文化芸術振興基本法は、文化芸術の多様性、寛容性が心豊かな社会を形成する原動力として定義されており、文化芸術の社会に果たす役割を定義した画期的な法律となっています。また、社会は、成熟化やライフスタイルの多様化により、生きがいや心の豊かさが重視されるようになってきました。さらに、現在は物質的な生活だけでなく、文化的な生活における都市と地方の格差にも焦点が当てられています。

本市でも、合併前から文化ホールが建設され、昭和61年に武蔵町で「セントラルホール」、平成12年に国見町で「みんなんかん」、平成13年に国東町で「アストくにさき」が建設され文化的政策が次々と実施されてきました。合併後も「アストくにさき」を中心に「みんなんかん」や「セントラルホール」などで、講演会やコンサート、演劇や歌舞伎、映画などの文化的な行事が開催されています。

また、多くの作家が国見町へ移住している「アート・工芸」分野についての関心が若者や女性の間で高まっており、香川県直島を中心とした「瀬戸内芸術祭」や新潟県越後妻有での「大地の芸術祭」などアートを使ったまちづくりが実践されています。本市も、大分県と豊後高田市と共同で平成26年度「国東半島芸術祭」を開催する予定となっており、平成24・25年度の2年間はプレ事業を実施しています。

今後は、人口減少や財政上の問題から、文化・芸術事業招致は困難を極めますが、あらゆる角度からの事業の検討や、国・県の補助金の活用を図って行く必要があります。また、実施する自主事業の内容について広く市民のニーズを把握する必要があります。市内外への効果的な宣伝も含めて、質の高い文化・芸術作品を提供するとともに、若者や女性を中心とした層にアピールして「移住・定住」につなげる取り組みが求められています。

資料：生涯学習課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 文化政策の計画的な推進

- ブランド力を高めるため文化事業を推進します。
 - ・国・県や企業メセナ等と連携した効率的な文化事業の推進
 - ・地域伝統芸能や文化協会等関連団体と連携した文化事業の推進
 - ・郷土の偉人や国東市出身の文化活動家の発掘・活用
 - ・文化事業推進のため市内3館の特色ある文化事業の推進
 - ・市内施設の集客力を向上して、貸館事業を促進

(2) 芸術政策の計画的な推進

- 芸術のまちづくりにより、地域活性化を推進します。
 - ・市内の「アート・工芸」団体との連携の推進
 - ・国東半島芸術祭実行委員会と連携して芸術祭のさらなる充実と実践
 - ・国東半島芸術祭と観光部局や地域文化団体との連携の推進
 - ・平成28年に開館する「大分県立美術館」との連携策の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-----|-----|-----|-----|----------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 文化イベント参加者数 | 人 | — | 500 | 600 | 700 | アストホール使用の文化イベントの参加者数 |



Ⅱ－7

悠久の歴史のまち国東に相応しい文化財政策を推進します。

文化財

■現状分析と施策の目的

長い歴史を持つ我が国は、多くの歴史的文化遺産を抱えており、数々の歴史的遺構が比較的破壊されることなく残されています。歴史に対する国民の関心も高く、歴史や人物、街並みは自治体の観光やブランド力にとって重要なツール（道具）となっています。

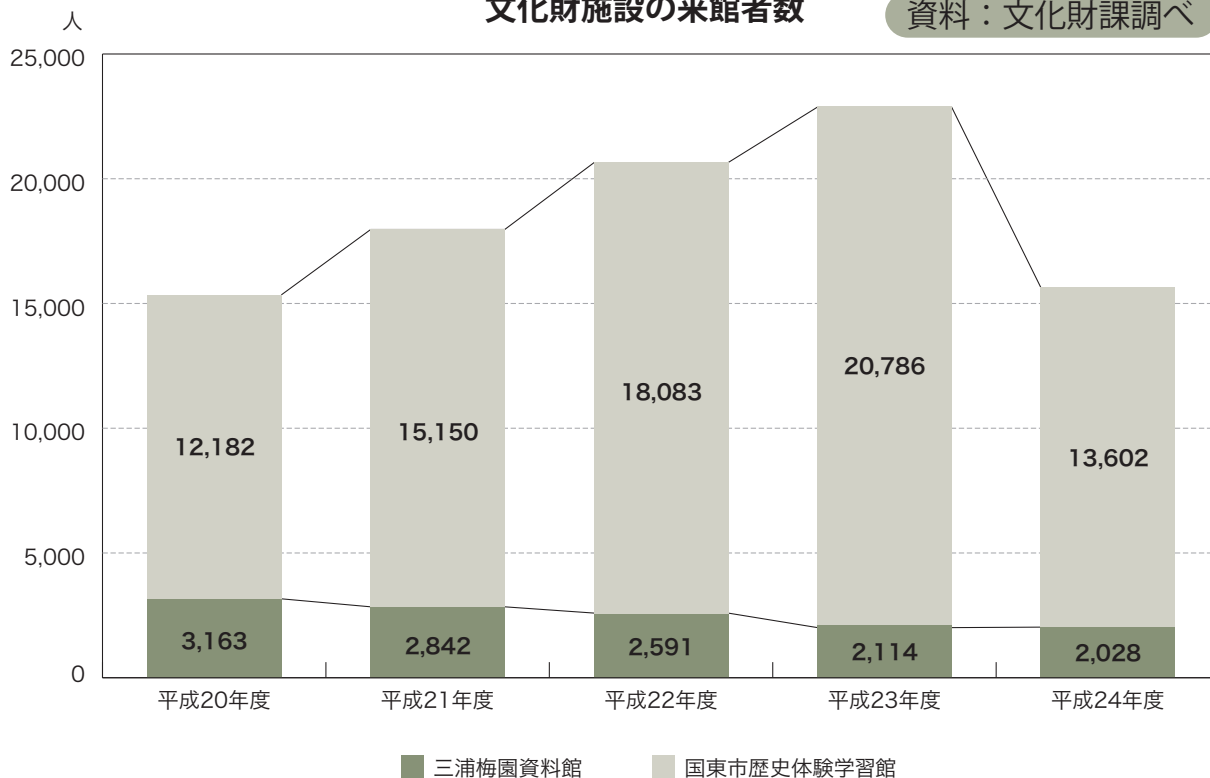
本市は、古くは縄文時代以前の旧石器時代後期の道具が発掘されており、当時から人々が住んでいたことがうかがえます。瀬戸内海に突き出した国東半島は、北の朝鮮半島、南のオセアニア海域、東の畿内との文化の交差点として多様な文化を受け入れています。その後は、宇佐・国東半島地域として独特の「六郷満山文化」を発祥し、海の道を活かした時代を経て、「陸の孤島」と呼ばれた時代から現代に至っています。

また、本市は、世界に誇る多くの偉人を輩出している地域であり、「ペトロカスイ岐部」や「三浦梅園」、「重光葵」など顕彰する偉人は枚挙にいとまがありません。本市は、人口3万人の地で国指定文化財が15、国登録文化財が19、県指定文化財が92、市指定文化財が321、と計447件の指定文化財が散在しています。本市は、歴史・文化の里、国東半島の中心のまちである自覚を持って、その貴重な文化財を後世に伝えて行く責務があります。

今後は、本市に住む未来の住人への財産として、この貴重な文化財をまちづくりに活かし、移住、観光、交流事業を推進して行くことが求められています。

文化財施設の来館者数

資料：文化財課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 文化財保存・活用事業の計画的な推進

- 文化財の保存・活用に努め、国東市の文化財を後世に継承します。
 - ・国・県・市指定の文化財の適切な保存と活用策の推進
 - ・文化財調査委員会組織の充実
 - ・国・県と連携して文化財整備事業や埋蔵文化財調査の推進
 - ・文化財の活用に資するため「説明板」の効果的な設置
 - ・文化財愛護少年団のさらなる充実
 - ・文化財情報や文化財保護情報の広報・周知活動の促進
 - ・各種団体等と連携して文化財の活用策の検討・推進
 - ・国東市誌の効率的、計画的な編纂の検討・作成
- 偉人の顕彰・発掘を通じて活力ある地域を創ります。
 - ・偉人の顕彰を進め、学校教育や社会教育活動での活用
 - ・偉人の顕彰により、観光、交流、教育部局との連携によるまちづくりの推進

(2) 文化財関連施設の適正な管理・運営施策の推進

- 各種文化財関連施設を計画的に、適正に運営します。
 - ・各種文化財施設対象のさらなる検証や展示内容の広報・周知活動の促進
 - ・各種文化財施設の事業・管理計画を策定して計画的な事業と整備を推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-------------|--------|--------|--------|------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 国東市歴史体験学習館 | 人 | 13,602(H24) | 18,000 | 19,500 | 21,500 | 来館者数 |
| 三浦梅園資料館 | 人 | 2,028(H24) | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 来館者数 |
| 山溪偉人館 | 人 | 325(H24) | 400 | 400 | 400 | 来館者数 |





III 都市計画・生活基盤分野 住みやすいまちをつくる

- 1 情報基盤整備を活用し、情報に強い国東市を目指します。
- 2 安全・安心な住環境を確保し、市営住宅を効率的に運用します。
- 3 公園を効率的に運用し、新しい公園・緑地政策を確立します。
- 4 健全な簡易水道事業経営と安全な水を安定的に供給します。
- 5 健全な下水道事業経営と合併処理浄化槽設置を推進します。
- 6 国東の自然と調和した快適な生活環境を確保します。
- 7 広域処理場稼働に備え、ごみ・し尿の適切な処理を推進します。
- 8 災害の少ない国東市に向けた計画的な整備を推進します。
- 9 住民や観光客にとって利便性の高い交通政策を確立します。
- 10 まちづくり指針を示し、賑わいの空間創出を目指します。

情報基盤整備

住環境・市営住宅

公園・緑地

簡易水道

下水道

環境保全

ごみ・し尿処理事業

道路・河川・急傾斜

公共交通

都市計画・景観・まちづくり

Ⅲ－1

情報基盤整備を活用し、情報に強い国東市を目指します。

情報基盤整備

■現状分析と施策の目的

現在は、情報化時代と言われて久しく、情報基盤整備が自治体の活性化には欠かせないツール（道具）となっています。平成18年から市内一部で整備・放送されていたケーブルテレビが平成22年度から市内全域で供用開始されました。

ケーブルテレビ放送の基盤整備によって、市内情報の映像化や、難視聴地域の解消など様々な課題が解決され、情報基盤整備は、合併後の市民満足度が最も向上している分野の一つとなっています。また、インターネット環境についても、NTTの「ADSL回線」や「光回線」のサービスが一部地域でしか提供されていない本市では、ケー

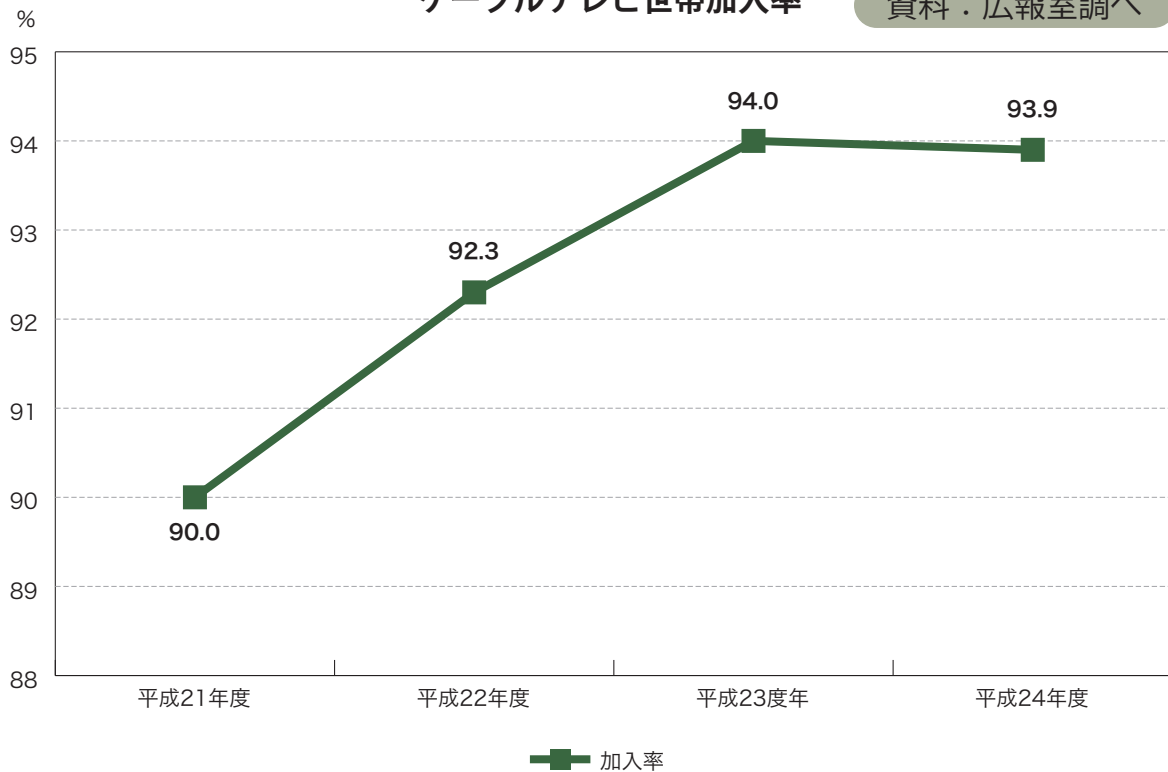
ブルインターネットによって相応のネット速度が市内全域で可能となり、市民の情報通信基盤として大きな役割を果たしています。

自主制作のケーブルテレビ番組についても、議会中継や情報番組等を放送して来ましたが、視聴者の意見の反映や職員の資質向上を図り、さらなる放送内容の充実に向けて取り組む必要があります。

ケーブルテレビは、市民や移住者にとっても重要な基盤整備（インフラ）ですので、施設の維持管理を効率的に行い、防災上の観点からの整備についても検討する必要があります。

ケーブルテレビ世帯加入率

資料：広報室調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) ケーブルテレビ事業の 効率的な整備と災害に強いネットワーク環境の整備

- ケーブルテレビ事業施設を効率的に整備・維持管理します。
 - ・新規加入者向けの工事に関する適正化及び迅速化の推進
 - ・効率的な維持管理に向けた計画的更新の推進
 - ・ケーブルテレビ網を活用した公共施設や市内観光スポットのWi-Fi化の検討
 - ・放送法改正に係る予備機の設置や回線の無線化、迂回路の整備

(2) ケーブルテレビ事業の管理・運営施策の活性化

- ケーブルテレビ放送関連団体との連携と民間放送等再送信を確保します。
 - ・総務省との連携による諸届や諸施策の実施
 - ・県内の各種ケーブルテレビ関連団体との連携強化
 - ・民間放送等再送信について、現在の局数の確保維持
 - ・民放著作権・著作隣接権対価請求についての的確な情報収集
- ケーブルテレビ自主放送番組を充実します。
 - ・ケーブルテレビ担当職員のNHK等への研修参加
 - ・広報係や市役所各課、関係団体との迅速な情報共有体制の構築
 - ・関係各課と連携した市の施策広報番組の制作推進
- ケーブルテレビ加入者管理の適正化を図ります。
 - ・使用料の未収者に対する徴収活動の強化と視聴停止措置の検討
 - ・債権回収係との連携により使用料徴収の適正化

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-----------|------|------|------|-------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| ケーブルテレビ加入率 | % | 93.9(H24) | 94.0 | 94.3 | 94.7 | 世帯加入率 |



Ⅲ－2

安全・安心な住環境を確保し、市営住宅を効率的に運用します。

住環境・市営住宅

■現状分析と施策の目的

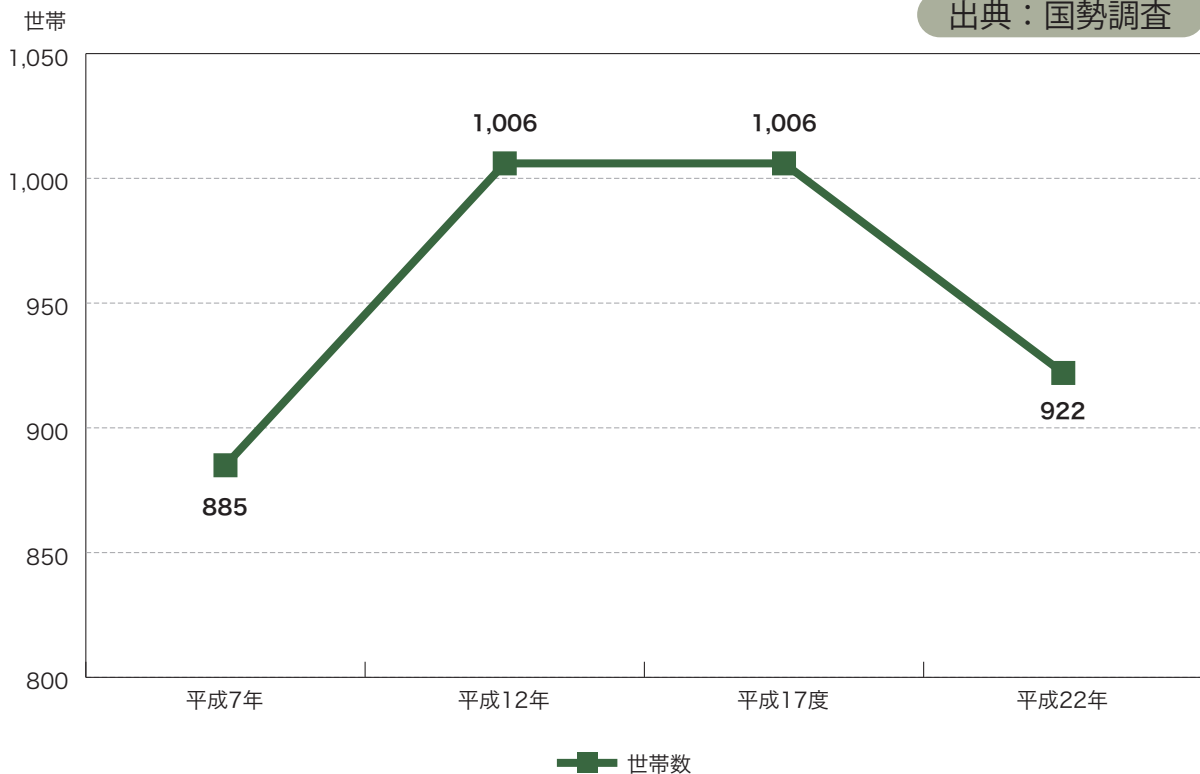
平成23年の東日本大震災の影響により、地震などの災害に対する住宅の安全確保対策が、国・県を中心に実施されています。特に、木造住宅の耐震診断、耐震改修の早期実施など地震に備えた対策が求められています。また、吹付けアスベスト工事に関する調査補助等安全・安心な住環境の確保が課題となっています。本市としても、国・県との連携を図りながら安全な住環境確保の施策を推進していきます。

市内には、平成25年4月現在、市営住宅が37団地723戸、特定公共賃貸住宅が9団地

138戸、公共賃貸住宅が3団地91戸あり、管理戸数は952戸となっています。これらの内、老朽化等により公営住宅の15団地174戸を募集停止としています。また、平成22年度には「国東市住宅等長寿命化計画」を策定して長期的な公営住宅の方針を決定しています。

今後は、本市の公共施設の全体計画である「公有財産のファシリティマネジメント（※）」や移住・定住政策等と連携して、全体としての住宅政策についての方針を決定して、人口増加に繋げて行く取り組みを検討する必要があります。

公営・都市再生機構（公団）・公社住居世帯の推移



■施策別の分類と主要な事業

(1) 安全・安心な住環境の確保

- 木造住宅の安全確保対策を実施します。
 - ・木造住宅の耐震診断・耐震改修補助事業の実施
 - ・木造住宅の安全確保対策の広報・周知活動の促進
- 吹付けアスベスト住宅の安全確保対策を実施します。
 - ・吹付けアスベスト住宅のアスベスト含有量の調査補助
 - ・吹付けアスベスト住宅の安全確保対策の広報・周知活動の促進

(2) 市営住宅施設の整備と維持管理方針についての計画的な実施

- 既存の市営住宅について、効率的に維持管理します。
 - ・長寿命化計画による修繕・改修の効率的な実施
 - ・住宅付帯施設（公園、駐車場）の修繕・管理の効率的な実施
 - ・住宅敷地内の樹木の剪定や病害虫駆除と居住者への情報提供
 - ・募集停止住宅の未居住住宅の計画的な解体
- 市営住宅の新規建設や建替えについて市全体として検討します。
 - ・市全体の政策調整による長寿命化計画の再検討
 - ・公有財産ファシリティマネジメントとの連携

(3) 市営住宅の適正な管理・運営施策の推進

- 市営住宅使用料滞納者への対策を強化します。
 - ・債権管理条例に基づく、他部局との連携による徴収強化
- 市営住宅居住者の居住環境管理を徹底します。
 - ・居住環境保全のために、使用規定の遵守対策の実施

※ファシリティマネジメント…「所有する不動産全てを経営的な観点から最適な状態で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法」

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|--------|-----|-----|-----|--------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 木造住宅耐震診断件数 | 件 | 1(H24) | 3 | 3 | 3 | 耐震診断件数 |
| 木造住宅耐震改修件数 | 件 | 1(H24) | 3 | 3 | 3 | 耐震改修件数 |
| アスベスト調査件数 | 件 | 0(H24) | 1 | 1 | 1 | 吹付けアスベスト調査件数 |

Ⅲ－3

公園を効率的に運用し、新しい公園・緑地政策を確立します。

公園・緑地

■現状分析と施策の目的

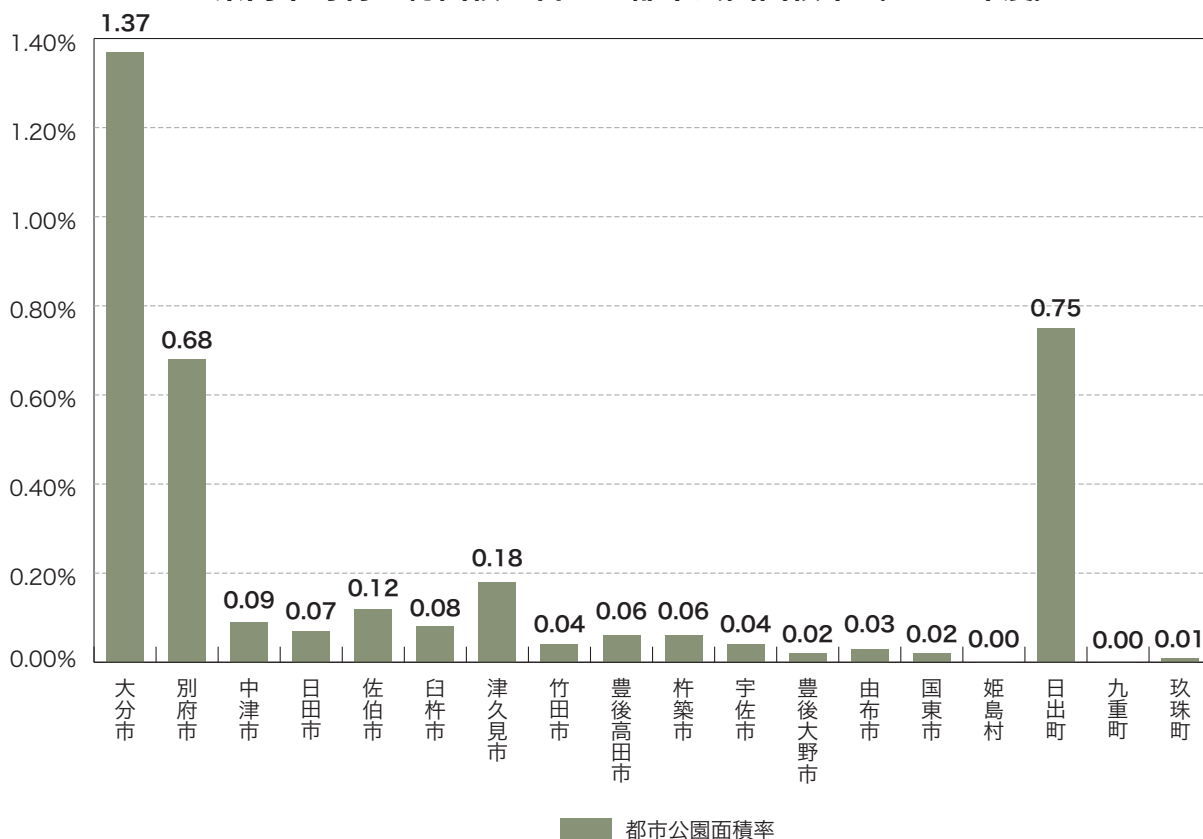
公園や緑地整備は、都市における高温化、防災対策として主に実施された政策でありました。合併前の状況を見ても町立の都市公園は国東町に4か所、国見町に1か所だけで、その他は普通公園と農村公園のみとなっています。本市の都市公園は、駐車場のない公園が多くこれまでの公園政策は、その機能を十分に果たしているとは言えない状況にあります。

近年は、芝生公園や遊具を備えた緑地は、若者を中心にして要望が高く、「これからの国東市の住民のためのアンケート」でも20～40歳代では高い関心を示しており、子育て世代にとっても定住化の重要なツール（道具）となっています。

また、高齢者にとっても憩いの場所の整備は重要で、高齢者の孤独解消の場所として公園の役割は重要となっています。さらに、現在はウォーキング等の健康対策やペットとの交流の場としても見直されており、住民の要望は高いものとなっています。加えて、大分県内や近隣自治体でも大きな遊具を備えた公園が増えて来ており、公園・緑地政策は、居住環境整備として自治体間競争の様相を呈しています。

今後は、現在ある公園の安全管理を適正に実施し、新規の公園整備も含めた本市に相応しい「公園・緑地」政策を確立する必要があります。

県内市町村の総面積に占める都市公園面積率（H22年度）



出典：都市公園等整備現況調査 全国都道府県市区町村別面積

■施策別の分類と主要な事業

(1) 公園・緑地政策について総合的、体系的な施策の検討

- 国東市に相応しい計画的な公園・緑地政策を推進します。
 - ・「賑わいの空間づくり」に沿った公園・緑地計画策定の検討
 - ・国東市役所新庁舎周辺での都市公園整備計画の検討

(2) 既存公園の維持管理、安全対策の計画的な推進

- 既存公園の安全対策を強化します。
 - ・新たな公園整備計画と併せて長寿命化計画の策定
 - ・公園施設点検マニュアルに沿った安全対策の推進
 - ・担当職員のスキルアップのための研修会への積極的参加
- 既存公園の効率的な維持管理体制を推進します。
 - ・地元行政区やNPO団体等の活用による維持管理の推進
 - ・施設のライフサイクルコスト縮減、修繕・更新費の平準化の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------|----|------------|--------|--------|--------|-----------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 公園の維持管理経費 | 千円 | 8,208(H24) | 10,200 | 10,200 | 10,200 | 維持管理費用のみ (新設・更新除く) |



Ⅲ－4

健全な簡易水道事業経営と安全な水を安定的に供給します。

簡易水道

■現状分析と施策の目的

水道施設の老朽化や耐震化の必要性の増大により、自治体としても「ライフライン」施設の維持管理コストの増加が見込まれ、全国的に水道経営の安定化が急務となっています。

本市では、平成28年度には簡易水道会計が、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るため「法適用企業会計」へ移行することが決まっています。現在簡易水道事業を実施している地区は、竹田津、鶴川、富来、小原、田深、重藤団地、来浦出水、武蔵、安岐、下山口、ハイテクニュータウンの11地区で、平成24年度末現在の給水率

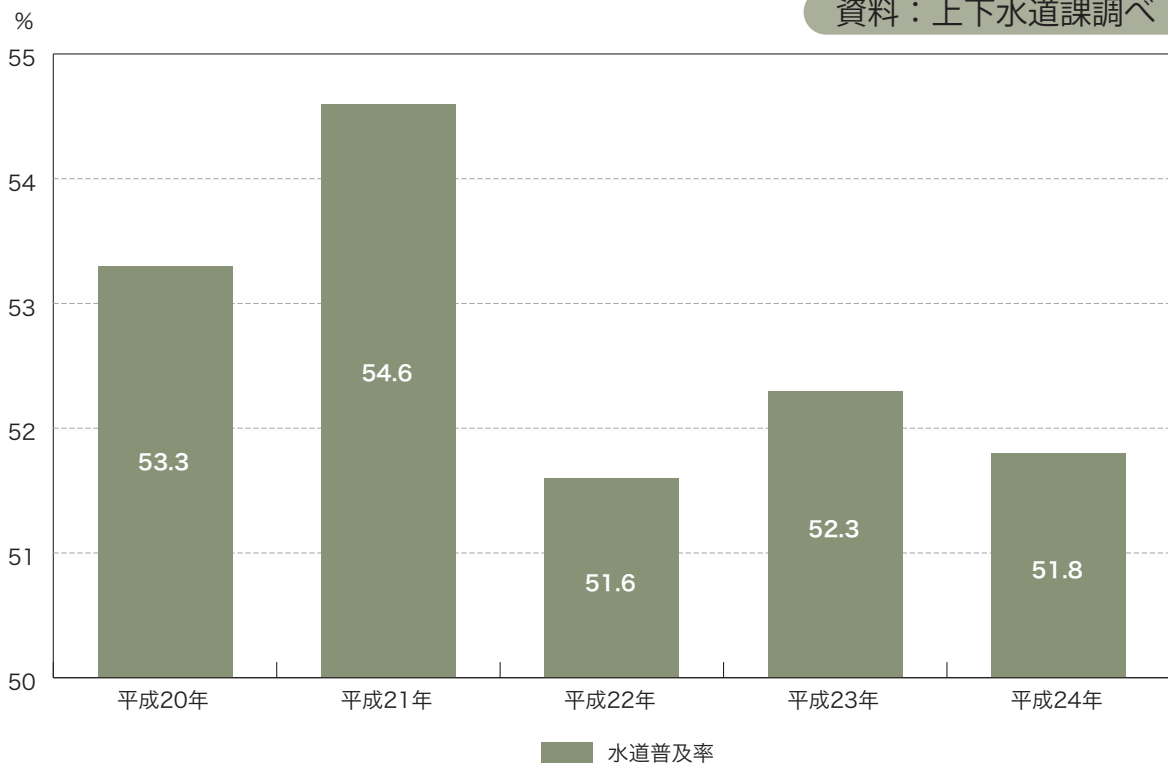
は、人口ベースで47.6%（住民基本台帳）となっています。

今後は、将来に向けての経営安定化や老朽化・耐震化・漏水への対策が急務となっており、一部には水源確保の課題も残っています。また、これまで旧町で導入済のシステムの統合や相互監視体制の検討も必要となります。

今後は、「安全な水を安定的に供給する」ため不断の業務効率化によって経営の健全化を図るとともに、計画的な長寿命化対策を進める事が求められています。

上水道普及率の推移（給水人口／行政人口×100）

資料：上下水道課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 簡易水道事業特別会計の法適用企業会計への円滑な移行

○簡易水道会計を法適用企業会計へ移行します。

- ・平成28年度の法適用企業会計への移行を実現
- ・担当職員の企業会計に関する知識の向上と研修への積極的参加
- ・健全経営のための財源について、市役所全体での検討
- ・法適用企業会計への移行に伴う各種施策についての広報・周知活動の促進

(2) 簡易水道事業の施設整備と維持管理の計画的な推進

○簡易水道事業の施設整備を計画的に推進します。

- ・慢性的な水不足解消のために、計画的に新しい水源を確保

○簡易水道事業の維持管理を計画的に推進します。

- ・法適用企業会計への移行を見据え、総合的な長寿命化計画の策定
- ・老朽管の更新と耐震化の計画的な推進
- ・各簡易水道間の接続管等の計画的な設置
- ・集中監視システムの統合と日常監視、点検の強化

(3) 簡易水道事業の適正な管理・運営施策の推進

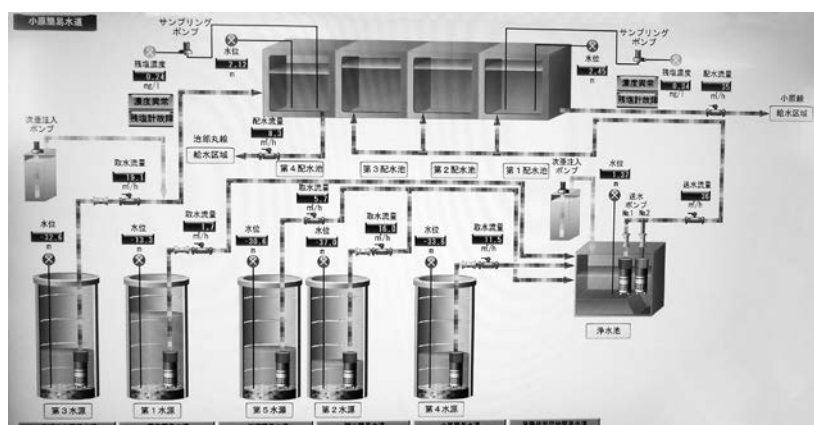
○水道使用料滞納者への対策を強化します。

- ・給水停止業務の適正な執行と過年度滞納者への徴収強化対策の推進
- ・債権回収係との連携による徴収強化対策の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------|----|-----------|------|------|------|----|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 上水道の有収率※ | % | 80.6(H24) | 90.0 | 90.0 | 90.0 | |

※「有収率」……水道施設から家庭などに供給している水道水が、実際に使用されて収益金となった比率を示す



Ⅲ－5

健全な下水道事業経営と合併処理浄化槽設置を推進します。

下水道

■現状分析と施策の目的

下水道事業は、生活環境や公衆衛生の改善、河川や海域の水質汚濁の防止の観点から市街化区域内外において推進されて来ました。

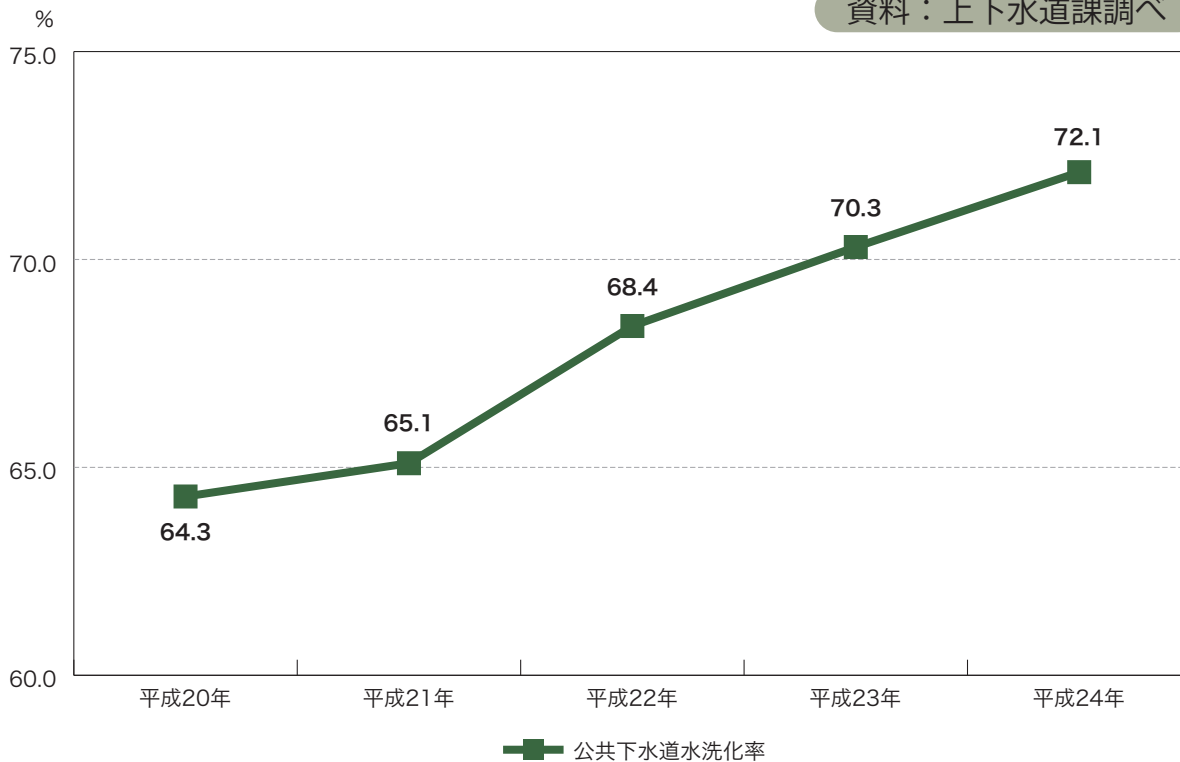
本市では、市街化区域を対象とする公共下水道として「国東処理区（国東町）」、市街化区域外を対象とする特定環境保全公共下水道として「伊美処理区（国見町）」、「武蔵東部処理区（武蔵町）」、「安岐処理区（安岐町）」、農業集落排水事業として「朝来地区（安岐町）」の5処理区が合併以前から継

続的に整備されています。また、国・県の補助金を活用した「合併処理浄化槽設置整備事業」も実施されており、下水道区域外の地域には合併処理浄化槽の設置を推進しています。

下水道区域においては処理場の施設整備及び管路工事はほぼ終了しており、今後は施設の修繕・更新に事業の中心がシフトいたします。下水道区域外については、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

公共下水道の水洗化率
(使用可能人口/汚水処理可能人口×100)

資料：上下水道課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 下水道事業の計画的な推進

- 下水道事業の維持管理を計画的に推進します。
 - ・下水道事業の総合的な長寿命化計画の策定
 - ・各施設の管理等の長寿命化の計画的な推進
 - ・管渠の更新の計画的な推進と耐震化についての検討

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な推進

- 合併処理浄化槽設置整備事業を計画的に推進します。
 - ・下水道処理区以外の区域での設置事業の推進
 - ・合併処理浄化槽設置整備事業の広報・周知活動の促進

(3) 下水道事業の適正な管理・運営施策の推進

- 下水道使用料滞納者への対策を強化します。
 - ・適正な業務の執行と過年度滞納者への徴収強化対策の推進
 - ・債権回収係との連携による徴収強化対策の推進
- 下水道水洗化率の向上を推進します。
 - ・下水道事業の広範な効果の広報・周知活動の促進
 - ・移住対策事業として「下水道接続済空き家」への入居の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------------|----|--------------------|------|------|------|----|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 国東処理区 接続率 | % | 63.6 (H25.3.31) | 67.6 | 74.1 | 82.3 | |
| 伊美処理区 接続率 | % | 82.1 (H25.3.31) | 83.5 | 85.7 | 90.3 | |
| 武蔵東部処理区 接続率 | % | 78.1 (H25.3.31) | 80.4 | 85.5 | 90.8 | |
| 安岐処理区 接続率 | % | 71.1 (H25.3.31) | 75.7 | 81.0 | 87.3 | |

Ⅲ－6

国東の自然と調和した快適な生活環境を確保します。

環境保全

■現状分析と施策の目的

21世紀は「環境の世紀」と呼ばれており、命に直結する環境保全に対する世界の関心は年々高くなっています。京都議定書の発効や、温室効果ガスの削減、東日本大震災による福島原発事故等、環境に対する対策は複雑化・多様化しています。また、世界的には、開発途上国等で環境汚染が深刻化しており、日本にも間接的な影響が出ています。

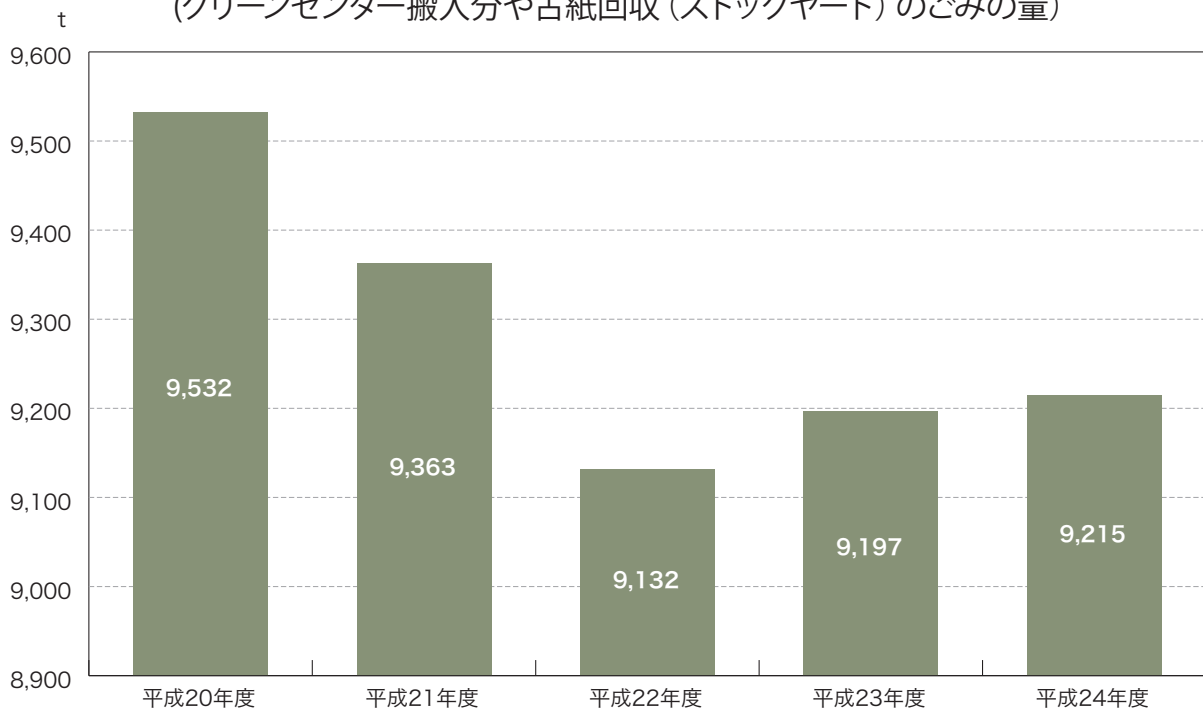
本市においても市民の環境に対する関心は高く、「これからの国東市のための住民アンケート」でも、国東の自然にあふれた良好な環境での生活を

望む声も多く寄せられています。そのような反面、市内でも産業廃棄物の不法投棄や畜産臭気、屋外燃焼行為等に対する苦情等が寄せられています。

環境に対する取り組みは、市役所が独自にできることは限られており、市民一人ひとりが環境に対する意識を自覚することが第一歩となります。また、市の人口政策の柱である移住政策の観点からも、移住地域の環境は重要となっており、今後は、移住者と住民、市役所が一緒になって、新しい視点での環境保全対策を構築・実践することが求められています。

ごみ排出量の推移

(クリーンセンター搬入分や古紙回収(ストックヤード)のごみの量)



■ クリーンセンター搬入分や古紙回収(ストックヤード)のごみの量

資料：環境衛生課調べ

■施策別の分類と主要な事業

(1) 環境保全活動の促進

- 総合的なごみ減量化の取り組みとごみ減量運動を推進します。
 - ・総合的なごみ減量・ごみ利用対策事業の検討
 - ・くにさきエコ・サポーターの積極的な募集と3R運動(※)の推進
 - ・「ダンボールコンポスト」や「生ごみ処理機」の普及促進
- 地球温暖化防止対策を実施します。
 - ・国東市地球温暖化防止協議会の育成
 - ・家庭で取り組む地球温暖化対策の広報・周知活動の促進
- 再生可能エネルギー導入を推進します。
 - ・再生可能エネルギー等導入の検討

(2) 公害対策事業の推進

- 大分空港の騒音対策は、住民との十分な協議により推進します。
 - ・住宅騒音防止対策事業の着実で計画的な推進
 - ・航空機騒音測定事業により騒音被ばく状況の評価
- 各種公害調査を実施して、国・県との連携により改善対策事業を推進します。
 - ・国・県と連携して各種公害の調査を計画的に実施
 - ・調査結果に基づく公害対策事業の推進

(3) 不法投棄の削減と墓地、ペット環境の改善の取り組み

- 市内の環境保全を図るため不法投棄削減に取り組みます。
 - ・不法投棄撲滅の取り組みについての看板設置や広報・周知活動の促進
 - ・各種団体による不法投棄撤去作業への支援対策
- 市内の環境保全を図るため墓地に関する取り組みを実施します。
 - ・墓地に関する住民の意識調査の実施と計画策定の検討
 - ・違法建立を防ぐための広報・周知活動の促進
- 市内の環境保全を図るためペットマナーの向上に取り組みます。
 - ・ペットマナー向上についての看板設置や広報・周知活動の促進
 - ・ペットマナー向上について個別訪問の実施

※3R運動…Reduce（リデュース：ごみの出ない製品の製造・加工・販売）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再利用）の頭文字で、ごみを減らし、環境を守る運動

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------------------|-----|--------|-------|-------|-------|--------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| エコ・サポーター | 人 | 40 | 70 | 100 | 150 | 環境保全に取り組むボランティア活動員 |
| ごみ排出量 (焼却処分等のごみ) | t/年 | 9,215t | 8,454 | 8,062 | 7,668 | 減量化を推進 |

Ⅲ－7

広域処理場稼働に備え、ごみ・し尿の適切な処理を推進します。

ごみ・し尿処理事業

■現状分析と施策の目的

環境保全意識の高まりの時代を迎えた現在、避けて通れないのが、ごみ処理事業と言われている分野であり、全国的にもその経済性、安全性の確保が課題となっています。現在の文明病とも言われる大量のごみ排出社会は、その便利さの代償として、ごみ処理事業という大きな負担を強いています。環境保全の観点からごみ減量化は必要ですが、ごみ処理事業の経済面からのごみ減量化は必須の課題となっています。

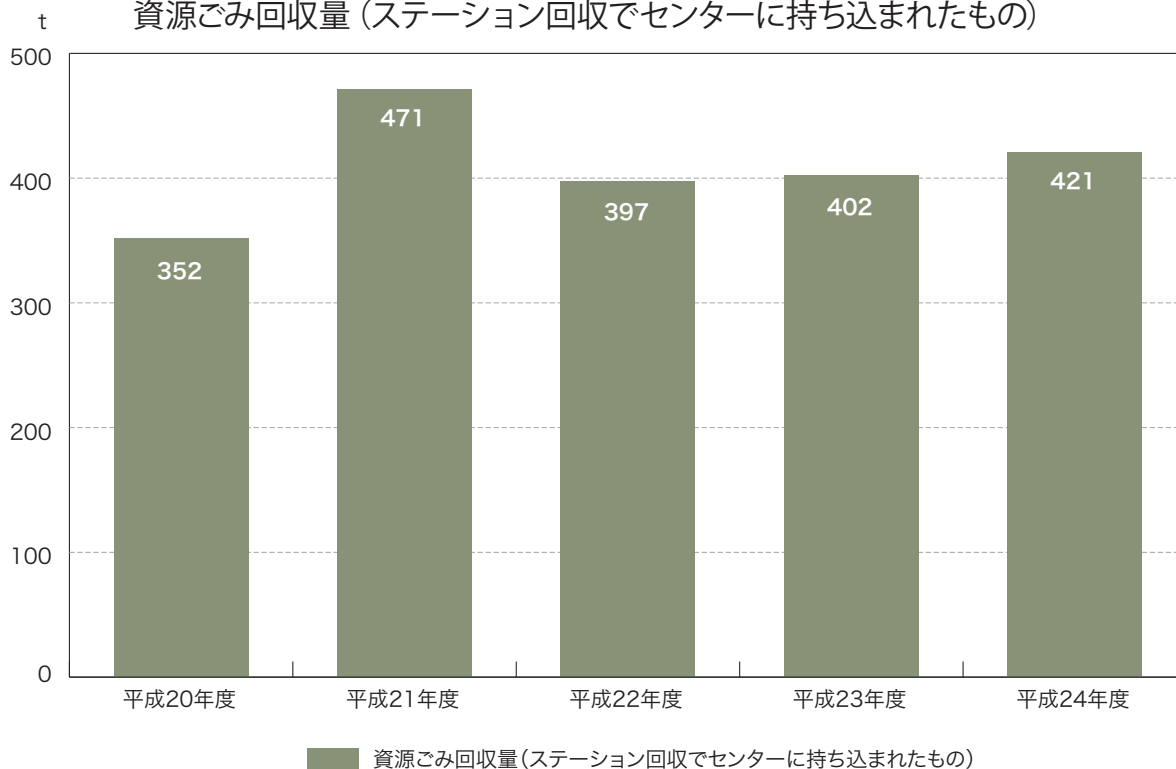
本市のごみ処理事業は、昭和48年に東国東地域広域市町村圏事務組合の事業として開始され、

平成11年に東国東広域クリーンセンターに移行して現在に至っています。また、新しいごみ処理場を平成31年度に供用開始する計画で、宇佐・高田・国東広域事務組合が発足しています。国東市し尿処理場は昭和61年に現在の位置で稼働を始め、平成25年度から運転業務の委託を実施しています。

今後は、環境保全の面や処理事業に係る経済性の面から、ごみ減量化の取り組みや「し尿」汚泥の再利用等の施策を推進していくことが求められています。

資源ごみ回収量の推移

資源ごみ回収量（ステーション回収でセンターに持ち込まれたもの）



資料：環境衛生課調べ

■施策別の分類と主要な事業

(1) 一般廃棄物＝ごみ処理事業の計画的な推進

- 一般廃棄物処理事業の適正化と新規ごみ処理場建設事業の円滑化を推進します。
 - ・一般廃棄物に係る各種計画の策定や進行管理の実施
 - ・指定ごみ袋の流通管理や家庭ごみの収集運搬業務の適正化の推進
 - ・宇佐・高田・国東広域事務組合による新規ごみ処理場建設の適正な推進
- クリーンセンターの更新や維持管理を計画的に推進します。
 - ・施設全体の点検・改修等の計画的な推進
 - ・附属する国東市最終処分場の適正な維持管理の推進

(2) し尿処理施設事業の計画的な推進

- し尿処理事業の計画的な推進と汚泥等の利活用を検討します。
 - ・施設の整備に関する総合的な対策の検討
 - ・運転管理業務及び施設管理業務の一体的業務委託の検討
 - ・需要費の削減と低コスト処理システムの計画的な整備
 - ・ごみや汚泥等を活用した総合的なバイオマス関連事業の検討

(3) 産業廃棄物事業の大分県との連携による取り組み

- 市内への産業廃棄物廃棄の監視活動を強化します。
 - ・市内への違法な産業廃棄物の持込み等に対する監視行動の充実
- 県との連携により産業廃棄物処理施設を適正に監視します。
 - ・立地時の公害防止協定に基づく県との連携による監視行動の充実

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|--------------------|--------|-----------|-------|-------|-----|-----------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| ごみ処理能力の維持 (可燃物) | t / 日 | 31 t / 日 | 25.46 | 24.05 | — | 施設更新までの目標 |
| ごみ処理能力の維持 (不燃物) | t / 5h | 7 t / 5 h | 3.46 | 3.36 | — | 施設更新までの目標 |



Ⅲ－8

災害の少ない国東市に向けた計画的な整備を推進します。

道路・河川・急傾斜

■現状分析と施策の目的

自動車利用者の増加や余暇活動の多様化など道路に関する需要は高く、日本列島の多くの地域の要請によって道路が作られて来ました。現在は、新規路線の開設や、古くなった道路やトンネルの改修や歩道の開設、「ユニバーサルデザイン」など安全性・利便性の向上に対するニーズが高まっています。

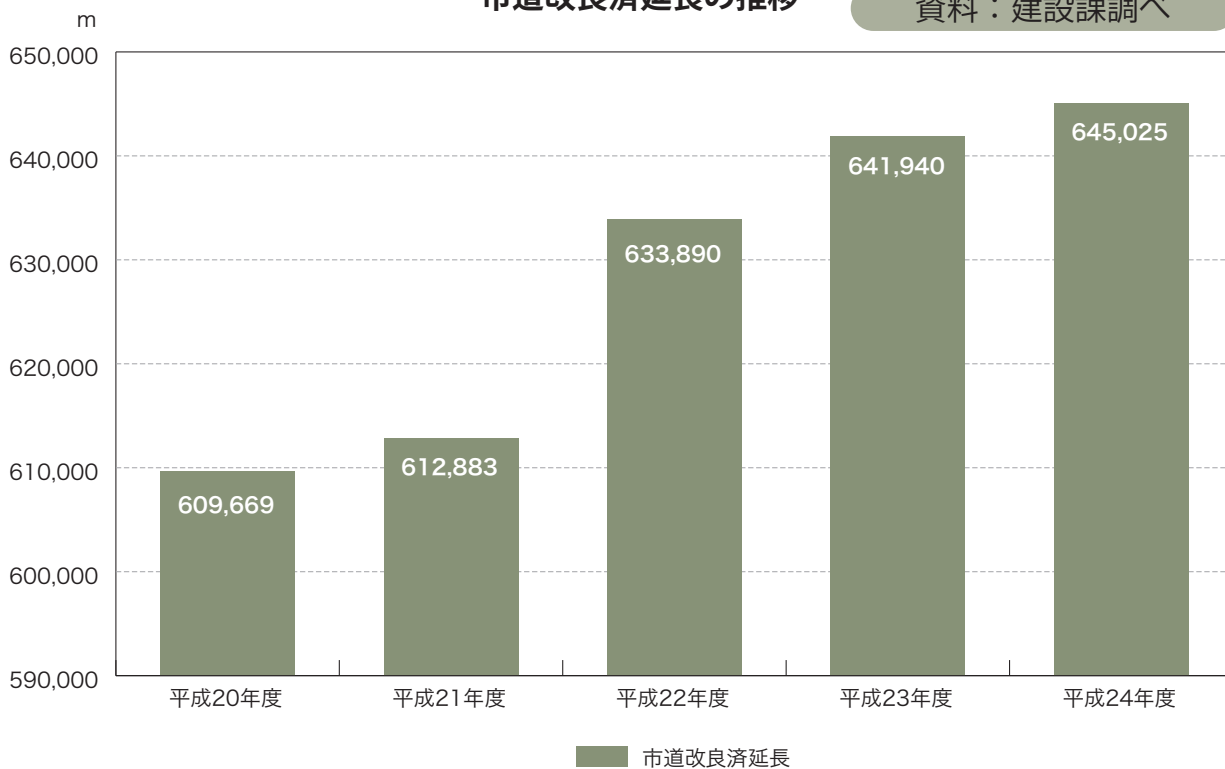
本市においては、昭和28年の別府中津線から昭和40年に指定された国道213号線が主要幹線となっています。国道213号（市内延長41.7km）は、住民の生活や観光客を招き入れる道となっており、国東の外環を走り国東の谷々

を繋ぐ機能を有しています。昭和60年に開通した広域農道＝オレンジ道路（市内延長46.4km）が谷々の中央部を貫いて走っており、県道や市道と併せて本市の道路網を形成しています。海に面している本市は、市民の安全・安心を図るための県営の港湾や海岸線の整備事業についても大分県と協力して実施しています。また、老朽化した橋梁や河川管理、急傾斜地の整備等について計画的に実施する必要があります。

今後は、住民や観光客が利用する生命線としての道路や港湾の安全性や利便性の向上を通じた災害に強い国東市づくりが求められています。

市道改良済延長の推移

資料：建設課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 安全・安心な道路網の整備と維持管理事業の計画的な推進

- 国道、県道、市道の整備、維持管理事業を計画的に推進します。
 - ・国・県道への交通体系や交通安全の観点からの要望の促進
 - ・市道や構造物の交通体系や交通安全の観点からの計画的な整備
 - ・市道ストックの点検事業の効率的推進と計画的かつ効率的な修繕事業の推進

(2) 安全・安心な河川・橋梁・急傾斜地等の整備と維持管理事業の計画的な推進

- 河川・橋梁・急傾斜地等の整備、維持管理事業を計画的に推進します。
 - ・災害抑制のための計画的、効果的な河川補修事業の推進
 - ・橋梁長寿命化修繕計画による計画的な橋梁補修事業の推進
 - ・災害抑制のために急傾斜地崩壊対策整備事業の推進

(3) 道路関連施設の適正な管理・運営施策の推進

- 県建設道路及び河川関連施設の適正な管理を実施します。
 - ・駐輪場、ダム公園、河川プール等について効率的管理の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------------|----|------------------|---------|---------|---------|----------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 市道改良済延長 | m | 645,025 (H24) | 646,000 | 649,000 | 653,000 | 計画に基づく施工 |
| 市営(県単)急傾斜地崩壊対策事業 | 箇所 | 20 (H25時点の要望) | 2 | 2 | 2 | 要望者への実施 |



Ⅲ－9

住民や観光客にとって利便性の高い交通政策を確立します。

公共交通

■現状分析と施策の目的

明治維新以来、全国的に鉄道敷設が推進され、陸路の時代が始まりました。国東半島でも昭和10年から昭和40年までの間杵築から国東まで鉄道が、開設していました。しかし、大水害により昭和41年に全線廃止となって以降は、路線バスが公共交通機関として中心的役割を担って来ました。

本市管内も全国の地方中小都市と同様に路線バスは、人口減少、自家用自動車の増加等により、一部を除いて多くの路線が赤字となっており、なおかつ合併時の市内には多くの交通空白地域が散在していました。合併以前から、路線バスを存続させるため運行経費に対する助成金を交付していました。合併後、路線バスの合理化を実施し、交通空白地域でのコミュニティバスの運行を計画し、平成19年4月から本格運行を開始しました。平成24年3月からコミュニティタクシーの運行を

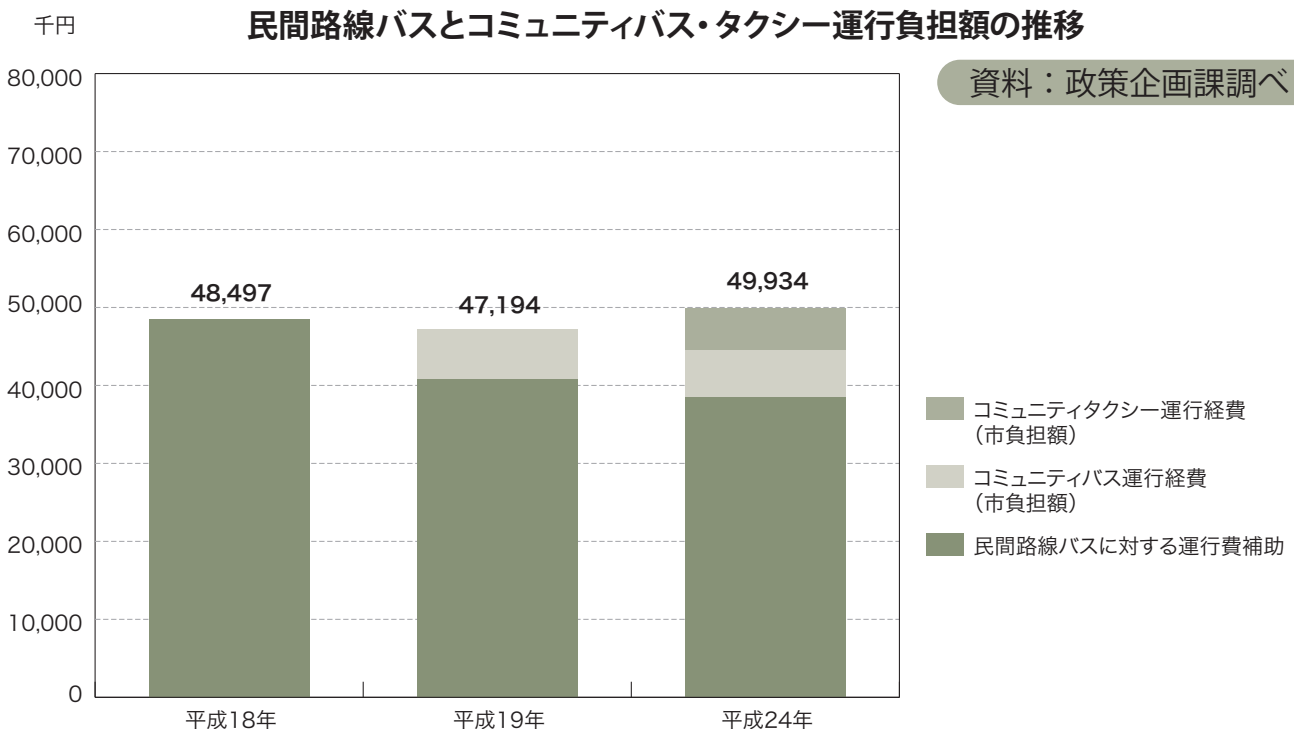
開始し、さらに交通空白地域の解消を図っています。

現在は路線バスと1回の乗車につき1000円の運賃であるコミュニティバス・タクシー（週一日運行）との料金差や、さらなる交通空白地域への対応が課題となっています。

市外への交通手段としては、路線バスや大分空港から大分市、別府市、中津市など県内主要都市へ運行するエアライナー等のアクセスバス、路線バスを経由して杵築市または宇佐市から利用する鉄道のほか、国東市竹田津と山口県周南市を結ぶ周防灘フェリー、昭和46年に開港した大分空港を発着し現在、東京、大阪、成田、名古屋、ソウルとの間を結ぶ航空路があります。

今後は、市民、交通事業者、行政が一体となった、効果的・効率的な地域の公共交通を確保・維持するための取り組みが求められています。

民間路線バスとコミュニティバス・タクシー運行負担額の推移



資料：政策企画課調べ

■施策別の分類と主要な事業

(1) 路線バスの維持と利便性向上の推進

- 路線バスの維持に向けた取り組みを推進します。
 - ・不採算路線に対する運行経費の助成
 - ・国東市地域公共交通会議を活用した利便性向上の検討・推進
 - ・運賃の負担軽減策の検討・推進
 - ・地域ぐるみの利用促進に向けた地域協働推進事業の推進

(2) コミュニティバス・タクシーによる 交通空白地域での移動支援の推進

- コミュニティバス・タクシーの運行による交通空白地域の解消に取り組めます。
 - ・移動の支援を要する地域・要望内容の把握と効果的・効率的な路線の形成

(3) JR、周防灘フェリー、航空便の利便性の向上

- JRの利便性の向上に向けた取り組みを推進します。
 - ・路線バスとJR「杵築駅」、「宇佐駅」利用の利便性向上に向けた事業の推進
 - ・JR「杵築駅」、「宇佐駅」の利便性の向上に関する要請活動の推進
- 周防灘フェリーの利用の促進と利便性の向上に向けた取り組みを推進します。
 - ・周防灘フェリーの利用客の増加と利便性の向上に向けた事業の検討
- 大分空港発着の航空路の維持・拡大と、利便性の向上に向けた取り組みを推進します。
 - ・関係団体との連携・協力による航空路の維持・拡大の推進
 - ・関係団体との連携・協力による利便性向上に向けた事業の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------------------------|----|------------------|--------------------------|-----|-----|--|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| コミュニティバスの利用者数の対前年度増(減)率 | % | 12,340人 (H24) | 対前年度の利用者数の増(減)率が上回るようにする | | | 減少傾向にある利用者数について、対前年度の利用者数の減少率と、前年度の対前々年度の減少率を比較し、悪化しないように努める |
| コミュニティタクシーの利用者数の対前年度増(減)率 | % | 1,676人 (H24) | 対前年度の利用者数の増(減)率が上回るようにする | | | 減少傾向にある利用者数について、対前年度の利用者数の減少率と、前年度の対前々年度の減少率を比較し、悪化しないように努める |

Ⅲ－10 まちづくり指針を示し、賑わいの空間創出を目指します。

都市計画・景観・まちづくり

■現状分析と施策の目的

全国的には、人口減少時代の到来や都市の成熟についての議論により、商店街の空洞化や商業の衰退化に歯止めがかからない中心市街地を活性化するため、「まちづくり三法※」が改正され、賑わいのある都市空間の再構築が図られています。

本市では、国東町田深、安国寺、鶴川全地区と北江、小原の一部地区が都市計画区域に指定されていますが、官公庁や学校、商業店舗等一定の集積は見られるものの、都市的な魅力を生み出し、人々が集う拠点としての機能を十分に発揮しているとは言えないのが実情となっています。

そのような現状を分析し、本市としては基本構想で、これまでの悠久の歴史に彩られた国東らしいおだやかな自然溢れる空間に加えて、商業・産業・文化が集積した都市的な「賑わいの空間」を行政、企業、市民が協働により創出して人口増加を目指すという目標を掲げています。そのためには、現在の都市計画区域に加えて「大分空港背後地」についてもその立地条件から、関係機関との連携のもと、都市的な魅力を生み出す新たな拠点地域として準都市計画区域指定の検討を行います。

本市としては、新たに国東市役所が建設される

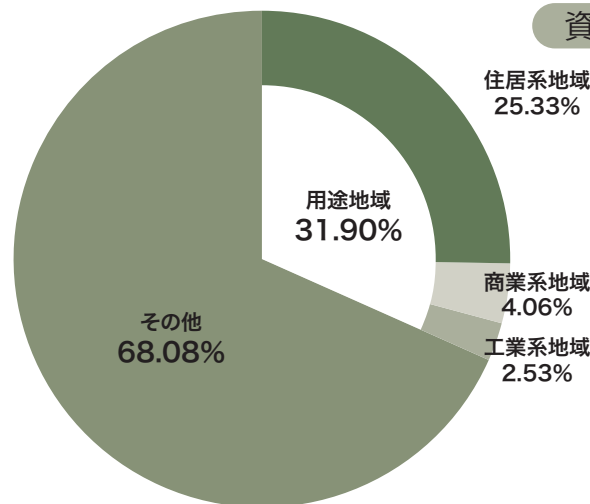
現在の都市計画区域と、年間140万人以上が、利用する大分空港の背後地を賑わいのある都市的な魅力を生み出す空間として誘導し、新たな活力と多様な雇用があるまちづくりを行政、企業、市民と協働して推進いたします。

また、昨今は「景観」に関する意識が全国的に高まり、平成25年3月には本市を含む6市1町と49の民間団体、大分県、国土交通省との協働により佐賀関から国道213号線を含む豊後高田市までの150kmの街道が「日本風景街道 別府湾岸・国東半島海への道」に認定されました。本市は、平成20年に自然環境や都市環境、歴史・文化環境を活かした個性的で美しい景観づくりに向けた政策を推進する必要から、景観行政を実施する景観行政団体へ移行しました。

今後は、快適な自然環境や景観、都市的な魅力を生み出す空間を組み合わせることで本市を人口増加都市に転換するための方針として「まちづくり計画」「都市計画マスタープラン」や「景観計画」を策定する必要がありますが、これらの計画は、本市全体のまちづくりを見据えた、行政、企業、市民が協働して推進する計画となる必要があります。

国東市の都市計画区域に関する概況

資料：政策企画課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) まちづくり計画の策定と 都市計画区域の機能向上による賑わいの空間創出

- 総合的なまちづくり計画の策定を検討します。
 - ・第2次国東市総合計画の指針に基づく市全体の「まちづくり計画」策定の検討
- 都市計画区域の機能向上に向けた取り組みを推進します。
 - ・都市計画マスタープランの策定
 - ・都市計画区域の都市的な魅力を生み出す拠点としての都市機能向上を推進
 - ・各種法律に基づいた申請事務の円滑化
 - ・都市計画区域制度の適正な広報・周知活動の促進
- 大分空港背後地を新たな賑わいの空間として活用します。
 - ・国・県・各種関連団体と連携して大分空港活性化の推進
 - ・大分空港活性化により大分空港背後地活性化の推進
 - ・大分空港背後地の準都市計画区域指定の検討

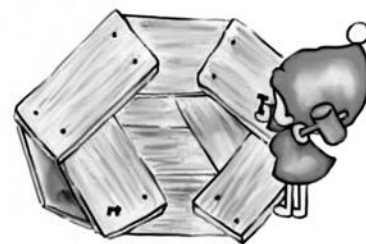
(2) 美しい景観づくりの推進

- 景観行政団体としての役割を計画的に推進します。
 - ・景観計画の策定
 - ・景観意識の高まりによる各種景観政策の推進
 - ・景観行政団体として景観行政の広報・周知活動の促進
 - ・日本風景街道団体や景観関係団体との連携による景観事業の推進

※「まちづくり3法」……「都市計画法」、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」の総称で中心市街地を活性化させるための法案

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 都市計画マスタープラン | 年度 | — | — | 策定 | 済 | H29年度までの策定 |
| 景観計画 | 年度 | — | — | 策定 | 済 | H29年度までの策定 |





Ⅳ 産業・観光・定住分野 活気と元気をつくる

- 1 国東に相応しい農業を推進し、新規就農者を確保します。 **農業振興**
- 2 農業経営体に相応しい基盤整備を計画的に推進します。 **農業基盤整備**
- 3 国東に相応しい林業の振興と鳥獣害対策を推進します。 **林業**
- 4 国東に相応しい漁業を再生し、経営と資源管理を両立します。 **漁業**
- 5 多様な企業の誘致を促進し、企業・起業を応援します。 **企業誘致・産業創出**
- 6 国東に相応しい観光政策を構築し、国東ブランドを推進します。 **観光**
- 7 商業活性化や消費者行政を推進し、賑わいと安心を創ります。 **商業・消費者**
- 8 国東の地域ブランド力を向上させ、移住・交流者を増やします。 **移住・定住（婚活）・交流**
- 9 地域づくり計画の策定を目指し、住民参加のまちを創ります。 **地域活性化と地域づくり**

農業振興

■現状分析と施策の目的

日本社会を「食」の面で支えている農業については、その産業の国土に与える影響を含め非常に重要な産業であります。しかしながら、農業従事者の高齢化等による耕作放棄地の増加や、後継者不足等が課題となっています。しかし近年では、大規模経営体や企業の農業進出、6次産業化、輸出の促進など、日本農業の再生の動きも活発化しています。

本市の農業は、米、麦、大豆を主軸とした複合経営が行われていますが、輸入農産物の増加による農産物の価格の低迷に伴い、農業従事者の減少・高齢化が進み、後継者不足は深刻な状況となっています。

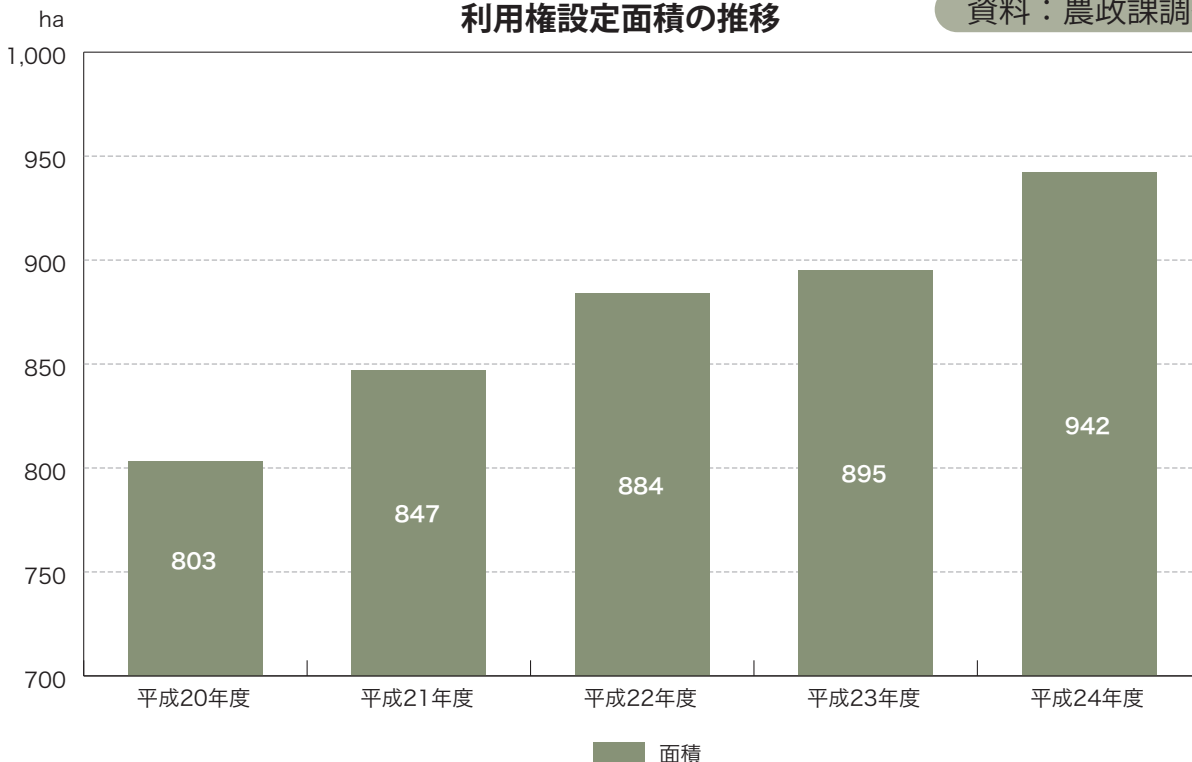
本市としては、安定経営を目指すためにも農地の流動化を推進し、集落営農、担い手へ農地を集積し大規模な農業経営体を育成するとともに、他方では食の安全・安心への期待が高まる時代を迎

えており、環境にやさしい農業、特色のある農業生産を併せて推進する必要があります。また、「儲かる農業」の実現に向け、付加価値の高い特産品である「味一ねぎ」をはじめ、いちご、花き類、キウイ、カボス、七島イ等については、施設の継承や新規作付けを強化し、新たにオリーブの産地化を推進いたします。さらに、6次産業化を含めた企業参入を推進するとともに、併せて市内農業者自身の起業を促進するとともに、新規就農対策としてのトレーニングファームを含めた就農研修施設の整備を推進いたします。

今後は、平成25年5月に国東半島・宇佐地域が「世界農業遺産」に認定されたのを契機とした国東農業の再生に向けた取り組みを通じた、後継者の育成並びに新規就農者の確保が求められています。

利用権設定面積の推移

資料：農政課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 農業経営体の総合的な強化策の推進

- 農事組合法人等の組織を育成して農業経営基盤を強化します。
 - ・農事組合法人の新規設立の促進と組織基盤の強化
- 農業後継者や新規就農者を確保して農業の担い手を増やします。
 - ・市内・外の新規就農者のための「農地バンク」の整備
 - ・既存の農業後継者グループの組織基盤の充実
 - ・国・県と連携した新規就農者のための施策の推進
 - ・環境保全型農業の推進

(2) 特色ある農畜産業の振興と 6次産業化、地産地消、農地集積化の推進

- 各種団体と連携して特色ある農畜産業を振興します。
 - ・米、麦、大豆などの主要作物の推進
 - ・小ねぎ、イチゴ、花きなどの施設園芸作物の推進
 - ・日本で唯一生産されている七島イの推進
 - ・みかん、キウイ、梨などの既存果樹栽培の推進
 - ・新規樹園地作物としてオリーブの植栽の推進
 - ・バジル等の加工野菜の栽培の推進
 - ・大分県と連携した畜産振興の推進
- 地産地消と6次産業化等を推進します。
 - ・学校給食や「道の駅」、「里の駅」等を通じた地産地消の推進
 - ・生産から製造、販売までを含めた6次産業起業者の育成・推進
- 農地の利用集積を図り、経営の規模拡大や担い手の育成を推進します。
 - ・「人・農地プラン」策定などを通じた担い手の育成
 - ・利用権設定による農地集積化の積極的な推進
 - ・国東市農業公社との連携を図り各種事業を効率的に実施

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------|----|----------|-----|-----|-------|------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 新規就農者 | 組 | — | 5 | 5 | 5 | 年間5組の対象者 |
| オリーブ耕作面積 | ha | 7ha(H24) | 10 | 30 | 50 | 年間 約5haの増加 |
| 農地利用権設定面積 | ha | 942 | 950 | 975 | 1,000 | 農業委員会 |

IV-2

農業経営体に相応しい基盤整備を計画的に推進します。

農業基盤整備

■現状分析と施策の目的

これまでは、食糧の安定供給と安全・安心な農産物を供給するための農村づくりを目指して、圃場の区画整理、農業用排水路、農道、ため池の整備等、安定した農業用水の確保はもとより農業生産性の向上を図ることを目的とした基盤整備が、実施されてきました。また、並行して中山間地域等におけるきめ細やかな整備や生物多様性の保全に配慮した整備など農村地域の環境保全、防災・減災対策が推進されてきました。

本市管内でも昭和40年代頃から、大規模な圃場整備事業が実施され農地の集積による効率化が行われました。また、地形や地理的に不利な条件にある中山間地域の農業生産及び農村生活環境の整備のため、平成2年度から中山間地域総合整備

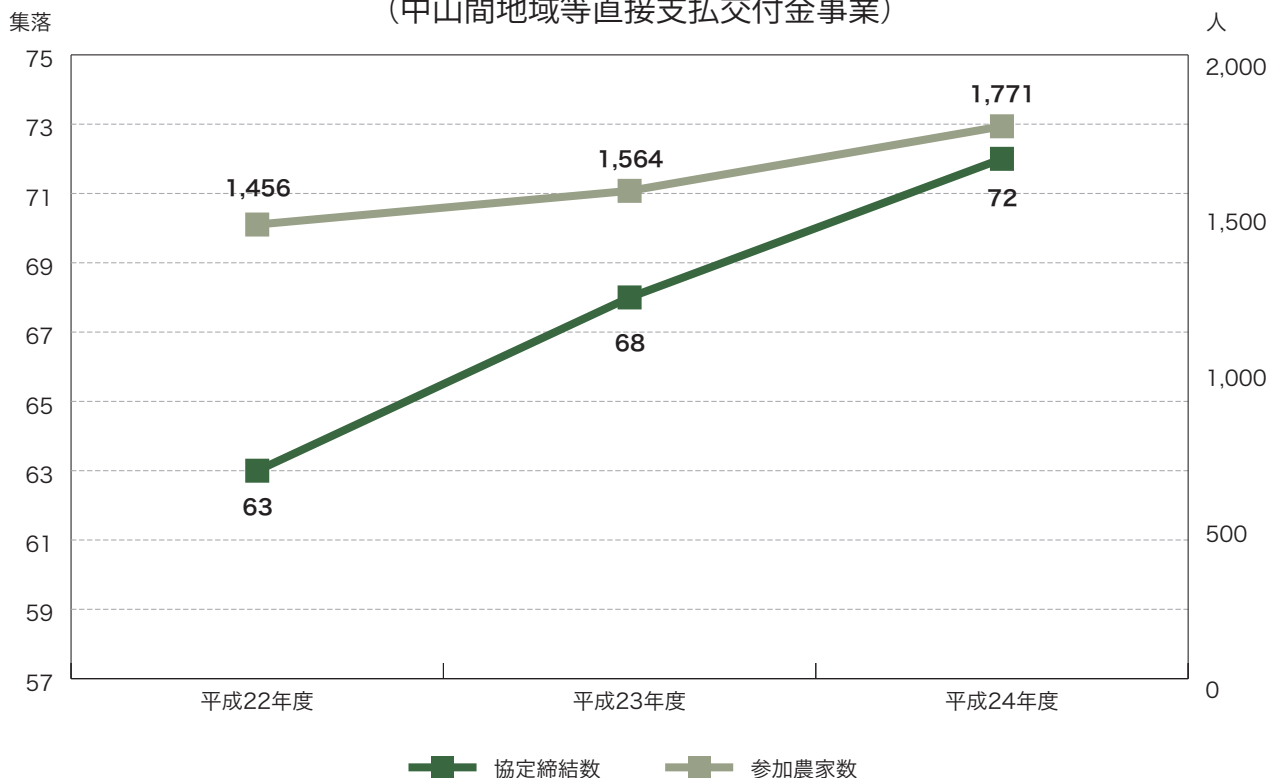
事業が開始されました。さらに、平成19年度からは、地域ぐるみで農地や農業用施設等の保全や長寿命化を図る農地・水・環境保全向上対策事業が実施されています。

これらの農業振興にとって最も大切な資源である農地や農業用施設等は、経年劣化の一途をたどっており、長寿命化に向けた対策や施設管理者の高齢化等により、維持管理の省力化対策が必要となっています。

今後は、農村地域の過疎化、高齢化、農産物の自由化等を視野に入れ、将来の農業後継者を育成・確保するため、円滑な農地利用集積の推進に向けた圃場の大区画整理事業等、財政状況等勘案した、より計画的な事業の実施が求められています。

集落協定数と参加農家数の推移

(中山間地域等直接支払交付金事業)



出典：大分県農山漁村・担い手支援課調べ

■施策別の分類と主要な事業

(1) 農業基盤整備事業の計画的な推進

- 国・県の政策と連携して農業基盤整備事業を効率的に推進します。
 - ・中山間地域総合整備事業等、県営事業の計画的・効率的推進
 - ・農業競争力強化基盤整備事業等、農事組合法人強化策の推進
 - ・国東市土地改良事業単独補助事業（農道舗装、農業施設）の推進
 - ・世界農業遺産認定の理念と連携した、農業農村整備事業の推進
 - ・災害の未然防止のための危険ため池等整備事業の推進
 - ・土地改良区事業の効果的な運営

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 危険ため池等整備事業 | 箇所 | — | 4 | 4 | 3 | 実施箇所数 |



林業

■現状分析と施策の目的

農林業センサスによると我が国では、昭和35年に25,609,165haあった森林面積は、平成22年には24,845,302haまで減少し、763,863haの森林が消滅しています。林野率にして70.0%から66.6%の減少となっています。森林の果たす役割は、産業としての一面だけでなく、水資源の涵養や災害の防止等、環境保全対策としても重要な側面を有しています。

本市における森林面積は、平成23年において19,574haであり、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷等により森林の減少・荒廃化が進んでいます。

平成25年5月29日、国東半島・宇佐地域が「世界農業遺産」に認定され、クヌギ林を利用した「原木しいたけ」栽培については、認定要因の一つとして大きな役割を果たしています。

市の特用林産物である「しいたけ」栽培は、特に「乾しいたけ」の生産が主力産業として位置付けられています。「乾しいたけ」については、東

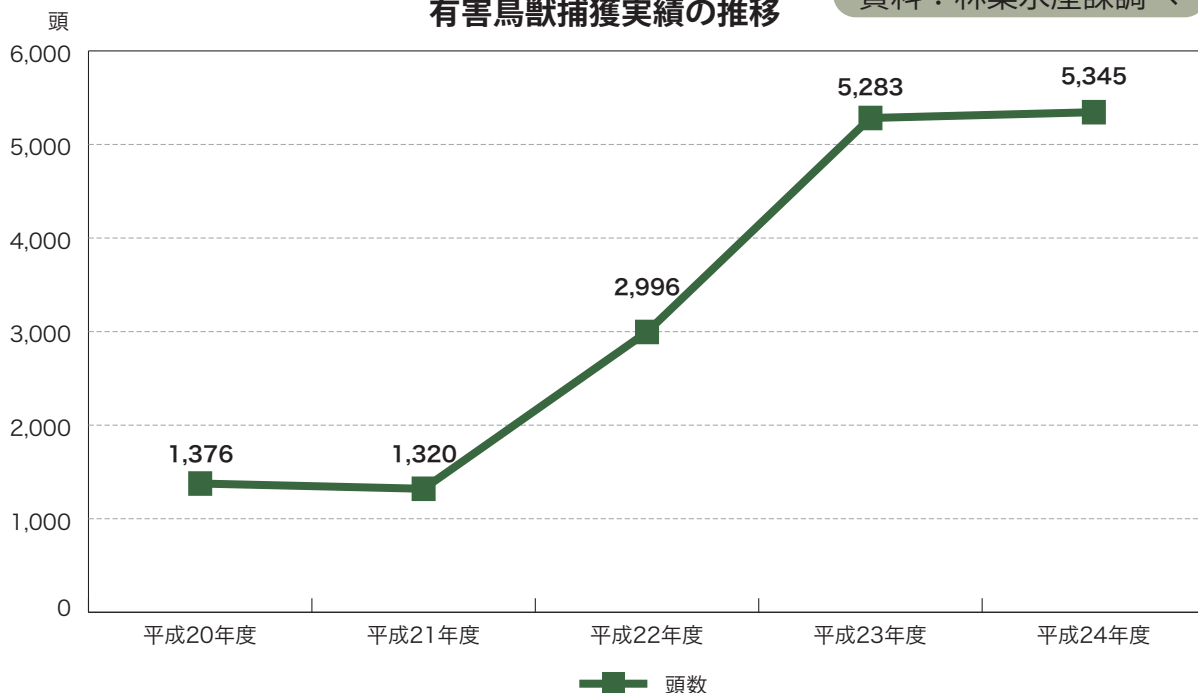
日本大震災による福島原発事故の風評被害等の影響により価格低迷が続いており、生産意欲の減退につながらぬよう支援を行っていく必要があります。本市としても、国東産「乾しいたけ」の価格向上、特に風味・食感に優れた低温菌種駒による「乾しいたけ」のブランド化に向けた取り組みをこれまで通り推進する必要があります。

森林や農地の荒廃化が進むと同時に「イノシシ」や「シカ」など、有害鳥獣の増加により、農作物や特用林産物、ヒノキやクヌギなど食害による被害が問題視されています。有害鳥獣対策としては、捕獲従事者による銃やワナを使った積極的な捕獲への取り組み、集落や個人による防護柵の設置を支援することにより、被害抑止、個体数の減少化に取り組めます。

今後は、森林の持つ多面性と多様性を活かしながら、有害鳥獣対策や担い手不足の解消に向けた事業を実施して産業としての林業振興を図ることが求められています。

有害鳥獣捕獲実績の推移

資料：林業水産課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 森林保全事業の計画的な推進

- 計画的な森林施業を促進して優良木を育成します。
 - ・森林所有者に対する森林に関する意識の高揚と合意形成の推進
 - ・関係団体との連携による主伐や間伐等造林事業の推進
- 森林の機能充実と林業生産基盤事業を計画的に推進します。
 - ・森林経営計画に沿った施業の効率化・集約化等の推進
 - ・森林所有者の同意による林業専用道・作業道の整備
 - ・県と連携して災害に強い治山・治水事業を計画的に推進
- 関係団体との連携により担い手育成・確保について推進します。
 - ・林業事業者の中心となる森林組合の組織力の強化
 - ・林業従事者の知識・技術の習得に向けての研修の推進

(2) 特用林産物（しいたけ・竹材・筍等）の生産振興と販売促進の積極的な推進

- 特用林産物の生産活動の促進と担い手の確保を推進します。
 - ・特用林産物（しいたけ・筍等）の施設や機械等生産基盤の充実
 - ・森林作業道・簡易作業路コンクリート舗装の補助事業の推進
 - ・国東ブランド確立のため「低温菌種」の種駒助成の実施
 - ・「世界農業遺産」ブランド、国東産乾しいたけの販売促進
 - ・市内・外の新規就農者のための「ほだ場」バンクの整備
 - ・新規就農者支援事業等の活用により、就農希望者の研修の推進

(3) 有害鳥獣対策事業のより効果的な運用

- 有害鳥獣捕獲対策を積極的に、効率的に実施します。
 - ・県や市猟友会の協力のもと有害鳥獣個体数の抑止施策の推進
 - ・捕獲従事者確保のための狩猟免許新規取得時の費用助成の実施
 - ・国・県と連携して、金網柵・防護柵・電気柵の設置を推進
 - ・各種柵の設置後の地域への講習や研修会の実施

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-------------------------|----|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 乾しいたけ 低温菌種駒補助 | 駒 | 441万駒 (H24実績) | 500万駒 | 500万駒 | 500万駒 | 購入駒数補助 |
| 有害鳥獣対策防護柵 (鹿ネット)設置補助 | m | 3,650m (H24実績) | 4,000m | 4,000m | 4,000m | 資材購入補助 |
| 林道(作業道) 舗装工事補助 | m | 1,715m (H24実績) | 2,000m | 2,000m | 2,000m | 45%補助 |

IV-4

国東に相応しい漁業を再生し、経営と資源管理を両立します。

漁業

■現状分析と施策の目的

平成20年度に行われた漁業センサスによると、大分県で漁業経営体の数は昭和58年の5,693から平成20年には2,983と2,710減少しており減少率にして47.6%の減少となっています。全国的にも減少の傾向にあり、地球温暖化や乱獲による漁獲高の減少、輸入海産物の増加等多くの原因が指摘されています。また、近年の円安による船舶燃料の高騰が漁業経営を圧迫しており、漁業経営は厳しい局面を迎えています。

本市においても、上記調査では324の経営体となっており、平成25年度実施の調査での減少が懸念されています。魚種では、「たちうお」、「たこ」の漁獲高が減少しており、市内主要魚種の減少は大きな打撃となっています。近年では、本市

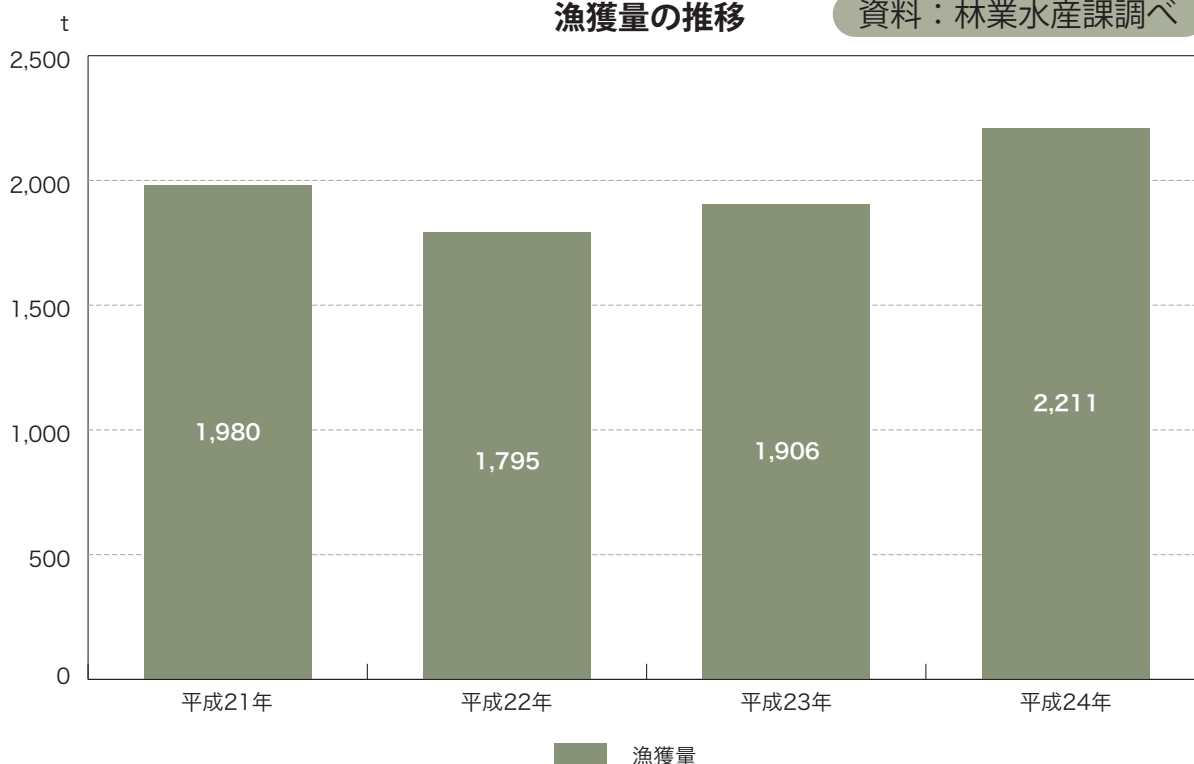
北部のリアス式海岸で「ひじき」が採取されており、健康ブームと相まって堅調な収穫量となっています。

漁業は本市にとって周防灘や伊予灘を抱える地勢の基幹産業であり、住民の食生活や文化を支える重要な産業となっています。

今後は、養殖技術の向上や稚魚の放流、漁場の再生を目指した藻場・干潟の保全等による漁場の回復、加工場の誘致等を図る必要があります。また、農業・林業で行われている新規就業者の確保や、資源確保の面からも林業政策との連携等新しい試みに挑戦することが必要となっており、国東の産業の一翼を文化の面でも担う水産業の振興を目指す、さらなる取り組みが求められています。

漁獲量の推移

資料：林業水産課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 漁場整備の計画的な推進

- 大分県と協力して漁場の整備を推進します。
 - ・魚種の生活史に合致する一体的な魚場整備事業の推進
- 「ひじき」等の海藻の確保のため藻場・干潟の保全を推進します。
 - ・藻場・干潟の保全活動を地区藻場保全活動組織により推進

(2) 漁業基盤機能や漁港基盤整備事業の計画的な推進

- 漁業基盤機能を強化します。
 - ・水産物供給基盤機能保全事業を活用、維持管理の計画を策定
 - ・大分県沿岸漁業振興特別対策事業を活用、共同利用施設の改修
 - ・漁業を取り巻く厳しい環境に相応しい漁港等整備についての検討
 - ・漁港背後地の整備により「ひじき」の乾し場の確保

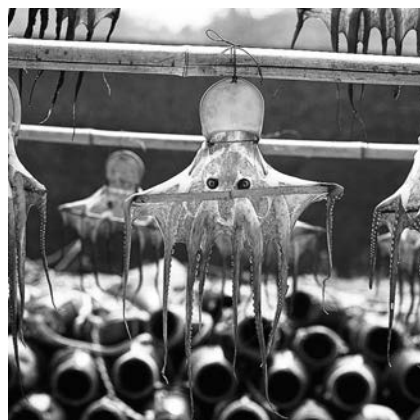
(3) 養殖業の検討や

魚種・漁獲高確保の取り組みと水産加工場の誘致策の推進

- 養殖業についての研究を推進して養殖産業の定着化を図ります。
 - ・地元団体と協力して養殖の可能性についての研究の推進
- 稚魚放流の取り組みを実施して資源確保の取り組みを推進します。
 - ・浅海増殖事業について漁協が実施する稚魚放流の支援
 - ・広域栽培事業として広域的に実施する稚魚放流の支援
- 漁業の6次産業化を支援します。
 - ・水産加工場の誘致等を促進して漁業経営の安定化を推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-----|----------|-----|-----|----|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 漁港機能保全計画策定 | — | — | 平成27年度策定 | | | |



企業誘致・産業創出

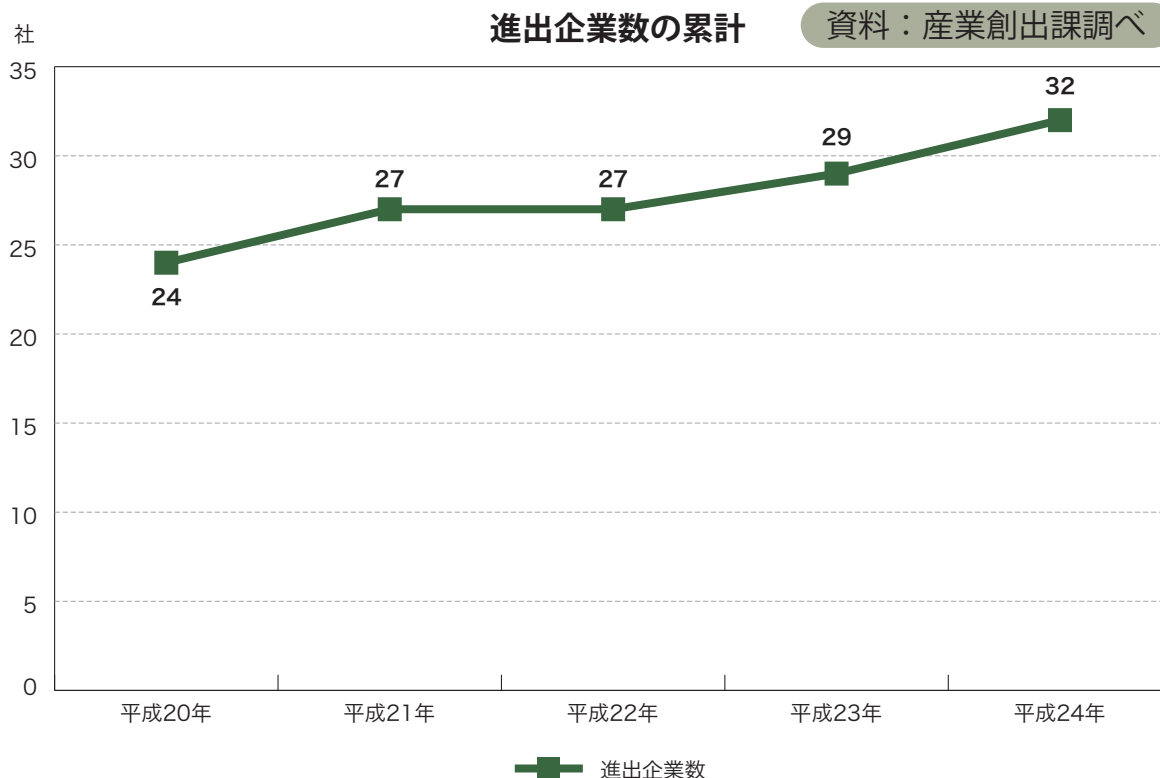
■現状分析と施策の目的

本市における製造業は、昭和59年の県北国東地域テクノポリス構想に基づき、大分空港が立地するメリットを活かした先端技術産業の集積を進め、地域経済の活性化に大きく貢献して来ました。平成22年の工業統計調査によると、事業所数（従業員4人以上）は61事業所、従業者数は4,641人、年間出荷額は2,254億円となっています。

本市では、既存企業の育成や企業誘致に努めてきたものの、長期にわたる景気の低迷や国際間競争の激化等を背景に、製造品出荷額は平成19年をピークに減少傾向にあり、企業立地も停滞している状況にありました。しかし、平成23年度に1社、平成24年度に2社の製造業関連企業が本

市に進出し操業を開始しています。平成23年度から始まった厚生労働省委託事業である、国東市地域雇用創出推進事業が3年目を迎え、起業を推進する上でもこの事業の遂行は大きなターニングポイントとなっています。

今後は具体的に起業を支援する取り組みとして公共施設を利活用した「インキュベーション」施設整備が必要となってきます。また一方では、これまでの製造業誘致活動に加えて、女性の就業場の確保につながるコールセンターや商業施設、新たな産業としての医療関連産業やIT産業、コンテンツ・アート産業等、多様な企業誘致について検討する必要があります。



■施策別の分類と主要な事業

(1) 企業誘致の推進と既存企業の体質強化の推進

- 多様な企業誘致を推進します。
 - ・製造業を中心にした、情報サービス業や商業施設等の多様な企業誘致の推進
 - ・市役所内に企業誘致専門の部署の創設・運営
- 大分空港を活かした企業誘致を積極的に推進します。
 - ・大分空港からの立地条件を活かした企業誘致の推進
- 製造業の集積地となるため、既存企業との情報共有を図ります。
 - ・既存企業との相談機会の拡充や情報提供の推進
 - ・技術交流の促進や研究開発体制整備の推進
 - ・製造業等の事業所を新設・増設等をする際に、奨励金の交付

(2) 地域特産品の開発・販売・再生と新産業創出

- 七島イ産業の再生のための諸施策を推進します。
 - ・国内唯一の生産地である七島イの生産から販売までの事業支援
 - ・七島イが産業として定着するための加工や人材育成への支援
- 新産業の創出と既存産品も含めた販路開拓事業を連携した体制を整備します。
 - ・地域雇用創出推進事業による地域特産品の開発、雇用の創出
 - ・新産業創出による地場産業の振興と既存産品も含めた販路開拓関連事業の推進
 - ・各種団体や民間と連携した産品を効率的に提供する組織の検討
 - ・意欲ある中小企業や個人事業者の展示会等への出店経費の補助

(3) 起業を支援する施設の整備と情報発信基盤の形成

- 新産業創出と起業経費の低減を図るため、施設及び情報発信体制の整備を推進します。
 - ・新産業の創出、起業後のインキュベーション施設整備の検討
 - ・観光・定住促進・企業誘致等、多方面にわたる国東のPR情報の発信
 - ・販路拡大と併せた全情報型発信体制整備の検討
 - ・農林水産業・市内事業所の事業継承による新規創業、起業に対する支援

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------------------|----|---------|-----|-----|-----|------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 誘致企業件数 | 件 | 32(H24) | 34 | 37 | 41 | 立地協定締結企業数 |
| 展示会等への出店補助 | 件 | — | 3 | 3 | 3 | 市内中小、個人事業者 |
| 製造業等新設・増設奨励金の交付による雇用者数 | 人 | — | 10 | 10 | 10 | 新規雇用人数 |

IV-6

国東に相応しい観光政策を構築し、国東ブランドを推進します。

観 光

■現状分析と施策の目的

近年の自然・健康志向の高まりや「いやし」を求める傾向など、観光ニーズは多様化・高度化しており、観光地はこのような変化に対応したりピーター客の増加に向けた魅力づくりが求められています。しかしながら、交通基盤の多様化の遅れや観光地の分散配置が顕著である本市は、日帰り客が多く宿泊客を含めても近年は微増の傾向にとどまっています。今後は観光の方法（移動ツール）も含めた観光地の整備が課題となっています。

本市の観光は、観光資源である文化財や芸術、様々なイベント等が広範囲に分散して点在しており、集約・集中型の観光は困難な状況にあります。しかしながら、現在は集中・展示型の観光から「長崎さるく」、「別府八湯オンパク」に見られるように分散・体験型の観光が注目を浴びています。ま

た、広域的連携策として「大分県北部地域観光圏（千年ロマン観光圏）」や「日本風景街道登録（シーニックバイウエイジャパン）別府湾岸・国東半島海への道」、「世界農業遺産」、「国東半島峯道ロングトレイル」、「国東半島芸術祭」など、国東＝くにさきのブランド力を向上する取り組みが次々と展開されています。

今後は、官民一体となった国東市観光体制を構築し、国東に相応しい観光業の確立を目指す必要があります。また、同時に観光、移住、産業、イベント等含めた国東情報の一元化・発信により、国東ブランド力の向上と「くにさきのファン」づくりを図ることで、観光を入口とした様々な事業への展開を推進することが求められています。

観光宿泊客数の推移

資料：商工観光課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 観光イベントの効果的な推進と観光協会の組織体制の強化

- 既存の観光イベントを効果的に推進します。
 - ・国東の食のPR事業の効果的な推進
 - ・国東を代表する祭り・地域イベントの支援
- 国東市観光の要である観光協会の組織体制を強化します。
 - ・専任職員の採用による観光協会の組織体制の強化
 - ・観光協会と市役所の役割の再検討
- 広域観光を推進して国東半島全体の観光浮揚を図ります。
 - ・大分県北部地域観光圏や世界農業遺産、日本風景街道など広域観光の推進

(2) 新観光交流・PR事業と観光施設整備事業の推進

- 新観光交流事業を計画的に推進します。
 - ・くにさき観光の里づくりアクションプランの計画的な推進
 - ・花の里づくり事業の推進
 - ・近隣市町村や大学、民間団体との連携による観光事業構築と誘客の推進
- 新観光PR事業を推進し、直販フェア等へ積極的に参加します。
 - ・国東市PRマスコットキャラクター「さ吉」くんの活用によるPR活動の推進
 - ・大分空港を活用した観光PRの推進
 - ・首都圏や関西圏、福岡、広島などの観光PR及び大都市での直販フェアの実施
- 観光施設や交通アクセスの計画的、効率的な整備を推進します。
 - ・国東市が所有する観光施設等の計画的な整備の推進
 - ・大分空港、JR杵築・宇佐駅、竹田津港からの交通アクセスの検討

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------|----|--------------|---------|---------|-----|-------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 国東市入込客数 | 人 | 619,700(H24) | 699,000 | 743,600 | | 国東市調査 |
| 国東市宿泊客数 | 人 | 55,300(H24) | 57,000 | 62,000 | | 国東市調査 |



IV-7

商業活性化や消費者行政を推進し、賑わいと安心を創ります。

商業・消費者

■現状分析と施策の目的

本市の商業は、モータリゼーションの一層の進展や他地域への大型商業施設の進出、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出が勢いを増し、高齢化や人口減少と相まって取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

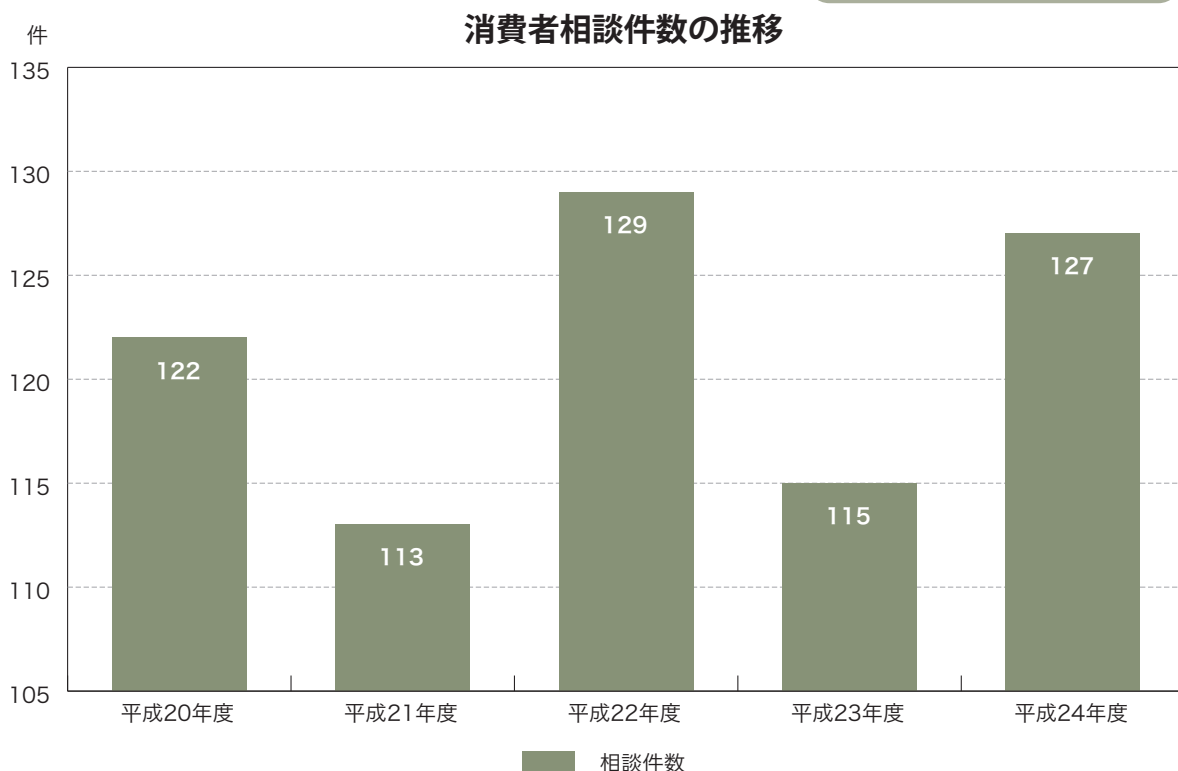
このため、商工会との連携により商店個々の経営体質の強化、消費者ニーズを捉えた商店街の集客力及び販売力の向上を促進する必要があります。また、指導・支援体制の強化を図り、経営体質の強化や後継者の育成、新規開業者の発掘などを図りながら、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、第一次産業、観光と連携した特産品の開発・販売等を促進する必要があります。

本市は、市民への豊かな消費生活の提供とともに

に、定住を促進する活気に満ちた快適なまちづくりに向けて、平成24年度に合併した国東市商工会の支援・育成に努め、地域店舗活性化支援策として商品券事業を展開しています。また、本庁舎建設に併せて庁舎周辺部での商業施設の集積化や空港周辺地域の活性化について関係団体と協議して、賑わいのあるまちづくりに向けて新しい環境整備を推進いたします。さらに、消費者行政の推進による安全・安心な消費活動を促進して行く必要もあります。

今後は、定住人口の増加を念頭に置いた商業施設の誘致や既存商店街の振興の両面を推進し、商業を通じた賑わいの空間づくりの創設が求められています。

資料：商工観光課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 商業活動の活性化の推進による賑わいの空間づくりの検討

- 国東市商工会等を支援して地域の商業活動を支援します。
 - ・国東市商工会の活動の総合的な支援
 - ・商工会との協力により、よりきめ細かな経営指導を支援
 - ・商工会が主催するプレミアム商品券の発行の支援
- 各種商業事業者と連携して多様な活動を支援します。
 - ・県や各種団体と協力して買い物支援事業の推進
 - ・商店街活性化に向けた取り組みの事業支援の検討
- 賑わいの空間づくりを検討します。
 - ・各種団体や企業との連携により賑わいの空間づくりの検討・推進

(2) 安全・安心な消費者行政や雇用支援の推進

- 安全・安心な消費者行政を推進します。
 - ・国東市消費生活センターの効果的な活用
 - ・消費者行政の相談体制や施策内容についての広報・周知活動の促進
 - ・消費者教育の推進に関する法律による計画策定の検討
- 国・県と連携して雇用支援策を推進します。
 - ・公共職業安定所と連携した対策会議の実施
 - ・法定雇用率達成指導と障がい者に対する相談・支援体制の整備

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------|----|----------|-----|-----|-----|----------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 消費相談件数の減少 | 件 | 127(H24) | 120 | 115 | 105 | 件数の減少が目標 |



移住・定住（婚活）・交流

■現状分析と施策の目的

少子化、高齢化による国全体の人口減少が進んでおり、過疎地の急激な人口減少は、日本社会の喫緊の課題となっています。集落機能の維持が困難になりつつある地域を抱えた多くの自治体が、人口減少対策を実施しています。

一方、団塊の世代の大量退職やライフスタイルの多様化、一部若者の農村回帰など移住に関する新しい需要が生まれているのも事実です。

基本構想で触れたように、本市の人口は減少の一途を辿っており、大分県の人口に関する統計によると本市は、平成23年で年間725人、平成24年で485人の人口が減少しています。人口増加都市を目指すためにも、移住・定住・交流政策が重要となってきており、その政策は自治体間の移住者獲得合戦の様相を呈しています。

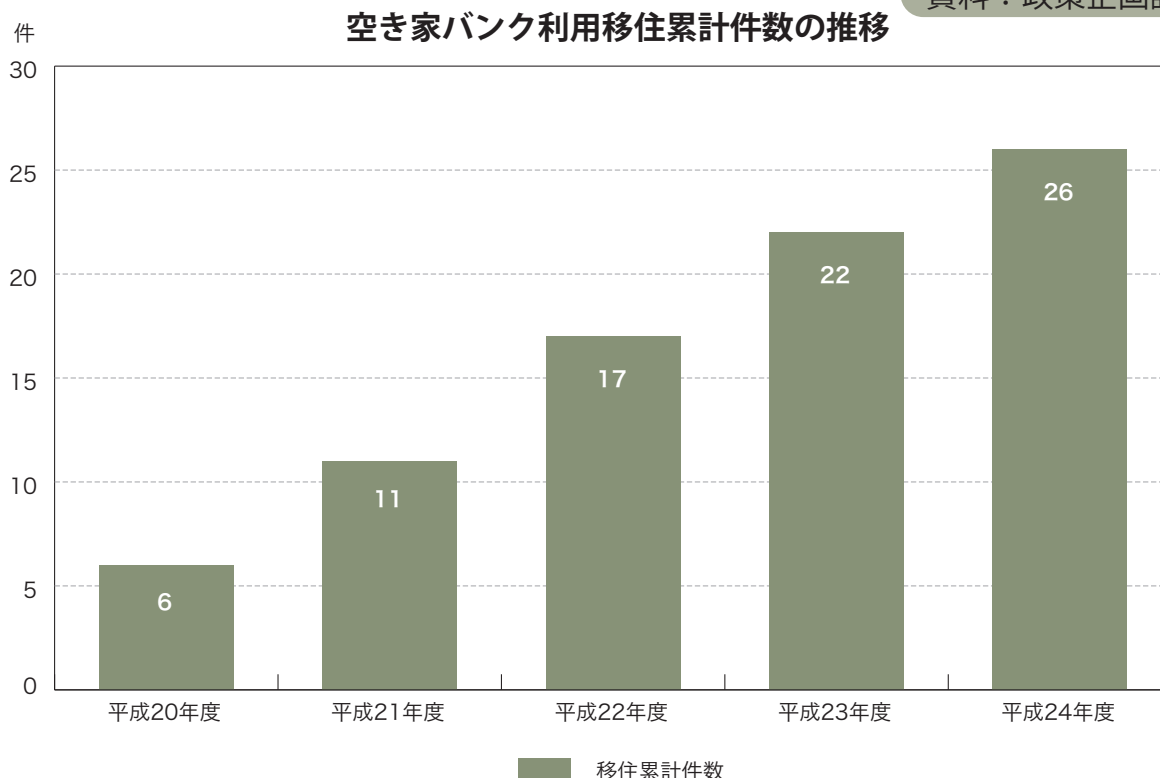
市内とりわけ国見町では、行政主導ではない形での、新たな取り組みとして「アーティスト」や「工芸家」の移住が増加し、移住者や既住のアーティ

ストによる「ギャラリー巡り」等のイベントが実施されています。また、本市としても、平成22年から本格的に空き家バンク制度を創設し、国見町のNPO法人「国東半島くにみ粋群」と共同（協働）しながら情報提供を始めています。さらに、定住促進事業として婚活事業を推進しており、市内に婚活を応援する団体を組織して様々な取り組みを実施しています。

交流事業としては、国東市グリーンツーリズム研究会による農家民泊の推進や空港で結ぶ都市間交流として大阪府豊中市との交流など都市型と農村型の交流事業が、実施されています。

今後は、本市の人口増加対策の大きな柱として移住・定住・交流政策を推進して行く必要があります。この政策においては、本市の地域ブランド力が試されますので、自治体として全政策を移住・定住・交流へとつなげるような全庁的な取り組みが求められています。

資料：政策企画課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 移住政策の実施による人口増加政策の推進

- 地域ブランド力を向上して移住政策を総合的に推進します。
 - ・「移住・定住促進プロジェクトチーム」発足の検討・推進
 - ・「空き家バンク」の登録数や内容を向上する広報・周知活動の促進
 - ・地域おこし協力隊＝地域外人材の登用による移住環境の強化
 - ・空き家改修費や家財等処分費用の補助事業の推進
 - ・首都圏や関西圏での移住フェアへの積極的な参加
 - ・大学との共同研修・交流事業の推進
 - ・芸術・工芸家の移住促進のための居住型育成施設の整備の検討
 - ・既存分譲地と空き家情報の相互連携の推進
 - ・くにさき情報一元化を通じて、移住者情報提供の促進

(2) 定住政策の実施による人口増加政策の推進

- 定住政策を総合的に推進し、人口減少を抑制します。
 - ・婚活応援団や婚活イベントによる婚姻率の向上
 - ・「東京に一番近い町」をPR、定住を促す施策の検討
 - ・大都市圏だけでなく、あらゆる市町村からの移住の促進
 - ・定住を促すための産業や住宅などの総合的な政策の検討

(3) 都市間交流事業や農村民泊を通じた交流人口の増加

- グリーンツーリズムを推進し、国東ブランド力の向上を図ります。
 - ・グリーンツーリズム受入体制促進策の推進
 - ・グリーンツーリズム提供商品の開発と営業力強化への支援
- 都市間交流事業を推進し、互いの満足度の高い事業を実施します。
 - ・空港で結ぶ友好都市の大阪府豊中市との交流事業の検討・推進
 - ・その他の都市間交流についても可能性を検討

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------------------|----|---------|-------|-------|-------|-------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 空き家バンク登録件数 | % | — | 20%増加 | 20%増加 | 20%増加 | 対前年度 20%の増 |
| 空き家活用支援事業 | 世帯 | 4(H24) | 5 | 5 | 5 | 補助事業活用世帯数 (年間) |
| 地域おこし 協力隊定着率 | % | — | 100 | 100 | 100 | 協力隊員の移住率 |
| グリーンツーリズム 受入農家件数 | 戸 | 41(H24) | 43 | 46 | 50 | 年1戸の確保 |

地域活性化と地域づくり

■現状分析と施策の目的

人口減少社会で、地域の機能維持が困難になりつつある現在、小規模集落に対する再生事業等山積する課題に対して、多くの自治体が国・県・企業・NPO法人等の各種団体と連携して地域づくり事業を推進しています。

本市においても小規模対策事業として大分県の実施する政策の連携事業や、市独自の対策を講じています。しかしながら集落に対する事業は、個人のレベルから家族、地域単位の取り組みまで広範囲の施策として入り組んでおり、多くの施策が個別に提供されています。分野も多岐にわたっており、医療・福祉・介護、社会教育、行政区、地区公民館、防災等地域単位の施策が実施されています。

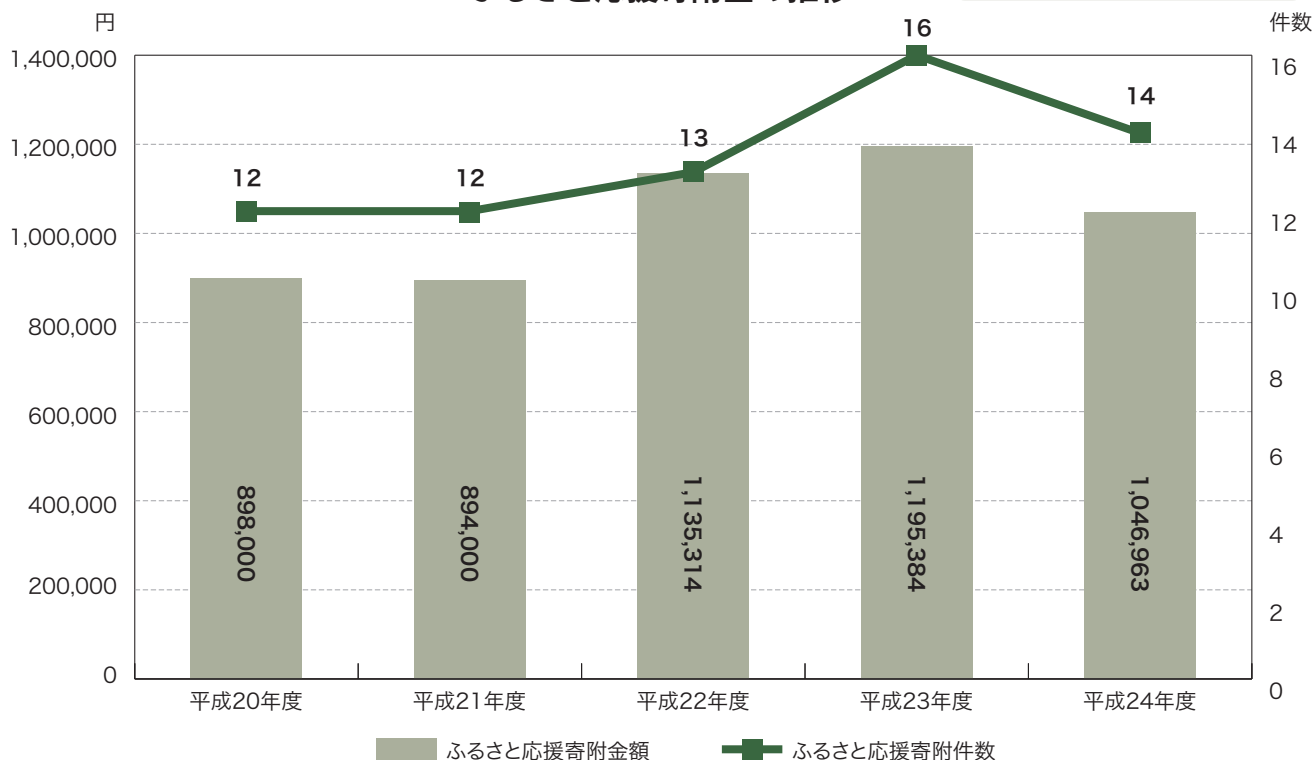
しかし、今回の「これからの国東市のための住

民アンケート」では、まちづくりの活動に参加していないと答えた住民が最も多く、市町村合併後のまちづくりに対する関心は低下傾向にあります。

今後は、基本構想の地域づくりの項で述べたように、少子・高齢化社会にあって人口分布による大胆な地域づくり範囲の再定義や、政策横断的な地域コミュニティ行政会議（仮称）の検討・推進により、行政分野での地域づくり政策を確立いたします。また、最終的には、地域住民、行政、団体と共同（協働）して地域ごとの「地域づくり推進計画」を策定して、住民自らが主体的に地域づくりに参画する体制や必要な支援策を実施し、活気あふれる地域づくりを住民、団体と共同（協働）で推進いたします。

ふるさと応援寄附金の推移

資料：政策企画課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 地域づくりに関する総合的な政策の推進

- 「地域コミュニティ行政会議（仮称）」設置を検討します。
 - ・各種地域コミュニティ施策の情報統合作業や枠組みの検討
 - ・総合支所や地域団体と連携した該当地域づくり計画の策定の検討
 - ・地域コミュニティビジネスや地域振興策の創出支援策の検討

(2) 総合的な地域活性化策の推進や
ふるさと応援寄付金の効果的な運用

- 地域活性化策を総合的に推進します。
 - ・集落支援員事業を推進し、活性化に向けた研修会等を実施
 - ・小規模集落応援隊を組織、作業員のマッチングと派遣を実施
 - ・里のくらし支援事業を推進、モデル的地域の創設を推進
 - ・誇りと活力ある地域おこし事業を実施、地域計画を策定
 - ・県や各種団体と連携した買い物弱者支援事業の推進
- ふるさと応援寄付金の効果的な運用を推進します。
 - ・ふるさと応援寄付金の寄付者に対するサービス事業の推進
 - ・ふるさと応援寄付金制度の広報・周知活動の促進

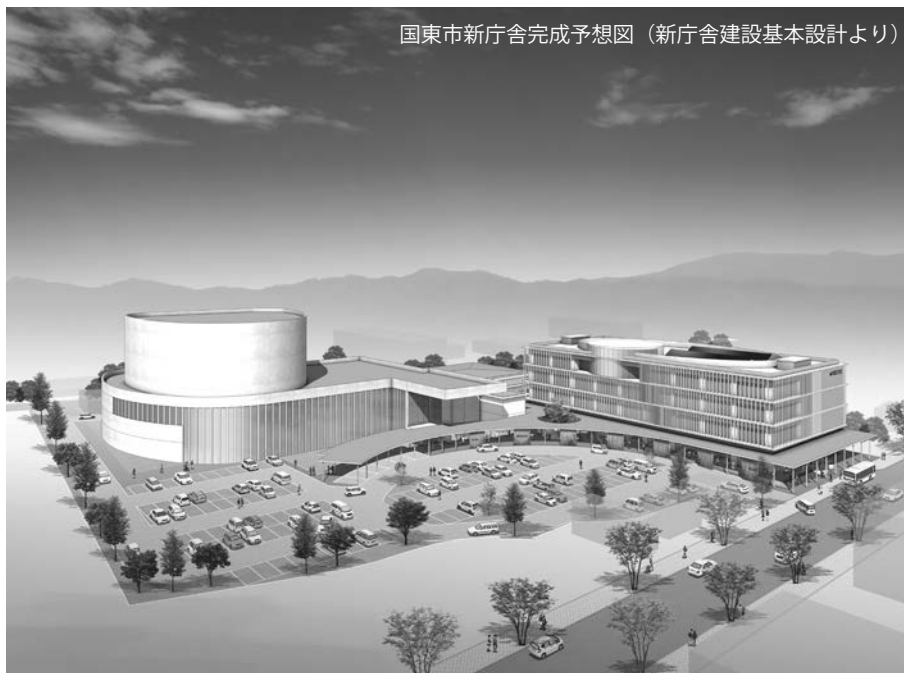
(3) まちづくりを総合的に推進する団体の育成と活動の充実

- まちづくりを分野別に推進する団体を育成します。
 - ・NPO法人等の設立の支援や設立後の育成の推進
 - ・NPO法人制度やまちづくり団体の役割の広報・周知活動の促進
 - ・まちづくり補助金を効率的に交付して、まちづくり団体育成の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------------------|----|---------|-----|-----|-----|----------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 集落支援員の配置 | % | — | 100 | 100 | 100 | 小規模集落への支援員の配置率 |
| ふるさと応援寄付金者 | 件 | 14(H24) | 16 | 22 | 30 | 年間の寄附者の数 |
| まちづくり公募補助金 交付団体数 | 団体 | 9(H24) | 7 | 15 | - | 後期以降は未定 |
| NPO団体数 | 団体 | 12(H24) | 13 | 16 | 20 | 年1団体の設立 |

国東市新庁舎完成予想図（新庁舎建設基本設計より）



V 行政経営分野 政策と経営の市役所をつくる

- 1 国東市の広報の魅力化を推進し、地域ブランド力を高めます。
- 2 市民に寄り添い、市民とともに挑戦する自治体を目指します。
- 3 将来を展望して、利便性・効率性の高い行政体制を構築します。
- 4 公平な課税・債権政策を推進し、行政経営の効率化に寄与します。

広報・広聴

行政経営

行政体制

課税・徴収

V-1

国東市の広報の魅力化を推進し、地域ブランド力を高めます。

広報・広聴

■現状分析と施策の目的

民間企業のみならず、政府や、地方自治体にとっても、広報・広聴分野の重要性は、益々増大しています。地方分権の時代を迎え、地方自治体の自立が求められ、自治体間競争は激化し、国民が自治体を選ぶ時代が到来しています。広報する内容を増やし、時代やニーズに即応した政策を企画立案することも必要ですが、それにも増して広報・広聴戦略が、移住・定住や住民の満足度向上にとって重要となっています。

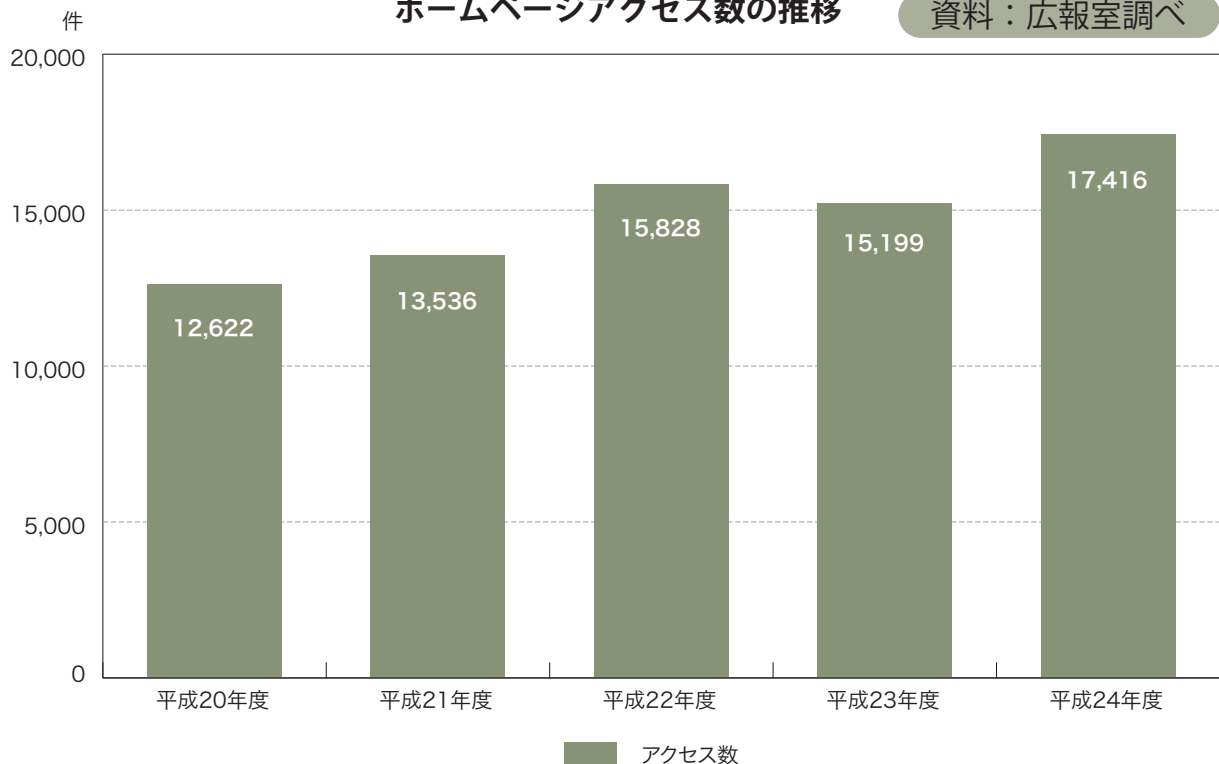
本市は、平成18年の合併以来、毎月の広報誌や日々更新されるホームページで市内外の住民へ情報提供を行っています。新たな情報化時代に対応するため、ホームページについては、平成25

年度に抜本的にシステムを更新することとしています。また、広聴活動としては、市内16か所の地区公民館単位で「市政懇談会」や希望団体に市長が直接出向く「ふれあい市長室」、市外の有識者から意見を聴く「市政懇話会」を実施しています。

今後は、従来の広報・広聴活動を効果的に実施するとともに、重点プロジェクトで述べたように市役所や市内の情報を一元的に管理する部署等を検討して「国東のファン」を増やす試みを開始する必要があります。また、一元化された情報を適正に管理し、個人情報の保護に配慮した、情報の提供の在り方を検討する必要があります。

ホームページアクセス数の推移

資料：広報室調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 地域ブランド力向上を目指した広報活動の効果的な推進

- 国東市の情報を一元化するため、情報収集能力の向上を図ります。
 - ・地域や各課の情報を収集するための体制強化
 - ・収集した情報の効果的な活用方法の検討
- 広報ツール（道具）の魅力化、効率化を図ります。
 - ・市報「くにさき」のさらなる充実と実践
 - ・ホームページのさらなる充実と設備の更新
 - ・市勢要覧の効果的な活用と英語版の製作
 - ・広報アドバイザーを設置して広報力の向上
- マスコミ・報道機関への発信力を向上させ、地域のPRを推進する。
 - ・各課の施策や観光イベント等の情報をマスコミに随時発信
 - ・県内テレビ・ラジオの委託事業により広報活動の効果的な推進
 - ・定例・臨時記者会見により情報発信力の強化

(2) 行政と住民の対話を促す広聴活動や、市民を顕彰する表彰事業の推進

- 広聴活動を通じて、行政に住民の意見を反映します。
 - ・市民と直接意見交換をする市政懇談会のさらなる充実
 - ・市内で活動するグループや団体等の希望による訪問広聴活動の推進
 - ・有識者で構成する市政懇話会の充実
- 国東市民の表彰事業を推進します。
 - ・明るい市政を目指し、衆人の模範となる市民顕彰活動の推進

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|---------|----|-------------|--------|--------|--------|---------------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| HPアクセス数 | 件 | 17,416(H24) | 20,000 | 23,000 | 27,000 | 一カ月当たりのアクセス数 |
| 広聴活動回数 | 回 | 30(H24) | 30 | 30 | 30 | 市政懇談会 ふれあい市長室 市政懇話会 |



V-2

市民に寄り添い、市民とともに挑戦する自治体を目指します。

行政経営

■現状分析と施策の目的

政府は、平成5年「地方分権の推進に関する決議」から7年後、平成12年に「地方分権一括法」を施行、国の機関委任事務（国が市町村等に委任する独立した事務）が廃止され、地方分権の時代の到来となりました。その後は、「三位一体改革」などにより、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化しており、これまでの横並びの自治体ではなく、健全で持続可能な財政基盤と政策実務能力を確保し、国や県に頼らず自らの判断と責任で、地域の実情にあった政策を実行する自治体が求められるようになりました。「地方分権」と併せて「平成の市町村合併」が実施され、大分県に58市町村あった自治体は平成18年度には18市町村となりました。

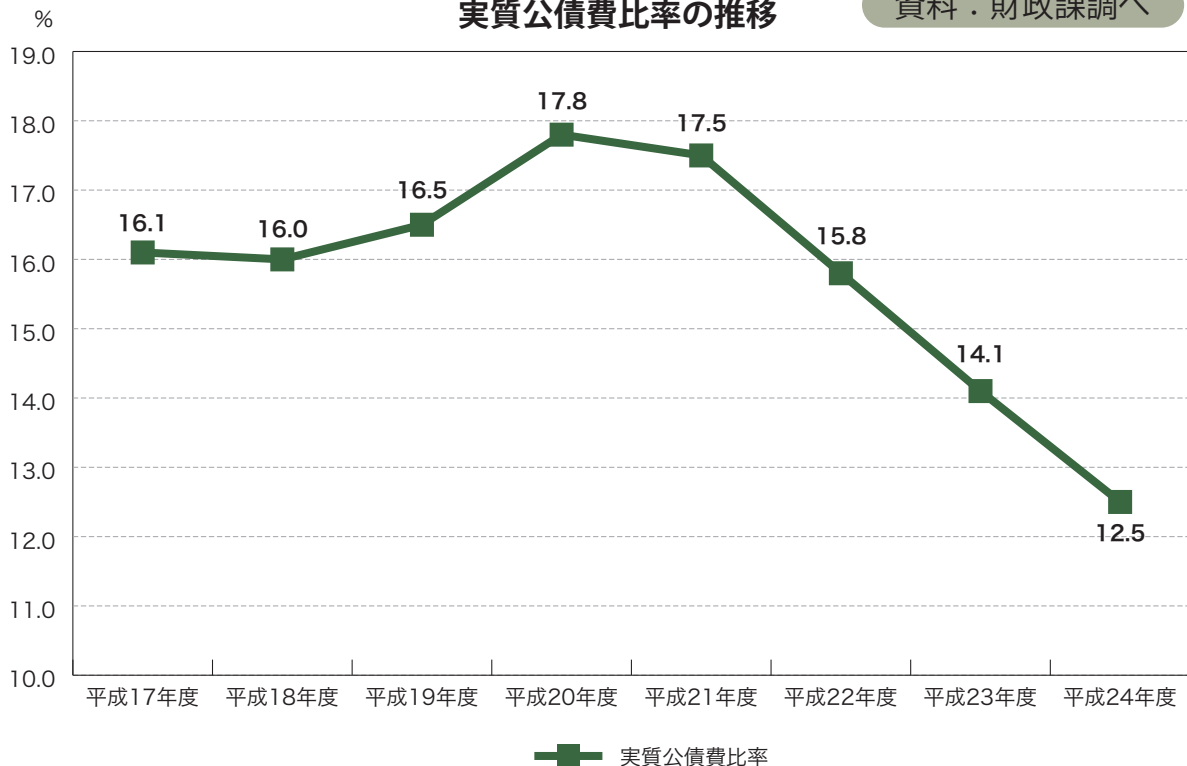
本市は、平成18年3月に、平成の大合併としては大分県内最後の合併自治体として誕生し、厳

しい財政運営の中、地方分権に伴う事業の増加や市民ニーズの多様化に対応してきたと同時に、財政改革にも取り組んで来ました。自治体の収入に対する負債返済の割合である実質公債費比率は合併時より3.5%減少しています。市役所は、各組織が目指すべき展望を明確にして効率的で効果的な業務執行を図るとともに、この人口減少社会を抑制するために新たな政策を自らの責任で実行しなくてはなりません。

そのためにも、新しい行政の仕組みを大胆に検討して、自己決定と自己責任による政策展開、持続可能な財政基盤を確保することが求められています。また、同時に能力とリーダーシップを兼ね備えた人材を育成するとともに、あらゆる視点から改革に挑戦する職員の意識づくりが求められています。

実質公債費比率の推移

資料：財政課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 持続可能な財政基盤を確保し、各種計画に基づく財政運営の推進

- 持続可能な財政のために、効果的、効率的な財政運営を推進します。
 - ・総合計画や中期財政計画など各種計画に基づいた財政の推進
 - ・交付税制度の長期的視点に立った施策の検討・実践
 - ・地方債制度の長期的視点に立った施策の検討・実践
 - ・過疎・合併特例債の有効活用のための事業精査の推進
 - ・庁舎建設、広域ごみ処理等大型事業の効率的、効果的な推進
 - ・財政部局と企画部局の連携による予算管理の推進
- 公金の安全性・流動性リスクを適切に管理し、効率性を向上します。
 - ・国東市財務活動管理方針による業務標準化
 - ・資金の効率性向上による、運用収入増額と公債費減額
 - ・金融研修受講による、財務・会計部門の専門性向上
- ファシリティマネージメント（財産等の経営的管理）を推進します。
 - ・新庁舎建設と連携した財産等の経営的管理の推進
 - ・設備の台帳化による機械設備導入方針の作成
 - ・備品管理システムを導入して一元的な備品管理を推進
 - ・ファシリティマネージメント推進体制の検討・整備
 - ・適正な財産管理貸付料の設定と歳入の確保

(2) 研修による人材育成と 行政改革の実行による「しなやかな行政」の推進

- 職員の研修制度等通じて人材育成の充実を図ります。
 - ・国東市人材育成基本方針に基づく人材育成の推進
 - ・各種研修会の開催と研修機関に対する職員の派遣研修の実施
- 行政・意識改革を推進し、しなやかな行政機構を目指します。
 - ・総合計画と連携した新しい行財政改革プランの策定
 - ・定員適正化計画による人員管理と理念的な市役所の部署の配置
 - ・業務改善運動に取り組み、職員の意識改革や業務の効率化を推進
 - ・国東市意識改革検討委員会等のプロジェクトチーム等の活用
 - ・政府のマイナンバー制度への情報収集と迅速な取組みの推進
 - ・市民の利便性向上のためコンビニ収納等の検討・導入

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|----------------------|----|------|----------|------|------|----------------------------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 実質公債費比率 | % | 12.5 | 18.0 | 18.0 | 18.0 | 3ヶ年平均 |
| 歳計現金収益率 | % | — | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 平均月末残高×10年国債 平均利回り×0.3～0.4を確保 |
| 基金収益率 | % | — | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 平均月末残高×10年国債 平均利回り×0.8を確保 |
| ファシリティマネージメントシステムの導入 | | | 平成27年度導入 | | | |
| コンビニ収納の導入 | | | 平成27年度導入 | | | コンビニ収納の開始年度 |

V-3

将来を展望して、利便性・効率性の高い行政体制を構築します。

行政体制

■現状分析と施策の目的

平成24年度末、合併当初から懸案事項であった新庁舎の位置が「アスト現地（国東町鶴川149番地）」に決定し、平成27年度内での新庁舎建設完成を予定しています。

本市としては、本庁・総合支所方式を効率的に堅持し、まちづくりへの参加意識の低下を改善するためにも、地域計画の策定等を検討、地域コミュニティ行政会議（仮称）を活用した本庁各部局と総合支所一体となった地域コミュニティ経営を実施して行きます。そのためにも、耐震性に問題のある国見・武蔵総合支所及び国見図書館については、建て替えや既存の公共施設の利活用を含め整備を検討することとし、耐震性に問題のない安岐総合支所についても、議会機能の本庁移転を見据え、新たな利活用策について検討することとします。

一方、複雑化する法務事務、文書事務への対応や情報公開に対する対策や情報化の推進による個人情報保護や情報セキュリティ対策が課題となっています。現在、市民の利便性向上のために、コンビニ収納等が予定されていますが、平成28年1月には社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、地方自治体の窓口や電算・収納体制が大きく変化することが予想されています。

今後は、新庁舎建設を推進するなかで窓口体制や行政情報化、総合的な事務管理について検討し、実践する必要があります。さらには、新しい行政体制を効率よく構築し、市民や移住者、観光客に寄り添った市役所となることが求められています。



■施策別の分類と主要な事業

(1) 本庁・総合支所体制の堅持と計画的な施設整備の推進

- 本庁・総合支所体制を推進します。
 - ・国見・武蔵総合支所、国見図書館の建て替えや施設の利活用を含めた整備策の検討
 - ・議会機能が移転する安岐総合支所の利活用策の検討
- 本庁・総合支所方式を活用して新たな組織を検討します。
 - ・地域コミュニティ行政会議（行政）を活用、本庁・支所の施策連携を検討

(2) 基本構想に沿った新庁舎建設の効果的な推進

- 新庁舎建設を総合的な方針により推進します。
 - ・新庁舎基本構想・基本計画に沿った建設の推進
 - ・新庁舎建設検討専門家委員による基本・実施設計の検証
 - ・基本・実施設計を公開し、市民、議会、職員の意見の反映
 - ・財政的な視点に立った建築費抑制策の検討・実践
 - ・建設後の維持管理コストの縮減に向けた取り組みの推進
- 新庁舎建設による市民サービス等への対策を強化します。
 - ・新庁舎の総合窓口化やワンストップサービス等を検討・実践
 - ・アストクにさきや中央公民館との相互補完による施設魅力化の推進
 - ・市民サービスに影響を及ぼさない新庁舎オープン環境の整備

(3) 高度化する政策法務業務や情報公開制度の適切な運用と効果的な行政情報管理の推進

- 政策法務や情報公開等について研修し、制度を適切に運用します。
 - ・政策法務や個人情報保護に関する研修の実施
- 情報セキュリティ対策を徹底し、行政情報を適切に管理します。
 - ・国東市情報セキュリティポリシーのさらなる充実・実践
 - ・情報セキュリティに関する職員の研修や内部監査の実施
- 情報システムの整備により、利便性の高いシステムを構築します。
 - ・冗長化※による災害に強い行政情報システムを検討・構築
 - ・窓口のワンストップ行政サービスに資する情報システムの構築
 - ・申請手続きのオンライン化推進のため電子申請手続きを推進
 - ・行政内部手続きの電子化により、行政の簡素化・効率化を推進
 - ・マイナンバーを利用した業務効率化の推進
 - ・国東市ファシリテーション計画との連携による未接続施設の解消

※冗長化……システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。

■成果指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|-----------|----|----------|-----------|-------|-----|------------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 新庁舎建設（本体） | | | 平成27年度内完成 | | | |
| 電子申請 | 件 | 452(H24) | 1,000 | 1,000 | — | 電子申請率へ変更予定 |

V-4

公平な課税・債権政策を推進し、行政経営の効率化に寄与します。

課税・徴収

■現状分析と施策の目的

平成5年から始まった地方分権改革により、三位一体の改革が推進され、地方への税源移譲が行われました。税源移譲により、地方自治体の自主財源が増えたものの、景気の動向や人口動態が市の歳入に直接影響を及ぼすようになりました。

最近は景気が回復基調にあると言え、円安による燃料代の高騰や地方への波及効果の遅れから地域経済は、依然として明るい兆しが見えていないのが現状です。一方で、一定の個人消費は、上向きとの報告もなされていますが、景気回復による賃金の上昇が企業や地域により不透明な部分を抱えており、個人消費の今後の同行が課題となっています。また、医療や年金などの社会保障費の増大により、さらなる消費税の増税が予定されていますが、景気の腰折れへの警戒からその時期は、不透明な状況にあります。

本市においては、平成19年の税源移譲で税収が増えたものの、就業人口の減少や景気低迷による影響から、税収が下落傾向にあり、平成23

年度は平成18年度の税源移譲前の水準にまで下がって来ています。

そのため自主財源の確保と納税・納付の公平性の観点から市税及び保険料（介護・後期高齢者）の滞納者に対して差し押さえなどの滞納整理を推進しています。平成25年度には債権管理条例を制定し、住宅や水道料などの私債権についても、適正な管理と回収を行い、悪質な滞納者については法的措置を視野に徴収の強化を図っています。

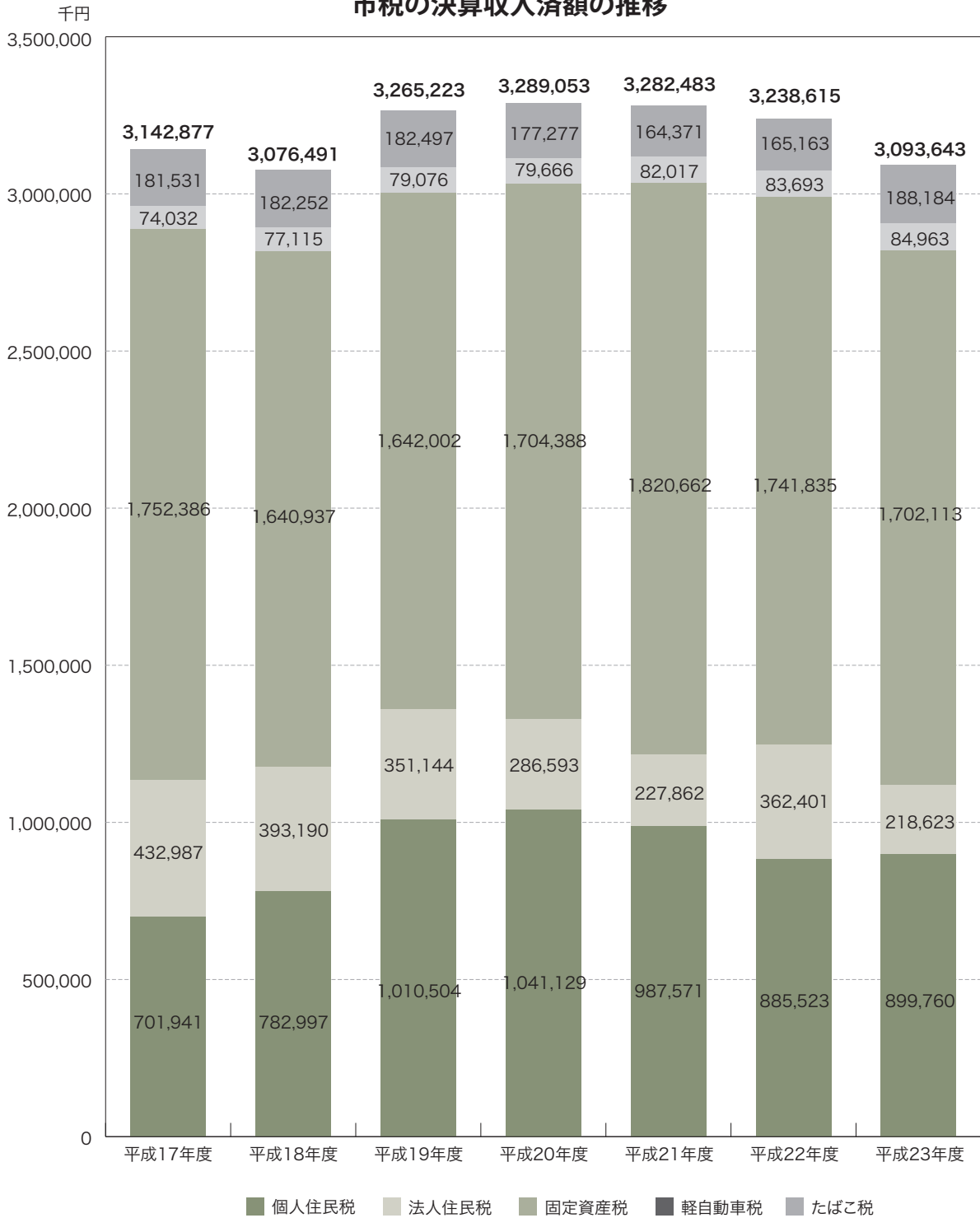
今後は、公平かつ適正な課税と確実な徴収を行うため、市税や保険料の目的や仕組みを市民にわかりやすく説明するとともに、その他の使用料等については、受益者負担の原則を明確にし、市民が納得して納付できるようにすることが求められています。

また、同時にライフスタイルや勤務形態の多様化に対応して納付機会を拡充（コンビニ収納等）し、市民にとって納付しやすい環境を整備することも求められています。



国東市新庁舎完成予想図（新庁舎建設基本設計より）

市税の決算収入済額の推移



■施策別の分類と主要な事業

(1) 市税及び使用料の公平で適切な賦課の推進

- 市税や保険料等の適切な賦課を推進するための体制を整備します。
 - ・市税等に関する職員のスキル向上と、公平で適切な賦課の実現
 - ・公平で適切な賦課を実現するため電算システムのさらなる充実
 - ・平成28年1月導入の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応
 - ・市税等の理念及び減免制度等の広報・周知活動の促進
- 使用料等の納付を促す施策を推進します。
 - ・使用料の受益者負担原則の広報・周知活動の促進

(2) 納税・納付の公平性を期し、
納付方法や滞納整理に関する対策の強化

- 納付方法の利便性を高め、市民の納付環境を整備します。
 - ・県と協力して住民税の特別徴収（給与天引）を推進
 - ・ライフスタイルや勤務形態に対応した納付方法（コンビニ収納等）の導入
 - ・口座振替制度の積極的な活用
- 市税等の滞納整理体制を強化して未収金を減少させます。
 - ・市税や保険料、使用料の徴収に関する体制を整備
 - ・債権管理条例等により市債権の適正な管理の推進
 - ・債権管理に関する職員のスキル向上とコンプライアンスの徹底
 - ・日常の債権管理を年間予定で検討・実践
 - ・適正な債権管理を行うための電算システムのさらなる充実

■成果指標

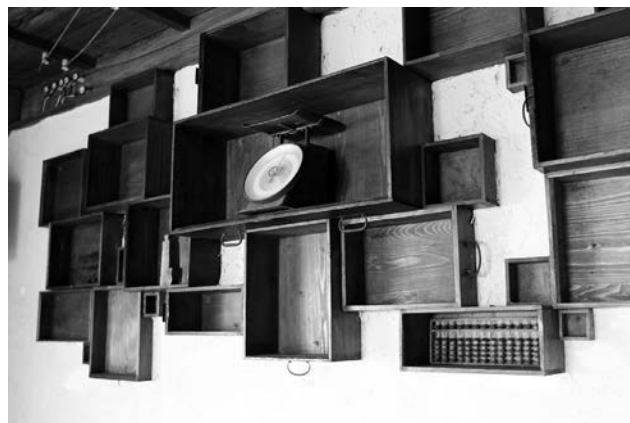
| 指標名 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | | 説明 |
|------------|----|-----------|------|------|------|-------|
| | | | H26 | H29 | H33 | |
| 固定資産税現年徴収率 | % | 97.7(H24) | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 現年分のみ |
| 住民税現年徴収率 | % | 98.2(H24) | 98.5 | 98.5 | 98.5 | 現年分のみ |
| 軽自動車税現年徴収率 | % | 97.7(H24) | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 現年分のみ |

第2節 市民満足度

「これからの国東市のための住民アンケート」で今回調査した満足度・不満足度の数値について調査項目別に一覧表として掲載いたしました。前節で記述した分野別計画の諸施策や成果指標については、行政として各種意見を取り入れながら実施する主要事業やその事業を実施する場合の目標となるべき数値となっています。しかし、施策の最終の目的は、行政が事業を実施し、成果指標に到達することにあるのではなく、市民の満足度が向上することにあります。

基本構想でも触れた通り、前期計画の最終年度

に同様の調査を実施して満足度・不満足度の数値と今回の数値を比較・検証することとしています。つまり、これからの4年間は満足度の数値が向上し、不満足度の数値が低下することを目的としてあらゆる施策を実施することになります。ここに、今回調査した満足度・不満足度を一覧表として掲載することで、市民満足度の調査による検証と評価、反映のサイクルを実行することを宣言するとともに、この一覧表を、前期基本計画終了年度までの満足度向上に向けた施策展開の灯火として活用することとします。



出典：これからの国東市のためのアンケート報告書

調査項目別の市民満足度等数値一覧表 (N = 2,390)

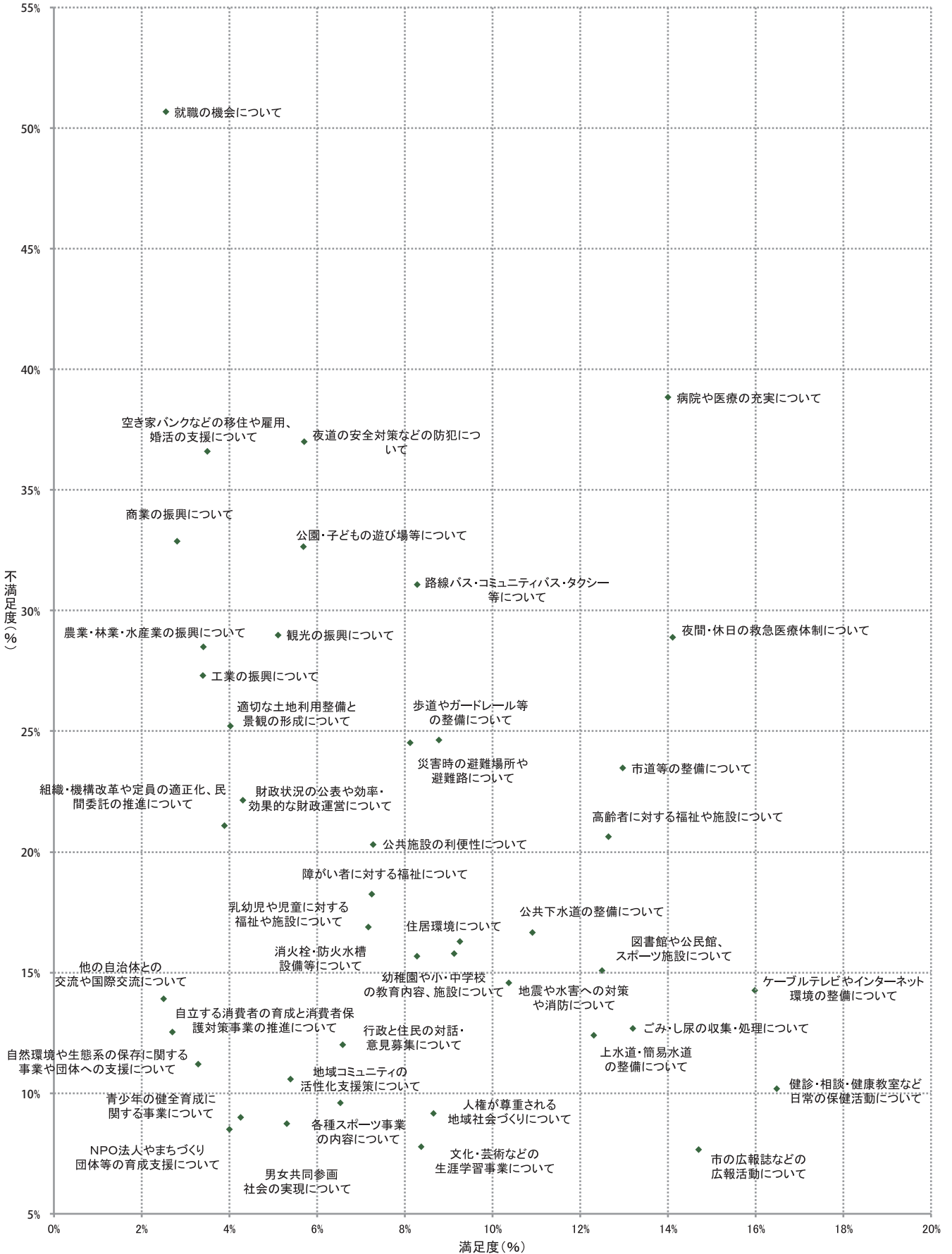
| NO | 調査項目 | 満足度 (H25) | 不満足度 (H25) |
|------|------------------------------|-----------|------------|
| (1) | 空き家バンクなどの移住や雇用、婚活の支援について | 3.5% | 36.6% |
| (2) | 健診・相談・健康教室など日常の保健活動について | 16.5% | 10.2% |
| (3) | 病院や医療の充実について | 14.0% | 38.8% |
| (4) | 夜間・休日の救急医療体制について | 14.1% | 28.9% |
| (5) | 乳幼児や児童に対する福祉や施設について | 7.2% | 16.9% |
| (6) | 障がい者に対する福祉について | 7.2% | 18.2% |
| (7) | 高齢者に対する福祉や施設について | 12.6% | 20.6% |
| (8) | 図書館や公民館、スポーツ施設について | 12.5% | 15.1% |
| (9) | 青少年の健全育成に関する事業について | 4.3% | 9.0% |
| (10) | 文化・芸術などの生涯学習事業について | 8.4% | 7.8% |
| (11) | 各種スポーツ事業の内容について | 6.5% | 9.6% |
| (12) | 幼稚園や小・中学校の教育内容、施設について | 9.1% | 15.8% |
| (13) | 農業・林業・水産業の振興について | 3.4% | 28.5% |
| (14) | 商業の振興について | 2.8% | 32.9% |
| (15) | 工業の振興について | 3.4% | 27.3% |
| (16) | 観光の振興について | 5.1% | 29.0% |
| (17) | 就職の機会について | 2.6% | 50.7% |
| (18) | 他の自治体との交流や国際交流について | 2.5% | 13.9% |
| (19) | 適切な土地利用整備と景観の形成について | 4.0% | 25.2% |
| (20) | 公園・子どもの遊び場等について | 5.7% | 32.6% |
| (21) | 住居環境について | 9.2% | 16.3% |
| (22) | 市道等の整備について | 13.0% | 23.5% |
| (23) | 路線バス・コミュニティバス・タクシー等について | 8.3% | 31.1% |
| (24) | ケーブルテレビやインターネット環境の整備について | 16.0% | 14.3% |
| (25) | 地震や水害への対策や消防について | 10.4% | 14.6% |
| (26) | 災害時の避難場所や避難路について | 8.1% | 24.5% |
| (27) | 消火栓・防火水槽設備等について | 8.3% | 15.7% |
| (28) | 歩道やガードレール等の整備について | 8.8% | 24.6% |
| (29) | 夜道の安全対策などの防犯について | 5.7% | 37.0% |
| (30) | 自立する消費者の育成と消費者保護対策事業の推進について | 2.7% | 12.6% |
| (31) | 自然環境や生態系の保存に関する事業や団体への支援について | 3.3% | 11.2% |
| (32) | ごみ・し尿の収集・処理について | 13.2% | 12.7% |
| (33) | 上水道・簡易水道の整備について | 12.3% | 12.4% |
| (34) | 公共下水道の整備について | 10.9% | 16.7% |
| (35) | 市の広報誌などの広報活動について | 14.7% | 7.7% |
| (36) | 行政と住民の対話・意見募集について | 6.6% | 12.0% |
| (37) | 地域コミュニティの活性化支援策について | 5.4% | 10.6% |
| (38) | 人権が尊重される地域社会づくりについて | 8.7% | 9.2% |
| (39) | 男女共同参画社会の実現について | 5.3% | 8.7% |
| (40) | 公共施設の利便性について | 7.3% | 20.3% |
| (41) | NPO法人やまちづくり団体等の育成支援について | 4.0% | 8.5% |
| (42) | 組織・機構改革や定員の適正化、民間委託の推進について | 3.9% | 21.1% |
| (43) | 財政状況の公表や効率・効果的な財政運営について | 4.3% | 22.1% |

※「N＝」は回答者数を表します。パーセントの母数となる数字です。

※満足度＝「満足」＋「どちらかといえば満足」を併せた回答数の全体に占める割合

不満足度＝「不満足」＋「どちらかといえば不満足」を併せた回答数の全体に占める割合

市民満足度と不満足度の関係散布図





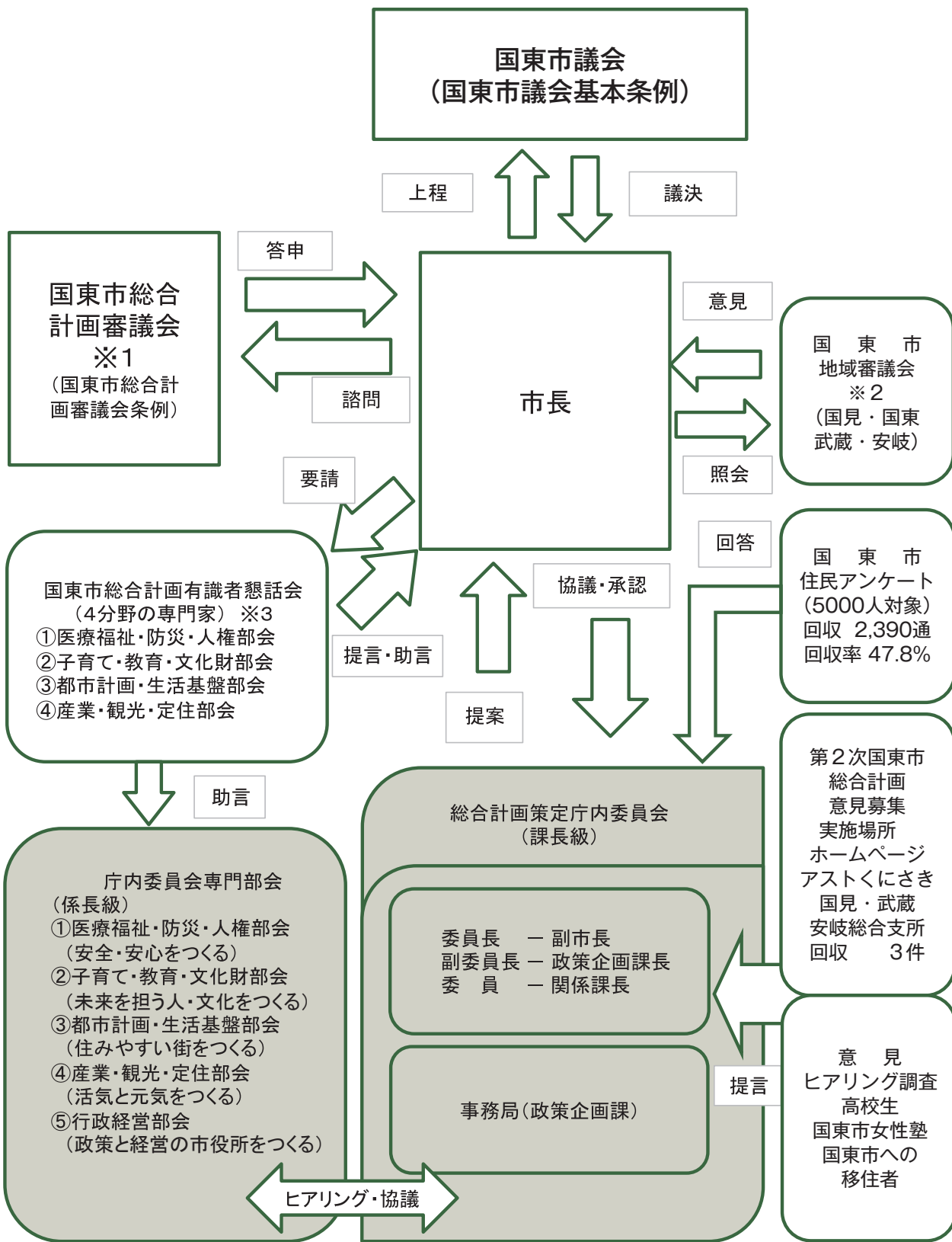
参考資料

KUNISAKI

第2次国東市総合計画策定体制
第2次国東市総合計画策定経過
国東市総合計画審議会（諮問書及び答申書）
国東市総合計画審議会条例
第2次国東市総合計画関係者名簿



第2次国東市総合計画策定体制



- ※1 総合計画について条例により審議した市長の諮問機関
- ※2 総合計画について市長が意見を求めた合併前区域にある審議会
- ※3 市長の要請により総合計画について助言・提言を求めた専門家組織

第2次国東市総合計画策定経過

| 日 | 時 | 経 | 過 |
|-------|--------------------|--|---|
| 平成24年 | 7月5日 ～ 7月17日 | 第1次国東市総合計画後期計画策定のための全課ヒアリングの実施 | |
| 平成24年 | 10月23日 10月24日 | 第1回国東市国見・国東・武蔵・安岐地域審議会で第1次国東市総合計画の全面改訂方針の説明 | |
| 平成24年 | 12月11日 | 国東市議会全員協議会にて第1次国東市総合計画の全面改訂方針の説明と意見照会 | |
| 平成25年 | 1月23日 ～ 2月6日 | 「これからの国東市のための住民アンケート」の実施 配布数5,000通 回収数2,390通 回収率47.8% | |
| 平成25年 | 2月22日 | 国東高校の「総合的学習の時間」に「国東市の人口フレームについて」の概要説明とアンケートの実施 | |
| 平成25年 | 5月8日 | 第1回国東市総合計画策定庁内委員会の開催 5つの専門部会の設置 ①医療福祉・防災・人権部会 ②子育て・教育・文化財部会 ③都市計画・生活基盤部会 ④産業・観光・定住部会 ⑤行政経営部会 | |
| 平成25年 | 6月26日 6月27日 | 第1回国東市国見・国東・武蔵・安岐地域審議会で「これからの国東市のための住民アンケート」報告と「国東市の人口フレーム」の概要説明と意見照会 | |
| 平成25年 | 7月5日 | 国東市女性塾の会合に参加して「これからの国東市のための住民アンケート」報告と「国東市の人口フレーム」の概要説明とこれからの国東市についてヒアリング | |
| 平成25年 | 7月11日 | 第1回国東市総合計画有識者懇話会の開催 総合計画の策定に向けた助言・提言 | |
| 平成25年 | 7月22日 7月23日 | 第1回国東市総合計画策定庁内委員会専門部会の開催 5つの専門部会ごとに「これからの国東市のための住民アンケート」報告と「国東市の人口フレーム」の概要説明と個別政策分野について協議 | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 平成25年 8月 1日 | 第1回国東市総合計画審議会の開催 国東市長による第2次国東市総合計画の諮問 「これからの国東市のための住民アンケート」報告と「国東市の人口フレーム」の概要説明と意見照会 |
| 平成25年 8月29日 9月 2日 9月 4日 | 国東市総合計画有識者懇話会委員と国東市総合計画策定庁内委員会専門部会員との勉強会の開催 4つの専門部会の個別・具体的事業について懇話会委員さんから提言・助言 |
| 平成25年 9月 5日 | 市外から国東市に移住した方へのこれからの国東市についてのヒアリング |
| 平成25年 9月18日 | 国東市議会全員協議会にて「これからの国東市のための住民アンケート」報告と「国東市の人口フレーム」の概要説明と意見照会 |
| 平成25年10月29日 10月30日 | 第2回国見・国東・武蔵・安岐地域審議会で第2次国東市総合計画（素案）の概要説明と意見照会 |
| 平成25年11月 8日 11月11日 | 第3回国東市総合計画策定庁内委員会専門部会の開催 第2次国東市総合計画（素案）の協議 |
| 平成25年11月27日 | 第3回国東市総合計画有識者懇話会の開催 第2次国東市総合計画（素案）に対する助言・提言 |
| 平成25年12月11日 | 国東市市議会全員協議会にて第2次国東市総合計画（素案）の概要説明と意見照会 |
| 平成25年12月18日 | 第2回国東市総合計画策定庁内委員会の開催 第2次国東市総合計画（素案）の協議 |
| 平成25年12月24日 | 第2回国東市総合計画審議会の開催 第2次国東市総合計画（案）の提示と審議 |
| 平成26年 1月 9日 ～ 1月22日 | 第2次国東市総合計画（案）に対する「意見募集」の実施 実施場所：ホームページ・アストくにさき・国見・武蔵・安岐総合支所 回収数 3件 |
| 平成26年 1月24日 | 第3回国東市総合計画審議会 第2次国東市総合計画（案）に対する答申 |
| 平成26年 2月17日 | 国東市議会全員協議会にて第2次国東市総合計画について説明 |
| 平成26年 3月 6日 | 国東市議会定例会にて第2次国東市総合計画の議決 |

国東市総合計画審議会（諮問書及び答申書）

国政企第 0801001 号

平成 25 年 8 月 1 日

国東市総合計画審議会
会 長 峯 野 律 雄 様

国東市長 三 河 明 史

『新国東市総合計画＝第 2 次国東市総合計画（第 1 次国東市総合計画全面改訂版）』
（案）について（諮問）

『新国東市総合計画＝第 2 次国東市総合計画（第 1 次国東市総合計画全面改訂版）』（案）に
ついて、国東市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、国東市総合計画審議会の意見を
求めます。

平成 26 年 1 月 24 日

国東市長 三 河 明 史 様

国東市総合計画審議会
会 長 峯 野 律 雄

第 2 次国東市総合計画（案）について（答申）

平成 25 年 8 月 1 日付け国政企第 0801001 号で諮問のあった『第 2 次国東市総合
計画』（案）について当審議会において慎重審議した結果、適当と認めましたので、国東市審
議会条例第 2 条の規定により答申いたします。なお、計画の遂行にあたっては、下記の事項
に配慮されますよう要望いたします。

記

1. 本計画の趣旨や将来像及び内容をわかりやすい形で市民に周知するとともに、計画の推
進にあたっては、広く市民の理解と協力を求めること。
2. 市民と行政の参加によるまちづくりを進め、効果的かつ効率的な基本施策を実施し本計
画の実現に努めること。

国東市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 31 日
条例第 35 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、国東市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、本市の総合計画に関し必要な事項について市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関及び関係団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、任期中であっても、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、議長となり、議事を総括する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(平 20 条例 4・平 24 条例 2・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日条例第 4 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第2次国東市総合計画関係者名簿

国東市総合計画審議会

敬称略 順不同

| 構成区分 | 役職 | 氏名 | 所属団体・役職等 |
|-----------------------------|-----|--------|-------------------|
| 関係団体の役員または学識経験者及び市長が必要と認める者 | 会長 | 峯野 律雄 | 国東市区長会会長 |
| | 副会長 | 高橋 とし子 | 社会福祉法人 安岐の郷 総合施設長 |
| | 委員 | 中田 博之 | 国東市商工会会長 |
| | 委員 | 瀧口 公明 | 国東市観光協会会長 |
| | 委員 | 二宮 浩一 | 国東市医師会会長 |
| | 委員 | 長廣 正光 | 専業農家 |
| | 委員 | 松岡 勇樹 | 株式会社アキ工作社 代表取締役社長 |
| | 委員 | 河野 恵美 | フリーアナウンサー |
| | 委員 | 重光 澄江 | 国東市PTA連合会 母親部会長 |
| | 委員 | 清水 未那 | 認定こども園 富来こども園 園長 |
| 市の職員 | 事務局 | 川野 幸男 | 副市長 |
| | | 吉水 良仲 | 政策企画課長 |
| | | 井上 浩 | 政策企画・男女共同参画係 |
| | | 村井 奈穂子 | 政策企画・男女共同参画係 |
| | | 上野 慎哉 | 政策企画・男女共同参画係 |
| | | 古河 俊介 | 政策企画・男女共同参画係 |

国東市総合計画有識者懇話会

敬称略 順不同

| 所属団体・役職等 | 氏名 | 専門部会担当 |
|----------------------------------|-------|---------------------------------|
| 大分大学 工学部教授 | 佐藤 誠治 | 都市計画・生活基盤部会 (住みやすいまちをつくる) |
| 立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部教授 | 三好 皓一 | 産業・観光・定住部会 (活気と元気をつくる) |
| 東九州短期大学 幼児教育学科 特任教授 (大分県教育委員) | 松田 順子 | 子育て・教育・文化財部会 (未来を担う人・文化をつくる) |
| 大分県社会福祉協議会 副会長 | 高橋 勉 | 医療福祉・防災・人権部会 (安全・安心をつくる) |

国東市総合計画策定庁内委員会名簿

敬称略 順不同

| 役職 | 職名 | 氏名 | 役職 | 職名 | 氏名 |
|------|-----------|-------|------|-----------|--------|
| 委員長 | 副市長 | 川野 幸男 | 委員 | 産業創出課長 | 中野 光二 |
| 副委員長 | 政策企画課長 | 吉水 良仲 | 委員 | 建設課長 | 桜木 長生 |
| 委員 | 総務課長 | 笠置 雄 | 委員 | 上下水道課長 | 河野 範雄 |
| 委員 | 国見総合支所長 | 猪俣 利治 | 委員 | 教育次長 | 本多 一夫 |
| 委員 | 武蔵総合支所長 | 幸松 義一 | 委員 | 学校教育課長 | 糸永 敏明 |
| 委員 | 安岐総合支所長 | 平山 尊博 | 委員 | 生涯学習課長 | 穴見 和彦 |
| 委員 | 秘書広報課長 | 萱島 祥彦 | 委員 | 文化財課長 | 高木 裕俊 |
| 委員 | 財政課長 | 橘 義和 | 委員 | 会計管理者 | 益戸 健吉 |
| 委員 | 契約検査課長 | 栗林 慎 | 委員 | 議会事務局長 | 中野 哲男 |
| 委員 | 税務課長 | 福井 修 | 委員 | 監査委員事務局長 | 秋広 英二 |
| 委員 | 市民健康課長 | 瀧口 新一 | 委員 | 農業委員会事務局長 | 花木 豊昭 |
| 委員 | 介護保険課長 | 徳地 裕一 | 委員 | 消防長 | 小田 宏規 |
| 委員 | 環境衛生課長 | 金丸 昭夫 | 委員 | 市民病院事務部長 | 手嶋 正美 |
| 委員 | 人権・同和対策課長 | 佐藤 光義 | 事務局長 | 政策企画係 | 井上 浩 |
| 委員 | 福祉事務所長 | 小股 龍郎 | 事務局 | | 村井 奈穂子 |
| 委員 | 農政課長 | 真城 孝之 | 事務局 | | 上野 慎哉 |
| 委員 | 林業水産課長 | 安松 英二 | 事務局 | | 古河 俊介 |
| 委員 | 商工観光課長 | 吉田 隆一 | | | |



